

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版	新 朱書き 修正	改定主旨・根拠																																																																																																																																																																																																																																				
<p style="text-align: center;">電気通信施設点検基準 (案) (2 / 3)</p> <p style="text-align: center;">個別点検</p> <p style="text-align: center;">令和7年3月</p> <p style="text-align: center;">目 次 (個別点検)</p> <table border="1" data-bbox="100 1016 1314 1738"> <tr><td>1</td><td>多重無線通信装置</td><td></td><td>4-1-3</td><td>デジタル端局装置 (SDH) 再生中継装置</td><td>27</td></tr> <tr><td>1-1</td><td>デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外)</td><td>1</td><td>4-1-4</td><td>デジタル端局装置 (SDH) 支線系SDH端局装置</td><td>28</td></tr> <tr><td>1-2</td><td>デジタル多重無線通信装置 (128QAM)</td><td>4</td><td>4-1-5</td><td>管理施設用小容量光伝送装置 (親局MPON)</td><td>29</td></tr> <tr><td>1-3</td><td>多重無線通信装置 (400MHz帯SS-SS対向型・多方向型)</td><td>7</td><td>4-1-6</td><td>管理施設用小容量光伝送装置 (子局SPON)</td><td>30</td></tr> <tr><td>1-4</td><td>多重無線通信装置 (400MHz帯SS-SS 小容量C型・D型)</td><td>8</td><td>4-1-7</td><td>管理施設用小容量光伝送装置WDM型 (親局MPON)</td><td>31</td></tr> <tr><td>1-5</td><td>デハイドレータ</td><td>9</td><td>4-1-8</td><td>管理施設用小容量光伝送装置WDM型 (子局SPON)</td><td>32</td></tr> <tr><td>1-6</td><td>FWA無線装置 (1.8GHz)</td><td>10</td><td>4-2-1</td><td>情報コンセント設備 (本局設備) FASTイーサネット方式</td><td>33</td></tr> <tr><td>1-7</td><td>デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外、新スプリアス規格準拠)</td><td>11</td><td>4-2-2</td><td>情報コンセント設備 (事務所設備) FASTイーサネット方式</td><td>34</td></tr> <tr><td>1-8</td><td>デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外、新スプリアス規格準拠)</td><td>15</td><td>4-2-3</td><td>情報コンセント設備 (出張所設備) FASTイーサネット方式</td><td>36</td></tr> <tr><td>2</td><td>端局装置</td><td></td><td>4-2-4</td><td>情報コンセント設備 (中継設備) FASTイーサネット方式</td><td>37</td></tr> <tr><td>2-1</td><td>デジタル端局装置</td><td>19</td><td>4-2-5</td><td>情報コンセント設備 (可搬端末装置) FASTイーサネット方式</td><td>38</td></tr> <tr><td>2-2</td><td>小容量デジタル端局装置</td><td>20</td><td>4-2-6</td><td>情報コンセント設備 (情報コンセント側光回線点検) FASTイーサネット方式</td><td>39</td></tr> <tr><td>2-3</td><td>網同期装置</td><td>21</td><td>4-3-1</td><td>光ファイバ線路統括管理装置</td><td>40</td></tr> <tr><td>3</td><td>遠方監視制御装置</td><td></td><td>4-3-2</td><td>光ファイバ線路中央監視装置</td><td>41</td></tr> <tr><td>3-1</td><td>遠方監視制御装置 (監視制御装置/被監視制御装置)</td><td>22</td><td>4-3-3</td><td>光ファイバ線路中央管理装置</td><td>42</td></tr> <tr><td>3-2</td><td>専用通信網監視制御装置 (監視制御装置/被監視制御装置)</td><td>23</td><td>4-3-4</td><td>光ファイバ線路監視装置</td><td>43</td></tr> <tr><td>4</td><td>光ファイバネットワーク関連装置</td><td></td><td>4-3-5</td><td>光ファイバ線路管理装置</td><td>44</td></tr> <tr><td>4-1-1</td><td>デジタル端局装置 (SDH) 本体</td><td>24</td><td>4-4-1</td><td>光ファイバケーブル線路 (地中電線路)</td><td>45</td></tr> <tr><td>4-1-2</td><td>デジタル端局装置 (SDH) 光中継増幅装置</td><td>26</td><td>4-4-2</td><td>光ファイバケーブル線路 (架空電線路)</td><td>45</td></tr> </table>	1	多重無線通信装置		4-1-3	デジタル端局装置 (SDH) 再生中継装置	27	1-1	デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外)	1	4-1-4	デジタル端局装置 (SDH) 支線系SDH端局装置	28	1-2	デジタル多重無線通信装置 (128QAM)	4	4-1-5	管理施設用小容量光伝送装置 (親局MPON)	29	1-3	多重無線通信装置 (400MHz帯SS-SS対向型・多方向型)	7	4-1-6	管理施設用小容量光伝送装置 (子局SPON)	30	1-4	多重無線通信装置 (400MHz帯SS-SS 小容量C型・D型)	8	4-1-7	管理施設用小容量光伝送装置WDM型 (親局MPON)	31	1-5	デハイドレータ	9	4-1-8	管理施設用小容量光伝送装置WDM型 (子局SPON)	32	1-6	FWA無線装置 (1.8GHz)	10	4-2-1	情報コンセント設備 (本局設備) FASTイーサネット方式	33	1-7	デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外、新スプリアス規格準拠)	11	4-2-2	情報コンセント設備 (事務所設備) FASTイーサネット方式	34	1-8	デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外、新スプリアス規格準拠)	15	4-2-3	情報コンセント設備 (出張所設備) FASTイーサネット方式	36	2	端局装置		4-2-4	情報コンセント設備 (中継設備) FASTイーサネット方式	37	2-1	デジタル端局装置	19	4-2-5	情報コンセント設備 (可搬端末装置) FASTイーサネット方式	38	2-2	小容量デジタル端局装置	20	4-2-6	情報コンセント設備 (情報コンセント側光回線点検) FASTイーサネット方式	39	2-3	網同期装置	21	4-3-1	光ファイバ線路統括管理装置	40	3	遠方監視制御装置		4-3-2	光ファイバ線路中央監視装置	41	3-1	遠方監視制御装置 (監視制御装置/被監視制御装置)	22	4-3-3	光ファイバ線路中央管理装置	42	3-2	専用通信網監視制御装置 (監視制御装置/被監視制御装置)	23	4-3-4	光ファイバ線路監視装置	43	4	光ファイバネットワーク関連装置		4-3-5	光ファイバ線路管理装置	44	4-1-1	デジタル端局装置 (SDH) 本体	24	4-4-1	光ファイバケーブル線路 (地中電線路)	45	4-1-2	デジタル端局装置 (SDH) 光中継増幅装置	26	4-4-2	光ファイバケーブル線路 (架空電線路)	45	<p style="text-align: center;">電気通信施設点検基準 (案) (2 / 3)</p> <p style="text-align: center;">個別点検</p> <p style="text-align: center;">令和8年3月</p> <p style="text-align: center;">目 次 (個別点検)</p> <table border="1" data-bbox="1374 1010 2588 1732"> <tr><td>1</td><td>多重無線通信装置</td><td></td><td>4-1-3</td><td>デジタル端局装置 (SDH) 再生中継装置</td><td>27</td></tr> <tr><td>1-1</td><td>デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外)</td><td>1</td><td>4-1-4</td><td>デジタル端局装置 (SDH) 支線系SDH端局装置</td><td>28</td></tr> <tr><td>1-2</td><td>デジタル多重無線通信装置 (128QAM)</td><td>4</td><td>4-1-5</td><td>管理施設用小容量光伝送装置 (親局MPON)</td><td>29</td></tr> <tr><td>1-3</td><td>多重無線通信装置 (400MHz帯SS-SS対向型・多方向型)</td><td>7</td><td>4-1-6</td><td>管理施設用小容量光伝送装置 (子局SPON)</td><td>30</td></tr> <tr><td>1-4</td><td>多重無線通信装置 (400MHz帯SS-SS 小容量C型・D型)</td><td>8</td><td>4-1-7</td><td>管理施設用小容量光伝送装置WDM型 (親局MPON)</td><td>31</td></tr> <tr><td>1-5</td><td>デハイドレータ</td><td>9</td><td>4-1-8</td><td>管理施設用小容量光伝送装置WDM型 (子局SPON)</td><td>32</td></tr> <tr><td>1-6</td><td>FWA無線装置 (1.8GHz)</td><td>10</td><td>4-2-1</td><td>情報コンセント設備 (本局設備) FASTイーサネット方式</td><td>33</td></tr> <tr><td>1-7</td><td>デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外、新スプリアス規格準拠)</td><td>11</td><td>4-2-2</td><td>情報コンセント設備 (事務所設備) FASTイーサネット方式</td><td>34</td></tr> <tr><td>1-8</td><td>デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外、新スプリアス規格準拠)</td><td>15</td><td>4-2-3</td><td>情報コンセント設備 (出張所設備) FASTイーサネット方式</td><td>36</td></tr> <tr><td>2</td><td>端局装置</td><td></td><td>4-2-4</td><td>情報コンセント設備 (中継設備) FASTイーサネット方式</td><td>37</td></tr> <tr><td>2-1</td><td>デジタル端局装置</td><td>19</td><td>4-2-5</td><td>情報コンセント設備 (可搬端末装置) FASTイーサネット方式</td><td>38</td></tr> <tr><td>2-2</td><td>小容量デジタル端局装置</td><td>20</td><td>4-2-6</td><td>情報コンセント設備 (情報コンセント側光回線点検) FASTイーサネット方式</td><td>39</td></tr> <tr><td>2-3</td><td>網同期装置</td><td>21</td><td>4-3-1</td><td>光ファイバ線路統括管理装置</td><td>40</td></tr> <tr><td>3</td><td>遠方監視制御装置</td><td></td><td>4-3-2</td><td>光ファイバ線路中央監視装置 (旧仕様(平成29年10月改定前))</td><td>41</td></tr> <tr><td>3-1</td><td>遠方監視制御装置 (監視制御装置/被監視制御装置)</td><td>22</td><td>4-3-3</td><td>光ファイバ線路中央管理装置 (旧仕様(平成29年10月改定前))</td><td>42</td></tr> <tr><td>3-2</td><td>専用通信網監視制御装置 (監視制御装置/被監視制御装置)</td><td>23</td><td>4-3-4</td><td>光ファイバ線路監視装置 (旧仕様(平成29年10月改定前))</td><td>43</td></tr> <tr><td>4</td><td>光ファイバネットワーク関連装置</td><td></td><td>4-3-5</td><td>光ファイバ線路管理装置 (旧仕様(平成29年10月改定前))</td><td>44</td></tr> <tr><td>4-1-1</td><td>デジタル端局装置 (SDH) 本体</td><td>24</td><td>4-4-1</td><td>光ファイバケーブル線路 (地中電線路)</td><td>45</td></tr> <tr><td>4-1-2</td><td>デジタル端局装置 (SDH) 光中継増幅装置</td><td>26</td><td>4-4-2</td><td>光ファイバケーブル線路 (架空電線路)</td><td>45</td></tr> </table>	1	多重無線通信装置		4-1-3	デジタル端局装置 (SDH) 再生中継装置	27	1-1	デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外)	1	4-1-4	デジタル端局装置 (SDH) 支線系SDH端局装置	28	1-2	デジタル多重無線通信装置 (128QAM)	4	4-1-5	管理施設用小容量光伝送装置 (親局MPON)	29	1-3	多重無線通信装置 (400MHz帯SS-SS対向型・多方向型)	7	4-1-6	管理施設用小容量光伝送装置 (子局SPON)	30	1-4	多重無線通信装置 (400MHz帯SS-SS 小容量C型・D型)	8	4-1-7	管理施設用小容量光伝送装置WDM型 (親局MPON)	31	1-5	デハイドレータ	9	4-1-8	管理施設用小容量光伝送装置WDM型 (子局SPON)	32	1-6	FWA無線装置 (1.8GHz)	10	4-2-1	情報コンセント設備 (本局設備) FASTイーサネット方式	33	1-7	デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外、新スプリアス規格準拠)	11	4-2-2	情報コンセント設備 (事務所設備) FASTイーサネット方式	34	1-8	デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外、新スプリアス規格準拠)	15	4-2-3	情報コンセント設備 (出張所設備) FASTイーサネット方式	36	2	端局装置		4-2-4	情報コンセント設備 (中継設備) FASTイーサネット方式	37	2-1	デジタル端局装置	19	4-2-5	情報コンセント設備 (可搬端末装置) FASTイーサネット方式	38	2-2	小容量デジタル端局装置	20	4-2-6	情報コンセント設備 (情報コンセント側光回線点検) FASTイーサネット方式	39	2-3	網同期装置	21	4-3-1	光ファイバ線路統括管理装置	40	3	遠方監視制御装置		4-3-2	光ファイバ線路中央監視装置 (旧仕様(平成29年10月改定前))	41	3-1	遠方監視制御装置 (監視制御装置/被監視制御装置)	22	4-3-3	光ファイバ線路中央管理装置 (旧仕様(平成29年10月改定前))	42	3-2	専用通信網監視制御装置 (監視制御装置/被監視制御装置)	23	4-3-4	光ファイバ線路監視装置 (旧仕様(平成29年10月改定前))	43	4	光ファイバネットワーク関連装置		4-3-5	光ファイバ線路管理装置 (旧仕様(平成29年10月改定前))	44	4-1-1	デジタル端局装置 (SDH) 本体	24	4-4-1	光ファイバケーブル線路 (地中電線路)	45	4-1-2	デジタル端局装置 (SDH) 光中継増幅装置	26	4-4-2	光ファイバケーブル線路 (架空電線路)	45	<p style="text-align: center;">改定主旨・根拠</p> <p style="text-align: center;">誤字修正</p> <p style="text-align: center;">削除 旧仕様であることを明記</p>
1	多重無線通信装置		4-1-3	デジタル端局装置 (SDH) 再生中継装置	27																																																																																																																																																																																																																																	
1-1	デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外)	1	4-1-4	デジタル端局装置 (SDH) 支線系SDH端局装置	28																																																																																																																																																																																																																																	
1-2	デジタル多重無線通信装置 (128QAM)	4	4-1-5	管理施設用小容量光伝送装置 (親局MPON)	29																																																																																																																																																																																																																																	
1-3	多重無線通信装置 (400MHz帯SS-SS対向型・多方向型)	7	4-1-6	管理施設用小容量光伝送装置 (子局SPON)	30																																																																																																																																																																																																																																	
1-4	多重無線通信装置 (400MHz帯SS-SS 小容量C型・D型)	8	4-1-7	管理施設用小容量光伝送装置WDM型 (親局MPON)	31																																																																																																																																																																																																																																	
1-5	デハイドレータ	9	4-1-8	管理施設用小容量光伝送装置WDM型 (子局SPON)	32																																																																																																																																																																																																																																	
1-6	FWA無線装置 (1.8GHz)	10	4-2-1	情報コンセント設備 (本局設備) FASTイーサネット方式	33																																																																																																																																																																																																																																	
1-7	デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外、新スプリアス規格準拠)	11	4-2-2	情報コンセント設備 (事務所設備) FASTイーサネット方式	34																																																																																																																																																																																																																																	
1-8	デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外、新スプリアス規格準拠)	15	4-2-3	情報コンセント設備 (出張所設備) FASTイーサネット方式	36																																																																																																																																																																																																																																	
2	端局装置		4-2-4	情報コンセント設備 (中継設備) FASTイーサネット方式	37																																																																																																																																																																																																																																	
2-1	デジタル端局装置	19	4-2-5	情報コンセント設備 (可搬端末装置) FASTイーサネット方式	38																																																																																																																																																																																																																																	
2-2	小容量デジタル端局装置	20	4-2-6	情報コンセント設備 (情報コンセント側光回線点検) FASTイーサネット方式	39																																																																																																																																																																																																																																	
2-3	網同期装置	21	4-3-1	光ファイバ線路統括管理装置	40																																																																																																																																																																																																																																	
3	遠方監視制御装置		4-3-2	光ファイバ線路中央監視装置	41																																																																																																																																																																																																																																	
3-1	遠方監視制御装置 (監視制御装置/被監視制御装置)	22	4-3-3	光ファイバ線路中央管理装置	42																																																																																																																																																																																																																																	
3-2	専用通信網監視制御装置 (監視制御装置/被監視制御装置)	23	4-3-4	光ファイバ線路監視装置	43																																																																																																																																																																																																																																	
4	光ファイバネットワーク関連装置		4-3-5	光ファイバ線路管理装置	44																																																																																																																																																																																																																																	
4-1-1	デジタル端局装置 (SDH) 本体	24	4-4-1	光ファイバケーブル線路 (地中電線路)	45																																																																																																																																																																																																																																	
4-1-2	デジタル端局装置 (SDH) 光中継増幅装置	26	4-4-2	光ファイバケーブル線路 (架空電線路)	45																																																																																																																																																																																																																																	
1	多重無線通信装置		4-1-3	デジタル端局装置 (SDH) 再生中継装置	27																																																																																																																																																																																																																																	
1-1	デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外)	1	4-1-4	デジタル端局装置 (SDH) 支線系SDH端局装置	28																																																																																																																																																																																																																																	
1-2	デジタル多重無線通信装置 (128QAM)	4	4-1-5	管理施設用小容量光伝送装置 (親局MPON)	29																																																																																																																																																																																																																																	
1-3	多重無線通信装置 (400MHz帯SS-SS対向型・多方向型)	7	4-1-6	管理施設用小容量光伝送装置 (子局SPON)	30																																																																																																																																																																																																																																	
1-4	多重無線通信装置 (400MHz帯SS-SS 小容量C型・D型)	8	4-1-7	管理施設用小容量光伝送装置WDM型 (親局MPON)	31																																																																																																																																																																																																																																	
1-5	デハイドレータ	9	4-1-8	管理施設用小容量光伝送装置WDM型 (子局SPON)	32																																																																																																																																																																																																																																	
1-6	FWA無線装置 (1.8GHz)	10	4-2-1	情報コンセント設備 (本局設備) FASTイーサネット方式	33																																																																																																																																																																																																																																	
1-7	デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外、新スプリアス規格準拠)	11	4-2-2	情報コンセント設備 (事務所設備) FASTイーサネット方式	34																																																																																																																																																																																																																																	
1-8	デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外、新スプリアス規格準拠)	15	4-2-3	情報コンセント設備 (出張所設備) FASTイーサネット方式	36																																																																																																																																																																																																																																	
2	端局装置		4-2-4	情報コンセント設備 (中継設備) FASTイーサネット方式	37																																																																																																																																																																																																																																	
2-1	デジタル端局装置	19	4-2-5	情報コンセント設備 (可搬端末装置) FASTイーサネット方式	38																																																																																																																																																																																																																																	
2-2	小容量デジタル端局装置	20	4-2-6	情報コンセント設備 (情報コンセント側光回線点検) FASTイーサネット方式	39																																																																																																																																																																																																																																	
2-3	網同期装置	21	4-3-1	光ファイバ線路統括管理装置	40																																																																																																																																																																																																																																	
3	遠方監視制御装置		4-3-2	光ファイバ線路中央監視装置 (旧仕様(平成29年10月改定前))	41																																																																																																																																																																																																																																	
3-1	遠方監視制御装置 (監視制御装置/被監視制御装置)	22	4-3-3	光ファイバ線路中央管理装置 (旧仕様(平成29年10月改定前))	42																																																																																																																																																																																																																																	
3-2	専用通信網監視制御装置 (監視制御装置/被監視制御装置)	23	4-3-4	光ファイバ線路監視装置 (旧仕様(平成29年10月改定前))	43																																																																																																																																																																																																																																	
4	光ファイバネットワーク関連装置		4-3-5	光ファイバ線路管理装置 (旧仕様(平成29年10月改定前))	44																																																																																																																																																																																																																																	
4-1-1	デジタル端局装置 (SDH) 本体	24	4-4-1	光ファイバケーブル線路 (地中電線路)	45																																																																																																																																																																																																																																	
4-1-2	デジタル端局装置 (SDH) 光中継増幅装置	26	4-4-2	光ファイバケーブル線路 (架空電線路)	45																																																																																																																																																																																																																																	

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
4-4-3	光ファイバケーブル線路 (屋内電線路)	46	7	テレメータ・放流警報装置		
4-5	I Pネットワーク個別点検 (波長多重伝送装置 (WDM)、デジタル端局装置 (RPR)、L3-SW)	47	7-1-1	テレメータ監視局装置	68	
4-6	I Pネットワーク個別点検 (デジタル端局装置 (MPE方式))	49	7-1-2	テレメータ中継局装置 (V-V中継)	71	
4-7	I Pネットワーク個別点検 (波長多重伝送装置 (MPE方式)、光中継増幅装置 (MPE方式))	50	7-1-3	テレメータ中継局装置 (μ -V中継)	74	
4-8	I Pネットワーク個別点検 (MPEコントローラ)	51	7-1-4	テレメータ観測局装置	77	
5	超短波無線電話装置		7-1-5	テレメータ監視局装置 (新スプリアス規格準拠)	80	
5-1	超短波無線電話装置 (F X・F B) (トンネル無線補助設備を含む)	52	7-1-6	テレメータ中継局装置 (V-V中継:新スプリアス規格準拠)	83	
5-2	超短波無線電話装置 (ML)	54	7-1-7	テレメータ中継局装置 (μ -V中継:新スプリアス規格準拠)	86	
5-3	超短波無線電話装置 (60MHz帯 F X・F B) (新スプリアス規格準拠)	55	7-1-8	テレメータ観測局装置 (新スプリアス規格準拠)	89	
5-4	超短波無線電話装置 (ML) (新スプリアス規格準拠)	57	7-2-1	放流警報監視局装置	92	
5-5	国土交通省デジタル陸上移動通信システム (基地局無線装置 (F B)、携帯基地局無線装置 (F P))	58	7-2-2	放流警報中継局装置 (V-V中継)	95	
5-6	国土交通省デジタル陸上移動通信システム (車載型無線装置 (ML、MP))	60	7-2-3	放流警報中継局装置 (μ -V中継)	98	
5-7	国土交通省デジタル陸上移動通信システム (携帯型無線装置 (ML、MP))	61	7-2-4	放流警報局装置	101	
5-8	国土交通省デジタル陸上移動通信システム (遠隔通信装置・遠隔通信制御装置)	62	7-2-5	放流警報監視局装置 (新スプリアス規格準拠)	104	
6	K-COSMOS装置		7-2-6	放流警報中継局装置 (V-V中継:新スプリアス規格準拠)	107	
6-1	K-COSMOS装置 (総括局装置 (S S))	63	7-2-7	放流警報中継局装置 (μ -V中継:新スプリアス規格準拠)	110	
6-2	K-COSMOS装置 (統制局装置 (C S))	63	7-2-8	放流警報局装置 (新スプリアス規格準拠)	113	
6-3	K-COSMOS装置 (基地局装置 (F B))	64	7-3-1	テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ1)	116	
6-4	K-COSMOS装置 (車載型移動局装置 (ML))	65	7-3-2	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ1) (V-V中継)	119	
6-5	K-COSMOS装置 (携帯型移動局装置 (ML))	66	7-3-3	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ1) (μ -V中継)	122	
6-6	K-COSMOS装置 (光中継増幅装置・光端末中継装置)	67	7-3-4	テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ1)	125	
4-4-3	光ファイバケーブル線路 (屋内電線路)	46	7	テレメータ・放流警報装置		
4-5	I Pネットワーク個別点検 (波長多重伝送装置 (WDM)、デジタル端局装置 (RPR)、L3-SW)	47	7-1-1	テレメータ監視局装置	68	
4-6	I Pネットワーク個別点検 (デジタル端局装置 (MPE方式))	49	7-1-2	テレメータ中継局装置 (V-V中継)	71	
4-7	I Pネットワーク個別点検 (波長多重伝送装置 (MPE方式)、光中継増幅装置 (MPE方式))	50	7-1-3	テレメータ中継局装置 (μ -V中継)	74	
4-8	I Pネットワーク個別点検 (MPEコントローラ)	51	7-1-4	テレメータ観測局装置	77	
5	超短波無線電話装置		7-1-5	テレメータ監視局装置 (新スプリアス規格準拠)	80	
5-1	超短波無線電話装置 (F X・F B) (トンネル無線補助設備を含む)	52	7-1-6	テレメータ中継局装置 (V-V中継:新スプリアス規格準拠)	83	
5-2	超短波無線電話装置 (ML)	54	7-1-7	テレメータ中継局装置 (μ -V中継:新スプリアス規格準拠)	86	
5-3	超短波無線電話装置 (60MHz帯 F X・F B) (新スプリアス規格準拠)	55	7-1-8	テレメータ観測局装置 (新スプリアス規格準拠)	89	
5-4	超短波無線電話装置 (ML) (新スプリアス規格準拠)	57	7-2-1	放流警報監視局装置	92	
5-5	国土交通省デジタル陸上移動通信システム (基地局無線装置 (F B)、携帯基地局無線装置 (F P))	58	7-2-2	放流警報中継局装置 (V-V中継)	95	
5-6	国土交通省デジタル陸上移動通信システム (車載型無線装置 (ML、MP))	60	7-2-3	放流警報中継局装置 (μ -V中継)	98	
5-7	国土交通省デジタル陸上移動通信システム (携帯型無線装置 (ML、MP))	61	7-2-4	放流警報局装置	101	
5-8	国土交通省デジタル陸上移動通信システム (遠隔通信装置・遠隔通信制御装置)	62	7-2-5	放流警報監視局装置 (新スプリアス規格準拠)	104	
6	K-COSMOS装置		7-2-6	放流警報中継局装置 (V-V中継:新スプリアス規格準拠)	107	
6-1	K-COSMOS装置 (総括局装置 (S S))	63	7-2-7	放流警報中継局装置 (μ -V中継:新スプリアス規格準拠)	110	
6-2	K-COSMOS装置 (統制局装置 (C S))	63	7-2-8	放流警報局装置 (新スプリアス規格準拠)	113	
6-3	K-COSMOS装置 (基地局装置 (F B))	64	7-3-1	テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ1)	116	
6-4	K-COSMOS装置 (車載型移動局装置 (ML))	65	7-3-2	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ1) (V-V中継)	119	
6-5	K-COSMOS装置 (携帯型移動局装置 (ML))	66	7-3-3	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ1) (μ -V中継)	122	
6-6	K-COSMOS装置 (光中継増幅装置・光端末中継装置)	67	7-3-4	テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ1)	125	

削除

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版				新 朱書き修正				改定主旨・根拠							
7-3-5	テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ1:新スブリアス規格準拠)	128	9-3	制御処理装置 (ヘリテレ用)	178	7-3-5	テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ1:新スブリアス規格準拠)	128	9-3	削除	制御処理装置 (ヘリテレ用)	178	削除		
7-3-6	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ1:新スブリアス規格準拠) (V-V中継)	131	9-4	連絡用無線装置 (ヘリテレ用)	180	7-3-6	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ1:新スブリアス規格準拠) (V-V中継)	131	9-4	削除	連絡用無線装置 (ヘリテレ用)	180			
7-3-7	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ1:新スブリアス規格準拠) (μ -V中継)	134	9-5	データ伝送用無線装置 (ヘリテレ用)	181	7-3-7	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ1:新スブリアス規格準拠) (μ -V中継)	134	9-5	削除	データ伝送用無線装置 (ヘリテレ用)	181			
7-3-8	テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ1:新スブリアス規格準拠)	137	9-6	監視制御モニタ装置 (ヘリテレ用)	182	7-3-8	テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ1:新スブリアス規格準拠)	137	9-6	削除	監視制御モニタ装置 (ヘリテレ用)	182			
7-4-1	テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ2)	140	9-7	受信用移動型 (ヘリテレ用)	183	7-4-1	テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ2)	140	9-7	削除	受信用移動型 (ヘリテレ用)	183			
7-4-2	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2) (V-V中継)	143	9-8	連絡用無線装置 (ヘリテレ用:新スブリアス規格準拠)	184	7-4-2	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2) (V-V中継)	143	9-8	削除	連絡用無線装置 (ヘリテレ用:新スブリアス規格準拠)	184			
7-4-3	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2) (μ -V中継)	146	衛星通信装置			7-4-3	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2) (μ -V中継)	146	10 衛星通信装置						
7-4-4	テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ2)	149	10-1-1	削除 (衛星通信装置 (固定局アンテナ装置) 平成28年11月廃止)	185	7-4-4	テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ2)	149	10-1-1	削除	(衛星通信装置 (固定局アンテナ装置) 平成28年11月廃止)	185			
7-4-5	テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ2:新スブリアス規格準拠)	152	10-1-2	削除 (衛星通信装置 (固定局送受信装置) 平成28年11月廃止)	185	7-4-5	テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ2:新スブリアス規格準拠)	152	10-1-2	削除	(衛星通信装置 (固定局送受信装置) 平成28年11月廃止)	185			
7-4-6	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2:新スブリアス規格準拠)	155	10-1-3	削除 (衛星通信装置 (固定局個別通信端局装置) 平成28年11月廃止)	185	7-4-6	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2:新スブリアス規格準拠)	155	10-1-3	削除	(衛星通信装置 (固定局個別通信端局装置) 平成28年11月廃止)	185			
7-4-7	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2:新スブリアス規格準拠) (μ -V中継)	158	10-1-4	削除 (衛星通信装置 (固定局画像端局装置) 平成28年11月廃止)	185	7-4-7	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2:新スブリアス規格準拠) (μ -V中継)	158	10-1-4	削除	(衛星通信装置 (固定局画像端局装置) 平成28年11月廃止)	185			
7-4-8	テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ2:新スブリアス規格準拠)	161	10-1-5	削除 (衛星通信装置 (固定局回線制御装置 (本省局のみ)) 平成28年11月廃止)	185	7-4-8	テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ2:新スブリアス規格準拠)	161	10-1-5	削除	(衛星通信装置 (固定局回線制御装置 (本省局のみ)) 平成28年11月廃止)	185			
7-5-1	テレメータ監視局装置 (自律型)	164	10-2-1	削除 (衛星通信装置 (車載型送受信装置) 平成28年11月廃止)	185	7-5-1	テレメータ監視局装置 (自律型)	164	10-2-1	削除	(衛星通信装置 (車載型送受信装置) 平成28年11月廃止)	185			
7-5-2	テレメータ中継局装置 (自律型) (V-V中継:新スブリアス規格準拠)	166	10-2-2	削除 (衛星通信装置 (車載型個別通信端局装置) 平成28年11月廃止)	185	7-5-2	テレメータ中継局装置 (自律型) (V-V中継:新スブリアス規格準拠)	166	10-2-2	削除	(衛星通信装置 (車載型個別通信端局装置) 平成28年11月廃止)	185			
7-5-3	テレメータ中継局装置 (自律型) (V- μ およびV-I中継)	170	10-2-3	削除 (衛星通信装置 (車載型画像端局装置) 平成28年11月廃止)	185	7-5-3	テレメータ中継局装置 (自律型) (V- μ およびV-I中継)	170	10-2-3	削除	(衛星通信装置 (車載型画像端局装置) 平成28年11月廃止)	185			
7-5-4	テレメータ観測局装置 (自律型:新スブリアス規格準拠)	172	10-2-4	削除 (衛星通信装置 (車載型アンテナ装置) 平成28年11月廃止)	185	7-5-4	テレメータ観測局装置 (自律型:新スブリアス規格準拠)	172	10-2-4	削除	(衛星通信装置 (車載型アンテナ装置) 平成28年11月廃止)	185			
模写電送装置				10-3-1	削除 (Ku-SAT (制御地球局) 平成28年11月廃止)	185	8 模写電送装置								
8-1	蓄積同報装置	175	10-3-2	削除 (Ku-SAT (制御地球局回線制御装置) 平成28年11月廃止)	185	8-1	削除	蓄積同報装置	175	10-3-2	削除	(Ku-SAT (制御地球局回線制御装置) 平成28年11月廃止)		185	削除
画像伝送受信装置 (ヘリテレ用)				10-3-3	削除 (Ku-SAT (固定・可搬型) 平成28年11月廃止)	185	9 画像伝送受信装置 (ヘリテレ用)								
9-1	画像受信用固定型 (ヘリテレ用)	176	10-4-1	衛星通信装置 (車載局アンテナ装置・送受信装置)	186	9-1	削除	画像受信用固定型 (ヘリテレ用)	176	10-4-1	衛星通信装置 (車載局アンテナ装置・送受信装置)	186		削除	
9-2	空中線駆動装置 (ヘリテレ用)	177	10-4-2	衛星通信装置 (車載局端局装置)	187	9-2	削除	空中線駆動装置 (ヘリテレ用)	177	10-4-2	衛星通信装置 (車載局端局装置)	187			

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版				新 朱書き修正				改定主旨・根拠				
10- 4- 3	衛星通信装置 (可搬局装置)	188	13- 1	無停電電源装置 (触媒栓付)	206	10- 4- 3	衛星通信装置 (可搬局装置)	188	13	無停電電源装置 (CVCF)		削除
10- 4- 4	衛星通信装置 (固定局アンテナ装置)	189	13- 2	無停電電源装置 (MSE形等)	207	10- 4- 4	衛星通信装置 (固定局アンテナ装置)	189	13- 1	無停電電源装置 (触媒栓付)	206	
10- 4- 5	衛星通信装置 (固定局送受信装置)	190	13- 3	無停電電源装置 (汎用小容量 UPS20kVA以下)	208	10- 4- 5	衛星通信装置 (固定局送受信装置)	190	13- 2	無停電電源装置 (MSE形等)	207	
10- 4- 6	衛星通信装置 (固定局端局装置)	191	CCTV装置			10- 4- 6	衛星通信装置 (固定局端局装置)	191	13- 3	無停電電源装置 (汎用小容量 UPS20kVA以下)	208	
10- 4- 7	衛星通信装置 (固定局衛星通信端末装置)	192	14- 1	カメラ設備 (カメラ装置・機側装置)	209	10- 4- 7	衛星通信装置 (固定局衛星通信端末装置)	192	14	CCTV装置		
10- 5	衛星通信装置 (固定局送受信装置：新スプリアス規格準拠)	193	14- 2	監視制御設備 (CCTV制御装置、操作部)	210	10- 5	衛星通信装置 (固定局送受信装置：新スプリアス規格準拠)	193	14- 1	カメラ設備 (カメラ装置・機側装置)	209	
画像符号化装置			テレビ共聴装置			11 画像符号化装置			14- 2	監視制御設備 (CCTV制御装置、操作部)	210	
11- 1	画像符号化装置	194	15- 1	テレビ放送波受信アンテナ部	211	11- 1	削除 画像符号化装置	194	15	テレビ共聴装置		
11- 2	IPコーデック (IPエンコーダ、IPデコーダ)	195	15- 2	テレビ共聴装置 (ヘッドエンド装置)	212	11- 2	IPコーデック (IPエンコーダ、IPデコーダ)	195	15- 1	テレビ放送波受信アンテナ部	211	
直流電源装置			15- 3	テレビ共聴装置 (共聴伝送路)	213	12 直流電源装置			15- 2	テレビ共聴装置 (ヘッドエンド装置)	212	
12- 1	直流電源装置 (多重無線設備用 (触媒栓付))	196	15- 4	テレビ共聴装置 (光受信機、光中継部)	214	12- 1	直流電源装置 (多重無線設備用 (触媒栓付))	196	15- 3	テレビ共聴装置 (共聴伝送路)	213	
12- 2	直流電源装置 (多重無線設備用 (MSE形等))	197	自動電話交換装置			12- 2	直流電源装置 (多重無線設備用 (MSE形等))	197	15- 4	テレビ共聴装置 (光受信機、光中継部)	214	
12- 3	直流電源装置 (テレメータKR用 (触媒栓付))	198	16- 1	電子型交換装置	216	12- 3	直流電源装置 (テレメータKR用 (触媒栓付))	198	16	自動電話交換装置		
12- 4	直流電源装置 (テレメータKR用 (MSE形等))	199	16- 2	簡易型交換装置	218	12- 4	直流電源装置 (テレメータKR用 (MSE形等))	199	16- 1	電子型交換装置	216	
12- 5	直流電源装置 (テレメータB型用)	200	16- 3-1	VoIP交換装置 (IP電話交換装置)	219	12- 5	直流電源装置 (テレメータB型用)	200	16- 2	簡易型交換装置	218	
12- 6	太陽電池 (テレメータ用)	201	16- 3-2	VoIP交換装置 (保守コンソール)	220	12- 6	太陽電池 (触媒栓付)	201	16- 3-1	VoIP交換装置 (IP電話交換装置)	219	
12- 7	直流電源装置 (交換機用 (触媒栓付))	202	16- 3-3	VoIP交換装置 (フロアL2スイッチ)	220	12- 7	太陽電池 (MSE形等)	202	16- 3-2	VoIP交換装置 (保守コンソール)	220	
12- 8	直流電源装置 (交換機用 (MSE形等))	203	16- 3-4	VoIP交換装置 (認証サーバ)	221	12- 8	直流電源装置 (交換機用 (触媒栓付))		16- 3-3	VoIP交換装置 (フロアL2スイッチ)	220	
12- 9	直流電源装置 (48V通信設備用)	204	16- 3-5	VoIP交換装置 (DHCPサーバ)	222	12- 9	直流電源装置 (交換機用 (MSE形等))	203	16- 3-4	VoIP交換装置 (認証サーバ)	221	
12- 10	直流電源装置 (48V通信設備用 (AF型))	205	16- 3-6	VoIP交換装置 (無線LANスイッチ)	222	12- 10	直流電源装置 (48V通信設備用)	204	16- 3-5	VoIP交換装置 (DHCPサーバ)	222	
無停電電源装置 (CVCF)			16- 3-7	VoIP交換装置 (無線LANアクセスポイント)	223	12- 11	直流電源装置 (48V通信設備用 (AF型))	205	16- 3-6	VoIP交換装置 (無線LANスイッチ)	222	

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版		新 朱書き修正		改定主旨・根拠	
17 鉄塔・反射板		16- 3-7 V o I P交換装置（無線LANアクセスポイント）	223	20- 1 通行止装置（制御器、表示板、遮断機）	239
17- 1 鉄塔・反射板	224	17 鉄塔・反射板	224	21 ラジオ再放送装置・路側放送装置	
18 道路情報表示装置		17- 1 鉄塔・反射板	224	21- 1 ラジオ再放送装置	240
18- 1 道路情報表示装置（主制御機）	225	18 道路情報表示装置		21- 2 路側放送装置	242
18- 2 A形、A2形電光式表示機	226	18- 1 道路情報表示装置（主制御機）	225	21- 3 路側放送装置（新スプリアス規格準拠）	244
18- 3 A形、B形字幕・透光式表示機	227	18- 2 A形、A2形電光式表示機	226	22 センサ	
18- 4 HL1～5形表示機	228	18- 3 A形、B形字幕・透光式表示機	227	22- 1 雨量計	246
19 道路トンネル非常用装置		18- 4 HL1～5形表示機	228	22- 2 水位計（水研62型）	247
19- 1 道路トンネル非常用装置（制御装置）	229	19 道路トンネル非常用装置		22- 3 水位計（水晶式）	248
19- 2 道路トンネル非常用装置（副制御装置）	231	19- 1 道路トンネル非常用装置（制御装置）	229	22- 4 音波水位計	249
19- 3 道路トンネル非常用装置（受信制御装置）	233	19- 2 道路トンネル非常用装置（副制御装置）	231	22- 5 超音波積雪深計	250
19- 4 道路トンネル非常用装置（警報表示板、補助警報表示板）	234	19- 3 道路トンネル非常用装置（受信制御装置）	233	22- 6 光波積雪深計	251
19- 5 道路トンネル非常用装置（モニタ盤）	235	19- 4 道路トンネル非常用装置（警報表示板、補助警報表示板）	234	22- 7 風向風速計	252
19- 6 道路トンネル非常用装置（監視盤）	236	19- 5 道路トンネル非常用装置（モニタ盤）	235	22- 8 温度計（白金抵抗体）	253
19- 7 押しボタン式通報装置	236	19- 6 道路トンネル非常用装置（監視盤）	236	22- 9 埋設路面温度計（白金抵抗体）	254
19- 8 非常電話機	237	19- 7 押しボタン式通報装置	236	22- 10 路面凍結検知装置	255
19- 9 誘導表示板	237	19- 8 非常電話機	237	22- 11 車種別車両感知器（センサ）	256
19- 10 火災受信盤	238	19- 9 誘導表示板	237	22- 12 車種別車両感知器（中央装置）	257
19- 11 火災検知器	238	19- 10 火災受信盤	238	22- 13 V I計	259
20 通行止装置		19- 11 火災検知器	238	22- 14 簡易型交通量計測装置（超音波送受波センサ方式）	260
20- 1 通行止装置（制御器、表示板、遮断機）	239	20 通行止装置		23 付属設備	
				23- 1 耐雷トランス（低圧用）	262

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠																																																																																																																																																																																																																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">24 電子応用共通機器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24- 1</td> <td>処理装置（入出力コンソール、通信制御装置含む）（ダム管理用制御処理装置、レーダ雨（雪）量計システム、地震情報システム）</td> <td style="text-align: right;">262</td> </tr> <tr> <td>24- 2</td> <td>液晶ディスプレイ</td> <td style="text-align: right;">263</td> </tr> <tr> <td>24- 3</td> <td>端末装置（ワークステーション、パーソナルコンピュータ）</td> <td style="text-align: right;">264</td> </tr> <tr> <td>24- 4</td> <td>端末装置（LAN（ブリッジ、ルータ））</td> <td style="text-align: right;">265</td> </tr> <tr> <td>24- 5</td> <td>サーバ（ファイルサーバ、プリンタサーバ、その他）</td> <td style="text-align: right;">265</td> </tr> <tr> <td>24- 6</td> <td>C D T受信装置</td> <td style="text-align: right;">266</td> </tr> <tr> <td>24- 7</td> <td>C D T送信装置</td> <td style="text-align: right;">266</td> </tr> <tr> <td>24- 8</td> <td>表示板（壁掛け式）</td> <td style="text-align: right;">267</td> </tr> <tr> <td>24- 9</td> <td>表示板（床据付式）</td> <td style="text-align: right;">267</td> </tr> <tr> <td>24- 10</td> <td>ビデオプロジェクタ</td> <td style="text-align: right;">268</td> </tr> <tr> <td>24- 11</td> <td>時計装置</td> <td style="text-align: right;">268</td> </tr> <tr> <td>24- 12</td> <td>分電盤</td> <td style="text-align: right;">269</td> </tr> <tr> <td colspan="2">25 河川情報システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25- 1</td> <td>河川情報システム（通信制御装置・その他サーバ）</td> <td style="text-align: right;">270</td> </tr> <tr> <td>25- 2</td> <td>河川情報システム（分岐切替装置）</td> <td style="text-align: right;">271</td> </tr> <tr> <td>25- 3</td> <td>統一河川情報システムサーバ</td> <td style="text-align: right;">272</td> </tr> <tr> <td>25- 4</td> <td>統一河川情報システム負荷分散装置</td> <td style="text-align: right;">272</td> </tr> <tr> <td colspan="2">26 道路情報システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26- 1</td> <td>道路情報システム（通信制御装置／処理装置）</td> <td style="text-align: right;">273</td> </tr> <tr> <td>26- 2</td> <td>道路情報システム（インタフェース変換装置）</td> <td style="text-align: right;">274</td> </tr> </table>	24 電子応用共通機器			24- 1	処理装置（入出力コンソール、通信制御装置含む）（ダム管理用制御処理装置、レーダ雨（雪）量計システム、地震情報システム）	262	24- 2	液晶ディスプレイ	263	24- 3	端末装置（ワークステーション、パーソナルコンピュータ）	264	24- 4	端末装置（LAN（ブリッジ、ルータ））	265	24- 5	サーバ（ファイルサーバ、プリンタサーバ、その他）	265	24- 6	C D T受信装置	266	24- 7	C D T送信装置	266	24- 8	表示板（壁掛け式）	267	24- 9	表示板（床据付式）	267	24- 10	ビデオプロジェクタ	268	24- 11	時計装置	268	24- 12	分電盤	269	25 河川情報システム			25- 1	河川情報システム（通信制御装置・その他サーバ）	270	25- 2	河川情報システム（分岐切替装置）	271	25- 3	統一河川情報システムサーバ	272	25- 4	統一河川情報システム負荷分散装置	272	26 道路情報システム			26- 1	道路情報システム（通信制御装置／処理装置）	273	26- 2	道路情報システム（インタフェース変換装置）	274	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">27 レーダ雨（雪）量計システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>27- 1</td> <td>レドーム（レーダ局）</td> <td style="text-align: right;">275</td> </tr> <tr> <td>27- 2</td> <td>空中線装置（レーダ局）（導波管加圧装置及び安全閉閉器含む）</td> <td style="text-align: right;">276</td> </tr> <tr> <td>27- 3</td> <td>空中線制御装置（レーダ局）</td> <td style="text-align: right;">277</td> </tr> <tr> <td>27- 4</td> <td>送受信装置（レーダ局）</td> <td style="text-align: right;">278</td> </tr> <tr> <td>27- 5</td> <td>レーダ動作監視装置（レーダ局）</td> <td style="text-align: right;">280</td> </tr> <tr> <td>27- 6</td> <td>信号処理装置（レーダ局）</td> <td style="text-align: right;">281</td> </tr> <tr> <td>27- 7</td> <td>指示装置（レーダ局）</td> <td style="text-align: right;">283</td> </tr> <tr> <td>27- 8</td> <td>収集処理装置（レーダ局）（入出力コンソール含む）</td> <td style="text-align: right;">284</td> </tr> <tr> <td>27- 9</td> <td>入出力装置（レーダ局）</td> <td style="text-align: right;">285</td> </tr> <tr> <td>27- 10</td> <td>レーダ電源制御装置（レーダ局）</td> <td style="text-align: right;">286</td> </tr> <tr> <td>27- 11</td> <td>通信接続装置Ⅱ（処理局）</td> <td style="text-align: right;">287</td> </tr> <tr> <td>27- 12</td> <td>動作監視装置（処理局）</td> <td style="text-align: right;">287</td> </tr> <tr> <td>27- 13</td> <td>動作制御装置（処理局）</td> <td style="text-align: right;">288</td> </tr> <tr> <td>27- 14</td> <td>高輝度 P P I 装置（処理局）</td> <td style="text-align: right;">289</td> </tr> <tr> <td>27- 15</td> <td>解析処理装置・データ記録装置</td> <td style="text-align: right;">290</td> </tr> <tr> <td>27- 16</td> <td>送受信装置（レーダ局：新スブリアス規格準拠）</td> <td style="text-align: right;">291</td> </tr> <tr> <td colspan="2">28 地震情報システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>28- 1</td> <td>地震情報システム（集配信制御装置（本局設備））</td> <td style="text-align: right;">293</td> </tr> <tr> <td>28- 2</td> <td>地震情報システム（通信制御装置（事務所設備））</td> <td style="text-align: right;">293</td> </tr> <tr> <td>28- 3</td> <td>強震計測装置</td> <td style="text-align: right;">294</td> </tr> </table>	27 レーダ雨（雪）量計システム			27- 1	レドーム（レーダ局）	275	27- 2	空中線装置（レーダ局）（導波管加圧装置及び安全閉閉器含む）	276	27- 3	空中線制御装置（レーダ局）	277	27- 4	送受信装置（レーダ局）	278	27- 5	レーダ動作監視装置（レーダ局）	280	27- 6	信号処理装置（レーダ局）	281	27- 7	指示装置（レーダ局）	283	27- 8	収集処理装置（レーダ局）（入出力コンソール含む）	284	27- 9	入出力装置（レーダ局）	285	27- 10	レーダ電源制御装置（レーダ局）	286	27- 11	通信接続装置Ⅱ（処理局）	287	27- 12	動作監視装置（処理局）	287	27- 13	動作制御装置（処理局）	288	27- 14	高輝度 P P I 装置（処理局）	289	27- 15	解析処理装置・データ記録装置	290	27- 16	送受信装置（レーダ局：新スブリアス規格準拠）	291	28 地震情報システム			28- 1	地震情報システム（集配信制御装置（本局設備））	293	28- 2	地震情報システム（通信制御装置（事務所設備））	293	28- 3	強震計測装置	294	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>23- 1</td> <td>耐雷トランス（低圧用）</td> <td style="text-align: right;">262</td> </tr> <tr> <td colspan="2">24 電子応用共通機器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24- 1</td> <td>処理装置（入出力コンソール、通信制御装置含む）（ダム管理用制御処理装置、レーダ雨（雪）量計システム、地震情報システム）</td> <td style="text-align: right;">262</td> </tr> <tr> <td>24- 2</td> <td>液晶ディスプレイ</td> <td style="text-align: right;">263</td> </tr> <tr> <td>24- 3</td> <td>端末装置（ワークステーション、パーソナルコンピュータ）</td> <td style="text-align: right;">264</td> </tr> <tr> <td>24- 4</td> <td>端末装置（LAN（ブリッジ、ルータ））</td> <td style="text-align: right;">265</td> </tr> <tr> <td>24- 5</td> <td>サーバ（ファイルサーバ、プリンタサーバ、その他）</td> <td style="text-align: right;">265</td> </tr> <tr> <td>24- 6</td> <td>C D T受信装置</td> <td style="text-align: right;">266</td> </tr> <tr> <td>24- 7</td> <td>C D T送信装置</td> <td style="text-align: right;">266</td> </tr> <tr> <td>24- 8</td> <td>表示板（壁掛け式）</td> <td style="text-align: right;">267</td> </tr> <tr> <td>24- 9</td> <td>表示板（床据付式）</td> <td style="text-align: right;">267</td> </tr> <tr> <td>24- 10</td> <td>ビデオプロジェクタ</td> <td style="text-align: right;">268</td> </tr> <tr> <td>24- 11</td> <td>時計装置</td> <td style="text-align: right;">268</td> </tr> <tr> <td>24- 12</td> <td>分電盤</td> <td style="text-align: right;">269</td> </tr> <tr> <td colspan="2">25 河川情報システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25- 1</td> <td>河川情報システム（通信制御装置・その他サーバ）</td> <td style="text-align: right;">270</td> </tr> <tr> <td>25- 2</td> <td>河川情報システム（分岐切替装置）</td> <td style="text-align: right;">271</td> </tr> <tr> <td>25- 3</td> <td>統一河川情報システムサーバ</td> <td style="text-align: right;">272</td> </tr> <tr> <td>25- 4</td> <td>統一河川情報システム負荷分散装置</td> <td style="text-align: right;">272</td> </tr> <tr> <td colspan="2">26 道路情報システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26- 1</td> <td>道路情報システム（通信制御装置／処理装置）</td> <td style="text-align: right;">273</td> </tr> </table>	23- 1	耐雷トランス（低圧用）	262	24 電子応用共通機器			24- 1	処理装置（入出力コンソール、通信制御装置含む）（ダム管理用制御処理装置、レーダ雨（雪）量計システム、地震情報システム）	262	24- 2	液晶ディスプレイ	263	24- 3	端末装置（ワークステーション、パーソナルコンピュータ）	264	24- 4	端末装置（LAN（ブリッジ、ルータ））	265	24- 5	サーバ（ファイルサーバ、プリンタサーバ、その他）	265	24- 6	C D T受信装置	266	24- 7	C D T送信装置	266	24- 8	表示板（壁掛け式）	267	24- 9	表示板（床据付式）	267	24- 10	ビデオプロジェクタ	268	24- 11	時計装置	268	24- 12	分電盤	269	25 河川情報システム			25- 1	河川情報システム（通信制御装置・その他サーバ）	270	25- 2	河川情報システム（分岐切替装置）	271	25- 3	統一河川情報システムサーバ	272	25- 4	統一河川情報システム負荷分散装置	272	26 道路情報システム			26- 1	道路情報システム（通信制御装置／処理装置）	273	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>26- 2</td> <td>道路情報システム（インタフェース変換装置）</td> <td style="text-align: right;">274</td> </tr> <tr> <td colspan="2">27 レーダ雨（雪）量計システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>27- 1</td> <td>レドーム（レーダ局）</td> <td style="text-align: right;">275</td> </tr> <tr> <td>27- 2</td> <td>空中線装置（レーダ局）（導波管加圧装置及び安全閉閉器含む）</td> <td style="text-align: right;">276</td> </tr> <tr> <td>27- 3</td> <td>空中線制御装置（レーダ局）</td> <td style="text-align: right;">277</td> </tr> <tr> <td>27- 4</td> <td>送受信装置（レーダ局）</td> <td style="text-align: right;">278</td> </tr> <tr> <td>27- 5</td> <td>レーダ動作監視装置（レーダ局）</td> <td style="text-align: right;">280</td> </tr> <tr> <td>27- 6</td> <td>信号処理装置（レーダ局）</td> <td style="text-align: right;">281</td> </tr> <tr> <td>27- 7</td> <td>指示装置（レーダ局）</td> <td style="text-align: right;">283</td> </tr> <tr> <td>27- 8</td> <td>収集処理装置（レーダ局）（入出力コンソール含む）</td> <td style="text-align: right;">284</td> </tr> <tr> <td>27- 9</td> <td>入出力装置（レーダ局）</td> <td style="text-align: right;">285</td> </tr> <tr> <td>27- 10</td> <td>レーダ電源制御装置（レーダ局）</td> <td style="text-align: right;">286</td> </tr> <tr> <td>27- 11</td> <td>通信接続装置Ⅱ（処理局）</td> <td style="text-align: right;">287</td> </tr> <tr> <td>27- 12</td> <td>動作監視装置（処理局）</td> <td style="text-align: right;">287</td> </tr> <tr> <td>27- 13</td> <td>動作制御装置（処理局）</td> <td style="text-align: right;">288</td> </tr> <tr> <td>27- 14</td> <td>高輝度 P P I 装置（処理局）</td> <td style="text-align: right;">289</td> </tr> <tr> <td>27- 15</td> <td>解析処理装置・データ記録装置</td> <td style="text-align: right;">290</td> </tr> <tr> <td>27- 16</td> <td>送受信装置（レーダ局：新スブリアス規格準拠）</td> <td style="text-align: right;">291</td> </tr> <tr> <td colspan="2">28 地震情報システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>28- 1</td> <td>地震情報システム（集配信制御装置（本局設備））</td> <td style="text-align: right;">293</td> </tr> <tr> <td>28- 2</td> <td>地震情報システム（通信制御装置（事務所設備））</td> <td style="text-align: right;">293</td> </tr> </table>	26- 2	道路情報システム（インタフェース変換装置）	274	27 レーダ雨（雪）量計システム			27- 1	レドーム（レーダ局）	275	27- 2	空中線装置（レーダ局）（導波管加圧装置及び安全閉閉器含む）	276	27- 3	空中線制御装置（レーダ局）	277	27- 4	送受信装置（レーダ局）	278	27- 5	レーダ動作監視装置（レーダ局）	280	27- 6	信号処理装置（レーダ局）	281	27- 7	指示装置（レーダ局）	283	27- 8	収集処理装置（レーダ局）（入出力コンソール含む）	284	27- 9	入出力装置（レーダ局）	285	27- 10	レーダ電源制御装置（レーダ局）	286	27- 11	通信接続装置Ⅱ（処理局）	287	27- 12	動作監視装置（処理局）	287	27- 13	動作制御装置（処理局）	288	27- 14	高輝度 P P I 装置（処理局）	289	27- 15	解析処理装置・データ記録装置	290	27- 16	送受信装置（レーダ局：新スブリアス規格準拠）	291	28 地震情報システム			28- 1	地震情報システム（集配信制御装置（本局設備））	293	28- 2	地震情報システム（通信制御装置（事務所設備））	293	
24 電子応用共通機器																																																																																																																																																																																																																																																																
24- 1	処理装置（入出力コンソール、通信制御装置含む）（ダム管理用制御処理装置、レーダ雨（雪）量計システム、地震情報システム）	262																																																																																																																																																																																																																																																														
24- 2	液晶ディスプレイ	263																																																																																																																																																																																																																																																														
24- 3	端末装置（ワークステーション、パーソナルコンピュータ）	264																																																																																																																																																																																																																																																														
24- 4	端末装置（LAN（ブリッジ、ルータ））	265																																																																																																																																																																																																																																																														
24- 5	サーバ（ファイルサーバ、プリンタサーバ、その他）	265																																																																																																																																																																																																																																																														
24- 6	C D T受信装置	266																																																																																																																																																																																																																																																														
24- 7	C D T送信装置	266																																																																																																																																																																																																																																																														
24- 8	表示板（壁掛け式）	267																																																																																																																																																																																																																																																														
24- 9	表示板（床据付式）	267																																																																																																																																																																																																																																																														
24- 10	ビデオプロジェクタ	268																																																																																																																																																																																																																																																														
24- 11	時計装置	268																																																																																																																																																																																																																																																														
24- 12	分電盤	269																																																																																																																																																																																																																																																														
25 河川情報システム																																																																																																																																																																																																																																																																
25- 1	河川情報システム（通信制御装置・その他サーバ）	270																																																																																																																																																																																																																																																														
25- 2	河川情報システム（分岐切替装置）	271																																																																																																																																																																																																																																																														
25- 3	統一河川情報システムサーバ	272																																																																																																																																																																																																																																																														
25- 4	統一河川情報システム負荷分散装置	272																																																																																																																																																																																																																																																														
26 道路情報システム																																																																																																																																																																																																																																																																
26- 1	道路情報システム（通信制御装置／処理装置）	273																																																																																																																																																																																																																																																														
26- 2	道路情報システム（インタフェース変換装置）	274																																																																																																																																																																																																																																																														
27 レーダ雨（雪）量計システム																																																																																																																																																																																																																																																																
27- 1	レドーム（レーダ局）	275																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 2	空中線装置（レーダ局）（導波管加圧装置及び安全閉閉器含む）	276																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 3	空中線制御装置（レーダ局）	277																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 4	送受信装置（レーダ局）	278																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 5	レーダ動作監視装置（レーダ局）	280																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 6	信号処理装置（レーダ局）	281																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 7	指示装置（レーダ局）	283																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 8	収集処理装置（レーダ局）（入出力コンソール含む）	284																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 9	入出力装置（レーダ局）	285																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 10	レーダ電源制御装置（レーダ局）	286																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 11	通信接続装置Ⅱ（処理局）	287																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 12	動作監視装置（処理局）	287																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 13	動作制御装置（処理局）	288																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 14	高輝度 P P I 装置（処理局）	289																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 15	解析処理装置・データ記録装置	290																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 16	送受信装置（レーダ局：新スブリアス規格準拠）	291																																																																																																																																																																																																																																																														
28 地震情報システム																																																																																																																																																																																																																																																																
28- 1	地震情報システム（集配信制御装置（本局設備））	293																																																																																																																																																																																																																																																														
28- 2	地震情報システム（通信制御装置（事務所設備））	293																																																																																																																																																																																																																																																														
28- 3	強震計測装置	294																																																																																																																																																																																																																																																														
23- 1	耐雷トランス（低圧用）	262																																																																																																																																																																																																																																																														
24 電子応用共通機器																																																																																																																																																																																																																																																																
24- 1	処理装置（入出力コンソール、通信制御装置含む）（ダム管理用制御処理装置、レーダ雨（雪）量計システム、地震情報システム）	262																																																																																																																																																																																																																																																														
24- 2	液晶ディスプレイ	263																																																																																																																																																																																																																																																														
24- 3	端末装置（ワークステーション、パーソナルコンピュータ）	264																																																																																																																																																																																																																																																														
24- 4	端末装置（LAN（ブリッジ、ルータ））	265																																																																																																																																																																																																																																																														
24- 5	サーバ（ファイルサーバ、プリンタサーバ、その他）	265																																																																																																																																																																																																																																																														
24- 6	C D T受信装置	266																																																																																																																																																																																																																																																														
24- 7	C D T送信装置	266																																																																																																																																																																																																																																																														
24- 8	表示板（壁掛け式）	267																																																																																																																																																																																																																																																														
24- 9	表示板（床据付式）	267																																																																																																																																																																																																																																																														
24- 10	ビデオプロジェクタ	268																																																																																																																																																																																																																																																														
24- 11	時計装置	268																																																																																																																																																																																																																																																														
24- 12	分電盤	269																																																																																																																																																																																																																																																														
25 河川情報システム																																																																																																																																																																																																																																																																
25- 1	河川情報システム（通信制御装置・その他サーバ）	270																																																																																																																																																																																																																																																														
25- 2	河川情報システム（分岐切替装置）	271																																																																																																																																																																																																																																																														
25- 3	統一河川情報システムサーバ	272																																																																																																																																																																																																																																																														
25- 4	統一河川情報システム負荷分散装置	272																																																																																																																																																																																																																																																														
26 道路情報システム																																																																																																																																																																																																																																																																
26- 1	道路情報システム（通信制御装置／処理装置）	273																																																																																																																																																																																																																																																														
26- 2	道路情報システム（インタフェース変換装置）	274																																																																																																																																																																																																																																																														
27 レーダ雨（雪）量計システム																																																																																																																																																																																																																																																																
27- 1	レドーム（レーダ局）	275																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 2	空中線装置（レーダ局）（導波管加圧装置及び安全閉閉器含む）	276																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 3	空中線制御装置（レーダ局）	277																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 4	送受信装置（レーダ局）	278																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 5	レーダ動作監視装置（レーダ局）	280																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 6	信号処理装置（レーダ局）	281																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 7	指示装置（レーダ局）	283																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 8	収集処理装置（レーダ局）（入出力コンソール含む）	284																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 9	入出力装置（レーダ局）	285																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 10	レーダ電源制御装置（レーダ局）	286																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 11	通信接続装置Ⅱ（処理局）	287																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 12	動作監視装置（処理局）	287																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 13	動作制御装置（処理局）	288																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 14	高輝度 P P I 装置（処理局）	289																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 15	解析処理装置・データ記録装置	290																																																																																																																																																																																																																																																														
27- 16	送受信装置（レーダ局：新スブリアス規格準拠）	291																																																																																																																																																																																																																																																														
28 地震情報システム																																																																																																																																																																																																																																																																
28- 1	地震情報システム（集配信制御装置（本局設備））	293																																																																																																																																																																																																																																																														
28- 2	地震情報システム（通信制御装置（事務所設備））	293																																																																																																																																																																																																																																																														

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版				新 朱書き修正				改定主旨・根拠																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">29</td> <td style="width: 15%;">ダム管理用制御処理設備</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 75%;"></td> </tr> <tr> <td>29-1</td> <td>ダム情報処理装置、ダム放流設備制御装置</td> <td>296</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-2</td> <td>入出力インターフェース装置</td> <td>296</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-3</td> <td>入出力中継装置</td> <td>297</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-4</td> <td>遠方手動操作卓（監視制御卓）</td> <td>297</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-5</td> <td>情報処理操作卓／表示設定操作卓</td> <td>298</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-6</td> <td>試験装置（訓練装置）</td> <td>298</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-7</td> <td>記録計（アナログ方式）</td> <td>299</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-8</td> <td>水位計（デジタル、アナログ式）</td> <td>299</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-9</td> <td>開度計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-10</td> <td>分岐切替装置</td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-11</td> <td>前処理装置／入出力処理装置（光ケーブル伝送方式）</td> <td>301</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-12</td> <td>前処理装置／入出力処理装置（メタルケーブル伝送方式）</td> <td>301</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-13</td> <td>機側伝送装置（ゲート用）</td> <td>302</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-14</td> <td>機側伝送装置（水位計用）</td> <td>303</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-15</td> <td>通信制御処理装置／情報伝達処理装置</td> <td>303</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-16</td> <td>ゲート制御装置</td> <td>304</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-17</td> <td>中継端子盤</td> <td>304</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-18</td> <td>光ケーブル接続盤</td> <td>304</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>受変電設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30-1</td> <td>自家用電気設備環境点検</td> <td>305</td> <td></td> </tr> </table>	29	ダム管理用制御処理設備			29-1	ダム情報処理装置、ダム放流設備制御装置	296		29-2	入出力インターフェース装置	296		29-3	入出力中継装置	297		29-4	遠方手動操作卓（監視制御卓）	297		29-5	情報処理操作卓／表示設定操作卓	298		29-6	試験装置（訓練装置）	298		29-7	記録計（アナログ方式）	299		29-8	水位計（デジタル、アナログ式）	299		29-9	開度計			29-10	分岐切替装置	300		29-11	前処理装置／入出力処理装置（光ケーブル伝送方式）	301		29-12	前処理装置／入出力処理装置（メタルケーブル伝送方式）	301		29-13	機側伝送装置（ゲート用）	302		29-14	機側伝送装置（水位計用）	303		29-15	通信制御処理装置／情報伝達処理装置	303		29-16	ゲート制御装置	304		29-17	中継端子盤	304		29-18	光ケーブル接続盤	304		30	受変電設備			30-1	自家用電気設備環境点検	305		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 75%;">30-2 受変電設備（継電器類共通事項（誘導形））</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">306</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30-3 受変電設備（継電器類共通事項（静止形））</td> <td style="text-align: right;">308</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30-4 受変電設備（図書類・予備品等の確認）</td> <td style="text-align: right;">311</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30-5 受変電設備（閉鎖配電盤）</td> <td style="text-align: right;">312</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31 特別高圧設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31-1 特別高圧設備（断路器）</td> <td style="text-align: right;">314</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31-2 特別高圧設備（油入遮断器）</td> <td style="text-align: right;">315</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31-3 特別高圧設備（真空遮断器）</td> <td style="text-align: right;">316</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31-4 特別高圧設備（油入変圧器）</td> <td style="text-align: right;">317</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31-5 特別高圧設備（避雷器）</td> <td style="text-align: right;">318</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31-6 特別高圧設備（計器用変圧器）</td> <td style="text-align: right;">319</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31-7 特別高圧設備（母線・構造物）</td> <td style="text-align: right;">319</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31-8 特別高圧設備（閉鎖配電盤）</td> <td style="text-align: right;">320</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31-9 特別高圧設備（ガス絶縁開閉装置）</td> <td style="text-align: right;">322</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31-10 特別高圧設備（ケーブル）</td> <td style="text-align: right;">323</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31-11 特別高圧設備（圧縮空気発生装置）</td> <td style="text-align: right;">323</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>32 高圧設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>32-1 高圧設備（断路器）</td> <td style="text-align: right;">324</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>32-2 高圧設備（油入遮断器）</td> <td style="text-align: right;">325</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>32-3 高圧設備（真空遮断器）</td> <td style="text-align: right;">326</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>32-4 高圧設備（油入変圧器）</td> <td style="text-align: right;">327</td> </tr> </table>				30-2 受変電設備（継電器類共通事項（誘導形））	306				30-3 受変電設備（継電器類共通事項（静止形））	308				30-4 受変電設備（図書類・予備品等の確認）	311				30-5 受変電設備（閉鎖配電盤）	312				31 特別高圧設備					31-1 特別高圧設備（断路器）	314				31-2 特別高圧設備（油入遮断器）	315				31-3 特別高圧設備（真空遮断器）	316				31-4 特別高圧設備（油入変圧器）	317				31-5 特別高圧設備（避雷器）	318				31-6 特別高圧設備（計器用変圧器）	319				31-7 特別高圧設備（母線・構造物）	319				31-8 特別高圧設備（閉鎖配電盤）	320				31-9 特別高圧設備（ガス絶縁開閉装置）	322				31-10 特別高圧設備（ケーブル）	323				31-11 特別高圧設備（圧縮空気発生装置）	323				32 高圧設備					32-1 高圧設備（断路器）	324				32-2 高圧設備（油入遮断器）	325				32-3 高圧設備（真空遮断器）	326				32-4 高圧設備（油入変圧器）	327	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 75%;">28-3 強震計測装置</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">294</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>ダム管理用制御処理設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-1</td> <td>ダム情報処理装置、ダム放流設備制御装置</td> <td>296</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-2</td> <td>入出力インターフェース装置</td> <td>296</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-3</td> <td>入出力中継装置</td> <td>297</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-4</td> <td>遠方手動操作卓（監視制御卓）</td> <td>297</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-5</td> <td>情報処理操作卓／表示設定操作卓</td> <td>298</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-6</td> <td>試験装置（訓練装置）</td> <td>298</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-7</td> <td>記録計（アナログ方式）</td> <td>299</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-8</td> <td>水位計（デジタル、アナログ式）</td> <td>299</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-9</td> <td>開度計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-10</td> <td>分岐切替装置</td> <td>300</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-11</td> <td>前処理装置／入出力処理装置（光ケーブル伝送方式）</td> <td>301</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-12</td> <td>前処理装置／入出力処理装置（メタルケーブル伝送方式）</td> <td>301</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-13</td> <td>機側伝送装置（ゲート用）</td> <td>302</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-14</td> <td>機側伝送装置（水位計用）</td> <td>303</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-15</td> <td>通信制御処理装置／情報伝達処理装置</td> <td>303</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-16</td> <td>ゲート制御装置</td> <td>304</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-17</td> <td>中継端子盤</td> <td>304</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29-18</td> <td>光ケーブル接続盤</td> <td>304</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>受変電設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				28-3 強震計測装置	294	29	ダム管理用制御処理設備				29-1	ダム情報処理装置、ダム放流設備制御装置	296			29-2	入出力インターフェース装置	296			29-3	入出力中継装置	297			29-4	遠方手動操作卓（監視制御卓）	297			29-5	情報処理操作卓／表示設定操作卓	298			29-6	試験装置（訓練装置）	298			29-7	記録計（アナログ方式）	299			29-8	水位計（デジタル、アナログ式）	299			29-9	開度計				29-10	分岐切替装置	300			29-11	前処理装置／入出力処理装置（光ケーブル伝送方式）	301			29-12	前処理装置／入出力処理装置（メタルケーブル伝送方式）	301			29-13	機側伝送装置（ゲート用）	302			29-14	機側伝送装置（水位計用）	303			29-15	通信制御処理装置／情報伝達処理装置	303			29-16	ゲート制御装置	304			29-17	中継端子盤	304			29-18	光ケーブル接続盤	304			30	受変電設備									<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 75%;">30-1 自家用電気設備環境点検</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">305</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30-2 受変電設備（継電器類共通事項（誘導形））</td> <td style="text-align: right;">306</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30-3 受変電設備（継電器類共通事項（静止形））</td> <td style="text-align: right;">308</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30-4 受変電設備（図書類・予備品等の確認）</td> <td style="text-align: right;">311</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30-5 受変電設備（閉鎖配電盤）</td> <td style="text-align: right;">312</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31 特別高圧設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31-1 特別高圧設備（断路器）</td> <td style="text-align: right;">314</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31-2 特別高圧設備（油入遮断器）</td> <td style="text-align: right;">315</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31-3 特別高圧設備（真空遮断器）</td> <td style="text-align: right;">316</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31-4 特別高圧設備（油入変圧器）</td> <td style="text-align: right;">317</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31-5 特別高圧設備（避雷器）</td> <td style="text-align: right;">318</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31-6 特別高圧設備（計器用変圧器）</td> <td style="text-align: right;">319</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31-7 特別高圧設備（母線・構造物）</td> <td style="text-align: right;">319</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31-8 特別高圧設備（閉鎖配電盤）</td> <td style="text-align: right;">320</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31-9 特別高圧設備（ガス絶縁開閉装置）</td> <td style="text-align: right;">322</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31-10 特別高圧設備（ケーブル）</td> <td style="text-align: right;">323</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31-11 特別高圧設備（圧縮空気発生装置）</td> <td style="text-align: right;">323</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>32 高圧設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>32-1 高圧設備（断路器）</td> <td style="text-align: right;">324</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>32-2 高圧設備（油入遮断器）</td> <td style="text-align: right;">325</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>32-3 高圧設備（真空遮断器）</td> <td style="text-align: right;">326</td> </tr> </table>				30-1 自家用電気設備環境点検	305				30-2 受変電設備（継電器類共通事項（誘導形））	306				30-3 受変電設備（継電器類共通事項（静止形））	308				30-4 受変電設備（ 図書類 ・予備品等の確認）	311				30-5 受変電設備（閉鎖配電盤）	312				31 特別高圧設備					31-1 特別高圧設備（断路器）	314				31-2 特別高圧設備（油入遮断器）	315				31-3 特別高圧設備（真空遮断器）	316				31-4 特別高圧設備（油入変圧器）	317				31-5 特別高圧設備（避雷器）	318				31-6 特別高圧設備（計器用変圧器）	319				31-7 特別高圧設備（母線・構造物）	319				31-8 特別高圧設備（閉鎖配電盤）	320				31-9 特別高圧設備（ガス絶縁開閉装置）	322				31-10 特別高圧設備（ケーブル）	323				31-11 特別高圧設備（圧縮空気発生装置）	323				32 高圧設備					32-1 高圧設備（断路器）	324				32-2 高圧設備（油入遮断器）	325				32-3 高圧設備（真空遮断器）	326	<p>電子媒体での管理に移行 したため削除</p>
29	ダム管理用制御処理設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
29-1	ダム情報処理装置、ダム放流設備制御装置	296																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-2	入出力インターフェース装置	296																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-3	入出力中継装置	297																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-4	遠方手動操作卓（監視制御卓）	297																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-5	情報処理操作卓／表示設定操作卓	298																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-6	試験装置（訓練装置）	298																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-7	記録計（アナログ方式）	299																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-8	水位計（デジタル、アナログ式）	299																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-9	開度計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
29-10	分岐切替装置	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-11	前処理装置／入出力処理装置（光ケーブル伝送方式）	301																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-12	前処理装置／入出力処理装置（メタルケーブル伝送方式）	301																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-13	機側伝送装置（ゲート用）	302																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-14	機側伝送装置（水位計用）	303																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-15	通信制御処理装置／情報伝達処理装置	303																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-16	ゲート制御装置	304																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-17	中継端子盤	304																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-18	光ケーブル接続盤	304																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
30	受変電設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
30-1	自家用電気設備環境点検	305																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			30-2 受変電設備（継電器類共通事項（誘導形））	306																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			30-3 受変電設備（継電器類共通事項（静止形））	308																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			30-4 受変電設備（図書類・予備品等の確認）	311																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			30-5 受変電設備（閉鎖配電盤）	312																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			31 特別高圧設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			31-1 特別高圧設備（断路器）	314																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			31-2 特別高圧設備（油入遮断器）	315																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			31-3 特別高圧設備（真空遮断器）	316																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			31-4 特別高圧設備（油入変圧器）	317																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			31-5 特別高圧設備（避雷器）	318																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			31-6 特別高圧設備（計器用変圧器）	319																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			31-7 特別高圧設備（母線・構造物）	319																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			31-8 特別高圧設備（閉鎖配電盤）	320																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			31-9 特別高圧設備（ガス絶縁開閉装置）	322																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			31-10 特別高圧設備（ケーブル）	323																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			31-11 特別高圧設備（圧縮空気発生装置）	323																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			32 高圧設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			32-1 高圧設備（断路器）	324																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			32-2 高圧設備（油入遮断器）	325																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			32-3 高圧設備（真空遮断器）	326																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			32-4 高圧設備（油入変圧器）	327																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			28-3 強震計測装置	294																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
29	ダム管理用制御処理設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
29-1	ダム情報処理装置、ダム放流設備制御装置	296																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-2	入出力インターフェース装置	296																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-3	入出力中継装置	297																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-4	遠方手動操作卓（監視制御卓）	297																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-5	情報処理操作卓／表示設定操作卓	298																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-6	試験装置（訓練装置）	298																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-7	記録計（アナログ方式）	299																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-8	水位計（デジタル、アナログ式）	299																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-9	開度計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
29-10	分岐切替装置	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-11	前処理装置／入出力処理装置（光ケーブル伝送方式）	301																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-12	前処理装置／入出力処理装置（メタルケーブル伝送方式）	301																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-13	機側伝送装置（ゲート用）	302																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-14	機側伝送装置（水位計用）	303																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-15	通信制御処理装置／情報伝達処理装置	303																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-16	ゲート制御装置	304																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-17	中継端子盤	304																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29-18	光ケーブル接続盤	304																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
30	受変電設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
			30-1 自家用電気設備環境点検	305																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			30-2 受変電設備（継電器類共通事項（誘導形））	306																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			30-3 受変電設備（継電器類共通事項（静止形））	308																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			30-4 受変電設備（ 図書類 ・予備品等の確認）	311																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			30-5 受変電設備（閉鎖配電盤）	312																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			31 特別高圧設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			31-1 特別高圧設備（断路器）	314																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			31-2 特別高圧設備（油入遮断器）	315																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			31-3 特別高圧設備（真空遮断器）	316																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			31-4 特別高圧設備（油入変圧器）	317																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			31-5 特別高圧設備（避雷器）	318																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			31-6 特別高圧設備（計器用変圧器）	319																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			31-7 特別高圧設備（母線・構造物）	319																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			31-8 特別高圧設備（閉鎖配電盤）	320																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			31-9 特別高圧設備（ガス絶縁開閉装置）	322																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			31-10 特別高圧設備（ケーブル）	323																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			31-11 特別高圧設備（圧縮空気発生装置）	323																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			32 高圧設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			32-1 高圧設備（断路器）	324																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			32-2 高圧設備（油入遮断器）	325																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			32-3 高圧設備（真空遮断器）	326																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版				新 朱書き修正				改定主旨・根拠
32- 5	高压設備 (モールド変圧器)	328		32- 4	高压設備 (油入変圧器)	327		
32- 6	高压設備 (計器用変成器)	329		32- 5	高压設備 (モールド変圧器)	328	34- 2	監視制御盤類 (補助継電器盤)
32- 7	高压設備 (避雷器)	329		32- 6	高压設備 (計器用変成器)	329	34- 3	監視制御盤類 (コントロールセンタ)
32- 8	削除 (高压設備 (閉鎖配電盤) 平成28年10月廃止)	330		32- 7	高压設備 (避雷器)	329	34- 4	監視制御盤類 (機側操作盤 (標準型))
32- 9	高压設備 (電力用コンデンサ設備)	330		32- 8	削除 (高压設備 (閉鎖配電盤) 平成28年10月廃止)	330	34- 5	監視制御盤類 (機側操作盤 (簡易型))
32- 10	高压設備 (電力ヒューズ)	330		32- 9	高压設備 (電力用コンデンサ設備)	330	34- 6	監視制御盤類 (計装設備)
32- 11	高压設備 (開閉器)	331		32- 10	高压設備 (電力ヒューズ)	330		負荷設備
32- 12	高压設備 (母線)	331		32- 11	高压設備 (開閉器)	331	35- 1	電動機負荷 (停止時)
32- 13	高压設備 (引込柱)	331		32- 12	高压設備 (母線)	331	35- 2	電動機負荷 (運転時)
32- 14	高压設備 (区分開閉器 (ガス・真空・気中を含む))	332		32- 13	高压設備 (引込柱)	331	35- 3	照明負荷
32- 15	高压設備 (電線・支持物)	332		32- 14	高压設備 (区分開閉器 (ガス・真空・気中を含む))	332	35- 4	動力負荷
32- 16	高压設備 (ケーブル)	332		32- 15	高压設備 (電線・支持物)	332		ロードヒーティング
	33 低圧設備			32- 16	高压設備 (ケーブル)	332		ロードヒーティング
33- 1	動力・電灯盤	333			低圧設備		36- 1	ロードヒーティング
33- 2	直流電源装置 (遮断器投入用) (触媒栓付き)	335		33- 1	動力・電灯盤	333		発動発電機
33- 3	直流電源装置 (遮断器投入用) (MSE形等)	336		33- 2	直流電源装置 (遮断器投入用) (触媒栓付き)	335	37- 1	発動発電機 (ディーゼル) (原動機)
33- 4	分電盤	336		33- 3	直流電源装置 (遮断器投入用) (MSE形等)	336	37- 2	発動発電機 (ディーゼル) (発電機)
33- 5	ハンドホール等	336		33- 4	分電盤	336	37- 3	発動発電機 (ディーゼル) (直流電源盤)
	34 監視制御盤類			33- 5	ハンドホール等	336	37- 4	発動発電機 (ディーゼル) (煙道、消音器)
34- 1	監視制御盤類 (操作卓)	337			監視制御盤類		37- 5	発動発電機 (ディーゼル) (発電機盤・制御盤)
34- 2	監視制御盤類 (補助継電器盤)	338		34- 1	監視制御盤類 (操作卓)	337	37- 6	発動発電機 (ガスタービン) (原動機)
							37- 7	発動発電機 (ガスタービン) (発電機)
							37- 8	発動発電機 (ガスタービン) (直流電源盤)
							37- 9	発動発電機 (ガスタービン) (煙道)

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
37- 10	発動発電機 (ガスタービン) (発電機盤・制御盤)	357	44	ヘリコプター搭載型衛星通信設備 (ヘリサット)		「以下」を追記
37- 11	発動発電機 (携帯型)	359	44- 1- 1	ヘリサット架 (基地局)	372	
38	地下タンク設備		44- 1- 2	ヘリ位置表示架 (基地局)	373	
38- 1	地下タンク設備	360	44- 2- 1	無線伝送部・空中線 (機上局)	374	
39	太陽光発電設備		44- 2- 2	映像音声制御装置 (機上局)	375	
39- 1	太陽電池アレイ (10kW)	362	44- 2- 3	ヘリサット用信号処理装置 (機上局)	375	
39- 2	太陽光発電設備 (接続箱 (10kW))	363	44- 2- 4	映像符号化装置 (機上局)	376	
39- 3	太陽光発電設備 (パワーコンディショナ (10kW))	364	44- 2- 5	カラーモニタ (機上局)	376	
40	風力発電設備		44- 2- 6	ビデオレコーダ (機上局)	377	
40- 1	風力発電装置 (10kW以下)	365	44- 2- 7	ヘリ位置表示端末 (機上局)	377	
41	環境点検		44- 2- 8	カメラ装置 (機上局)	378	
41- 1	環境点検 (観測所局舎・中継所局舎等)	366	45	MPレーダ雨(雪)量計システム		
41- 2	環境点検 (受変電設備建屋)	367	45- 1- 1	レドーム (Xバンドレーダ局)	379	
41- 3	環境点検 (空調設備)	368	45- 1- 2	空中線装置 (Xバンドレーダ局) (導波管加圧装置及び安全閉閉器含む)	380	
42	国土交通省公共ブロードバンド移動通信システム		45- 1- 3	空中線制御装置 (Xバンドレーダ局)	382	
42- 1	国土交通省公共ブロードバンド移動通信システム	369	45- 1- 4	送信装置 (Xバンドレーダ局) (新スプリアス規格準拠)	383	
43	ITSスポット		45- 1- 5	受信/信号処理装置 (Xバンドレーダ局)	385	
43- 1	ITSスポット (RSU)	370	45- 1- 6	処理装置 (受信/信号処理装置、データ変換装置、データ蓄積装置) (Xバンドレーダ局)	387	
43- 2	ITSスポット (情報接続処理装置)	371	45- 1- 7	データ変換装置時計装置 (Xバンドレーダ局)	388	
43- 3	ITSスポット (ブローブ処理装置)	371	45- 1- 8	遠隔操作表示装置 (Xバンドレーダ局)	388	
43- 4	ITSスポット (RSU 鍵設定装置)	371	45- 1- 9	レーダ電源制御装置 (Xバンドレーダ局)	389	
43- 4	ITSスポット (RSU 鍵設定装置)	371	43- 4	ITSスポット (RSU 鍵設定装置)	371	
43- 10	発動発電機 (ガスタービン) (煙道)	356	43- 4	ITSスポット (RSU 鍵設定装置)	371	
37- 10	発動発電機 (ガスタービン) (発電機盤・制御盤)	357	44	ヘリコプター搭載型衛星通信設備 (ヘリサット)		
37- 11	発動発電機 (携帯型)	359	44- 1- 1	ヘリサット架 (基地局)	372	
38	地下タンク設備		44- 1- 2	ヘリ位置表示架 (基地局)	373	
38- 1	地下タンク設備	360	44- 2- 1	無線伝送部・空中線 (機上局)	374	
39	太陽光発電設備		44- 2- 2	映像音声制御装置 (機上局)	375	
39- 1	太陽電池アレイ (10kW以下)	362	44- 2- 3	ヘリサット用信号処理装置 (機上局)	375	
39- 2	太陽光発電設備 (接続箱 (10kW以下))	363	44- 2- 4	映像符号化装置 (機上局)	376	
39- 3	太陽光発電設備 (パワーコンディショナ (10kW以下))	364	44- 2- 5	カラーモニタ (機上局)	376	
40	風力発電設備		44- 2- 6	ビデオレコーダ (機上局)	377	
40- 1	風力発電装置 (10kW以下)	365	44- 2- 7	ヘリ位置表示端末 (機上局)	377	
41	環境点検		44- 2- 8	カメラ装置 (機上局)	378	
41- 1	環境点検 (観測所局舎・中継所局舎等)	366	45	MPレーダ雨(雪)量計システム		
41- 2	環境点検 (受変電設備建屋)	367	45- 1- 1	レドーム (Xバンドレーダ局)	379	
41- 3	環境点検 (空調設備)	368	45- 1- 2	空中線装置 (Xバンドレーダ局) (導波管加圧装置及び安全閉閉器含む)	380	
42	国土交通省公共ブロードバンド移動通信システム		45- 1- 3	空中線制御装置 (Xバンドレーダ局)	382	
42- 1	国土交通省公共ブロードバンド移動通信システム	369	45- 1- 4	送信装置 (Xバンドレーダ局) (新スプリアス規格準拠)	383	
43	ITSスポット		45- 1- 5	受信/信号処理装置 (Xバンドレーダ局)	385	
43- 1	ITSスポット (RSU)	370	45- 1- 6	処理装置 (受信/信号処理装置、データ変換装置、データ蓄積装置) (Xバンドレーダ局)	387	
43- 2	ITSスポット (情報接続処理装置)	371	45- 1- 7	データ変換装置時計装置 (Xバンドレーダ局)	388	
43- 3	ITSスポット (ブローブ処理装置)	371	45- 1- 8	遠隔操作表示装置 (Xバンドレーダ局)	388	
43- 4	ITSスポット (ブローブ処理装置)	371	45- 1- 8	遠隔操作表示装置 (Xバンドレーダ局)	388	
43- 3	ITSスポット (ブローブ処理装置)	371	43- 3	ITSスポット (ブローブ処理装置)	371	
45- 1- 9	レーダ電源制御装置 (Xバンドレーダ局)	389	45- 1- 9	レーダ電源制御装置 (Xバンドレーダ局)	389	
45- 2- 1	レドーム (Cバンドレーダ局)	390	45- 2- 1	レドーム (Cバンドレーダ局)	390	
45- 2- 2	空中線装置 (Cバンドレーダ局) (導波管加圧装置及び安全閉閉器含む)	391	45- 2- 2	空中線装置 (Cバンドレーダ局) (導波管加圧装置及び安全閉閉器含む)	391	
45- 2- 3	空中線制御装置 (Cバンドレーダ局)	393	45- 2- 3	空中線制御装置 (Cバンドレーダ局)	393	
45- 2- 4	送信装置 (Cバンドレーダ局) (新スプリアス規格準拠)	394	45- 2- 4	送信装置 (Cバンドレーダ局) (新スプリアス規格準拠)	394	
45- 2- 5	受信/信号処理装置 (Cバンドレーダ局)	394	45- 2- 5	受信/信号処理装置 (Cバンドレーダ局)	394	
45- 2- 6	処理装置 (受信/信号処理装置、データ変換装置、データ蓄積装置、解析 処理装置) (Cバンドレーダ局)	398	45- 2- 6	処理装置 (受信/信号処理装置、データ変換装置、データ蓄積装置、解析 処理装置) (Cバンドレーダ局)	398	
45- 2- 7	時計装置 (Cバンドレーダ局)	399	45- 2- 7	時計装置 (Cバンドレーダ局)	399	
45- 2- 8	遠隔操作表示装置 (Cバンドレーダ局)	399	45- 2- 8	遠隔操作表示装置 (Cバンドレーダ局)	399	
45- 2- 9	レーダ電源制御装置 (Cバンドレーダ局)	400	45- 2- 9	レーダ電源制御装置 (Cバンドレーダ局)	400	

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠		
「個別点検」 1-1 デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外) (1/2)													「個別点検」 1-1 デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外) (1/2)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月																		
1	表示の確認	装置監視パネル表示等により各号機の障害表示の有無を目視確認する。	○							装置の正常動作の確認	無人局は有人局から遠方監視により確認する。	1	表示の確認	装置監視パネル表示等により各号機の障害表示の有無を目視確認する。	○							装置の正常動作の確認	無人局は有人局から遠方監視により確認する。			
2	送信出力確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、送信電力が指定電力±20%以内であることを確認する。 また測定結果と自蔵計器指示値の照合を行う。						○	高周波電力計	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	送信モニタ出力点の測定値に異常がある場合は、送信出力規定点にて測定、確認する。	2	送信出力確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、送信電力が指定電力±20%以内であることを確認する。 また測定結果と自蔵計器指示値の照合を行う。						○	高周波電力計	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	送信モニタ出力点の測定値に異常がある場合は、送信出力規定点にて測定、確認する。			
3	送信周波数確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、指定値±10×10 ⁻⁹ 以内であることを確認する。						○	周波数カウンタ	周波数測定は無変調状態で行う。		3	送信周波数確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、指定値±10×10 ⁻⁹ 以内であることを確認する。						○	周波数カウンタ	周波数測定は無変調状態で行う。				
4	送信波スペクトラム確認	送信モニタ出力にて、測定器により疑似ランダムパターンで変調をかけた送信波の側帯波レベルを測定し、以下の基準値以下であることを確認する。 6.5/7.5/12GHz帯16QAM 無線装置 ①第1側帯波：-33dB以下 ②第2側帯波：-48dB以下 6.5/7.5/12GHz帯4PSK 無線装置 ①第1側帯波：-27dB以下 ②第2側帯波：-45dB以下 7.5GHz帯4PSK 小容量無線装置 ①第1側帯波：-25dB以下 ②第2側帯波：-35dB以下 (図1参照)						○	スペクトラムアナライザ			4	送信波スペクトラム確認	送信モニタ出力にて、測定器により疑似ランダムパターンで変調をかけた送信波の側帯波レベルを測定し、以下の基準値以下であることを確認する。 6.5/7.5/12GHz帯16QAM 無線装置 ①第1側帯波：-33dB以下 ②第2側帯波：-48dB以下 6.5/7.5/12GHz帯4PSK 無線装置 ①第1側帯波：-27dB以下 ②第2側帯波：-45dB以下 7.5GHz帯4PSK 小容量無線装置 ①第1側帯波：-25dB以下 ②第2側帯波：-35dB以下 (図1参照)						○	スペクトラムアナライザ					
5	スプリアス輻射強度確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、10μW以下であることを確認する。						○	スペクトラムアナライザ			5	スプリアス輻射強度確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、10μW以下であることを確認する。						○	スペクトラムアナライザ					
6	受信部局部発信周波数確認	局部発信器モニタ出力等にて、測定器により測定を行い、指定値±10×10 ⁻⁶ 以内であることを確認する。						○	周波数カウンタ			6	受信部局部発信周波数確認	局部発信器モニタ出力等にて、測定器により測定を行い、指定値±10×10 ⁻⁶ 以内であることを確認する。						○	周波数カウンタ					
7	符号誤り率確認 (自局折返し状態による)	自局折返し状態において受信BER規格入力時の符号誤り率が10 ⁻⁴ 以下、または標準受信入力時の残留符号誤り率が10 ⁻⁹ 以下であることを確認する。						○	符号誤り率測定器、可変減衰器	送受信部の自局折返し試験が困難なもの及び長時間回線断が避けられないものについては対象外とする。		7	符号誤り率確認 (自局折返し状態による)	自局折返し状態において受信BER規格入力時の符号誤り率が10 ⁻⁴ 以下、または標準受信入力時の残留符号誤り率が10 ⁻⁹ 以下であることを確認する。						○	符号誤り率測定器、可変減衰器	送受信部の自局折返し試験が困難なもの及び長時間回線断が避けられないものについては対象外とする。				
8	受信入力校正カーブの測定	マイクロ波信号発生器をもちいて受信入力構成カーブ(AGC構成カーブ)を取得し、前回データと大きな変化が無いことを確認する。						○	マイクロ波信号発生器、可変減衰器、高周波電力計			8	受信入力校正カーブの測定	マイクロ波信号発生器をもちいて受信入力構成カーブ(AGC構成カーブ)を取得し、前回点検データと大きな変化が無いことを確認、記録する。						○	マイクロ波信号発生器、可変減衰器、高周波電力計					
9	無線中継区間符号誤り率の確認	CRCチェックにより無線中継区間(対向または複数区間)の平均符号誤り率を測定する。(図2参照) (注1) (注2) 対象区間： ①全国1級回線無線区間 (本省→地方整備局、地方整備局→地方整備局) ②地方整備局管内の1級・準1級回線無線区間 (地方整備局→事務所、事務所→事務所等) ③2級回線無線区間(事務所→出張所等)						○	符号誤り率測定器(CRC測定器)	測定を行う両端の局で端局に接続されているベースバンド系群を使用して測定を行う。実施場所は図1による。		9	無線中継区間符号誤り率の確認	CRCチェックにより無線中継区間(対向または複数区間)の平均符号誤り率を測定する。(図2参照)。(注1)(注2)						○	符号誤り率測定器(CRC測定器)	測定を行う両端の局で端局に接続されているベースバンド系群を使用して測定を行う。実施場所は図1による。				
「個別点検」 1-1 デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外) (2/2)													「個別点検」 1-1 デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外) (2/2)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月																		
10	空中線の外観確認	空中線・取付架台の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の有無を確認し、部分発錆や塗装の剥離等のある場合は補修塗料で補修する。また、ボルト等のネジの緩みは締め直しを行う。						○		装置の正常動作の維持		10	空中線の外観確認	空中線・取付架台の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の有無を確認し、部分発錆や塗装の剥離等のある場合は補修塗料で補修する。また、及びボルト等のネジの緩みは締め直しを行う。これらの異常が確認された場合は、その状況の報告を行う。						○		装置の正常動作の維持				
11	空中線レドームの確認	接合箇所や塗装状態の確認を行う。						○				11	空中線レドームの確認	接合箇所や塗装状態の確認を行う。						○						
12	給電線の確認	屋外部は飛来物等による損傷、劣化(風化)状態等を確認し、早期の事故防止を計る。屋内部は支持物の緩み等による変形がないかを確認し、無理のない布設状態を保つ。 また、導波管の固定金具からの離脱、金具の緩み、欠落がある場合は、締め直しやクレモナロープ等による縫縛等の応急処置を行う。						○				12	給電線の確認	屋外部は飛来物等による損傷、劣化(風化)状態等を確認し、早期の事故防止を計る。屋内部は支持物の緩み等による変形がないかを確認し、無理のない布設状態を保つ。 また、導波管の固定金具からの離脱、金具の緩み、欠落がある場合は、締め直しやクレモナロープ等による縫縛等の応急処置を行う。						○						
13	導波管接続部の確認	導波管とアンテナ、無線機等各接続部のフランジビスの緩みや欠落がないかを確認し、欠落の場合は補充を行う。 また、導波管引込口(接地工事箇所)の確認を行う。						○				13	導波管接続部の確認	導波管とアンテナ、無線機等各接続部のフランジビスの緩みや欠落がないかを確認し、欠落の場合は補充を行う。 また、導波管引込口(接地工事箇所)の確認を行う。						○						
14	接続部の確認	装置パネル(ユニット)の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						○				14	接続部の確認	装置パネル(ユニット)の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						○						
15	機器本体の清掃等	装置への塵やほこり等の付着を除去し、装置内外面の清掃を行う。						○		周囲環境を考慮した機能維持		15	機器本体の清掃等	装置への塵やほこり等の付着を除去し、装置内外面の清掃を行う。						○		周囲環境を考慮した機能維持				
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え		16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていること確認する。予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え				
<p>(注1) 無線中継区間符号誤り率の確認において保守基準を越える区間については、1週間程度の間隔で数回測定を行い、警戒値を超えるかまたは増加している場合は詳細判定(注2)を行う。 保守基準：$N \times 10^{-9} + M \times 10^{-8}$以下 N：適用区間を構成する伝送容量96CH以上の多重無線中継区間数(但し3中継以下の区間のときは、N=3として計算する。) M：適用区間を構成する伝送容量48CH以下の多重無線中継区間数 警戒値：$n \times 10^{-8}$以下 n：適用区間を構成する多重無線中継区間数</p> <p>(注2) 詳細判定は符号誤り率測定器を用いて試験信号(疑似ランダムパターン信号)により、無線中継区間(対向または複数区間)の平均符号誤り率を数日間隔で数回測定を行うもので、この結果がいずれも(注1)の基準値を越えている場合は区間を細分して測定を行う等、回線品質の劣化が疑われる区間及び原因、機器の調査を行う必要がある。ただし詳細判定を行う場合は、長時間の回線断を伴うため、原則として通信路の迂回処置を行った上で実施のこと。</p>													<p>(注1) 無線中継区間符号誤り率の確認において保守基準を越える区間については、1週間程度の間隔で数回測定を行い、警戒値を超えるかまたは増加している場合は詳細判定(注2)を行う。 保守基準：$N \times 10^{-9} + M \times 10^{-8}$以下 N：適用区間を構成する伝送容量96CH以上の多重無線中継区間数(但し3中継以下の区間のときは、N=3として計算する。) M：適用区間を構成する伝送容量48CH以下の多重無線中継区間数 警戒値：$n \times 10^{-8}$以下 n：適用区間を構成する多重無線中継区間数</p> <p>(注2) 詳細判定は符号誤り率測定器を用いて試験信号(疑似ランダムパターン信号)により、無線中継区間(対向または複数区間)の平均符号誤り率を数日間隔で数回測定を行うもので、この結果がいずれも(注1)の基準値を越えている場合は区間を細分して測定を行う等、回線品質の劣化が疑われる区間及び原因、機器の調査を行う必要がある。ただし詳細判定を行う場合は、長時間の回線断を伴うため、原則として通信路の迂回処置を行った上で実施のこと。</p>													

「前回の点検データ」であることを明記
CRC測定に対応した測定器が生産終了かつ修理も終息のため削除

点検中の対応は難しいため、臨時点検などで実施

電子媒体での管理に移行したため削除

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠	
「個別点検」 1-2 デジタル多重無線通信装置 (128QAM) (1/2)												「個別点検」 1-2 デジタル多重無線通信装置 (128QAM) (1/2)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考				
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月		
1	表示の確認	装置監視パネル表示等により各号機の障害表示の有無を目視確認する。	○						装置の正常動作の確認	無人局は有人局から遠方監視により確認する。	1	表示の確認	装置監視パネル表示等により各号機の障害表示の有無を目視確認する。	○						装置の正常動作の確認	無人局は有人局から遠方監視により確認する。	CRC 測定に対応した測定器が生産終了かつ修理も終息のため削除			
2	送信出力確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、送信電力が指定電力±20%以内であることを確認する。 また、測定結果と自蔵計器指示値の照合を行う。					○	高周波電力計	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	送信モニタ出力点の測定値に異常がある場合は、送信出力規定点にて測定、確認する。	2	送信出力確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、送信電力が指定電力±20%以内であることを確認する。 また、測定結果と自蔵計器指示値の照合を行う。					○	高周波電力計	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	送信モニタ出力点の測定値に異常がある場合は、送信出力規定点にて測定、確認する。				
3	送信周波数確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、指定値±10×10 ⁻⁴ 以内であることを確認する。					○	周波数カウンタ		周波数測定は無変調状態にて行う。	3	送信周波数確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、指定値±10×10 ⁻⁴ 以内であることを確認する。					○	周波数カウンタ		周波数測定は無変調状態にて行う。				
4	送信波スペクトラム確認	送信モニタ出力にて、測定器により疑似ランダムパターンで変調をかけた送信波の側帯波レベルを測定し、以下の基準値以下であることを確認する。 6.5/7.5/12GHz帯 ①第1側帯波：-33dB以下 ②第2側帯波：-48dB以下 (図1参照)					○	スペクトラムアナライザ			4	送信波スペクトラム確認	送信モニタ出力にて、測定器により疑似ランダムパターンで変調をかけた送信波の側帯波レベルを測定し、以下の基準値以下であることを確認する。 6.5/7.5/12GHz帯 ①第1側帯波：-33dB以下 ②第2側帯波：-48dB以下 (図1参照)					○	スペクトラムアナライザ						
5	スプリアス輻射強度確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、10μW以下であることを確認する。					○	スペクトラムアナライザ			5	スプリアス輻射強度確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、10μW以下であることを確認する。					○	スペクトラムアナライザ						
6	受信部局部発信周波数確認	局部発信器モニタ出力等にて、測定器により測定を行い、指定値±10×10 ⁻⁴ 以内であることを確認する。					○	周波数カウンタ			6	受信部局部発信周波数確認	局部発信器モニタ出力等にて、測定器により測定を行い、指定値±10×10 ⁻⁴ 以内であることを確認する。					○	周波数カウンタ						
7	符号誤り率確認 (自局折返し状態による)	自局折返し状態において受信BER規格入力時の符号誤り率が10 ⁻⁴ 以下、または標準受信入力時の残留符号誤り率が10 ⁻⁹ であることを確認する。					○	符号誤り率測定器、可変減衰器		送受信部の自局折返し試験が困難なものと及び長時間回線断が避けられないものについては対身外とする。	7	符号誤り率確認 (自局折返し状態による)	自局折返し状態において受信BER規格入力時の符号誤り率が10 ⁻⁴ 以下、または標準受信入力時の残留符号誤り率が10 ⁻⁹ であることを確認する。					○	符号誤り率測定器、可変減衰器		送受信部の自局折返し試験が困難なものと及び長時間回線断が避けられないものについては対身外とする。				
8	受信入力校正カーブの測定	マイクロ波信号発生器をもちいて受信入力構成カーブ(AGC構成カーブ)を取得し、前回データと大きな変化が無いことを確認する。					○	マイクロ波信号発生器、可変減衰器、高周波電力計			8	受信入力校正カーブの測定	マイクロ波信号発生器をもちいて受信入力構成カーブ(AGC構成カーブ)を取得し、前回データと大きな変化が無いことを確認する。					○	マイクロ波信号発生器、可変減衰器、高周波電力計						
9	無線中継区間符号誤り率の確認	6Mインタフェースの場合： CRCチェックにより無線中継区間(対向または複数区間)の平均符号誤り率を測定する。(図2参照) (注1)(注2) 52Mインタフェースの場合： BIP8チェックにより無線中継区間(対向または複数区間)の平均符号誤り率を測定する。 対象区間： ①全国1級回線無線区間 (本省～地方整備局、地方整備局～地方整備局) ②地方整備局管内の1級・準1級回線無線区間 (地方整備局～事務所、事務所～事務所等)					○	符号誤り率測定器 (6Mインタフェース： CRC測定器) (52Mインタフェース： SDH777等)		測定を行う両端の局で端局に接続されているベースバンド系群を使用して測定を行う。 実施場所は図2による。	無線中継区間符号誤り率の確認	6Mインタフェースの場合： CRCチェックにより無線中継区間(対向または複数区間)の平均符号誤り率を測定する。(図2参照) (注1)(注2) 52Mインタフェースの場合： BIP8チェックにより無線中継区間(対向または複数区間)の平均符号誤り率を測定する。 対象区間： ①全国1級回線無線区間 (本省～地方整備局、地方整備局～地方整備局) ②地方整備局管内の1級・準1級回線無線区間 (地方整備局～事務所、事務所～事務所等)	符号誤り率測定器 (6Mインタフェース： CRC測定器) (52Mインタフェース： SDH777等)	測定を行う両端の局で端局に接続されているベースバンド系群を使用して測定を行う。 実施場所は図2による。											
「個別点検」 1-2 デジタル多重無線通信装置 (128QAM) (2/2)												「個別点検」 1-2 デジタル多重無線通信装置 (128QAM) (2/2)												点検中の対応は難しいため、臨時点検などで実施	
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考				
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月		
10	空中線の外観確認	空中線・取付架台の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の有無を確認し、部分発錆、塗装の剥離等のある場合は補修塗料で補修する。また、ボルト等のネジの緩みは締め直しを行う。					○		装置の正常動作の維持		10	空中線の外観確認	空中線・取付架台の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の有無を確認し、部分発錆や塗装の剥離等のある場合は補修塗料で補修する。また、及びボルト等のネジの緩みは締め直しを行う。					○		装置の正常動作の維持		電子媒体での管理に移行したため削除			
11	空中線レドームの確認	接合箇所や塗装状態の確認を行う。					○				11	空中線レドームの確認	接合箇所や塗装状態の確認を行う。					○							
12	給電線の確認	屋外部は飛来物等による損傷、劣化(風化)状態等を確認し、早期の事故防止を計る。屋内部は支持物の緩み等による変形がないかを確認し、無理のない布設状態を保つ。 また、導波管の固定金具からの離脱、金具の緩み、欠落がある場合は、締め直しやクレモナロープ等による縫縛等の応急処置を行う。					○				12	給電線の確認	屋外部は飛来物等による損傷、劣化(風化)状態等を確認し、早期の事故防止を計る。屋内部は支持物の緩み等による変形がないかを確認し、無理のない布設状態を保つ。 また、導波管の固定金具からの離脱、金具の緩み、欠落がある場合は、締め直しやクレモナロープ等による縫縛等の応急処置を行う。					○							
13	導波管接続部の確認	導波管とアンテナ、無線機等各接続部のフランジビスの緩みや欠落がないかを確認し、欠落の場合は補充を行う。 また、導波管引込口(接地工事箇所)の確認を行う。					○				13	導波管接続部の確認	導波管とアンテナ、無線機等各接続部のフランジビスの緩みや欠落がないかを確認し、欠落の場合は補充を行う。 また、導波管引込口(接地工事箇所)の確認を行う。					○							
14	接続部の確認	装置パネル(ユニット)の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。					○				14	接続部の確認	装置パネル(ユニット)の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。					○							
15	機器本体の清掃等	装置への塵やほこり等の付着を除去し、装置内外面の清掃を行う。					○		周囲環境を考慮した機能維持		15	機器本体の清掃等	装置への塵やほこり等の付着を除去し、装置内外面の清掃を行う。					○		周囲環境を考慮した機能維持					
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え					
(注1) 線中継区間符号誤り率の確認において基準値を越える区間については、1週間程度の間隔で数回測定を行い、警戒値を超えるかまたは増加している場合は詳細判定(注2)を行う。 基準値： $N \times 10^{-9}$ N：適用区間を構成する多重無線中継区間数(但し3中継以下の区間のときは、N=3として計算する) 警戒値： $n \times 10^{-9}$ 以下 n：適用区間を構成する多重無線中継区間数												(注1) 線中継区間符号誤り率の確認において基準値を越える区間については、1週間程度の間隔で数回測定を行い、警戒値を超えるかまたは増加している場合は詳細判定(注2)を行う。 基準値： $N \times 10^{-9}$ N：適用区間を構成する多重無線中継区間数(但し3中継以下の区間のときは、N=3として計算する) 警戒値： $n \times 10^{-9}$ 以下 n：適用区間を構成する多重無線中継区間数													
(注2) 詳細判定は符号誤り率測定器を用いて試験信号(疑似ランダムパターン信号)により、無線中継区間(対向または複数区間)の平均符号誤り率を数日間隔で数回測定を行うもので、この結果がいずれも(注1)の基準値を越えている場合は区間を細分して測定を行う等、回線品質の劣化が疑われる区間及び原因、機器の調査を行う必要がある。ただし詳細判定を行う場合は長時間の回線断を伴うため、原則として通信路の迂回処置を行った上で実施のこと。												(注2) 詳細判定は符号誤り率測定器を用いて試験信号(疑似ランダムパターン信号)により、無線中継区間(対向または複数区間)の平均符号誤り率を数日間隔で数回測定を行うもので、この結果がいずれも(注1)の基準値を越えている場合は区間を細分して測定を行う等、回線品質の劣化が疑われる区間及び原因、機器の調査を行う必要がある。ただし詳細判定を行う場合は長時間の回線断を伴うため、原則として通信路の迂回処置を行った上で実施のこと。													

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠
「個別点検」 1-3 多重無線通信装置 (400MHz 帯SS-SS対向型・多方向型)													「個別点検」 1-3 多重無線通信装置 (400MHz 帯SS-SS対向型・多方向型)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月			
1	表示の確認	装置監視パネル表示等により、各号機の障害表示の有無を目視確認する。	○						設置の正常動作の確認	無人局は遠方監視制御装置により確認する。	1	表示の確認	装置監視パネル表示等により、各号機の障害表示の有無を目視確認する。	○						設置の正常動作の確認	無人局は遠方監視制御装置により確認する。					
2	送信出力確認	送信出力規定点にて測定器により測定し、基準尖頭出力(0.2W/CH)を基準とした尖頭電力値で±20%以内であることを確認する。送信電力校正カーブにより、測定結果と自蔵計器指示値との照合を行う。(指定値は0.2W×N倍とする)					○	発振器、終端型電力計	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	Nの値は使用チャネル数により変わる。	2	送信出力確認	送信出力規定点にて測定器により測定し、基準尖頭出力(0.2W/CH)を基準とした尖頭電力値で±20%以内であることを確認する。送信電力校正カーブにより、測定結果と自蔵計器指示値との照合を行う。(指定値は0.2W×N倍とする)					○	発振器、終端型電力計	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	Nの値は使用チャネル数により変わる。					
3	送信周波数確認	送信出力規定点にて測定器により測定を行い指定値±1×10 ⁻⁶ 以内であることを確認する。 (判定は機器取扱説明書の内容に従って行う。)					○	周波数カウンタ、終端型電力計、発振器			3	送信周波数確認	送信出力規定点にて測定器により測定を行い指定値±1×10 ⁻⁶ 以内であることを確認する。 (判定は機器取扱説明書の内容に従って行う。)					○	周波数カウンタ、終端型電力計、発振器							
4	スプリアス輻射強度の確認	測定器によりf _T ±f _L 、2f _T 、3f _T 及びキャリアリークを測定し、夫々、基準尖頭出力(0.2W/CH)に対し-50dB以下及び-40dB以下であることを確認する。 [f _T : 送信周波数、 f _L : 局部発振周波数]					○	スペクトラムアナライザ、終端型電力計、発振器			4	スプリアス輻射強度の確認	測定器によりf _T ±f _L 、2f _T 、3f _T 及びキャリアリークを測定し、夫々、基準尖頭出力(0.2W/CH)に対し-50dB以下及び-40dB以下であることを確認する。 [f _T : 送信周波数、 f _L : 局部発振周波数]					○	スペクトラムアナライザ、終端型電力計、発振器							
5	受信AGC特性の確認	測定器により-95dBm〜-65dBmの範囲の受信入力に対する出力レベルの変化を測定する。					○	標準信号発生器、選択レベル計			5	受信AGC特性の確認	測定器により-95dBm〜-65dBmの範囲の受信入力に対する出力レベルの変化を測定する。					○	標準信号発生器、選択レベル計							
6	受信局部発振周波数の確認	局部発振器モニタ出力等にて測定器により測定を行い指定値±1×10 ⁻⁷ 以内であることを確認する。 (判定は機器取扱説明書の内容に従って行う)					○	周波数カウンタ			6	受信局部発振周波数の確認	局部発振器モニタ出力等にて測定器により測定を行い指定値±1×10 ⁻⁷ 以内であることを確認する。 (判定は機器取扱説明書の内容に従って行う)					○	周波数カウンタ							
7	AFC特性の確認	測定器により受信機のAFC引込範囲が±600Hz以上であることを確認する。					○	周波数カウンタ、発振器			7	AFC特性の確認	測定器により受信機のAFC引込範囲が±600Hz以上であることを確認する。					○	周波数カウンタ、発振器							
8	送受信部総合周波数特性の確認	相手局から基準搬送周波数帯内の各信号を送信し、自局受信機出力レベルを測定し、基準値以内であることを確認する。 (判定は機器取扱説明書の内容に従って行う。)					○	発振器、選択レベル計			8	送受信部総合周波数特性の確認	相手局から基準搬送周波数帯内の各信号を送信し、自局受信機出力レベルを測定し、基準値以内であることを確認する。 (判定は機器取扱説明書の内容に従って行う。)					○	発振器、選択レベル計							
9	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。					○		設置の正常動作の確認		9	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。					○		設置の正常動作の確認						
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○																		
		VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○					定在波測定器(または通過形電力計)													
10	接続部の確認	装置パネル(ユニット)の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。					○				10	接続部の確認	装置パネル(ユニット)の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。					○								
11	機器本体の清掃等	装置への塵やほこり等の付着を除去し、装置内外面の清掃を行う。					○		周囲環境を考慮した機能維持		11	機器本体の清掃等	装置への塵やほこり等の付着を除去し、装置内外面の清掃を行う。					○		周囲環境を考慮した機能維持						
12	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え		12	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え						
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○																		

「個別点検」 1-4 多重無線通信装置 (400MHz 帯SS-SS 小容量C型・D型)													「個別点検」 1-4 多重無線通信装置 (400MHz 帯SS-SS 小容量C型・D型)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月			
1	表示の確認	装置監視パネル表示等により、各号機の障害表示の有無を目視確認する。	○						設置の正常動作の確認	無人局は遠方監視制御装置により確認する。	1	表示の確認	装置監視パネル表示等により、各号機の障害表示の有無を目視確認する。	○						設置の正常動作の確認	無人局は遠方監視制御装置により確認する。					
2	送信出力確認	送信出力規定点にて測定器により測定し、基準尖頭出力(0.2W/CH)を基準とした尖頭電力値で±20%以内であることを確認する。送信電力校正カーブにより、測定結果と自蔵計器指示値との照合を行う。(指定値は0.2W×N倍とする)					○	終端型電力計、発振器	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	Nの値は使用チャネル数により変わる。	2	送信出力確認	送信出力規定点にて測定器により測定し、基準尖頭出力(0.2W/CH)を基準とした尖頭電力値で±20%以内であることを確認する。送信電力校正カーブにより、測定結果と自蔵計器指示値との照合を行う。(指定値は0.2W×N倍とする)					○	終端型電力計、発振器	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	Nの値は使用チャネル数により変わる。					
3	送信周波数確認	送信出力規定点にて測定器により測定を行い指定値±1×10 ⁻⁷ 以内であることを確認する。 (判定は機器取扱説明書の内容に従って行う)					○	周波数カウンタ、終端電力計、発振器			3	送信周波数確認	送信出力規定点にて測定器により測定を行い指定値±1×10 ⁻⁷ 以内であることを確認する。 (判定は機器取扱説明書の内容に従って行う)					○	周波数カウンタ、終端電力計、発振器							
4	スプリアス輻射強度の確認	測定器によりf _T ±f _L 、2f _T 、3f _T 及びキャリアリークを測定し、夫々、25μW以下及び基準尖頭出力(0.2W/CH)に対し-40dB以下であることを確認する。 [f _T : 送信周波数、 f _L : 局部発振周波数]					○	スペクトルアナライザ、高周波電力計、発振器			4	スプリアス輻射強度の確認	測定器によりf _T ±f _L 、2f _T 、3f _T 及びキャリアリークを測定し、夫々、25μW以下及び基準尖頭出力(0.2W/CH)に対し-40dB以下であることを確認する。 [f _T : 送信周波数、 f _L : 局部発振周波数]					○	スペクトルアナライザ、高周波電力計、発振器							
5	受信AGC特性の確認	測定器により-100dBm〜-70dBmの範囲の受信入力に対する出力レベルを測定する。					○	標準信号発生器、選択レベル計			5	受信AGC特性の確認	測定器により-100dBm〜-70dBmの範囲の受信入力に対する出力レベルを測定する。					○	標準信号発生器、選択レベル計							
6	受信局部発振周波数の確認	局部発振器モニタ出力等にて測定器により測定を行い標準値±1×10 ⁻⁷ 以内であることを確認する。 (判定は機器取扱説明書の内容に従って行う)					○	周波数カウンタ			6	受信局部発振周波数の確認	局部発振器モニタ出力等にて測定器により測定を行い標準値±1×10 ⁻⁷ 以内であることを確認する。 (判定は機器取扱説明書の内容に従って行う)					○	周波数カウンタ							
7	AFC特性の確認	測定器により受信機のAFC引込範囲が±80Hz以上であることを確認する。					○	周波数カウンタ、発振器			7	AFC特性の確認	測定器により受信機のAFC引込範囲が±80Hz以上であることを確認する。					○	周波数カウンタ、発振器							
8	送受信部総合周波数特性の確認	相手局から基準搬送周波数帯内の各信号を送信し、自局受信機出力レベルを測定し、基準値以内であることを確認する。 (判定は機器取扱説明書の内容に従って行う。)					○	発振器、レベル計			8	送受信部総合周波数特性の確認	相手局から基準搬送周波数帯内の各信号を送信し、自局受信機出力レベルを測定し、基準値以内であることを確認する。 (判定は機器取扱説明書の内容に従って行う。)					○	発振器、レベル計							
9	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。					○		設置の正常動作の確認		9	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。					○		設置の正常動作の確認						
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○																		
		VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○					定在波測定器(または通過形電力計)													
10	接続部の確認	装置パネル(ユニット)の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。					○				10	接続部の確認	装置パネル(ユニット)の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。					○								
11	機器本体の清掃等	装置への塵やほこり等の付着を除去し、装置内外面の清掃を行う。					○		周囲環境を考慮した機能維持		11	機器本体の清掃等	装置への塵やほこり等の付着を除去し、装置内外面の清掃を行う。					○		周囲環境を考慮した機能維持						
12	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え		12	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え						
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○																		

電子媒体での管理に移行したため削除

電子媒体での管理に移行したため削除

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版

「個別点検」 1-6 FWA無線装置(18GHz) (1/1)											
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	
			毎 日	1 月 月	2 月 月	3 月 月	6 月 月				12 月 月
1	表示の確認	IDU前面LED表示等により障害表示の有無を目視確認する。	○						装置の正常動作の確認		
2	通信状態確認	保守用PCを接続して、異常の有無、送信出力モニタ電力等収集可能な情報を確認・記録する。						○ 保守用PC	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合		
3	電源電圧確認	IDU電源モニター端子から、電源の電圧を測定する。						○ テスター	測定結果の変化傾向の把握	測定が不可能な場合は削除	
4	屋外装置の外観確認	レドームを含む空中線・取付架台の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の有無を確認し、部分発錆や塗装の剥離等のある場合は補修塗料で補修する。また、ボルト等のネジの緩みは締め直しを行う。						○	装置の正常動作の維持		
5	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上や反射板周辺の樹木成長等を確認する。						○ 双眼鏡	樹木成長等による伝搬路影響等環境の確認		
6	屋外接続部の確認	連絡線とODU、空中線等の各接続部のコネクタやフランジビスの緩み・欠落がないかを確認し、欠落の場合は補充を行う。また、接地線接続箇所の確認を行う。						○			
7	連絡線の確認	屋外部は飛来物等による損傷、劣化(風化)状態等を確認し、早期の事故防止を図る。屋内部は支持物の緩み等による変形がないかを確認し、無理のない布設状態を保つ。また、緩み、緊張がある場合は、補修等の応急処置を行う。						○			
8	屋内接続部の確認	IDU装置パネル(ユニット)の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						○	装置の正常動作の維持		
9	機器本体の清掃等	装置への塵やほこり等の付着を除去し、装置内外面の清掃を行う。						○	周囲環境を考慮した機能維持		
10	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていること確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え		

新 朱書き修正

「個別点検」 1-6 FWA無線装置(18GHz) (1/1)											
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	
			毎 日	1 月 月	2 月 月	3 月 月	6 月 月				12 月 月
1	表示の確認	IDU前面LED表示等により障害表示の有無を目視確認する。	○						装置の正常動作の確認		
2	通信状態確認	保守用PCを接続して、異常の有無、送信出力モニタ電力等収集可能な情報を確認・記録する。						○ 保守用PC	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合		
3	電源電圧確認	IDU電源モニター端子から、電源の電圧を測定する。						○ テスター	測定結果の変化傾向の把握	測定が不可能な場合は削除	
4	屋外装置の外観確認	レドームを含む空中線・取付架台の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の有無を確認し、部分発錆や塗装の剥離等のある場合は補修塗料で補修する。また、ボルト等のネジの緩みは締め直しを行う。						○	装置の正常動作の維持		
5	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上や反射板周辺の樹木成長等を確認する。						○ 双眼鏡	樹木成長等による伝搬路影響等環境の確認		
6	屋外接続部の確認	連絡線とODU、空中線等の各接続部のコネクタやフランジビスの緩み・欠落がないかを確認し、欠落の場合は補充を行う。また、接地線接続箇所の確認を行う。						○			
7	連絡線の確認	屋外部は飛来物等による損傷、劣化(風化)状態等を確認し、早期の事故防止を図る。屋内部は支持物の緩み等による変形がないかを確認し、無理のない布設状態を保つ。また、緩み、緊張がある場合は、補修等の応急処置を行う。						○			
8	屋内接続部の確認	IDU装置パネル(ユニット)の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						○	装置の正常動作の維持		
9	機器本体の清掃等	装置への塵やほこり等の付着を除去し、装置内外面の清掃を行う。						○	周囲環境を考慮した機能維持		
10	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていること確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え		

電子媒体での管理に移行したため削除

「個別点検」 1-7 デジタル多重無線通信装置(128QAM以外：新スプリアス規格準拠) (1/2)											
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	
			毎 日	1 月 月	2 月 月	3 月 月	6 月 月				12 月 月
1	表示の確認	装置監視パネル表示等により各号機の障害表示の有無を目視確認する。	○						装置の正常動作の確認	無人局は有人局から遠方監視により確認する。	
2	送信出力確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、送信電力が指定電力±20%以内であることを確認する。また測定結果と自蔵計器指示値の照合を行う。						○ 高周波電力計	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	送信モニタ出力点の測定値に異常がある場合は、送信出力規定点にて測定、確認する。	
3	送信周波数確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、指定値±10×10 ⁻⁹ 以内であることを確認する。						○ 周波数カウンタ	周波数測定は無変調状態にて行う。	周波数測定は無変調状態にて行う。	
4	送信波スペクトラム確認	送信モニタ出力にて、測定器により実運用の変調状態にて測定し、別図-1、図-2に示す送信スペクトルマスクの範囲内であることを確認する。						○ スペクトラムアナライザ			
5	不要輻射強度確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、以下の基準値以下であることを確認する。 帯域外領域(注1)：100μW以下 スプリアス領域(注2)：50μW以下						○ スペクトラムアナライザ	注1 無変調状態 注2 変調状態	注1 無変調状態 注2 変調状態	
6	受信部局発信周波数確認	局発信器モニタ出力等にて、測定器により測定を行い、指定値±10×10 ⁻⁹ 以内であることを確認する。						○ 周波数カウンタ			
7	符号誤り率確認	自局折返し状態において受信BER規格入力時の符号誤り率が10 ⁻⁴ 以下、または標準受信入力時の残留符号誤り率が10 ⁻⁹ 以下であることを確認する。						○ 符号誤り率測定器、可変減衰器	送受信部の自局折返し試験が困難なもの及び長時間回線断が避けられないものについては対等外とする。	送受信部の自局折返し試験が困難なもの及び長時間回線断が避けられないものについては対等外とする。	
8	受信入力校正カーブの測定	マイクロ波信号発生器をもちいて受信入力構成カーブ(AGC構成カーブ)を取得し、前回データと大きな変化が無いことを確認する。						○ マイクロ波信号発生器、可変減衰器、高周波電力計			
9	無線中継区間符号誤り率の確認	CRCチェックにより無線中継区間(対向または複数区間)の平均符号誤り率を測定する。(図3参照) (注1) (注2) 対象区間： ①全国1級回線無線区間 (本省～地方整備局、地方整備局～地方整備局) ②地方整備局管内の1級・準1級回線無線区間 (地方整備局～事務所、事務所～事務所等) ③2級回線無線区間(事務所～出張所等)						○ 符号誤り率測定器(CRC測定器)	測定を行う両端の局で端局に接続されているベースバンド系を使用し測定を行う。 実施場所は図1による。		

「個別点検」 1-7 デジタル多重無線通信装置(128QAM以外：新スプリアス規格準拠) (1/2)											
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	
			毎 日	1 月 月	2 月 月	3 月 月	6 月 月				12 月 月
1	表示の確認	装置監視パネル表示等により各号機の障害表示の有無を目視確認する。	○						装置の正常動作の確認	無人局は有人局から遠方監視により確認する。	
2	送信出力確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、送信電力が指定電力±20%以内であることを確認する。また測定結果と自蔵計器指示値の照合を行う。						○ 高周波電力計	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	送信モニタ出力点の測定値に異常がある場合は、送信出力規定点にて測定、確認する。	
3	送信周波数確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、指定値±10×10 ⁻⁹ 以内であることを確認する。						○ 周波数カウンタ	周波数測定は無変調状態にて行う。	周波数測定は無変調状態にて行う。	
4	送信波スペクトラム確認	送信モニタ出力にて、測定器により実運用の変調状態にて測定し、別図-1、図-2に示す送信スペクトルマスクの範囲内であることを確認する。						○ スペクトラムアナライザ			
5	不要輻射強度確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、以下の基準値以下であることを確認する。 帯域外領域(注1)：100μW以下 スプリアス領域(注2)：50μW以下						○ スペクトラムアナライザ	注1 無変調状態 注2 変調状態	注1 無変調状態 注2 変調状態	
6	受信部局発信周波数確認	局発信器モニタ出力等にて、測定器により測定を行い、指定値±10×10 ⁻⁹ 以内であることを確認する。						○ 周波数カウンタ			
7	符号誤り率確認	自局折返し状態において受信BER規格入力時の符号誤り率が10 ⁻⁴ 以下、または標準受信入力時の残留符号誤り率が10 ⁻⁹ 以下であることを確認する。						○ 符号誤り率測定器、可変減衰器	送受信部の自局折返し試験が困難なもの及び長時間回線断が避けられないものについては対等外とする。	送受信部の自局折返し試験が困難なもの及び長時間回線断が避けられないものについては対等外とする。	
8	受信入力校正カーブの測定	マイクロ波信号発生器をもちいて受信入力構成カーブ(AGC構成カーブ)を取得し、前回データと大きな変化が無いことを確認する。						○ マイクロ波信号発生器、可変減衰器、高周波電力計			
9	無線中継区間符号誤り率の確認	CRCチェックにより無線中継区間(対向または複数区間)の平均符号誤り率を測定する。(図3参照) (注1) (注2) 対象区間： ①全国1級回線無線区間 (本省～地方整備局、地方整備局～地方整備局) ②地方整備局管内の1級・準1級回線無線区間 (地方整備局～事務所、事務所～事務所等) ③2級回線無線区間(事務所～出張所等)						○ 符号誤り率測定器(CRC測定器)	測定を行う両端の局で端局に接続されているベースバンド系を使用し測定を行う。 実施場所は図1による。	測定を行う両端の局で端局に接続されているベースバンド系を使用し測定を行う。 実施場所は図1による。	

CRC 測定に対応した測定器が生産終了かつ修理も終息のため削除

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠	
「個別点検」 1-7 デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外：新スプリアス規格準拠) (2/2)											「個別点検」 1-7 デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外：新スプリアス規格準拠) (2/2)											点検中の対応は難しいため、臨時点検などで実施	
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考		
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月
10	空中線の外観確認	空中線・取付架台の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の有無を確認し、部分発錆や塗装の剥離等のある場合は補修塗料で補修する。また、ボルト等のネジの緩みは締め直しを行う。						○	装置の正常動作の維持		10	空中線の外観確認	空中線・取付架台の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の有無を確認し、部分発錆や塗装の剥離等のある場合は補修塗料で補修する。また、及びボルト等のネジの緩みは締め直しを行う。これらの異常が確認された場合は、その状況の報告を行う。							○	装置の正常動作の維持		
11	空中線レドームの確認	接合箇所や塗装状態の確認を行う。						○			11	空中線レドームの確認	接合箇所や塗装状態の確認を行う。							○			
12	給電線の確認	屋外部は飛来物等による損傷、劣化（風化）状態等を確認し、早期の事故防止を計る。屋内部は支持物の緩み等による変形がないかを確認し、無理のない布設状態を保つ。また、導波管の固定金具からの離脱、金具の緩み、欠落がある場合は、締め直しやクレモナロープ等による縫縛等の応急処置を行う。						○			12	給電線の確認	屋外部は飛来物等による損傷、劣化（風化）状態等を確認し、早期の事故防止を計る。屋内部は支持物の緩み等による変形がないかを確認し、無理のない布設状態を保つ。また、導波管の固定金具からの離脱、金具の緩み、欠落がある場合は、締め直しやクレモナロープ等による縫縛等の応急処置を行う。							○			
13	導波管接続部の確認	導波管とアンテナ、無線機等各接続部のフランジビスの緩みや欠落がないかを確認し、欠落の場合は補充を行う。また、導波管引込口（接地工事箇所）の確認を行う。						○			13	導波管接続部の確認	導波管とアンテナ、無線機等各接続部のフランジビスの緩みや欠落がないかを確認し、欠落の場合は補充を行う。また、導波管引込口（接地工事箇所）の確認を行う。							○			
14	接続部の確認	装置パネル（ユニット）の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						○			14	接続部の確認	装置パネル（ユニット）の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。							○			
15	機器本体の清掃等	装置への塵やほこり等の付着を除去し、装置内外面の清掃を行う。						○	周囲環境を考慮した機能維持		15	機器本体の清掃等	装置への塵やほこり等の付着を除去し、装置内外面の清掃を行う。							○	周囲環境を考慮した機能維持		
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていること確認する。予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え		16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていること確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。							○	障害時の備え		電子媒体での管理に移行したため削除

(注1) 無線中継区間符号誤り率の確認において保守基準を越える区間については、1週間程度の間隔で数回測定を行い、警戒値を超えるかまたは増加している場合は詳細判定(注2)を行う。
 保守基準： $N \times 10^{-9} + M \times 10^{-8}$ 以下
 N ：適用区間を構成する伝送容量96CH以上の多重無線中継区間数（但し3中継以下の区間のときは、 $N=3$ として計算する。）
 M ：適用区間を構成する伝送容量48CH以下の多重無線中継区間数
 警戒値： $n \times 10^{-8}$ 以下
 n ：適用区間を構成する多重無線中継区間数

(注2) 詳細判定は符号誤り率測定器を用いて試験信号（疑似ランダムパターン信号）により、無線中継区間（対向または複数区間）の平均符号誤り率を数日間隔で数回測定を行うもので、この結果がいずれも(注1)の基準値を越えている場合は区間を細分して測定を行う等、回線品質の劣化が疑われる区間及び原因、機器の調査を行う必要がある。ただし詳細判定を行う場合は、長時間の回線断を伴うため、原則として通信路の迂回処置を行った上で実施のこと。

(注1) 無線中継区間符号誤り率の確認において保守基準を越える区間については、1週間程度の間隔で数回測定を行い、警戒値を超えるかまたは増加している場合は詳細判定(注2)を行う。
 保守基準： $N \times 10^{-9} + M \times 10^{-8}$ 以下
 N ：適用区間を構成する伝送容量96CH以上の多重無線中継区間数（但し3中継以下の区間のときは、 $N=3$ として計算する。）
 M ：適用区間を構成する伝送容量48CH以下の多重無線中継区間数
 警戒値： $n \times 10^{-8}$ 以下
 n ：適用区間を構成する多重無線中継区間数

(注2) 詳細判定は符号誤り率測定器を用いて試験信号（疑似ランダムパターン信号）により、無線中継区間（対向または複数区間）の平均符号誤り率を数日間隔で数回測定を行うもので、この結果がいずれも(注1)の基準値を越えている場合は区間を細分して測定を行う等、回線品質の劣化が疑われる区間及び原因、機器の調査を行う必要がある。ただし詳細判定を行う場合は、長時間の回線断を伴うため、原則として通信路の迂回処置を行った上で実施のこと。

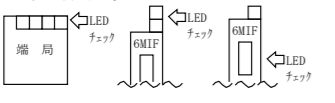


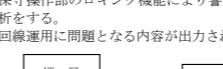

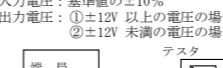
「個別点検」 1-8 デジタル多重無線通信装置 (128QAM：新スプリアス規格準拠) (1/2)

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月			
1	表示の確認	装置監視パネル表示等により各号機の障害表示の有無を目視確認する。	○						装置の正常動作の確認	無人局は有人局から遠方監視により確認する。
2	送信出力確認	送信モータ出力にて、測定器により測定を行い、送信電力が指定電力±20%以内であることを確認する。また、測定結果と自蔵計器指示値の照合を行う。						○ 高周波電力計	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	送信モータ出力点の測定値に異常がある場合は、送信出力規定点にて測定、確認する。
3	送信周波数確認	送信モータ出力にて、測定器により測定を行い、指定値±10×10 ⁻⁶ 以内であることを確認する。						○ 周波数カウンタ	周波数測定は無変調状態にて行う。	
4	送信波スペクトラム確認	送信モータ出力にて、測定器により実運用の変調状態にて測定し、別図-1、図-2に示す送信スペクトルマスクの範囲内であることを確認する。						○ スペクトラムアナライザ		
5	不要輻射強度確認	送信モータ出力にて、測定器により測定を行い、以下の基準値以下であることを確認する。 帯域外領域(注1)：100μW以下 スプリアス領域(注2)：50μW以下						○ スペクトラムアナライザ	注1 無変調状態 注2 変調状態	
6	受信部局発信周波数確認	局部発信器モータ出力等にて、測定器により測定を行い、指定値±10×10 ⁻⁶ 以内であることを確認する。						○ 周波数カウンタ		
7	符号誤り率確認（自局折返し状態による）	自局折返し状態において受信BER規格入力時の符号誤り率が10 ⁻⁴ 以下、または標準受信入力時の残留符号誤り率が10 ⁻⁹ であることを確認する。						○ 符号誤り率測定器、可変減衰器	送受信部の自局折返し試験が困難なもの及び長時間回線断が避けられないものについては対号外とする。	
8	受信入力校正カーブの測定	マイクロ波信号発生器をもちいて受信入力構成カーブ(AGC構成カーブ)を取得し、前回データと大きな変化が無いことを確認する。						○ マイクロ波信号発生器、可変減衰器、高周波電力計		
9	無線中継区間符号誤り率の確認	6Mインタフェースの場合： CRCチェックにより無線中継区間（対向または複数区間）の平均符号誤り率を測定する。（図3参照） (注1) (注2) 52Mインタフェースの場合： BIP8チェックにより無線中継区間（対向または複数区間）の平均符号誤り率を測定する。 対象区間： ①全国1級回線無線区間 (本省～地方整備局、地方整備局～地方整備局) ②地方整備局管内の1級・準1級回線無線区間 (地方整備局～事務所、事務所～事務所等)						○ 符号誤り率測定器 (6Mインタフェース：CRC測定器) (52Mインタフェース：SDH777等)	測定を行う両端の局で端局に移設されているベースバンド系系を使用して測定を行う。実施場所は図2による。	

「個別点検」 1-8 デジタル多重無線通信装置 (128QAM：新スプリアス規格準拠) (1/2)

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月			
1	表示の確認	装置監視パネル表示等により各号機の障害表示の有無を目視確認する。	○						装置の正常動作の確認	無人局は有人局から遠方監視により確認する。
2	送信出力確認	送信モータ出力にて、測定器により測定を行い、送信電力が指定電力±20%以内であることを確認する。また、測定結果と自蔵計器指示値の照合を行う。						○ 高周波電力計	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	送信モータ出力点の測定値に異常がある場合は、送信出力規定点にて測定、確認する。
3	送信周波数確認	送信モータ出力にて、測定器により測定を行い、指定値±10×10 ⁻⁶ 以内であることを確認する。						○ 周波数カウンタ	周波数測定は無変調状態にて行う。	
4	送信波スペクトラム確認	送信モータ出力にて、測定器により実運用の変調状態にて測定し、別図-1、図-2に示す送信スペクトルマスクの範囲内であることを確認する。						○ スペクトラムアナライザ		
5	不要輻射強度確認	送信モータ出力にて、測定器により測定を行い、以下の基準値以下であることを確認する。 帯域外領域(注1)：100μW以下 スプリアス領域(注2)：50μW以下						○ スペクトラムアナライザ	注1 無変調状態 注2 変調状態	
6	受信部局発信周波数確認	局部発信器モータ出力等にて、測定器により測定を行い、指定値±10×10 ⁻⁶ 以内であることを確認する。						○ 周波数カウンタ		
7	符号誤り率確認（自局折返し状態による）	自局折返し状態において受信BER規格入力時の符号誤り率が10 ⁻⁴ 以下、または標準受信入力時の残留符号誤り率が10 ⁻⁹ であることを確認する。						○ 符号誤り率測定器、可変減衰器	送受信部の自局折返し試験が困難なもの及び長時間回線断が避けられないものについては対号外とする。	
8	受信入力校正カーブの測定	マイクロ波信号発生器をもちいて受信入力構成カーブ(AGC構成カーブ)を取得し、前回データと大きな変化が無いことを確認する。						○ マイクロ波信号発生器、可変減衰器、高周波電力計		
9	無線中継区間符号誤り率の確認	6Mインタフェースの場合： CRCチェックにより無線中継区間（対向または複数区間）の平均符号誤り率を測定する。（図3参照） (注1) (注2) 52Mインタフェースの場合： BIP8チェックにより無線中継区間（対向または複数区間）の平均符号誤り率を測定する。 対象区間： ①全国1級回線無線区間 (本省～地方整備局、地方整備局～地方整備局) ②地方整備局管内の1級・準1級回線無線区間 (地方整備局～事務所、事務所～事務所等)						○ 符号誤り率測定器 (6Mインタフェース：CRC測定器) (52Mインタフェース：SDH777等)	測定を行う両端の局で端局に移設されているベースバンド系系を使用して測定を行う。実施場所は図2による。	CRC測定に対応した測定器が生産終了かつ修理も終息のため削除

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き 修正												改定主旨・根拠		
「個別点検」 1-8 デジタル多重無線通信装置 (128QAM:新スプリアス規格準拠) (2/2)													「個別点検」 1-8 デジタル多重無線通信装置 (128QAM:新スプリアス規格準拠) (2/2)													点検中の対応は難しいため、臨時点検などで実施
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考		No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考				
10	空中線の外観確認	空中線・取付架台の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の有無を確認し、部分発錆、塗装の剥離等のある場合は補修塗料で補修する。また、ボルト等のネジの緩みは締め直しを行う。								装置の正常動作の維持			10	空中線の外観確認	空中線・取付架台の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の有無を確認し、 部分発錆や塗装の剥離等のある場合は補修塗料で補修する。また、及びボルト等のネジの緩みは締め直しを行う。								装置の正常動作の維持			
11	空中線レドームの確認	接合箇所や塗装状態の確認を行う。											11	空中線レドームの確認	接合箇所や塗装状態の確認を行う。											
12	給電線の確認	屋外部は飛来物等による損傷、劣化（風化）状態等を確認し、早期の事故防止を計る。屋内部は支持物の緩み等による変形がないかを確認し、無理のない布設状態を保つ。また、導波管の固定金具からの離脱、金具の緩み、欠落がある場合は、締め直しやクレモナロープ等による縫縛等の応急処置を行う。											12	給電線の確認	屋外部は飛来物等による損傷、劣化（風化）状態等を確認し、早期の事故防止を計る。屋内部は支持物の緩み等による変形がないかを確認し、無理のない布設状態を保つ。また、導波管の固定金具からの離脱、金具の緩み、欠落がある場合は、締め直しやクレモナロープ等による縫縛等の応急処置を行う。											
13	導波管接続部の確認	導波管とアンテナ、無線機等各接続部のフランジビスの緩みや欠落がないかを確認し、欠落の場合は補充を行う。また、導波管引込口（接地工事箇所）の確認を行う。											13	導波管接続部の確認	導波管とアンテナ、無線機等各接続部のフランジビスの緩みや欠落がないかを確認し、欠落の場合は補充を行う。また、導波管引込口（接地工事箇所）の確認を行う。											
14	接続部の確認	装置パネル（ユニット）の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。								周囲環境を考慮した機能維持			14	接続部の確認	装置パネル（ユニット）の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。								周囲環境を考慮した機能維持			
15	機器本体の清掃等	装置への塵やほこり等の付着を除去し、装置内外面の清掃を行う。								障害時の備え			15	機器本体の清掃等	装置への塵やほこり等の付着を除去し、装置内外面の清掃を行う。								障害時の備え			
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。											16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。									電子媒体での管理に移行したため削除		
<p>(注1) 線中継区間符号誤り率の確認において基準値を越える区間については、1週間程度の開隔で数回測定を行い、警戒値を超えるかまたは増加している場合は詳細判定（注2）を行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">基準値： $N \times 10^{-9}$ N：適用区間を構成する多重無線中継区間数（但し3中継以下の区間のときは、N=3として計算する）</p> <p style="margin-left: 20px;">警戒値： $n \times 10^{-9}$以下 n：適用区間を構成する多重無線中継区間数</p>													<p>(注1) 線中継区間符号誤り率の確認において基準値を越える区間については、1週間程度の開隔で数回測定を行い、警戒値を超えるかまたは増加している場合は詳細判定（注2）を行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">基準値： $N \times 10^{-9}$ N：適用区間を構成する多重無線中継区間数（但し3中継以下の区間のときは、N=3として計算する）</p> <p style="margin-left: 20px;">警戒値： $n \times 10^{-9}$以下 n：適用区間を構成する多重無線中継区間数</p>													
<p>(注2) 詳細判定は符号誤り率測定器を用いて試験信号（疑似ランダムパターン信号）により、無線中継区間（対向または複数区間）の平均符号誤り率を数日間隔で数回測定を行うもので、この結果がいずれも（注1）の基準値を越えている場合は区間を細分して測定を行う等、回線品質の劣化が疑われる区間及び原因、機器の調査を行う必要がある。ただし詳細判定を行う場合は長時間の回線断を伴うため、原則として通信路の迂回処置を行った上で実施のこと。</p>													<p>(注2) 詳細判定は符号誤り率測定器を用いて試験信号（疑似ランダムパターン信号）により、無線中継区間（対向または複数区間）の平均符号誤り率を数日間隔で数回測定を行うもので、この結果がいずれも（注1）の基準値を越えている場合は区間を細分して測定を行う等、回線品質の劣化が疑われる区間及び原因、機器の調査を行う必要がある。ただし詳細判定を行う場合は長時間の回線断を伴うため、原則として通信路の迂回処置を行った上で実施のこと。</p>													
「個別点検」 2-1 デジタル端局装置													「個別点検」 2-1 デジタル端局装置													電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考		No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考				
1	表示の確認	障害表示（装置上LED及び各パッケージの前面LED）の有無を目視で確認する。 								装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握			1	表示の確認	障害表示（装置上LED及び各パッケージの前面LED）の有無を目視で確認する。 								装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握			
2	クロック従属確認	装置クロック部の障害表示の有無を目視で確認する。											2	クロック従属確認	装置クロック部の障害表示の有無を目視で確認する。											
3	装置警報履歴の収集確認	保守操作部のロギング機能により警報履歴を出力し、収集及び分析をする。 回線運用に問題となる内容が出力されていないかを確認する。 							プリンタ				3	装置警報履歴の収集確認	保守操作部のロギング機能により警報履歴を出力し、収集及び分析をする。 回線運用に問題となる内容が出力されていないかを確認する。 							プリンタ				
4	電圧の確認	装置自蔵の電圧測定機能又はテストにて、基準値内であることを確認する。 入力電圧：基準値の±10% 出力電圧：①±12V以上の電圧の場合±10% ②±12V未満の電圧の場合±5% 							電圧測定機能またはテスト				4	電圧の確認	装置自蔵の電圧測定機能又はテストにて、基準値内であることを確認する。 入力電圧：基準値の±10% 出力電圧：①±12V以上の電圧の場合±10% ②±12V未満の電圧の場合±5% 							電圧測定機能またはテスト				
5	時計機能の確認	保守操作部の時計表示を確認し、基準時間内であることを確認する。 基準時間の±30秒以内であることを確認すること。								校正済みの時計又はN T Tの時刻サービス			5	時計機能の確認	保守操作部の時計表示を確認し、基準時間内であることを確認する。 基準時間の±30秒以内であることを確認すること。								校正済みの時計又はN T Tの時刻サービス			
6	保守コンソールの確認	保守コンソールの下記確認を行う。 1自己診断テスト 2プリント動作テスト 3総合動作テスト } 正常に動作すること											6	保守コンソールの確認	保守コンソールの下記確認を行う。 1自己診断テスト 2プリント動作テスト 3総合動作テスト } 正常に動作すること											
7	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。											7	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。											
8	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取り付け状態の確認をする。								周囲環境を考慮した機能維持			8	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取り付け状態の確認をする。								周囲環境を考慮した機能維持			
9	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。								障害時の備え			9	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。								障害時の備え	電子媒体での管理に移行したため削除		

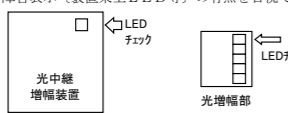
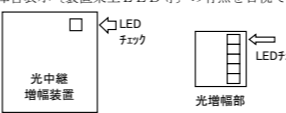


電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠
「個別点検」 2-2 小容量デジタル端局装置											「個別点検」 2-2 小容量デジタル端局装置											電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
1	表示確認	障害表示（装置架上LED及び各パッケージの前面LED）の有無を目視で確認する。 	○						装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	表示確認	障害表示（装置架上LED及び各パッケージの前面LED）の有無を目視で確認する。 	○						装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		
2	クロック従属確認	装置クロック部の障害表示の有無を目視で確認する。	○								2	クロック従属確認	装置クロック部の障害表示の有無を目視で確認する。	○								
3	装置警報履歴の収集確認	保守操作部のロギング機能により警報履歴を出力し、収集及び分析をする。 回線運用に問題となる内容が出力されていないかを確認する。 	○					プリンタ			3	装置警報履歴の収集確認	保守操作部のロギング機能により警報履歴を出力し、収集及び分析をする。 回線運用に問題となる内容が出力されていないかを確認する。 	○				プリンタ				
4	電圧の確認	装置自蔵の電圧測定機能またはテストにて、基準値内であることを確認する。 入力電圧：基準値の±10% 出力電圧：①±12V以上の電圧の場合±10% ②±12V未満の電圧の場合±5% 						○ 電圧測定機能またはテスト			4	電圧の確認	装置自蔵の電圧測定機能またはテストにて、基準値内であることを確認する。 入力電圧：基準値の±10% 出力電圧：①±12V以上の電圧の場合±10% ②±12V未満の電圧の場合±5% 					○ 電圧測定機能またはテスト				
5	時計機能の確認	保守操作部の時計表示を確認し、基準時間内であることを確認する。 基準時間の±30秒以内であること。						○ 校正済みの時計またはN T Tの時刻サービス			5	時計機能の確認	保守操作部の時計表示を確認し、基準時間内であることを確認する。 基準時間の±30秒以内であること。					○ 校正済みの時計またはN T Tの時刻サービス				
6	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。						○			6	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。					○				
7	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取り付け状態の確認をする。						○	周囲環境を考慮した機能維持		7	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取り付け状態の確認をする。					○	周囲環境を考慮した機能維持			
8	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する						○	障害時の備え		8	図書類 予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する					○	障害時の備え			
「個別点検」 2-3 網同期装置											「個別点検」 2-3 網同期装置 (削除)											削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考												
1	表示確認	障害表示（装置架上LED及び各パッケージの前面LED）の有無を確認する。 	○						装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握													
2	電圧の確認	装置自蔵の電圧測定機能またはテストにて、基準値内であることを確認する。 入力電圧：基準値の±10% 出力電圧：①±12V以上の電圧の場合±10% ②±12V未満の電圧の場合±5% 						○ 電圧測定機能またはテスト														
3	時計機能の確認	保守操作部の時計表示を確認し、基準時間内であることを確認する。 基準時間の±30秒以内であること。						○ 校正済みの時計またはN T Tの時刻サービス														
4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。						○														
5	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取り付け状態の確認をする。						○	周囲環境を考慮した機能維持													
6	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する						○	障害時の備え													

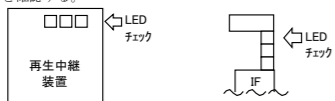
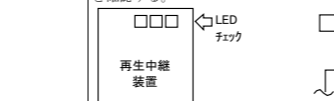
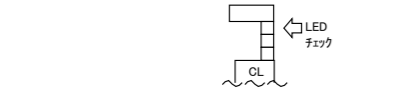

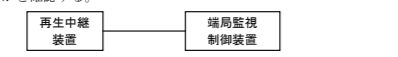
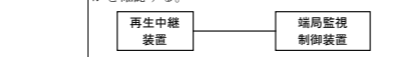
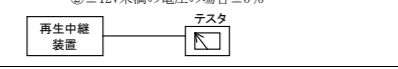
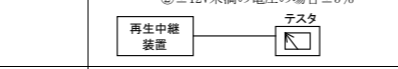
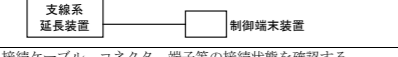
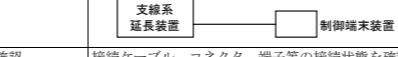
電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠					
「個別点検」 3-1 遠方監視制御装置〔監視制御装置/被監視制御装置〕														「個別点検」 3-1 遠方監視制御装置〔監視制御装置/被監視制御装置〕															
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考								
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月						6ヶ月	12ヶ月				
1	表示の確認	監視制御装置の装置警報表示及び監視項目表示が正常に表示されていることを確認する。	○						装置の正常動作の確認		1	表示の確認	監視制御装置の装置警報表示及び監視項目表示が正常に表示されていることを確認する。	○						装置の正常動作の確認									
2	電源電圧の確認	装置内蔵の電圧測定機能または外部テストにより測定する。					○	テスト	標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		2	電源電圧の確認	装置内蔵の電圧測定機能または外部テストにより測定する。					○	テスト	標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握									
3	送受信レベル確認	0Wレベル及び監視制御信号レベルを測定し、基準値±0.5dB以内に調整する。					○	レベルメータ			3	送受信レベル確認	0Wレベル及び監視制御信号レベルを測定し、基準値±0.5dB以内に調整する。					○	レベルメータ										
4	監視制御動作の確認	監視制御装置より、被監視制御装置に対し制御指示を行い、機器の状態変化により、装置が正常に動作している事を確認する。  <p style="text-align: center;">監視確認</p> <p>※各対向局に対して、無線機の切替等の代表1項目実施</p>					○		制御項目と連動監視機能及び警報機能の確認		4	監視制御動作の確認	監視制御装置より、被監視制御装置に対し制御指示を行い、機器の状態変化により、装置が正常に動作している事を確認する。  <p style="text-align: center;">監視確認</p> <p>※各対向局に対して、無線機の切替等の代表1項目実施</p>					○		制御項目と連動監視機能及び警報機能の確認									
5	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。					○		装置の正常動作の維持		5	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。					○		装置の正常動作の維持									
6	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置固定金具の緩みの確認をする。					○		周囲環境を考慮した機能維持		6	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置固定金具の緩みの確認をする。					○		周囲環境を考慮した機能維持									
7	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		7	図書類 ・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え							電子媒体での管理に移行 したため削除		
「個別点検」 3-2 専用通信網監視制御装置〔監視制御装置/被監視制御装置〕														「個別点検」 3-2 専用通信網監視制御装置〔監視制御装置/被監視制御装置〕															
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考								
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月						6ヶ月	12ヶ月				
1	表示の確認	監視制御装置及び被監視制御装置の装置警報表示及び監視項目表示が正常に表示されていることを確認する。 監視項目においては、監視制御装置(メンテナンスツール)と被監視制御装置(試験器)との整合性を確認する。	○						装置の正常動作の確認		1	表示の確認	監視制御装置及び被監視制御装置の装置警報表示及び監視項目表示が正常に表示されていることを確認する。 監視項目においては、監視制御装置(メンテナンスツール)と被監視制御装置(試験器)との整合性を確認する。	○						装置の正常動作の確認									
2	電源電圧の確認	装置内蔵の電圧測定機能または外部テストにより測定を行い、基準値に調整する。					○	テスト	標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		2	電源電圧の確認	装置内蔵の電圧測定機能または外部テストにより測定を行い、基準値に調整する。					○	テスト	標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握									
3	監視制御動作の確認	監視制御装置(メンテナンスツール)より、被監視制御装置に対し制御指示を行い、機器の状態変化により、装置が正常に動作していることを確認する。  <p style="text-align: center;">監視確認</p> <p>※各対向局に対して、無線機の切替等の代表1項目実施</p>					○		制御項目と連動監視機能及び警報機能の確認		3	監視制御動作の確認	監視制御装置(メンテナンスツール)より、被監視制御装置に対し制御指示を行い、機器の状態変化により、装置が正常に動作していることを確認する。  <p style="text-align: center;">監視確認</p> <p>※各対向局に対して、無線機の切替等の代表1項目実施</p>					○		制御項目と連動監視機能及び警報機能の確認									
4	メンテナンスツールの確認	自己診断プログラムによる動作確認をする。 メンテナンスツールの現在時刻の確認を行い必要に応じ修正する。					○	自己診断プログラム	装置の正常動作の確保		4	メンテナンスツールの確認	自己診断プログラムによる動作確認をする。 メンテナンスツールの現在時刻の確認を行い必要に応じ修正する。					○	自己診断プログラム	装置の正常動作の確保									
5	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。					○		装置の正常動作の維持		5	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。					○		装置の正常動作の維持									
6	機器本体(メンテナンスツール)の清掃	装置外面の清掃及び装置固定金具の緩みの確認をする。 メンテナンスツール本体及び周辺機器の清掃をする。					○	クリーニング フロppy	周囲環境を考慮した機能維持		6	機器本体(メンテナンスツール)の清掃	装置外面の清掃及び装置固定金具の緩みの確認をする。 メンテナンスツール本体及び周辺機器の清掃をする。					○	クリーニング フロppy	周囲環境を考慮した機能維持									
7	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え。		7	図書類 ・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え。						電子媒体での管理に移行 したため削除			

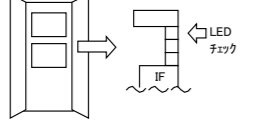
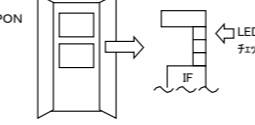
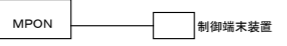
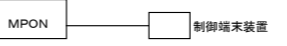
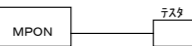


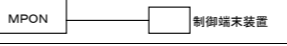
電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠	
「個別点検」 4-1-1 デジタル端局装置 (SDH) 本体 (2/2)											「個別点検」 4-1-1 デジタル端局装置 (SDH) 本体 (2/2)											電子媒体での管理に移行したため削除	
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考		
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月															
6	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。						○		装置の正常動作の維持		6	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。						○		装置の正常動作の維持	
7	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取付け状態の確認をする。						○		周囲環境を考慮した機能維持		7	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取付け状態の確認をする。						○		周囲環境を考慮した機能維持	
8	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。						○		障害時の備え		8	図書類 ・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。						○		障害時の備え	
9	構成確認	機器実装状態・ポート接続状態、回線設定情報が図面と一致していることを確認する。						○				9	構成確認	機器実装状態・ポート接続状態、回線設定情報が図面と一致していることを確認する。						○			
「個別点検」 4-1-2 デジタル端局装置 (SDH) 光中継増幅装置											「個別点検」 4-1-2 デジタル端局装置 (SDH) 光中継増幅装置											電子媒体での管理に移行したため削除	
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考		
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月															
1	LED表示の確認	障害表示〔装置架上LED等〕の有無を目視で確認する。 						○		置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	LED表示の確認	障害表示〔装置架上LED等〕の有無を目視で確認する。 						○		置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	電圧の確認	計器により測定し、規定値内であることを確認する。 入力電圧：基準値の±10% 						○	テスタ	電源部のモニタ端子を測定。		2	電圧の確認	計器により測定し、規定値内であることを確認する。 入力電圧：基準値の±10% 						○	テスタ	電源部のモニタ端子を測定。	
3	ランプテスト	警報収集部のLAMPTESTボタンを押し込んだ状態で、その警報収集部が実装されているユニットの全LED及び架上ランプが点灯することを確認する。						○				3	ランプテスト	警報収集部のLAMPTESTボタンを押し込んだ状態で、その警報収集部が実装されているユニットの全LED及び架上ランプが点灯することを確認する。						○			
4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。						○				4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。						○			
5	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取付け状態の確認をする。						○		周囲環境を考慮した機能維持		5	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取付け状態の確認をする。						○		周囲環境を考慮した機能維持	
6	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。						○		障害時の備え		6	図書類 ・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。						○		障害時の備え	
7	構成確認	機器実装状態・ポート接続状態、回線設定情報が図面と一致していることを確認する。						○				7	構成確認	機器実装状態・ポート接続状態、回線設定情報が図面と一致していることを確認する。						○			

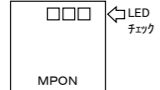
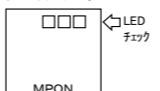






電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠
【個別点検】 4-1-3 デジタル端局装置 (SDH) 再生中継装置											【個別点検】 4-1-3 デジタル端局装置 (SDH) 再生中継装置											
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月
1	LED表示の確認	障害表示（装置架上LED及び各パッケージの前面LED）の有無を目視で確認する。有りの場合、端局監視制御装置で内容を確認する。 	○						装置の正常動作の確認維持標準値（規定値）との照合測定結果の変化傾向の把握		1	LED表示の確認	障害表示（装置架上LED及び各パッケージの前面LED）の有無を目視で確認する。有りの場合、端局監視制御装置で内容を確認する。 	○						装置の正常動作の確認維持標準値（規定値）との照合測定結果の変化傾向の把握		
2	クロック従属確認	装置クロック部の動作状況を目視で確認する。 	○								2	クロック従属確認	装置クロック部の動作状況を目視で確認する。 	○								
3	装置警報履歴の収集確認	端局監視制御装置のロギング機能により警報履歴を出力し、収集及び分析をする。回線運用に問題となる内容が出力されていないかを確認する。 	○						端局監視制御装置はデジタル端局装置を介して再生中継装置の監視を行う。		3	装置警報履歴の収集確認	端局監視制御装置のロギング機能により警報履歴を出力し、収集及び分析をする。回線運用に問題となる内容が出力されていないかを確認する。 	○						端局監視制御装置はデジタル端局装置を介して再生中継装置の監視を行う。		
4	電圧の確認	テストにて、規定値内であることを確認する。 入力電圧：基準値の±10% 出力電圧：①±12V以上の電圧の場合±10% ②±12V未満の電圧の場合±5% 					○	テスト		4	電圧の確認	テストにて、規定値内であることを確認する。 入力電圧：基準値の±10% 出力電圧：①±12V以上の電圧の場合±10% ②±12V未満の電圧の場合±5% 				○	テスト					
5	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。					○			5	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。				○						
6	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取付け状態の確認をする。					○		周囲環境を考慮した機能維持	6	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取付け状態の確認をする。				○			周囲環境を考慮した機能維持			
7	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。					○		障害時の備え	7	図書類 ・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。				○			障害時の備え	電子媒体での管理に移行したため削除		
8	構成確認	機器実装状態・ポート接続状態、回線設定情報が図面と一致していることを確認する。					○			8	構成確認	機器実装状態・ポート接続状態、回線設定情報が図面と一致していることを確認する。				○						
【個別点検】 4-1-4 デジタル端局装置 (SDH) 支線系SDH端局装置											【個別点検】 4-1-4 デジタル端局装置 (SDH) 支線系SDH端局装置											電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月
1	装置警報履歴の収集確認	制御端末装置の警報履歴機能により警報履歴を表示し、収集及び分析をする。回線運用に問題となる内容が出力されていないことを確認する。支線系延長装置側で見る。 	○						装置の正常動作の確認標準値（規定値）との照合測定結果の変化傾向の把握		1	装置警報履歴の収集確認	制御端末装置の警報履歴機能により警報履歴を表示し、収集及び分析をする。回線運用に問題となる内容が出力されていないことを確認する。支線系延長装置側で見る。 	○						装置の正常動作の確認標準値（規定値）との照合測定結果の変化傾向の把握		
2	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。					○			2	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。				○						
3	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取付け状態の確認をする。					○		周囲環境を考慮した機能維持	3	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取付け状態の確認をする。				○			周囲環境を考慮した機能維持			
4	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。					○		障害時の備え	4	図書類 ・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。				○			障害時の備え	電子媒体での管理に移行したため削除		
5	構成確認	機器実装状態・ポート接続状態、回線設定情報が図面と一致していることを確認する。					○			5	構成確認	機器実装状態・ポート接続状態、回線設定情報が図面と一致していることを確認する。				○						

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠	
「個別点検」 4-1-5 管理施設用小容量光伝送装置 (親局 MPON)											「個別点検」 4-1-5 管理施設用小容量光伝送装置 (親局 MPON)											電子媒体での管理に移行したため削除	
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考		
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月
1	LED表示の確認	障害表示(装置上LED及び各パッケージの前面LED)の有無を目視で確認する。 	○						装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	LED表示の確認	障害表示(装置上LED及び各パッケージの前面LED)の有無を目視で確認する。 	○						装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握			
2	装置警報履歴の収集確認	各部の制御端末装置の警報履歴機能により警報履歴を表示し、収集及び分析をする。回線運用に問題となる内容が出力されていないことを確認する。 	○								2	装置警報履歴の収集確認	各部の制御端末装置の警報履歴機能により警報履歴を表示し、収集及び分析をする。回線運用に問題となる内容が出力されていないことを確認する。 	○									
3	電圧の確認	テストにて、規定値内であることを確認する。 入力電圧：基準値の±10% 出力電圧：①±12V以上の電圧の場合±10% ②±12V未満の電圧の場合±5% 						○ テスタ			3	電圧の確認	テストにて、規定値内であることを確認する。 入力電圧：基準値の±10% 出力電圧：①±12V以上の電圧の場合±10% ②±12V未満の電圧の場合±5% 					○ テスタ					
4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。						○			4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。					○					
5	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取付け状態の確認をする。						○	周囲環境を考慮した機能維持		5	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取付け状態の確認をする。					○	周囲環境を考慮した機能維持				
6	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。						○	障害時の備え		6	図書類 ・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。					○	障害時の備え				
7	構成確認	機器実装状態・ポート接続状態、回線設定情報が図面と一致していることを確認する。						○			7	構成確認	機器実装状態・ポート接続状態、回線設定情報が図面と一致していることを確認する。					○					
「個別点検」 4-1-6 管理施設用小容量光伝送装置 (子局 SPON)											「個別点検」 4-1-6 管理施設用小容量光伝送装置 (子局 SPON)												電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考		
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					
1	装置警報履歴の収集確認	PON制御端末装置の警報履歴機能により警報履歴を表示し、収集及び分析をする。回線運用に問題となる内容が出力されていないことを確認する。MPON装置側で見る。 	○						装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	装置警報履歴の収集確認	PON制御端末装置の警報履歴機能により警報履歴を表示し、収集及び分析をする。回線運用に問題となる内容が出力されていないことを確認する。MPON装置側で見る。 	○						装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握			
2	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。						○			2	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。					○					
3	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取付け状態の確認をする。						○	周囲環境を考慮した機能維持		3	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取付け状態の確認をする。					○	周囲環境を考慮した機能維持				
4	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。						○	障害時の備え		4	図書類 ・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。					○	障害時の備え				
5	構成確認	機器実装状態・ポート接続状態、回線設定情報が図面と一致していることを確認する。						○			5	構成確認	機器実装状態・ポート接続状態、回線設定情報が図面と一致していることを確認する。					○					

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠		
「個別点検」 4-1-7 管理施設用小容量光伝送装置WDM型 (観局 MPON)											「個別点検」 4-1-7 管理施設用小容量光伝送装置WDM型 (観局 MPON)											電子媒体での管理に移行したため削除		
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月
1	LED表示の確認	障害表示（装置架上LED及び各パッケージの前面LED）の有無を目視で確認する。 	○						装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	LED表示の確認	障害表示（装置架上LED及び各パッケージの前面LED）の有無を目視で確認する。 	○							装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握			
2	装置警報履歴の収集確認	各部の制御端末装置の警報履歴機能により警報履歴を表示し、収集及び分析をする。 回線運用に問題となる内容が出力されていないことを確認する。 	○								2	装置警報履歴の収集確認	各部の制御端末装置の警報履歴機能により警報履歴を表示し、収集及び分析をする。 回線運用に問題となる内容が出力されていないことを確認する。 	○										
3	電圧の確認	テストにて、規定値内であることを確認する。 入力電圧：基準値の±10% 出力電圧：①±12V以上の電圧の場合±10% ②±12V未満の電圧の場合±5% 						○ テスタ			3	電圧の確認	テストにて、規定値内であることを確認する。 入力電圧：基準値の±10% 出力電圧：①±12V以上の電圧の場合±10% ②±12V未満の電圧の場合±5% 						○ テスタ					
4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。						○			4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。						○					
5	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取付け状態の確認をする。						○	周囲環境を考慮した機能維持		5	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取付け状態の確認をする。						○	周囲環境を考慮した機能維持				
6	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。						○	障害時の備え		6	図書類 ・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。						○	障害時の備え				
7	構成確認	機器実装状態・ポート接続状態、回線設定情報が図面と一致していることを確認する。						○			7	構成確認	機器実装状態・ポート接続状態、回線設定情報が図面と一致していることを確認する。						○					
「個別点検」 4-1-8 管理施設用小容量光伝送装置WDM型 (子局 SPON)											「個別点検」 4-1-8 管理施設用小容量光伝送装置WDM型 (子局 SPON)												電子媒体での管理に移行したため削除	
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月						6ヶ月
1	装置警報履歴の収集確認	PON制御端末装置の警報履歴機能により警報履歴を表示し、収集及び分析をする。 回線運用に問題となる内容が出力されていないことを確認する。 MPON装置側で見る。 	○						装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	装置警報履歴の収集確認	PON制御端末装置の警報履歴機能により警報履歴を表示し、収集及び分析をする。 回線運用に問題となる内容が出力されていないことを確認する。 MPON装置側で見る。 	○						装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握				
2	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。						○			2	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。						○					
3	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取付け状態の確認をする。						○	周囲環境を考慮した機能維持		3	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取付け状態の確認をする。						○	周囲環境を考慮した機能維持				
4	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。						○	障害時の備え		4	図書類 ・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。						○	障害時の備え				
5	構成確認	機器実装状態・ポート接続状態、回線設定情報が図面と一致していることを確認する。						○			5	構成確認	機器実装状態・ポート接続状態、回線設定情報が図面と一致していることを確認する。						○					

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠							
「個別点検」 4-2-1 情報コンセント設備（本局設備）FASTイーサネット方式													「個別点検」 4-2-1 情報コンセント設備（本局設備）FASTイーサネット方式																		
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考										
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月							
1	電池の交換周期確認	Webメールサーバ及びファイアウォール内に実装されているバックアップ電池の交換周期を確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	必要とする装置のみ実施	1	電池の交換周期確認	Webメールサーバ及びファイアウォール内に実装されているバックアップ電池の交換周期を確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	必要とする装置のみ実施										
2	機器状態の確認	各装置本体上で異常表示が無く正常に動作していることを確認する。	○							2	機器状態の確認	各装置本体上で異常表示が無く正常に動作していることを確認する。	○						2		機器状態の確認	各装置本体上で異常表示が無く正常に動作していることを確認する。	○								
3	表示の確認	各装置のLED表示等により障害表示の有無を目視確認する。	○							3	表示の確認	各装置のLED表示等により障害表示の有無を目視確認する。	○						3		表示の確認	各装置のLED表示等により障害表示の有無を目視確認する。	○								
4	WebメールサーバCRT等表示部の確認	輝度及び色彩等を確認し異常の無いことを確認する。						○		4	WebメールサーバCRT等表示部の確認	輝度及び色彩等を確認し異常の無いことを確認する。						○	4		WebメールサーバCRT等表示部の確認	輝度及び色彩等を確認し異常の無いことを確認する。					○				
5	Webメールサーバ停・復電時の機能確認	無停電電源装置との連動により停電検出、停電検出時のデータセーブ処理等が正常に行われることを確認する。 復電時の自動起動処理が正常に行われることを確認する。						○		5	Webメールサーバ停・復電時の機能確認	無停電電源装置との連動により停電検出、停電検出時のデータセーブ処理等が正常に行われることを確認する。 復電時の自動起動処理が正常に行われることを確認する。						○	5		Webメールサーバ停・復電時の機能確認	無停電電源装置との連動により停電検出、停電検出時のデータセーブ処理等が正常に行われることを確認する。 復電時の自動起動処理が正常に行われることを確認する。					○				
6	Webメールサーバ動作確認	テストプログラム等によりサーバとしての動作を確認する。 本局において、テスト通信等によりサーバとしての動作を確認する。 ①性能及び基本機能の維持。 ②自局折り返し試験（自装置から自装置へのメール送受信） ③同一LAN上のクライアントからのメール送受信の確認をする。						○		6	Webメールサーバ動作確認	テストプログラム等によりサーバとしての動作を確認する。 本局において、テスト通信等によりサーバとしての動作を確認する。 ①性能及び基本機能の維持。 ②自局折り返し試験（自装置から自装置へのメール送受信） ③同一LAN上のクライアントからのメール送受信の確認をする。						○	6		Webメールサーバ動作確認	テストプログラム等によりサーバとしての動作を確認する。 本局において、テスト通信等によりサーバとしての動作を確認する。 ①性能及び基本機能の維持。 ②自局折り返し試験（自装置から自装置へのメール送受信） ③同一LAN上のクライアントからのメール送受信の確認をする。					○				
7	Webメールサーバログの確認	OSのイベントログにより論理レベルによる機能障害等が発生していないか確認する。						○		7	Webメールサーバログの確認	OSのイベントログにより論理レベルによる機能障害等が発生していないか確認する。						○	7		Webメールサーバログの確認	OSのイベントログにより論理レベルによる機能障害等が発生していないか確認する。					○				
8	Webメールサーバヘッドクリーニング	FD、CD、DAT等のクリーニングを行う。						○		クリーニング機材	必要とする装置のみ実施	8	Webメールサーバヘッドクリーニング	FD、CD、DAT等のクリーニングを行う。							○	クリーニング機材	必要とする装置のみ実施	8	Webメールサーバヘッドクリーニング	FD、CD、DAT等のクリーニングを行う。					○
9	ファイアウォール設定確認	テレネット、ブラウザ等によりログインし、設定情報をダウンロードし確認する。						○		9	ファイアウォール設定確認	テレネット、ブラウザ等によりログインし、設定情報をダウンロードし確認する。						○	9		ファイアウォール設定確認	テレネット、ブラウザ等によりログインし、設定情報をダウンロードし確認する。					○				
10	ファイアウォールログの確認	アクセスログの記録を確認する。						○		10	ファイアウォールログの確認	アクセスログの記録を確認する。						○	10		ファイアウォールログの確認	アクセスログの記録を確認する。					○				
11	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態、プラグインの緩み等の確認をする。						○		11	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態、プラグインの緩み等の確認をする。						○	11		接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態、プラグインの緩み等の確認をする。					○				
12	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○		12	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○	12		機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○				
13	図書類・予備品等の確認	キーボード、マウス等の清掃、確認をする。 ファン、フィルタの清掃をする。 機器据付状態の確認をする。 図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え	必要とする装置のみ実施	13	図書類 予備品等の確認	キーボード、マウス等の清掃、確認をする。 ファン、フィルタの清掃をする。 機器据付状態の確認をする。 図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。							○	障害時の備え	必要とする装置のみ実施	13	図書類 予備品等の確認	キーボード、マウス等の清掃、確認をする。 ファン、フィルタの清掃をする。 機器据付状態の確認をする。 図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○
「個別点検」 4-2-2 情報コンセント設備（事務所設備）FASTイーサネット方式（2/2）													「個別点検」 4-2-2 情報コンセント設備（事務所設備）FASTイーサネット方式（2/2）																		
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考										
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月							
12	接続部の確認	ケーブルの破損、端処理の不具合、接栓の緩み、ネジの締め付け等を確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		12	接続部の確認	ケーブルの破損、端処理の不具合、接栓の緩み、ネジの締め付け等を確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		12	接続部の確認	ケーブルの破損、端処理の不具合、接栓の緩み、ネジの締め付け等を確認する。					○		
13	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。 キーボード、マウス等の清掃、確認をする。 ファン、フィルタの清掃をする。 機器据付状態の確認をする。						○		13	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。 キーボード、マウス等の清掃、確認をする。 ファン、フィルタの清掃をする。 機器据付状態の確認をする。						○	13		機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。 キーボード、マウス等の清掃、確認をする。 ファン、フィルタの清掃をする。 機器据付状態の確認をする。					○				
14	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え		14	図書類 予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。							○	障害時の備え		14	図書類 予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○

システムの停止ができない場合は、外面清掃にとどめる。
電子媒体での管理に移行したため削除

システムの停止ができない場合は、外面清掃にとどめる。
電子媒体での管理に移行したため削除

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠		
「個別点検」 4-2-3 情報コンセント設備（出張所設備）FASTイーサネット方式													「個別点検」 4-2-3 情報コンセント設備（出張所設備）FASTイーサネット方式													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	システムの停止ができない場合は、外面清掃にとどめる。 電子媒体での管理に移行したため削除				
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月		
1	電池の交換時期確認	下記装置のバックアップ電池の交換周期を確認する。 ・画像選択用PC ・MP E G 2デコーダ						○	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	確認履歴により最終交換時期を確認する。	1	電池の交換時期確認	下記装置のバックアップ電池の交換周期を確認する。 ・画像選択用PC ・MP E G 2デコーダ						○	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	確認履歴により最終交換時期を確認する。					
2	表示の確認	各装置のLED表示等により障害表示の有無を目視確認する。	○								2	表示の確認	各装置のLED表示等により障害表示の有無を目視確認する。	○												
3	CRT等表示部の確認	CRT表示部等の輝度及び色彩等を確認し異常の無いことを確認する。						○			3	CRT等表示部の確認	CRT表示部等の輝度及び色彩等を確認し異常の無いことを確認する。						○							
4	ヘッドクリーニング	FD、CD、DAT等のヘッドクリーニングを行う。						○	クリーニング機材		4	ヘッドクリーニング	FD、CD、DAT等のヘッドクリーニングを行う。						○	クリーニング機材						
5	動作確認	画像選択用PCのテストプログラム等により動作を確認する。						○			5	動作確認	画像選択用PCのテストプログラム等により動作を確認する。						○							
6	光スイッチングハブ 光レベル確認	光リビータ側の光送受信レベルの測定を行う。						○	光パワーメータ可変 光減衰器	完成時の測定値を基準値とする。 光レベル測定後はコネクタの清掃を実施すること。	6	光スイッチングハブ 光レベル確認	光リビータ側の光送受信レベルの測定を行う。						○	光パワーメータ可変 光減衰器	完成時の測定値を基準値とする。 光レベル測定後はコネクタの清掃を実施すること。					
7	映像系機能の確認	出張所において、画像選択用PCで、事務所管理サーバのWWWサーバ機能によるカタログ画像が表示できることを確認する。 引き続き、出張所において、画像選択用PCからのwebアクセスにより、カタログ画像と出張所MP E G 2デコーダリストの関連付けを行うことで、選択した映像/音声指定した出張所MP E G 2デコーダで出力することを確認する。						○	可搬端末装置 (実機使用) カメラ		7	映像系機能の確認	出張所において、画像選択用PCで、事務所管理サーバのWWWサーバ機能によるカタログ画像が表示できることを確認する。 引き続き、出張所において、画像選択用PCからのwebアクセスにより、カタログ画像と出張所MP E G 2デコーダリストの関連付けを行うことで、選択した映像/音声指定した出張所MP E G 2デコーダで出力することを確認する。						○	可搬端末装置 (実機使用) カメラ						
8	音声系機能の確認	可搬端末装置に接続した電話機と出張所構内の電話機間で通話できることを確認する						○	可搬端末装置 (実機使用) 電話機		8	音声系機能の確認	可搬端末装置に接続した電話機と出張所構内の電話機間で通話できることを確認する						○	可搬端末装置 (実機使用) 電話機						
9	接続部の確認	ケーブルの破損、端末処理の不具合、接線の緩み、ネジの締め付け等を確認する。						○			9	接続部の確認	ケーブルの破損、端末処理の不具合、接線の緩み、ネジの締め付け等を確認する。						○							
10	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。 キーボード、マウス等の清掃、確認をする。 ファン、フィルタの清掃をする。 機器据付状態の確認をする。						○	周囲環境を考慮した機能維持		10	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。 キーボード、マウス等の清掃、確認をする。 ファン、フィルタの清掃をする。 機器据付状態の確認をする。						○	周囲環境を考慮した機能維持						
11	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え		11	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え						
「個別点検」 4-2-4 情報コンセント設備（中継設備）FASTイーサネット方式													「個別点検」 4-2-4 情報コンセント設備（中継設備）FASTイーサネット方式													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	電子媒体での管理に移行したため削除				
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月		
1	表示の確認	LED表示等により障害表示の有無を目視確認する。	○						装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	表示の確認	LED表示等により障害表示の有無を目視確認する。	○						装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握						
2	光スイッチングハブ 光レベル測定	光リビータ側の光送受信レベルの測定を行う。						○	光パワーメータ可変 光減衰器	完成時の測定値を基準値とする。 光レベル測定後はコネクタの清掃を実施すること。	2	光スイッチングハブ 光レベル測定	光リビータ側の光送受信レベルの測定を行う。						○	光パワーメータ可変 光減衰器	完成時の測定値を基準値とする。 光レベル測定後はコネクタの清掃を実施すること。					
3	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態、プラグインの緩み等の確認をする。						○			3	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態、プラグインの緩み等の確認をする。						○							
4	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		4	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持						
5	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え		5	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え						

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠	
「個別点検」 4-2-5 情報コンセント設備（可搬端末装置）FASTイーサネット方式													「個別点検」 4-2-5 情報コンセント設備（可搬端末装置）FASTイーサネット方式													電子媒体での管理に移行したため削除	
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考						
1	可搬端末装置 光送受信レベル確認	光送受信レベルの測定を行う。	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月	○ パワーメータ専用確認用光ケーブル	装置の正常動作確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	可搬端末装置 光送受信レベル確認	光送受信レベルの測定を行う。	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月	○ パワーメータ専用確認用光ケーブル	装置の正常動作確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握					
2	バックアップ電源装置及び充電器の確認	電源装置の蓄電池劣化状況の確認をする。 充電状況の確認をする。						○ テスタ				2	バックアップ電源装置及び充電器の確認	電源装置の蓄電池劣化状況の確認をする。 充電状況の確認をする。							○ テスタ						
3	音声系機能の確認	任意の情報コンセント2ヶ所にそれぞれ電話機を接続した可搬端末装置を接続し、接続した電話機同士で通話できることを確認する。							○ 可搬端末装置（実機使用） 電話機 2式	可搬端末装置用の電話機配備時のみ実施		3	音声系機能の確認	任意の情報コンセント2ヶ所にそれぞれ電話機を接続した可搬端末装置を接続し、接続した電話機同士で通話できることを確認する。							○ 可搬端末装置（実機使用） 電話機 2式	可搬端末装置用の電話機配備時のみ実施					
4	接続部の確認	接栓の緩み、ネジの締め付け等を確認する。										4	接続部の確認	接栓の緩み、ネジの締め付け等を確認する。													
5	機器本体の清掃等	機器本体の取付状況の確認及び清掃を行う。 （本体付属ケーブル、バックアップ電源装置付属ケーブル及び光延長ケーブル等の確認も含む。）								周囲環境を考慮した機能維持		5	機器本体の清掃等	機器本体の取付状況の確認及び清掃を行う。 （本体付属ケーブル、バックアップ電源装置付属ケーブル及び光延長ケーブル等の確認も含む。）								周囲環境を考慮した機能維持					
6	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。								障害時の備え		6	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。													
「個別点検」 4-3-1 光ファイバ線路統括管理装置													「個別点検」 4-3-1 光ファイバ線路統括管理装置 削除														削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考						
1	モニタ情報の確認	中央管理装置との通信状態が良好であることを確認する。	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月		装置の正常動作の維持	障害の未然防止及び早期発見のため。 注1 統括管理装置は統括管理DBを有し、統一マスターデータを管理しているため、マスターデータを確実にバックアップする必要がある。 ※DAT装置のヘッドクリーニングは、運転監視員対応とする。		2	ハードディスクの確認	ハードディスクの動作状態をインジケータで確認する。	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月						
3	DAT装置の確認	DAT装置のヘッドクリーニングを定期的に行う。 DATテープの交換時期を確認する。							○ ※					3	DAT装置の確認	DAT装置のヘッドクリーニングを定期的に行う。 DATテープの交換時期を確認する。							○ ※				
4	接続部の確認	接続ケーブル等の接続状態を確認する。										4	接続部の確認	接続ケーブル等の接続状態を確認する。													
5	機器本体の清掃等	機器本体の取付状態、各部の損傷の有無を確認するとともに装置を清掃する。								周囲環境を考慮した機能維持		5	機器本体の清掃等	機器本体の取付状態、各部の損傷の有無を確認するとともに装置を清掃する。								周囲環境を考慮した機能維持					
6	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状態及び予備品等の数量を確認する。								障害時の備え		6	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状態及び予備品等の数量を確認する。								障害時の備え					
「個別点検」 4-3-2 光ファイバ線路中央監視装置													「個別点検」 4-3-2 光ファイバ線路中央監視装置 (旧仕様(平成29年10月改定前))													旧仕様であることを明記	
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考						
1	障害情報の確認	障害情報の有無を確認する。	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月		装置の正常動作の維持			1	障害情報の確認	障害情報の有無を確認する。	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月		装置の正常動作の維持				
2	線路異常通知機能の確認	監視装置で線路異常を検出した後、自動的に中央監視装置に線路異常発生が画面通知されることを確認する。 監視装置のWeb画面にアクセスし、障害情報の確認を行う。												2	線路異常通知機能の確認	監視装置で線路異常を検出した後、自動的に中央監視装置に線路異常発生が画面通知されることを確認する。 監視装置のWeb画面にアクセスし、障害情報の確認を行う。											
3	接続部の確認	接続ケーブル等の接続状態を確認する。										3	接続部の確認	接続ケーブル等の接続状態を確認する。													
4	機器本体の清掃等	機器本体の取付状態、各部の損傷の有無を確認するとともに装置を清掃する。								周囲環境を考慮した機能維持		4	機器本体の清掃等	機器本体の取付状態、各部の損傷の有無を確認するとともに装置を清掃する。								周囲環境を考慮した機能維持					
5	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状態及び予備品等の数量を確認する。								障害時の備え		5	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状態及び予備品等の数量を確認する。													

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠		
「個別点検」 4-3-3 光ファイバ線路中央管理装置													「個別点検」 4-3-3 光ファイバ線路中央管理装置 (旧仕様(平成29年10月改定前))													旧仕様であることを明記
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
1	ハードディスクの確認	ハードディスクの動作状態をインジケータで確認する。	○						装置の正常動作の維持	障害の未然防止及び早期発見のため。	1	ハードディスクの確認	ハードディスクの動作状態をインジケータで確認する。	○						装置の正常動作の維持	障害の未然防止及び早期発見のため。					
2	停・復電時の機能確認	停電時に無停電電源装置との連動により停電検出時のデータセーブ処理が正常に行なわれることを確認する。 復電時の自動起動処理が正常に行なわれることを確認する。 ファイル保護機能、バックアップ機能が正常に行なわれることを確認する。						○	注2 ※DAT装置のヘッドクリーニングは、運転監視員対応とする。	点検時は管理装置からのアクセスおよびデータ更新を実施しないようにする。 停電によるデータの破損を防ぐ機能が健全であることを確認する。	2	停・復電時の機能確認	停電時に無停電電源装置との連動により停電検出時のデータセーブ処理が正常に行なわれることを確認する。 復電時の自動起動処理が正常に行なわれることを確認する。 ファイル保護機能、バックアップ機能が正常に行なわれることを確認する。						○	装置の正常動作の維持	点検時は管理装置からのアクセスおよびデータ更新を実施しないようにする。 停電によるデータの破損を防ぐ機能が健全であることを確認する。					
3	無停電電源のバッテリー確認	交換時期を確認する。						○			3	無停電電源のバッテリー確認	交換時期を確認する。									○				
4	DAT装置の確認	DAT装置のヘッドクリーニングを定期的に行う。 バックアップしているDATテープの交換時期を確認する						○ ※			4	DAT装置の確認	DAT装置のヘッドクリーニングを定期的に行う。 バックアップしているDATテープの交換時期を確認する						○ ※		注2 ※DAT装置のヘッドクリーニングは、運転監視員対応とする。					
5	接続部の確認	接続ケーブル等の接続状態を確認する。						○			5	接続部の確認	接続ケーブル等の接続状態を確認する。						○							
6	機器本体の清掃等	機器本体の取付状態、各部の損傷の有無を確認するとともに装置を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		6	機器本体の清掃等	機器本体の取付状態、各部の損傷の有無を確認するとともに装置を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持						
7	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状態及び予備品等の数量を確認する。						○	障害時の備え		7	図書類 ・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状態及び予備品等の数量を確認する。						○	障害時の備え						
注2. 誤ってデータを消してしまった場合やコンピュータウイルスに感染した場合、あるいは地震等の災害の発生などに対してはハードディスクのレイド構造による耐障害機能が役に立たないことがある。そのためDATにより確実にデータをバックアップするためのメンテナンスが必要である。													注2. 誤ってデータを消してしまった場合やコンピュータウイルスに感染した場合、あるいは地震等の災害の発生などに対してはハードディスクのレイド構造による耐障害機能が役に立たないことがある。そのためDATにより確実にデータをバックアップするためのメンテナンスが必要である。													
「個別点検」 4-3-4 光ファイバ線路監視装置													「個別点検」 4-3-4 光ファイバ線路監視装置 (旧仕様(平成29年10月改定前))													旧仕様であることを明記
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
測定装置の点検													測定装置の点検													
1	LED表示の確認	警報LED点灯の有無を目視により確認する。	○						装置の正常動作の維持	測定装置（OTDR）は、5年に1回校正する。	1	LED表示の確認	警報LED点灯の有無を目視により確認する。	○					装置の正常動作の維持	測定装置（OTDR）は、5年に1回校正する。						
2	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ等の接続状態を確認する。						○			2	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ等の接続状態を確認する。								○					
3	機器本体の清掃等	機器本体の取付状態、各部の損傷の有無を確認するとともに装置を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		3	機器本体の清掃等	機器本体の取付状態、各部の損傷の有無を確認するとともに装置を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持						
監視装置の点検													監視装置の点検													
4	動作確認	監視装置より各方路について、手動で測定装置を操作して測定を行い、波形が正常であることを基準波形との比較により確認する。						○	装置の正常動作の維持 標準値（基準波形）との照合 測定結果の変化傾向の把握	注3 疑似線路障害はフィールドで実際のファイバ線路を使用して発生させることを標準とする。	4	動作確認	監視装置より各方路について、手動で測定装置を操作して測定を行い、波形が正常であることを基準波形との比較により確認する。						○	装置の正常動作の維持 標準値（基準波形）との照合 測定結果の変化傾向の把握	注3 疑似線路障害はフィールドで実際のファイバ線路を使用して発生させることを標準とする。					
5	線路異常検出機能の確認	疑似的に線路障害を発生させた後、監視装置で線路異常を検出し、異常発生を画面通知することを確認する。 線路異常検出後、監視装置画面で障害位置を表示する。 線路異常検出後、監視装置画面で障害発生方路を表示する。 線路異常検出後、監視装置の接点インターフェースに接続されている外部発報装置が正常に動作することを確認する。						○			5	線路異常検出機能の確認	疑似的に線路障害を発生させた後、監視装置で線路異常を検出し、異常発生を画面通知することを確認する。 線路異常検出後、監視装置画面で障害位置を表示する。 線路異常検出後、監視装置画面で障害発生方路を表示する。 線路異常検出後、監視装置の接点インターフェースに接続されている外部発報装置が正常に動作することを確認する。									○				
6	障害情報の確認	障害表示の有無を確認する。 ログに記録されている障害記録の内容を確認する。	○						測定装置の点検項目を監視装置で集約した。 測定装置の点検項目を監視装置で集約した。	時報に合わせる。 ログに記録する時刻の元になくため精度が必要である。 監視測定を停止して行う。	6	障害情報の確認	障害表示の有無を確認する。 ログに記録されている障害記録の内容を確認する。	○						○	測定装置の点検項目を監視装置で集約した。 測定装置の点検項目を監視装置で集約した。					
7	内蔵時計の確認	監視装置の内蔵時計の時刻を確認して、ずれが生じている場合は正しい時刻に修正する。						○			7	内蔵時計の確認	監視装置の内蔵時計の時刻を確認して、ずれが生じている場合は正しい時刻に修正する。							○						
8	接続点アドレスの確認	監視方路全長の接続点アドレスが登録されていることを確認する						○	周囲環境を考慮した機能維持	監視方路データのメンテナンス方路の延長・変更に伴うデータ修正漏れをチェックする。	8	接続点アドレスの確認	監視方路全長の接続点アドレスが登録されていることを確認する						○	周囲環境を考慮した機能維持	監視方路データのメンテナンス方路の延長・変更に伴うデータ修正漏れをチェックする。					
9	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ等の接続状態を確認する。						○			9	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ等の接続状態を確認する。									○				
10	機器本体の清掃等	機器本体の取付状態、各部の損傷の有無を確認するとともに装置を清掃する。						○			10	機器本体の清掃等	機器本体の取付状態、各部の損傷の有無を確認するとともに装置を清掃する。						○							
監視装置・測定装置共通の点検													監視装置・測定装置共通の点検													
11	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状態及び予備品等の数量を確認する。						○	障害時の備え		11	図書類 ・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状態及び予備品等の数量を確認する。						○	障害時の備え						
注3. 動作確認は装置及び光ファイバケーブルの状態確認および異常の兆候を発見するための点検と位置付ける。光ファイバ経時劣化の確認は監視線により評価する。													注3. 動作確認は装置及び光ファイバケーブルの状態確認および異常の兆候を発見するための点検と位置付ける。光ファイバ経時劣化の確認は監視線により評価する。													
電子媒体での管理に移行したため削除													電子媒体での管理に移行したため削除													電子媒体での管理に移行したため削除
電子媒体での管理に移行したため削除													電子媒体での管理に移行したため削除													

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠
「個別点検」 4-3-5 光ファイバ線路管理装置											「個別点検」 4-3-5 光ファイバ線路管理装置(旧仕様(平成29年10月改定前))											旧仕様であることを明記
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
1	モニタ情報の確認	中央管理装置との通信状態を確認する。	○						装置の正常動作の維持		1	モニタ情報の確認	中央管理装置との通信状態を確認する。	○						装置の正常動作の維持		
2	監視管理装置連携機能の確認	監視装置で線路異常を検出した後、異常発生を管理装置画面に表示する。 異常発生地点を地図および系統図で表示する。 異常発生地点の最寄りの設備を特定して、属性データを表示する。 監視装置の接続点アドレスと管理装置の接続点アドレスが一致していることを確認する。						○	監視管理連携機能保持 方路の延長・変更に伴うデータ 修正漏れをチェックする。 通常の運用では使用しないが引 当時に必要となるため。		2	監視管理装置連携機能の確認	監視装置で線路異常を検出した後、異常発生を管理装置画面に表示する。 異常発生地点を地図および系統図で表示する。 異常発生地点の最寄りの設備を特定して、属性データを表示する。 監視装置の接続点アドレスと管理装置の接続点アドレスが一致していることを確認する。						○	監視管理連携機能保持 方路の延長・変更に伴うデータ 修正漏れをチェックする。 通常の運用では使用しないが引 当時に必要となるため。		
3	バックアップデータの確認	データバックアップが設定通り行われていることを確認する。						○			3	バックアップデータの確認	データバックアップが設定通り行われていることを確認する。						○			
4	接続部の確認	接続ケーブル等の接続状態を確認する。						○		4	接続部の確認	接続ケーブル等の接続状態を確認する。							○			
5	機器本体の清掃等	機器本体の取付状態、各部の損傷の有無を確認するとともに装置外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		5	機器本体の清掃等	機器本体の取付状態、各部の損傷の有無を確認するとともに装置外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		
6	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び装置予備品等の数量を確認する。						○	障害時の備え		6	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び装置予備品等の数量を確認する。						○	障害時の備え		
「個別点検」 4-5 IPネットワーク個別点検(波長多重伝送装置(WDM)、デジタル端局装置(RPR)、L3-SW)(2/2)											「個別点検」 4-5 IPネットワーク個別点検(波長多重伝送装置(WDM)、デジタル端局装置(RPR)、L3-SW)(2/2)											電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
12	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。						○	障害時の備え		12	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。							○	障害時の備え	
13	構成確認	物理構成管理 ・各構成図を参照し、機器の設置状況やポート使用状況が構成図と一致していることを確認する。 IPアドレス管理 ・各機器へのIPアドレス付与状況を確認する。 論理構成管理 ・ルーティング情報、フィルタリング情報等機器の設定情報の確認と設定情報の保存をする。 ・機器間の接続情報を確認する。						○	ネットワーク物理構成図 機器実装図/ポート 収容計画図		13	構成確認	物理構成管理 ・最新の各構成図を参照し、機器の設置状況やポート使用状況が構成図と一致していることを確認する。 IPアドレス管理 ・最新のIPアドレス管理表に基づき、各機器へのIPアドレス付与状況を確認する。 論理構成管理 ・最新のネットワーク論理構成図を参照し、ルーティング情報、フィルタリング情報等機器の設定情報の一致を確認する。 設定情報の保存をする。 ・機器間の接続情報について、論理構成図と一致していることを確認する。						○	ネットワーク物理構成図 機器実装図/ポート 収容計画図		
								○		IPアドレス管理表									○		IPアドレス管理表	
								○		ネットワーク論理構成図 構成定義情報											○	ネットワーク論理構成図 構成定義情報
																						点検の中で、構成管理台帳の確認は困難なため、確認までとする。

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠						
「個別点検」 4-6 IPネットワーク個別点検（デジタル端局装置（MPE方式））（1/1）												「個別点検」 4-6 IPネットワーク個別点検（デジタル端局装置（MPE方式））（1/1）												電子媒体での管理に移行したため削除				
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考							
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月					
1	表示機能の確認	状況表示ランプにて障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	表示機能の確認	状況表示ランプにて障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握								
2	警報履歴の収集確認	監視装置のログ機能により警報履歴を収集、分析する。	○								2	警報履歴の収集確認	監視装置のログ機能により警報履歴を収集、分析する。	○														
3	IPパケット疎通等の確認	試験端末からPingコマンドを発行し、IPパケットの疎通状況を確認する。									3	IPパケット疎通等の確認	試験端末からPingコマンドを発行し、IPパケットの疎通状況を確認する。															
4	遅延時間の確認	測定器間でテスト用のユニキャスト/マルチキャストパケットの送受信を行い、測定器間の遅延時間が許容遅延時間を超えないことを確認する。 【許容遅延時間基準値】 ・100msec以下						LANアナライザ			4	遅延時間の確認	測定器間でテスト用のユニキャスト/マルチキャストパケットの送受信を行い、測定器間の遅延時間が許容遅延時間を超えないことを確認する。 【許容遅延時間基準値】 ・100msec以下						LANアナライザ									
5	パケット抜けの確認	測定器間でテスト用のユニキャスト/マルチキャストパケットの送受信を行い、測定器間のパケットロスが基準値を超えないことを確認する。 【パケットロス基準値】 ・ 1×10^{-3} 以内（1000個のパケット送信に対し、受信側でロスするパケット数が1以下であること。）						LANアナライザ			5	パケット抜けの確認	測定器間でテスト用のユニキャスト/マルチキャストパケットの送受信を行い、測定器間のパケットロスが基準値を超えないことを確認する。 【パケットロス基準値】 ・ 1×10^{-3} 以内（1000個のパケット送信に対し、受信側でロスするパケット数が1以下であること。）						LANアナライザ									
6	L2経路確認	測定器間でテストパケットの送受信を行い、テストパケットの疎通経路がシステム設計通りであることを確認する。									6	L2経路確認	測定器間でテストパケットの送受信を行い、テストパケットの疎通経路がシステム設計通りであることを確認する。															
7	光送受信レベルの確認	光送信、受信レベルを確認する。						telnetコマンド WEB-GUI	拠点内の上位にWDMなど別の送装置が接続されていない場合のみ実施。		7	光送受信レベルの確認	光送信、受信レベルを確認する。						telnetコマンド WEB-GUI									拠点内の上位にWDMなど別の送装置が接続されていない場合のみ実施。
8	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。									8	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。															
9	機器本体の清掃	装置外面の清掃及び装置外面の取り付け状態の確認をする。							周囲環境を考慮した機能維持		9	機器本体の清掃	装置外面の清掃及び装置外面の取り付け状態の確認をする。							周囲環境を考慮した機能維持								
10	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。							障害時の備え		10	図書類 ・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。							障害時の備え								
11	構成確認	物理構成管理 ・各構成図を参照し、機器の設置状況やポート使用状況、装置アドレスが構成図と一致していることを確認する。 論理構成管理 ・VLAN情報等機器の設定情報の確認と設定情報の保存をする。						ネットワーク物理構成図 機器実装図/ポート収容計画図			11	構成確認	物理構成管理 ・各構成図を参照し、機器の設置状況やポート使用状況、装置アドレスが構成図と一致していることを確認する。 論理構成管理 ・VLAN情報等機器の設定情報の確認と設定情報の保存をする。						ネットワーク物理構成図 機器実装図/ポート収容計画図									
「個別点検」 4-7 IPネットワーク個別点検（波長多重伝送装置（MPE方式）、光中継増幅装置（MPE方式））												「個別点検」 4-7 IPネットワーク個別点検（波長多重伝送装置（MPE方式）、光中継増幅装置（MPE方式））												電子媒体での管理に移行したため削除				
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考							
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月					
1	表示機能の確認	状況表示ランプにて障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	表示機能の確認	状況表示ランプにて障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握								
2	警報履歴の収集確認	監視装置のログ機能により警報履歴を収集、分析する。	○								2	警報履歴の収集確認	監視装置のログ機能により警報履歴を収集、分析する。	○														
3	光送受信レベルの確認	光送信、受信レベルを確認する。						telnetコマンド WEB-GUI			3	光送受信レベルの確認	光送信、受信レベルを確認する。						telnetコマンド WEB-GUI									
4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。									4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。															
5	機器本体の清掃	装置外面の清掃及び装置外面の取り付け状態の確認をする。							周囲環境を考慮した機能維持		5	機器本体の清掃	装置外面の清掃及び装置外面の取り付け状態の確認をする。							周囲環境を考慮した機能維持								
6	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。							障害時の備え		6	図書類 ・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。							障害時の備え								
7	構成確認	物理構成管理 ・各構成図を参照し、機器の設置状況やポート使用状況、装置アドレスが構成図と一致していることを確認する。						ネットワーク物理構成図 機器実装図/ポート収容計画図			7	構成確認	物理構成管理 ・各構成図を参照し、機器の設置状況やポート使用状況、装置アドレスが構成図と一致していることを確認する。						ネットワーク物理構成図 機器実装図/ポート収容計画図									

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠
「個別点検」 4-8 IPネットワーク個別点検 (MPEコントローラ) (1/1)													「個別点検」 4-8 IPネットワーク個別点検 (MPEコントローラ) (1/1)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考																
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月				12ヶ月															
1	表示の確認	MPEコントローラにて波長多重伝送装置 (MPE方式)、デジタル端局装置 (MPE方式) の障害表示の有無を確認する。	○																							
2	クライアント接続状態の確認	MPEコントローラ接続用の専用ソフトをインストールしたクライアント端末より、MPEコントローラにログインできることを確認する。	○																							
3	ネットワーク構成管理機能の確認	MPEコントローラにログイン後のクライアント端末からの操作により、ネットワーク構成管理用のマップ画面が正常に表示されることを確認する。							○																	
4	トラフィック可視化機能の確認	MPEコントローラにログイン後のクライアント端末からの操作により、トラフィック表示画面が正常に表示されることを確認する。							○																	
5	ネットワーク動作確認機能の確認	MPEコントローラにログイン後のクライアント端末からの操作により、ネットワーク動作を確認するためのイベント一覧画面が正常に表示されることを確認する。							○																	
6	ネットワーク設定情報出力機能の確認	MPEコントローラにログイン後のクライアント端末からの操作により、ネットワークの物理構成情報、論理構成情報、インターフェース情報を正常に出力可能なことを確認する。							○																	
7	サーバ状態の確認	装置前面の状態表示ランプにより、ハードウェア異常が検出されていないことを確認する。	○								温度エラー、ファンエラー、メモリエラー、冗長電源エラー、CPUエラー、HDDエラーランプが点灯していないことを確認	機種によってはエラー表示の方法が異なる機種もあるため、その場合はマニュアルにてハードウェアの点検方法を確認														
8	電池の確認・交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。							○			機種によってはエラー表示の方法が異なる機種もあるため、その場合はマニュアルにてハードウェアの点検方法を確認	必要とする装置のみ													
9	接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等を点検し、緩み等のないことを確認する。							○																	
10	機器本体の清掃など	機器本体の内外面を清掃する。							○		周囲環境を考慮した機能維持															
11	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていること及び予備品類の保管状態、数量等を確認する。ソフトウェア媒体が保管されていることを確認する。							○		障害時の備え															
「個別点検」 5-1 超短波無線電話装置 (F X・F B) (トンネル無線補助設備を含む)													「個別点検」 5-1 超短波無線電話装置 (F X・F B) (トンネル無線補助設備を含む)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考																
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月				12ヶ月															
1	電源電圧の確認	自蔵の計器またはテスタにより測定する。						○	テスタ	装置の正常動作の確認																
2	送信周波数確認	周波数計により測定し基準値(±5×10 ⁻⁶)以内であることを確認する。						○	周波数カウンタ	標準値(規格値)との照合	測定結果の変化傾向の把握	60M/150Mに適用する。400Mは基準値(±3×10 ⁻⁶)となる。														
3	送信出力確認	定格電源電圧で送信部出力端子において、指定出力±10%以内であることを確認する。						○	高周波電力計	定在波測定が可能な通過形電力計とする。																
4	スプリアス輻射強度確認	スプリアス(f ₀)輻射強度を測定し帯域内80dB以下、帯域外60dB以下を確認する。 (f ₀ : 原振周波数、高周波次数)						○	スペクトラムアナライザ	400Mはスプリアス輻射強度が2.5 μW以下であることを確認する。																
5	最大周波数偏移確認	許容偏移以内(±5kHz)であることを確認する。						○	直線検波器、低周波変調周波数は1kHzとする。	400Mは許容偏移±2.5kHzとなる。																
6	20 dB雑音抑圧感度確認	入力電圧感度が2dB μV以下であることを確認する。						○	標準信号発生器、レベル計																	
7	スケルチ感度確認	標準信号発生器により測定する。 0dB μV以下にてスケルチがオープンすることを確認する。						○	標準信号発生器																	
8	S/N 確認	対向間でS/Nを測定する。						○	レベル計																	
9	切替動作試験	手動にて切替動作試験を行う。 自動切替動作試験及び警報動作試験を行う。						○																		
10	空中線確認	外観の確認 空中線(トンネル内LCX含む)、空中線の取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み脱着を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。 給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○																		
	VSWR 確認		反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○	定在波測定器(または通過形電力計)																
11	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。						○																		
12	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持																
13	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え																
「個別点検」 5-1 超短波無線電話装置 (F X・F B) (トンネル無線補助設備を含む)													「個別点検」 5-1 超短波無線電話装置 (F X・F B) (トンネル無線補助設備を含む)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考																
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月				12ヶ月															
1	電源電圧の確認	自蔵の計器またはテスタにより測定する。						○	テスタ	装置の正常動作の確認																
2	送信周波数確認	周波数計により測定し基準値(±5×10 ⁻⁶)以内であることを確認する。						○	周波数カウンタ	標準値(規格値)との照合	測定結果の変化傾向の把握	60M/150Mに適用する。400Mは基準値(±3×10 ⁻⁶)となる。														
3	送信出力確認	定格電源電圧で送信部出力端子において、指定出力±10%以内であることを確認する。						○	高周波電力計	定在波測定が可能な通過形電力計とする。																
4	スプリアス輻射強度確認	スプリアス(f ₀)輻射強度を測定し帯域内80dB以下、帯域外60dB以下を確認する。 (f ₀ : 原振周波数、高周波次数)						○	スペクトラムアナライザ	400Mはスプリアス輻射強度が2.5 μW以下であることを確認する。																
5	最大周波数偏移確認	許容偏移以内(±5kHz)であることを確認する。						○	直線検波器、低周波変調周波数は1kHzとする。	400Mは許容偏移±2.5kHzとなる。																
6	20 dB雑音抑圧感度確認	入力電圧感度が2dB μV以下であることを確認する。						○	標準信号発生器、レベル計																	
7	スケルチ感度確認	標準信号発生器により測定する。 0dB μV以下にてスケルチがオープンすることを確認する。						○	標準信号発生器																	
8	S/N 確認	対向間でS/Nを測定する。						○	レベル計																	
9	切替動作試験	手動にて切替動作試験を行う。 自動切替動作試験及び警報動作試験を行う。						○																		
10	空中線確認	外観の確認 空中線(トンネル内LCX含む)、空中線の取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み脱着を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。 給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○																		
	VSWR 確認		反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○	定在波測定器(または通過形電力計)																
11	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。						○																		
12	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持																
13	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え																
「個別点検」 5-1 超短波無線電話装置 (F X・F B) (トンネル無線補助設備を含む)													「個別点検」 5-1 超短波無線電話装置 (F X・F B) (トンネル無線補助設備を含む)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考																
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月				12ヶ月															
1	電源電圧の確認	自蔵の計器またはテスタにより測定する。						○	テスタ	装置の正常動作の確認																
2	送信周波数確認	周波数計により測定し基準値(±5×10 ⁻⁶)以内であることを確認する。						○	周波数カウンタ	標準値(規格値)との照合	測定結果の変化傾向の把握	60M/150Mに適用する。400Mは基準値(±3×10 ⁻⁶)となる。														
3	送信出力確認	定格電源電圧で送信部出力端子において、指定出力±10%以内であることを確認する。						○	高周波電力計	定在波測定が可能な通過形電力計とする。																
4	スプリアス輻射強度確認	スプリアス(f ₀)輻射強度を測定し帯域内80dB以下、帯域外60dB以下を確認する。 (f ₀ : 原振周波数、高周波次数)						○	スペクトラムアナライザ	400Mはスプリアス輻射強度が2.5 μW以下であることを確認する。																
5	最大周波数偏移確認	許容偏移以内(±5kHz)であることを確認する。						○	直線検波器、低周波変調周波数は1kHzとする。	400Mは許容偏移±2.5kHzとなる。																
6	20 dB雑音抑圧感度確認	入力電圧感度が2dB μV以下であることを確認する。						○	標準信号発生器、レベル計																	
7	スケルチ感度確認	標準信号発生器により測定する。 0dB μV以下にてスケルチがオープンすることを確認する。						○	標準信号発生器																	
8	S/N 確認	対向間でS/Nを測定する。						○	レベル計																	
9	切替動作試験	手動にて切替動作試験を行う。 自動切替動作試験及び警報動作試験を行う。						○																		
10	空中線確認	外観の確認 空中線(トンネル内LCX含む)、空中線の取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み脱着を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。 給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○																		
	VSWR 確認		反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○	定在波測定器(または通過形電力計)																
11	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。						○																		
12	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持																
13	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え																
「個別点検」 5-1 超短波無線電話装置 (F X・F B) (トンネル無線補助設備を含む)													「個別点検」 5-1 超短波無線電話装置 (F X・F B) (トンネル無線補助設備を含む)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考																
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月				12ヶ月															
1	電源電圧の確認	自蔵の計器またはテスタにより測定する。						○	テスタ	装置の正常動作の確認																
2	送信周波数確認	周波数計により測定し基準値(±5×10 ⁻⁶)以内であることを確認する。						○	周波数カウンタ	標準値(規格値)との照合	測定結果の変化傾向の把握	60M/150Mに適用する。400Mは基準値(±3×10 ⁻⁶)となる。														
3	送信出力確認	定格電源電圧で送信部出力端子において、指定出力±10%以内であることを確認する。						○	高周波電力計	定在波測定が可能な通過形電力計とする。																
4	スプリアス輻射強度確認	スプリアス(f ₀)輻射強度を測定し帯域内80dB以下、帯域外60dB以下を確認する。 (f ₀ : 原振周波数、高周波次数)						○	スペクトラムアナライザ	400Mはスプリアス輻射強度が2.5 μW以下であることを確認する。																
5	最大周波数偏移確認	許容偏移以内(±5kHz)であることを確認する。						○	直線検波器、低周波変調周波数は1kHzとする。	400Mは許容偏移±2.5kHzとなる。																
6	20 dB雑音抑圧感度確認	入力電圧感度が2dB μV以下であることを確認する。						○	標準信号発生器、レベル計																	
7	スケルチ感度確認	標準信号発生器により測定する。 0dB μV以下にてスケルチがオープンすることを確認する。						○	標準信号発生器																	
8	S/N 確認	対向間でS/Nを測定する。						○	レベル計																	
9	切替動作試験	手動にて切替動作試験を行う。 自動切替動作試験及び警報動作試験を行う。						○																		
10	空中線確認	外観の確認 空中線(トンネル内LCX含む)、空中線の取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み脱着を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。 給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○																		
	VSWR 確認		反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○	定在波測定器(または通過形電力計)																
11	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。						○																		
12	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持																
13	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え																
「個別点検」 5-1 超短波無線電話装置 (F X・F B) (トンネル無線補助設備を含む)													「個別点検」 5-1 超短波無線電話装置 (F X・F B) (トンネル無線補助設備を含む)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考																
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月				12ヶ月															
1	電源電圧の確認	自蔵の計器またはテスタにより測定する。						○	テスタ	装置の正常動作の確認																
2	送信周波数確認	周波数計により測定し基準値(±5×10 ⁻⁶)以内であることを確認する。						○	周波数カウンタ	標準値(規格値)との照合	測定結果の変化傾向の把握	60M/150Mに適用する。400Mは基準値(±3×10 ⁻⁶)となる。														
3	送信出力確認	定格電源電圧で送信部出力端子において、指定出力±10%以内であることを確認する。						○	高周波電力計	定在波測定が可能な通過形電力計とする。																
4	スプリアス輻射強度確認	スプリアス(f ₀)輻射強度を測定し帯域内80dB以下、帯域外60dB以下を確認する。 (f ₀ : 原振周波数、高周波次数)						○	スペクトラムアナライザ	400Mはスプリアス輻射強度が2.5 μW以下であることを確認する。																
5	最大周波数偏移確認	許容偏移以内(±5kHz)であることを確認する。						○	直線検波器、低周波変調周波数は1kHzとする。	400Mは許容偏移±2.5kHzとなる。																
6	20 dB雑音抑圧感度確認	入力電圧感度が2dB μV以下であることを確認する。						○	標準信号発生器、レベル計																	
7	スケルチ感度確認	標準信号発生器により測定する。 0dB μV以下にてスケルチがオープンすることを確認する。						○	標準信号発生器																	
8	S/N 確認	対向間でS/Nを測定する。						○	レベル計																	
9	切替動作試験	手動にて切替動作試験を行う。 自動切替動作試験及び警報動作試験を行う。						○																		
10	空中線確認	外観の確認 空中線(トンネル内LCX含む)、空中線の取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み脱着を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。 給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○																		
	VSWR 確認		反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○	定在波測定器(または通過形電力計)																
11	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。						○																		
12	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持																
13	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え																
「個別点検」 5-1 超短波無線電話装置 (F X・F B) (トンネル無線補助設備を含む)													「個別点検													

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠
「個別点検」 5-2 超短波無線電話装置 (ML)													「個別点検」 5-2 超短波無線電話装置 (ML)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月		
1	各部電圧電流確認	テスタにより測定する。						○ テスタ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	各部電圧電流確認	テスタにより測定する。						○ テスタ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握						
2	送信周波数確認	周波数計により測定し基準値（±5×10 ⁻⁶ ）以内であることを確認する。						○ 周波数カウンタ	60M/150Mに適用する。		2	送信周波数確認	周波数計により測定し基準値（±5×10 ⁻⁶ ）以内であることを確認する。						○ 周波数カウンタ	60M/150Mに適用する。						
3	送信出力確認	定格電源電圧で送信部出力端子において、指定出力±10%以内であることを確認する。						○ 高周波電力計	定在波測定が可能な通過形電力計とする。		3	送信出力確認	定格電源電圧で送信部出力端子において、指定出力±10%以内であることを確認する。						○ 高周波電力計	定在波測定が可能な通過形電力計とする。						
4	スプリアス輻射強度確認	スプリアス(nf ₀)輻射強度を測定し帯域内80dB以下、帯域外60dB以下を確認する。 (f ₀ : 原振周波数、高周波次数)						○ スペクトラムアナライザ	60M/150Mに適用する。		4	スプリアス輻射強度確認	スプリアス(nf ₀)輻射強度を測定し帯域内80dB以下、帯域外60dB以下を確認する。 (f ₀ : 原振周波数、高周波次数)						○ スペクトラムアナライザ	60M/150Mに適用する。						
5	最大周波数偏移確認	許容偏移以内（±5kHz）であることを確認する。 変調周波数は1kHzとする。						○ 直線検波器、低周波発振器	60M/150Mに適用する。		5	最大周波数偏移確認	許容偏移以内（±5kHz）であることを確認する。 変調周波数は1kHzとする。						○ 直線検波器、低周波発振器	60M/150Mに適用する。						
6	空中線確認 外観の確認 給電線の確認 VSWR確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。						○			6	空中線確認 外観の確認 給電線の確認 VSWR確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。					○								
		ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○					ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○								
		反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○	定在波測定器（または通過形電力計）					反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）						
7	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。						○		7	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。						○								
8	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		8	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持						
9	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						○	障害時の備え		9	図書類・予備品等の確認 予備品類の保管状態・数量等を確認する。	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○	障害時の備え							
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○					予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○								
「個別点検」 5-3 超短波無線電話装置 (60MHz帯 FX・FB) (新スプリアス 規格準拠) (2/2)													「個別点検」 5-3 超短波無線電話装置 (60MHz帯 FX・FB) (新スプリアス 規格準拠) (2/2)													
10	空中線確認 外観の確認 給電線の確認 VSWR確認	空中線（トンネル内L.C.X含む）、空中線の取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。						○	空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		10	空中線確認 外観の確認 給電線の確認 VSWR確認	空中線（トンネル内L.C.X含む）、空中線の取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○	空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。							
		ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○					ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○								
		反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○	定在波測定器（または通過形電力計）					反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）						
11	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。						○	装置の正常動作の確認標準値（規格値）との照合測定結果の変化傾向の把握		11	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。					○	装置の正常動作の確認標準値（規格値）との照合測定結果の変化傾向の把握							
12	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		12	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○	周囲環境を考慮した機能維持							
13	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						○	障害時の備え		13	図書類・予備品等の確認 予備品類の保管状態・数量等を確認する。	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○	障害時の備え							
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○					予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○								

電子媒体での管理に移行したため削除

電子媒体での管理に移行したため削除

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠
「個別点検」 5-4 超短波無線電話装置 (60MHz 帯 ML) (新スプリアス 規格準拠)												「個別点検」 5-4 超短波無線電話装置 (60MHz 帯 ML) (新スプリアス 規格準拠)												電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲, 具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲, 具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月	
1	各部電圧電流確認	テスタにより測定する。						○ テスタ	装置の正常動作の確認標準値(規格値)との照合測定結果の変化傾向の把握		1	各部電圧電流確認	テスタにより測定する。						○ テスタ	装置の正常動作の確認標準値(規格値)との照合測定結果の変化傾向の把握				
2	送信周波数確認	周波数計により測定し基準値(±5×10 ⁻⁶)以内であることを確認する。						○ 周波数カウンタ			2	送信周波数確認	周波数計により測定し基準値(±5×10 ⁻⁶)以内であることを確認する。						○ 周波数カウンタ					
3	送信出力確認	定格電源電圧で送信部出力端子において、指定出力±10%以内であることを確認する。						○ 高周波電力計		定在波測定が可能な通過形電力計とする。		3	送信出力確認	定格電源電圧で送信部出力端子において、指定出力±10%以内であることを確認する。							○ 高周波電力計	定在波測定が可能な通過形電力計とする。		
4	不要輻射強度確認	スプリアス(nf0)輻射強度を測定し帯域内80dB以下、帯域外60dB以下を確認する。(f0:原振周波数、高周波次数)60MHz帯新スプリアス規格準拠の場合は以下のとおりとする。 【帯域外領域】 1mW以下、かつ、基本周波数の平均電力より80dB以上低いこと。(ただし、空中線電力1W以下の場合は100μW以下) 【スプリアス領域】 基本周波数の搬送波電力より60dB以上低いこと。(ただし、空中線電力1W以下の場合は50μW以下)						○ スペクトラムアナライザ		空中線電力50W以下に適用する。		4	不要輻射強度確認	スプリアス(nf0)輻射強度を測定し帯域内80dB以下、帯域外60dB以下を確認する。(f0:原振周波数、高周波次数)60MHz帯新スプリアス規格準拠の場合は以下のとおりとする。 【帯域外領域】 1mW以下、かつ、基本周波数の平均電力より80dB以上低いこと。(ただし、空中線電力1W以下の場合は100μW以下) 【スプリアス領域】 基本周波数の搬送波電力より60dB以上低いこと。(ただし、空中線電力1W以下の場合は50μW以下)							○ スペクトラムアナライザ	空中線電力50W以下に適用する。		
5	最大周波数偏移確認	許容偏移以内(±5kHz)であることを確認する。変調周波数は1kHzとする。						○ 直線検波器、低周波発振器				5	最大周波数偏移確認	許容偏移以内(±5kHz)であることを確認する。変調周波数は1kHzとする。							○ 直線検波器、低周波発振器			
6	外観の確認	本体、空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。						○				6	外観の確認	本体、空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。							○			
7	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。						○				7	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。							○			
8	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持		8	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。							○	周囲環境を考慮した機能維持		
9	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていること確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え		9	図書類 予備品等の確認	図書類が整理・保管されていること確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。							○	障害時の備え		
「個別点検」 5-5 国土交通省デジタル陸上移動通信システム(基地局無線装置(FB)、携帯基地局無線装置(FP))												「個別点検」 5-5 国土交通省デジタル陸上移動通信システム(基地局無線装置(FB)、携帯基地局無線装置(FP))												電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲, 具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲, 具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月	
1	表示の確認	パネル表示又は遠隔通信制御装置等により障害表示の有無を目視確認する。						○	装置の正常動作の確認標準値(規格値)との照合測定結果の変化傾向の把握		1	表示の確認	パネル表示又は遠隔通信制御装置等により障害表示の有無を目視確認する。						○	装置の正常動作の確認標準値(規格値)との照合測定結果の変化傾向の把握				
2	電源電圧の確認	自蔵の計器またはテスタにより測定する。						○ テスタ			2	電源電圧の確認	自蔵の計器またはテスタにより測定する。						○ テスタ					
3	送信出力確認	定格電源電圧で送信部出力端子において送信電力を測定し、指定出力±20%以内であることを確認する。						○ 高周波電力計			3	送信出力確認	定格電源電圧で送信部出力端子において送信電力を測定し、指定出力±20%以内であることを確認する。						○ 高周波電力計					
4	送信周波数確認	周波数計により測定し基準値(±2.5×10 ⁻⁶)以内であることを確認する。						○ 周波数カウンタ			4	送信周波数確認	周波数計により測定し基準値(±2.5×10 ⁻⁶)以内であることを確認する。						○ 周波数カウンタ					
5	不要輻射強度確認	スペクトラムアナライザ等で測定し2.5μW以下、または基本波の搬送波電力より60dB低いことを確認する。						○ スペクトラムアナライザ			5	不要輻射強度確認	スペクトラムアナライザ等で測定し2.5μW以下、または基本波の搬送波電力より60dB低いことを確認する。						○ スペクトラムアナライザ					
6	隣接チャネル漏洩電力確認	搬送波から±6.25kHz離調し、測定帯域幅±2.0kHzの帯域内に放射される電力が搬送波電力に対して-55dB以下、または32μW以下であることを確認する。						○ スペクトラムアナライザ			6	隣接チャネル漏洩電力確認	搬送波から±6.25kHz離調し、測定帯域幅±2.0kHzの帯域内に放射される電力が搬送波電力に対して-55dB以下、または32μW以下であることを確認する。						○ スペクトラムアナライザ					
7	占有帯域幅確認	許容占有帯域幅以内(5.8kHz以内)であることを確認する。						○ スペクトラムアナライザ			7	占有帯域幅確認	許容占有帯域幅以内(5.8kHz以内)であることを確認する。						○ スペクトラムアナライザ					
8	受信感度確認	ビット誤り率(BER)がスタティック時に1×10 ⁻² になる受信レベルを確認する。 受信入力レベル: 0dBμV以下 +3dbμV以下(塔頂増幅器ありのシステムにおいて、受信機単体で測定の場合)						○ シグナルジェネレータ BER測定器			8	受信感度確認	ビット誤り率(BER)がスタティック時に1×10 ⁻² になる受信レベルを確認する。 受信入力レベル: 0dBμV以下 +3dbμV以下(塔頂増幅器ありのシステムにおいて、受信機単体で測定の場合)						○ シグナルジェネレータ BER測定器					
9	空中線確認	外観の確認 空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。 給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。 VSWR確認 反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		9	空中線確認	外観の確認 空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。 給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。 VSWR確認 反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。							○	空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		
10	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。						○		10	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。						○						
11	機器本体の清掃等	機器本体の外表面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		11	機器本体の清掃等	機器本体の外表面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持				
12	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていること確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え		12	図書類 予備品等の確認	図書類が整理・保管されていること確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え				

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠
「個別点検」 5-8 国土交通省デジタル陸上移動通信システム(遠隔通信装置・遠隔通信制御装置)												「個別点検」 5-8 国土交通省デジタル陸上移動通信システム(遠隔通信装置・遠隔通信制御装置)												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月	
1	表示の確認	運用画面により障害表示の有無を目視確認する。	○						装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	表示の確認	運用画面により障害表示の有無を目視確認する。	○						装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握				
2	電源電圧の確認	電源電圧をテストにより測定する。					○	テスト		2	電源電圧の確認	電源電圧をテストにより測定する。					○	テスト						
3	通信履歴の確認 ※遠隔通信制御装置のみ	通信履歴を表示できることを確認する。						○		3	通信履歴の確認 ※遠隔通信制御装置のみ	通信履歴を表示できることを確認する。					○							
4	設定情報の保存確認 ※遠隔通信制御装置のみ	各種設定情報を保存出来る事を確認する。						○		4	設定情報の保存確認 ※遠隔通信制御装置のみ	各種設定情報を保存出来る事を確認する。					○							
5	日付・時刻の確認	日付・時刻の進み遅れを確認し、ずれている場合は校正する。						○		5	日付・時刻の確認	日付・時刻の進み遅れを確認し、ずれている場合は校正する。					○							
6	イベントログ(Windows 付属機能)の確認	OS機能のイベントログ(システム及びアプリケーション)を確認し、ハード異常やOS異常の兆候や発生を示すログが無いことを確認する						○	OSがWindowsの場合	6	イベントログ(Windows 付属機能)の確認	OS機能のイベントログ(システム及びアプリケーション)を確認し、ハード異常やOS異常の兆候や発生を示すログが無いことを確認する					○		OSがWindowsの場合					
7	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。						○		7	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。					○							
8	機器本体の清掃等	機器本体の外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持 本体、キーボード、 マウス、ファン、 フィルタ清掃	8	機器本体の清掃等	機器本体の外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持 本体、キーボード、 マウス、ファン、 フィルタ清掃					
9	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え	9	図書類 ・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え					
「個別点検」 6-1 K-COSMOS装置(総括局装置(SS))												「個別点検」 6-1 K-COSMOS装置(総括局装置(SS)) (削除)												電子媒体での管理に移行 したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考			
1	表示の確認	総括局システム監視画面により障害表示の有無を目視確認する。	○						装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握															
2	装置障害履歴の収集確認	履歴編集画面により障害履歴を出力し、問題ないか確認する。						○																
3	電源電圧の確認	各部の電圧をテストにより測定する。						○	テスト															
4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。						○																
5	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持															
6	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え															
「個別点検」 6-2 K-COSMOS装置(統制局装置(CS))												「個別点検」 6-2 K-COSMOS装置(統制局装置(CS)) (削除)												削除 削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考			
1	表示の確認	パネル表示等により障害表示の有無を目視確認する。	○						装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握															
2	装置障害履歴の収集確認	監視制御部のロギング機能により障害履歴を出力し、問題ないか確認する。						○																
3	電源電圧の確認	各部の電圧をテストにより測定する。						○	テスト															
4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。						○																
5	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持															
6	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え															

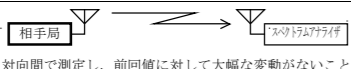
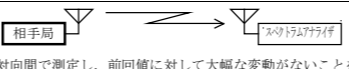
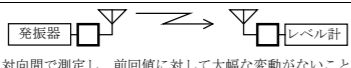
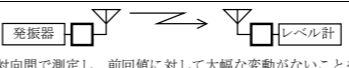
電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版													新 朱書き修正			改定主旨・根拠
「個別点検」 6-3 K-COSMOS装置(基地局装置(FB))													「個別点検」 6-3 K-COSMOS装置(基地局装置(FB)) (削除)			削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲, 具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考						
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月								
1	表示の確認	パネル表示等により障害表示の有無を目視確認する。	○							装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合						
2	電源電圧の確認	各部の電圧をテスタにより測定する。						○	テスタ	測定結果の変化傾向の把握						
3	送信周波数確認	基準値(±3×10 ⁻⁶) 以内であることを確認する。						○	周波数カウンタ							
4	送信出力確認	定格電源電圧で送信部出力端子において、指定出力±10%以内であることを確認する。 また、SWRを測定し、空中線系との整合を図る。 (CHを適定して測定。)						○	高周波電力計、定在波測定器、(または通過形電力計)	定在波測定が可能な通過形電力計とする。						
5	スプリアス輻射強度確認	スプリアス(nfo)輻射強度を測定し(2.5 μW)であることを確認する。 (fo:原振周波数、n:高調波次数)						○	スペクトラムアナライザ							
6	最大周波数偏移確認	許容偏移以内(±2.5kHz)であることを確認する。 (ただし、トーンを重畳させて測定すること)						○	直線検波器、低周波発振器、メンテナンスパソコン							
7	12dB SINAD法による感度確認	入力電圧感度が2 μV以下であることを確認する。						○	オーディオアナライザ、標準信号発生器、メンテナンスパソコン							
8	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。						○							
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○							
		VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○	定在波測定器(または通過形電力計)						
9	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。						○								
10	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持						
11	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。							○		障害時の備え					
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。							○							
「個別点検」 6-4 K-COSMOS装置(車載型移動局装置(ML))													「個別点検」 6-4 K-COSMOS装置(車載型移動局装置(ML)) (削除)			削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲, 具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考						
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月								
1	各部電圧電流測定	各部の電圧/電流をテスタにより測定する。							○	テスタ	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合					
2	送信周波数確認	基準値(±3×10 ⁻⁶) 以内であることを確認する。 (全fすべて測定)							○	周波数カウンタ、無線機テスタ	測定結果の変化傾向の把握					
3	送信出力確認	定格電源電圧で送信部出力端子において、指定出力(+20%~0%)であることを確認する。 また、SWRを測定し、空中線系との整合を図る。 (CHを適定して測定。)							○	高周波電力計、定在波測定器(通過形電力計)、無線機テスタ	定在波測定が可能な通過形電力計とする。					
4	スプリアス輻射強度確認	スプリアス(nfo)輻射強度を測定し規定値内(2.5 μW)であることを確認する。 (fo:原振周波数、n:高調波次数)							○	スペクトラムアナライザ、無線機テスタ						
5	最大周波数偏移確認	許容偏移以内(±2.5kHz)であることを確認する。 (ただし、トーンを重畳させて測定すること)							○	直線検波器、低周波発振器、無線機テスタ						
6	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。							○						
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。							○						
		VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。							○	定在波測定器(または通過形電力計)					
7	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。							○							
8	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。							○		周囲環境を考慮した機能維持					
9	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。								○		障害時の備え				
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。								○						


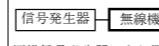
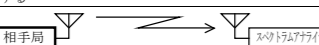
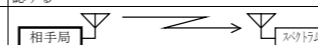
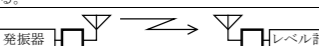
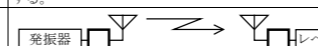
電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

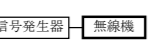
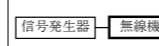
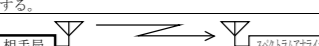
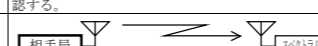
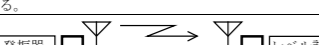
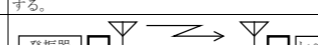
旧 令和7年版											新 朱書き修正			改定主旨・根拠
「個別点検」 6-5 K-COSMOS装置(携帯型移動局装置(ML))											「個別点検」 6-5 K-COSMOS装置(携帯型移動局装置(ML)) (削除)			削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考				
1	送信周波数確認	基準値(±3×10 ⁻⁶)以内であることを確認する。(全fすべて測定)	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月	○ 周波数カウンタ、無線機テスタ	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握				
2	送信出力確認	定格電源電圧で送信部出力端子において、指定出力(+20%~0%)であることを確認する。また、SWRを測定し、空中線系との整合を図る。(CHを遷定して測定。)							○ 高周波電力計、無線機テスタ					
3	スプリアス輻射強度確認	スプリアス(nfo)輻射強度を測定し規定値内(2.5μW)であることを確認する。(fo:原振周波数、n:高調波次数)							○ スペクトラムアナライザ、無線機テスタ					
4	最大周波数偏移確認	許容偏移以内(±2.5kHz)であることを確認する。(ただし、トーンを重畳させて測定すること)							○ 直線検波器、低周波発振器、無線機テスタ					
5	バッテリー性能確認	バッテリーを満充電とし、通話を実施した際の連続通話時間(10分以上)を確認する。							○					
「個別点検」 6-6 K-COSMOS装置(光中継増幅装置・光端末中継装置)											「個別点検」 6-6 K-COSMOS装置(光中継増幅装置・光端末中継装置) (削除)			削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考				
1	電源電圧の確認	テスタにより測定する。							○ テスタ	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握				
2	AGC動作レベル確認(下り回線)	1~8chの(隣接する両チャンネル)各信号を入力して、送出電力を測定し確認する。(±30dBm ±0.8dB, -3.0dB以内)							○ 高周波電力計、定在波測定器(または通過形電力計)		60M/150Mに適用する。 400Mは基準値(±3×10 ⁻⁶)と る。			
3	最大利得確認(上り下り回線)	最大利得測定(80dB±4dB以内)							○		定在波測定が可能な通過形電力計とする。			
4	不要輻射レベル確認(上り下り回線)	1~8chの信号を入力して、2倍波3倍波の送出電力を各チャンネルについて確認する。(±53dB以下)							○ スペクトラムアナライザ		60M/150Mに適用する。 400Mはスプリアス輻射強度が 2.5μW以下であることを確認す る。			
5	中継周波数偏差確認(上り下り回線)	1~8chの信号を入力して、送出周波数を測定し、SGの指定周波数との偏差を求め確認する。(±3ppm以内)							○ 周波数カウンタ		60M/150Mに適用する。 400Mは許容偏差±2.5kHzと る。			
6	受信入力確認	受信入力電界が前回値と変化していないことを確認する。							○ 電界強度測定器					
7	空中線確認	外観の確認							○					
		給電線の確認	トンネル内空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発熱、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。							○				
		VSWR確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。							○				
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。							○ 定在波測定器(または通過形電力計)					
8	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。							○					
9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。							○	周囲環境を考慮した機能維持				
10	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。							○	障害時の備え				
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。							○					

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表



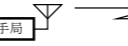
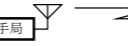
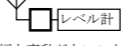
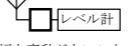
旧 令和7年版										新 朱書き修正										改定主旨・根拠				
「個別点検」 7-1-1 テレメータ監視局装置 2/2										「個別点検」 7-1-1 テレメータ監視局装置 2/2														
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月
8	受信入力電力確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					※	○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象	8	受信入力電力確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					※	○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象	
9	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					※	○	低周波発振器、レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。		9	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。				※	○	低周波発振器、レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。			
10	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。						○		周囲環境を考慮した機能維持		10	電池の交換確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、 対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		電池交換は別途とする。	
11	システム機能の確認	全局観測制御確認 手動で全局観測制御を行い、全ての観測局から応答信号が正常に返送されることを確認する。 個別観測制御確認 手動で個別観測制御を行い、観測局からの応答信号を確認する。 プリンタ制御 全局観測や個別観測により正常に印字記録を行うことを確認する。 中継局制御 手動で中継局の起動/停止制御及び送信機の切り替え制御を行い、動作が正常であることを確認する。 その他 呼出時間間隔の変更が行えることを確認する。					※	○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		11	システム機能の確認	全局観測制御確認 手動で全局観測制御を行い、全ての観測局から応答信号が正常に返送されることを確認する。 個別観測制御確認 手動で個別観測制御を行い、観測局からの応答信号を確認する。 プリンタ制御 全局観測や個別観測により正常に印字記録を行うことを確認する。 中継局制御 手動で中継局の起動/停止制御及び送信機の切り替え制御を行い、動作が正常であることを確認する。 その他 呼出時間間隔の変更が行えることを確認する。				※	○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握			
12	受信データの確認	手動で個別観測制御を行い、収集したデータとセンサとのデータの照合を行う。					※	○				12	受信データの確認	手動で個別観測制御を行い、収集したデータとセンサとのデータの照合を行う。				※	○					
13	通話機能確認	各観測局、中継局と通話が行えることを確認する。					※	○				13	通話機能確認	各観測局、中継局と通話が行えることを確認する。				※	○					
14	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					※	○				14	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。				※	○					
15	空中線確認	外観の確認 空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状態を目視確認する。 給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。 VSWR確認 反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		15	空中線確認	外観の確認 空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状態を目視確認する。 給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。 VSWR確認 反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）	※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。			
16	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。						○				16	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○					
17	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					※	○		周囲環境を考慮した機能維持		17	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。				※	○		周囲環境を考慮した機能維持			
18	図書類・予備品類等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え		18	図書類・予備品類等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		電子媒体での管理に移行したため削除	

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表


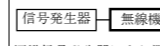
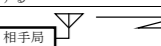
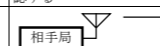

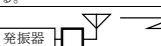


旧 令和7年版										新 朱書き修正										改定主旨・根拠		
「個別点検」 7-1-2 テレメータ中継局装置 (V-V中継) 2/2										「個別点検」 7-1-2 テレメータ中継局装置 (V-V中継) 2/2												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>				※	○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 2台構成の場合、SQを同レベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>				※	○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 2台構成の場合、SQを同レベルに調整する必要がある。	電子媒体での管理に移行したため削除
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				※	○	スペクトラムアナライザ または 電界強度測定器	※無線のみ対象	7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				※	○	スペクトラムアナライザ または 電界強度測定器	※無線のみ対象			
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				※	○	低周波発振器、 レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。	8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				※	○	低周波発振器、 レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。			
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。 (疑似故障を含む)					※	○		※無線のみ対象	9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。 (疑似故障を含む)					※	○		※無線のみ対象	
10	遠隔切換部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。					※	○		※無線のみ対象	10	遠隔切換部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。					※	○		※無線のみ対象	
11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その結果が正常であることを確認する。					※	○		※無線のみ対象	11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その結果が正常であることを確認する。					※	○		※無線のみ対象	
12	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					※	○		※無線のみ対象	12	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					※	○		※無線のみ対象	
13	空中線 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。						○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	13	空中線 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。						○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○				給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○			
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○	定在波測定器（または通過形電力計）			VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○	定在波測定器（または通過形電力計）		
14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。						○			14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。						○			
15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					※	○		周囲環境を考慮した機能維持	15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					※	○		周囲環境を考慮した機能維持	
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え	16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え	

「個別点検」 7-1-3 テレメータ中継局装置 (μ-V中継) 2/2										「個別点検」 7-1-3 テレメータ中継局装置 (μ-V中継) 2/2										改定主旨・根拠		
「個別点検」 7-1-3 テレメータ中継局装置 (μ-V中継) 2/2										「個別点検」 7-1-3 テレメータ中継局装置 (μ-V中継) 2/2												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>				※	○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 2台構成の場合、SQをレベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>				※	○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 2台構成の場合、SQをレベルに調整する必要がある。	電子媒体での管理に移行したため削除
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				※	○	スペクトラムアナライザ または 電界強度測定器	※無線のみ対象	7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				※	○	スペクトラムアナライザ または 電界強度測定器	※無線のみ対象			
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				※	○	低周波発振器、 レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。	8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				※	○	低周波発振器、 レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。			
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。 (疑似故障を含む)					※	○		※無線のみ対象	9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。 (疑似故障を含む)					※	○		※無線のみ対象	
10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。					※	○		※無線のみ対象	10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。					※	○		※無線のみ対象	
11	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					※	○		※無線のみ対象	11	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					※	○		※無線のみ対象	
12	空中線 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。						○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	12	空中線 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。						○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○				給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○			
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○	定在波測定器（または通過形電力計）			VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○	定在波測定器（または通過形電力計）		
13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。						○			13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。						○			
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					※	○		周囲環境を考慮した機能維持	14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					※	○		周囲環境を考慮した機能維持	
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え	15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え	

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠
「個別点検」 7-1-4 1テレメータ観測局装置 2/2												「個別点検」 7-1-4 1テレメータ観測局装置 2/2												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月
7	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。				※	○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	7	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。				※	○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。			
8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作試験をする。				※	○				8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作試験をする。				※	○						
9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		9	電池の交換確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、 対象となるものは交換 する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		電池交換は別途とする。		
10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。				※	○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象	10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。				※	○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象			
11	空中線 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		11	空中線 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。				
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○					給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○						
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）				VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）					
12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○						
13	水位計または雨量計等のデータの確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。（水位は量水標と比較する。） A/D変換器の動作を確認する。 000～999の各桁を10ステップ確認。				※	○				13	水位計または雨量計等のデータの確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。（水位は量水標と比較する。） A/D変換器の動作を確認する。 000～999の各桁を10ステップ確認。					※	○					
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。				※	○		周囲環境を考慮した機能維持		14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					※	○		周囲環境を考慮した機能維持		電子媒体での管理に移行したため削除	
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え				
「個別点検」 7-1-5 テレメータ監視局装置（新スプリアス規格準拠） 2/2												「個別点検」 7-1-5 テレメータ監視局装置（新スプリアス規格準拠） 2/2												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月
8	受信入力電力確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。				※	○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象	8	受信入力電力確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。				※	○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象			
9	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。				※	○	低周波発振器、レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。		9	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。				※	○	低周波発振器、レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。		電池交換は別途とする。		
10	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		10	電池の交換確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、 対象となるものは交換 する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		電池交換は別途とする。		
11	システム機能の確認	全観測制御確認 個別観測制御確認 プリンタ制御 中継局制御 その他				※	○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		11	システム機能の確認	全観測制御確認 個別観測制御確認 プリンタ制御 中継局制御 その他				※	○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握				
12	受信データの確認	呼出時間間隔の変更が行えることを確認する。				※	○				12	受信データの確認	呼出時間間隔の変更が行えることを確認する。				※	○						
13	通話機能確認	各観測局、中継局と通話が行えることを確認する。				※	○				13	通話機能確認	各観測局、中継局と通話が行えることを確認する。				※	○						
14	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。				※	○		※無線のみ対象		14	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。				※	○		※無線のみ対象				
15	空中線 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		15	空中線 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。				
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○					給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○						
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）				VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）					
16	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				16	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○						
17	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。				※	○		周囲環境を考慮した機能維持		17	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					※	○		周囲環境を考慮した機能維持		電子媒体での管理に移行したため削除	
18	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		18	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え				

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版														新 朱書き修正														改定主旨・根拠			
「個別点検」 7-1-6 テレメータ中継局装置 (V-V中継:新スプリアス規格準拠) 2/2														「個別点検」 7-1-6 テレメータ中継局装置 (V-V中継:新スプリアス規格準拠) 2/2																	
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考										
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月								
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>				※	○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 2台構成の場合、SQを同レベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>				※	○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 2台構成の場合、SQを同レベルに調整する必要がある。										
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				※	○	スペクトラムアナライザ または 電界強度測定器	※無線のみ対象	7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				※	○	スペクトラムアナライザ または 電界強度測定器	※無線のみ対象	7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				※	○	スペクトラムアナライザ または 電界強度測定器	※無線のみ対象		
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				※	○	低周波発振器、 レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。	8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				※	○	低周波発振器、 レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。	8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				※	○	低周波発振器、 レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。		
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。(疑似故障を含む)				※	○		※無線のみ対象	9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。(疑似故障を含む)				※	○		※無線のみ対象	9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。(疑似故障を含む)				※	○		※無線のみ対象		
10	遠隔切換部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。				※	○		※無線のみ対象	10	遠隔切換部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。				※	○		※無線のみ対象	10	遠隔切換部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。				※	○		※無線のみ対象		
11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その結果が正常であることを確認する。				※	○		※無線のみ対象	11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その結果が正常であることを確認する。				※	○		※無線のみ対象	11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その結果が正常であることを確認する。				※	○		※無線のみ対象		
12	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。				※	○		※無線のみ対象	12	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。				※	○		※無線のみ対象	12	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。				※	○		※無線のみ対象		
13	空中線 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状態を目視確認する。					○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	13	空中線 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状態を目視確認する。					○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	13	空中線 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状態を目視確認する。					○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○					給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○										○		
		VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○			定在波測定器(または通過形電力計)		VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。								○	定在波測定器(または通過形電力計)							
14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○			14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○			14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				
15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。				※	○		周囲環境を考慮した機能維持	15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。				※	○		周囲環境を考慮した機能維持	15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。				※	○		周囲環境を考慮した機能維持		
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え	16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え	16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		
「個別点検」 7-1-7 テレメータ中継局装置 (μ-V中継:新スプリアス規格準拠) 2/2														「個別点検」 7-1-7 テレメータ中継局装置 (μ-V中継:新スプリアス規格準拠) 2/2														電子媒体での管理に移行したため削除			
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考										
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月								

電子媒体での管理に移行したため削除

電子媒体での管理に移行したため削除

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠		
「個別点検」 7-1-8 テレメータ観測局装置 (新スプリアス規格準拠) 2/2											「個別点検」 7-1-8 テレメータ観測局装置 (新スプリアス規格準拠) 2/2													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考		No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考		
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月								12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月
7	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					※	○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	7	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					※	○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	
8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作試験をする。					※	○				8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作試験をする。					※	○				
9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。						○		周囲環境を考慮した機能維持		9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、 対象となるものは交換する。						○		周囲環境を考慮した機能維持		
10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					※	○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象	10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					※	○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象	
11	空中線 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状態を目視確認する。						○			※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	11	空中線 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状態を目視確認する。						○			※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○						給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○				
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○		定在波測定器(または通過形電力計)				VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○		定在波測定器(または通過形電力計)		
12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。						○				12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。						○				
13	水位計または雨量計等のデータの確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。(水位は量水標と比較する。) A/D変換器の動作を確認する。 000~999の各桁を10ステップ確認。					※	○				13	水位計または雨量計等のデータの確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。(水位は量水標と比較する。) A/D変換器の動作を確認する。 000~999の各桁を10ステップ確認。						※	○			
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					※	○		周囲環境を考慮した機能維持		14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						※	○		周囲環境を考慮した機能維持	
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え		15	図書類・予備品等の確認 図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○			障害時の備え		

「個別点検」 7-2-1 放流警報監視局装置 2/2											「個別点検」 7-2-1 放流警報監視局装置 2/2													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考		No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考		
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月								12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月
8	受信入力電力確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。						○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象	8	受信入力電力確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。						○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象	
9	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。						○	低周波発振器、レベル計		※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	9	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。						○	低周波発振器、レベル計		※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	
10	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。						○		周囲環境を考慮した機能維持		10	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、 対象となるものは交換する。						○		周囲環境を考慮した機能維持		
11	通話操作器の動作確認	通話操作器の動作試験を行い、正常であることを確認する。						○		装置の正常動作の確認	※無線のみ対象	11	通話操作器の動作確認	通話操作器の動作試験を行い、正常であることを確認する。						○		装置の正常動作の確認	※無線のみ対象	
12	システム機能の確認	点検制御 音声発生装置動作確認 プリンタ制御 中継局制御						○		標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		12	システム機能の確認	点検制御 音声発生装置動作確認 プリンタ制御 中継局制御						○		標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		
13	警報制御確認	対向間で吹鳴・放送等、警報制御の実動作試験を行い、正常であることを確認する。 ・サイレン制御 ・擬似音制御 ・放送制御 ・回転灯・表示板等の制御						○				13	警報制御確認	対向間で吹鳴・放送等、警報制御の実動作試験を行い、正常であることを確認する。 ・サイレン制御 ・擬似音制御 ・放送制御 ・回転灯・表示板等の制御						○				
14	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。						○			※無線のみ対象	14	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。						○			※無線のみ対象	
15	空中線 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状態を目視確認する。						○			※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	15	空中線 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状態を目視確認する。						○			※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○						給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○				
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○		定在波測定器(または通過形電力計)				VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○		定在波測定器(または通過形電力計)		
16	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。						○				16	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。						○				
17	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持		17	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持		
18	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え		18	図書類・予備品等の確認 図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○			障害時の備え		


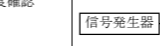
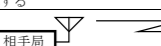
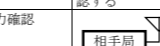

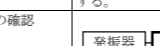


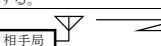
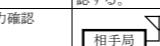

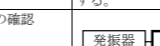
電池交換は別途とする。

電子媒体での管理に移行したため削除

電池交換は別途とする。

電子媒体での管理に移行したため削除

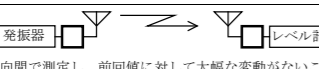
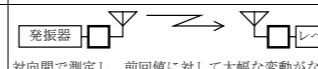
電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

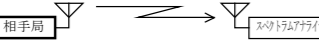
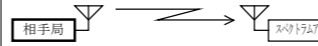
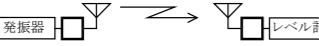
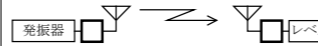
旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠
「個別点検」 7-2-2 放流警報中継局装置 (V-V中継) 2/2												「個別点検」 7-2-2 放流警報中継局装置 (V-V中継) 2/2												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 2台構成の場合、S/Qを同レベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 2台構成の場合、S/Qを同レベルに調整する必要がある。			
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	※無線のみ対象	7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	※無線のみ対象					
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。	8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。					
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。 (疑似故障を含む)					○			9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。 (疑似故障を含む)					○							
10	遠隔切替部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。					○			10	遠隔切替部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。					○							
11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その動作が正常であることを確認する。					○			11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その動作が正常であることを確認する。					○							
12	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○			12	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○							
13	空中線確認	外観の確認					○		※無線のみ対象 ※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	13	空中線確認	外観の確認					○		※無線のみ対象 ※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。					
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○				給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○						
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）			VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）						
14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○			14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○							
15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持	15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持					
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え	16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え					
「個別点検」 7-2-3 放流警報中継局装置 (μ-V中継) 2/2												「個別点検」 7-2-3 放流警報中継局装置 (μ-V中継) 2/2												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、S/Qをレベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、S/Qをレベルに調整する必要がある。			
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器		7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器						
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。					
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。 (疑似故障を含む)					○			9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。 (疑似故障を含む)					○							
10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。					○			10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。					○							
11	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○			11	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○							
12	空中線確認	外観の確認					○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	12	空中線確認	外観の確認					○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。					
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○				給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○						
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）			VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）						
13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○			13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○							
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持	14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持					
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え	15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え					

電子媒体での管理に移行したため削除

電子媒体での管理に移行したため削除

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠				
「個別点検」 7-2-4 放流警報局装置 2/2												「個別点検」 7-2-4 放流警報局装置 2/2																
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月									12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月						6ヶ月	12ヶ月	
7	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。						低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。		7	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。						低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。						
8	動作確認	警報装置を構成する各部の動作確認を行う。										8	動作確認	警報装置を構成する各部の動作確認を行う。														
9	警報制御確認	制御監視局からの制御により、実動作試験を行う。 ・サイレン制御 ・擬似音制御 ・放送制御 ・回転灯・表示板等の制御										9	警報制御確認	制御監視局からの制御により、実動作試験を行う。 ・サイレン制御 ・擬似音制御 ・放送制御 ・回転灯・表示板等の制御														
10	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。										10	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。														
11	空中線 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。								空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		11	空中線 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。								空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。						
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。											給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。														
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。								定在波測定器（または通過形電力計）			VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。								定在波測定器（または通過形電力計）						
12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。										12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。														
13	サイレン、スピーカ、集音マイクの確認	サイレンまたはスピーカの発錆、ケーブル接続部及びそれらの取付部の点検、防鳥網の点検並びに本体等の清掃を行う。 集音マイクの外観及び取付状態等を点検し、また動作試験を行い正常であることを確認する。										13	サイレン、スピーカ、集音マイクの確認	サイレンまたはスピーカの発錆、ケーブル接続部及びそれらの取付部の点検、防鳥網の点検並びに本体等の清掃を行う。 集音マイクの外観及び取付状態等を点検し、また動作試験を行い正常であることを確認する。														
14	回転灯及び表示板の確認	回転灯、闪光灯、表示板、河川情報表示板等の外観及び取付状態の点検と動作試験を行い、正常であることを確認する。										14	回転灯及び表示板の確認	回転灯、闪光灯、表示板、河川情報表示板等の外観及び取付状態の点検と動作試験を行い、正常であることを確認する。														
15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。								周囲環境を考慮した機能維持		15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。														
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。								障害時の備え		16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。														

「個別点検」 7-2-5 放流警報監視局装置（新スプリアス規格準拠） 2/2												「個別点検」 7-2-5 放流警報監視局装置（新スプリアス規格準拠） 2/2												改定主旨・根拠				
「個別点検」 7-2-5 放流警報監視局装置（新スプリアス規格準拠） 2/2												「個別点検」 7-2-5 放流警報監視局装置（新スプリアス規格準拠） 2/2																
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月									12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月						6ヶ月	12ヶ月	
8	受信入力電力確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。						スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象		8	受信入力電力確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。						スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象						
9	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。						低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。		9	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。						低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。						
10	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。								周囲環境を考慮した機能維持		10	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。														
11	通話操作器の動作確認	通話操作器の動作試験を行い、正常であることを確認する。										11	通話操作器の動作確認	通話操作器の動作試験を行い、正常であることを確認する。														
12	システム機能の確認	点検制御 音声発生装置動作確認 プリンタ制御 中継局制御										12	システム機能の確認	点検制御 音声発生装置動作確認 プリンタ制御 中継局制御														
13	警報制御確認	対向間で吹鳴・放送等、警報制御の実動作試験を行い、正常であることを確認する。 ・サイレン制御 ・擬似音制御 ・放送制御 ・回転灯・表示板等の制御										13	警報制御確認	対向間で吹鳴・放送等、警報制御の実動作試験を行い、正常であることを確認する。 ・サイレン制御 ・擬似音制御 ・放送制御 ・回転灯・表示板等の制御														
14	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。										14	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。														
15	空中線 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。								※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		15	空中線 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。								※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。						
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。											給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。														
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。								定在波測定器（または通過形電力計）			VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。								定在波測定器（または通過形電力計）						
16	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。										16	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。														
17	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。								周囲環境を考慮した機能維持		17	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。														
18	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。								障害時の備え		18	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。														

電子媒体での管理に移行したため削除

電池交換は別途とする。

電子媒体での管理に移行したため削除

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表



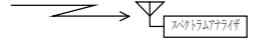
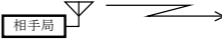


旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠
「個別点検」 7-2-6 放流警報中継局装置 (V-V中継:新スプリアス規格準拠) 2/2												「個別点検」 7-2-6 放流警報中継局装置 (V-V中継:新スプリアス規格準拠) 2/2												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月
6	スケルチ感度確認	標準信号発生器により測定する。システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 2台構成の場合、S/Qを同レベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	標準信号発生器により測定する。システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 2台構成の場合、S/Qを同レベルに調整する必要がある。			
7	受信入力電力確認	対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器		※無線のみ対象	7	受信入力電力確認	対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器		※無線のみ対象			
8	区間S/Nの確認	対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計		※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。	8	区間S/Nの確認	対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計		※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。			
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。(疑似故障を含む)					○				9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。(疑似故障を含む)					○						
10	遠隔切替部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。					○				10	遠隔切替部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。					○						
11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その動作が正常であることを確認する。					○				11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その動作が正常であることを確認する。					○						
12	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○			※無線のみ対象	12	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○			※無線のみ対象			
13	空中線確認	外観の確認					○		空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。	※無線のみ対象 ※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	13	空中線確認	外観の確認					○		空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。	※無線のみ対象 ※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。			
		給電線の確認					○		ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。				給電線の確認					○		ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。				
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○		定在波測定器(または通過形電力計)			VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○		定在波測定器(または通過形電力計)				
14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○						
15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持				
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		16	図書類・予備品等の確認 図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え					

「個別点検」 7-2-7 放流警報中継局装置 (μ-V中継:新スプリアス規格準拠) 2/2												「個別点検」 7-2-7 放流警報中継局装置 (μ-V中継:新スプリアス規格準拠) 2/2												改定主旨・根拠
「個別点検」 7-2-7 放流警報中継局装置 (μ-V中継:新スプリアス規格準拠) 2/2												「個別点検」 7-2-7 放流警報中継局装置 (μ-V中継:新スプリアス規格準拠) 2/2												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月
6	スケルチ感度確認	標準信号発生器により測定する。システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、S/Qをレベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	標準信号発生器により測定する。システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、S/Qをレベルに調整する必要がある。			
7	受信入力電力確認	対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器			7	受信入力電力確認	対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器					
8	区間S/Nの確認	対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計		S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	8	区間S/Nの確認	対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計		S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。			
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。(疑似故障を含む)					○				9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。(疑似故障を含む)					○						
10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。					○				10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。					○						
11	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○				11	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○						
12	空中線確認	外観の確認					○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	12	空中線確認	外観の確認					○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。			
		給電線の確認					○		ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					給電線の確認					○				ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。	
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○		定在波測定器(または通過形電力計)			VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○		定在波測定器(または通過形電力計)				
13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○						
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持				
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		15	図書類・予備品等の確認 図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え					

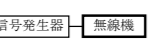


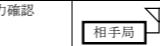


電子媒体での管理に移行したため削除

電子媒体での管理に移行したため削除

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠
「個別点検」 7-2-8 放流警報局装置（新スプリアス規格準拠） 2/2												「個別点検」 7-2-8 放流警報局装置（新スプリアス規格準拠） 2/2												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月	
7	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	7	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	電子媒体での管理に移行したため削除		
8	動作確認	警報装置を構成する各部の動作確認を行う。									8	動作確認	警報装置を構成する各部の動作確認を行う。											
9	警報制御確認	制御監視局からの制御により、実動作試験を行う。 ・サイレン制御 ・擬似音制御 ・放送制御 ・回転灯・表示板等の制御									9	警報制御確認	制御監視局からの制御により、実動作試験を行う。 ・サイレン制御 ・擬似音制御 ・放送制御 ・回転灯・表示板等の制御											
10	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。									10	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。											
11	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状態を目視確認する。							空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	11	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状態を目視確認する。						空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。				
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。										給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。										
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。							定在波測定器（または通過形電力計）			VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						定在波測定器（または通過形電力計）					
12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。									12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。											
13	サイレン、スピーカ、集音マイクの確認	サイレンまたはスピーカの発錆、ケーブル接続部及びそれらの取付部の点検、防鳥網の点検並びに本体等の清掃を行う。集音マイクの外観及び取付状態等を点検し、また動作試験を行い正常であることを確認する。									13	サイレン、スピーカ、集音マイクの確認	サイレンまたはスピーカの発錆、ケーブル接続部及びそれらの取付部の点検、防鳥網の点検並びに本体等の清掃を行う。集音マイクの外観及び取付状態等を点検し、また動作試験を行い正常であることを確認する。											
14	回転灯及び表示板の確認	回転灯、閃光燈、表示板、河川情報表示板等の外観及び取付状態の点検と動作試験を行い、正常であることを確認する。									14	回転灯及び表示板の確認	回転灯、閃光燈、表示板、河川情報表示板等の外観及び取付状態の点検と動作試験を行い、正常であることを確認する。											
15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。							周囲環境を考慮した機能維持		15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						周囲環境を考慮した機能維持					
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。							障害時の備え		16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						障害時の備え					
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。								予備品類の保管状態・数量等を確認する。														
「個別点検」 7-3-1 テレメータ監視局装置（災害対策タイプ1） 2/2												「個別点検」 7-3-1 テレメータ監視局装置（災害対策タイプ1） 2/2												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月
8	受信入力電力確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。							スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		8	受信入力電力確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。						スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握			
9	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。							低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。		9	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。						低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。			
10	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。								周囲環境を考慮した機能維持		10	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認 →対象となるものは交換する。							周囲環境を考慮した機能維持	電池交換は別途とする。		
11	受信データの確認	手動で個別観測制御を行い、収集したデータとセンサとのデータの照合を行う。								装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		11	受信データの確認	手動で個別観測制御を行い、収集したデータとセンサとのデータの照合を行う。							装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握			
12	通話機能確認	各観測局、中継局と通話が行えることを確認する。								通話機能付きの場合のみ		12	通話機能確認	各観測局、中継局と通話が行えることを確認する。							通話機能付きの場合のみ			
13	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。										13	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。										
14	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状態を目視確認する。							空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	14	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状態を目視確認する。						空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。				
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。										給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。										
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。							定在波測定器（または通過形電力計）			VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						定在波測定器（または通過形電力計）					
15	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。									15	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。											
16	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。							周囲環境を考慮した機能維持		16	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						周囲環境を考慮した機能維持					
17	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。							障害時の備え		17	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						障害時の備え					
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。								予備品類の保管状態・数量等を確認する。														

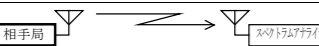

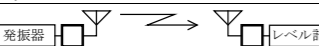
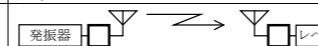
電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

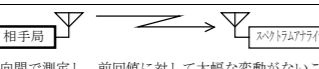
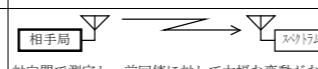
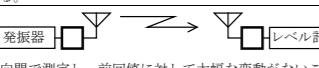
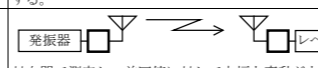
旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠
「個別点検」 7-3-2 テレメータ中継局装置(災害対策タイプ1) (V-V中継) 2/2												「個別点検」 7-3-2 テレメータ中継局装置(災害対策タイプ1) (V-V中継) 2/2												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月	
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>				○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、SQを同レベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>				○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、SQを同レベルに調整する必要がある。					
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器			7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器							
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。		8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。						
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。 (疑似故障を含む)				○				9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。 (疑似故障を含む)				○								
10	遠隔切替部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。				○				10	遠隔切替部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。				○								
11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その動作が正常であることを確認する。				○				11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その動作が正常であることを確認する。				○								
12	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。				○				12	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。				○								
13	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。				○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		13	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。				○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。						
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。				○					給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。				○								
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。				○	定在波測定器(または通過形電力計)				VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。				○	定在波測定器(または通過形電力計)							
14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。				○				14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。				○								
15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。				○		周囲環境を考慮した機能維持		15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。				○		周囲環境を考慮した機能維持						
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。				○		障害時の備え		16	図書類 ・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。				○		障害時の備え						
17	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。				○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		17	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。				○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。						
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。				○					給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。				○								
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。				○	定在波測定器(または通過形電力計)				VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。				○	定在波測定器(または通過形電力計)							
18	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。				○				18	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。				○								
19	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。				○		周囲環境を考慮した機能維持		19	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。				○		周囲環境を考慮した機能維持						
20	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。				○		障害時の備え		20	図書類 ・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。				○		障害時の備え						

電子媒体での管理に移行したため削除

電子媒体での管理に移行したため削除

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠		
「個別点検」 7-3-4 テレメータ観測局装置(災害対策タイプ1) 2/2												「個別点検」 7-3-4 テレメータ観測局装置(災害対策タイプ1) 2/2														
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月						6ヶ月	12ヶ月	
6	受信入力電力確認	 相手局 → 受信機 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		6	受信入力電力確認	 相手局 → 受信機 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握						
7	区間S/Nの確認	 発振器 → 受信機 → レベル計 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。		7	区間S/Nの確認	 発振器 → 受信機 → レベル計 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。						
8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作の確認を行う。					○				8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作の確認を行う。					○								
9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、 対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持						
10	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		10	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握						
11	空中線確認	外観の確認 空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。 給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		11	空中線確認	外観の確認 空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。 給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。						
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器(または通過形電力計)				VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器(または通過形電力計)							
12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○								
13	水位計または雨量計等の確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。(水位は量水標と比較する。) A/D変換器の動作を確認する。 000~999の各桁を10ステップ確認する。					○				13	水位計または雨量計等の確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。(水位は量水標と比較する。) A/D変換器の動作を確認する。 000~999の各桁を10ステップ確認する。					○								
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持						
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え						

「個別点検」 7-3-5 テレメータ監視局装置(災害対策タイプ1:新スプリアス規格準拠) 2/2												「個別点検」 7-3-5 テレメータ監視局装置(災害対策タイプ1:新スプリアス規格準拠) 2/2														
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月						6ヶ月	12ヶ月	
8	受信入力電力確認	 相手局 → 受信機 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		8	受信入力電力確認	 相手局 → 受信機 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握						
9	区間S/Nの確認	 発振器 → 受信機 → レベル計 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。		9	区間S/Nの確認	 発振器 → 受信機 → レベル計 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。						
10	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		10	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、 対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持						
11	受信データの確認	手動で個別観測制御を行い、収集したデータとセンサとのデータの照合を行う。					○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		11	受信データの確認	手動で個別観測制御を行い、収集したデータとセンサとのデータの照合を行う。					○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握						
12	通話機能確認	各観測局、中継局と通話が行えることを確認する。					○		通話機能付きの場合のみ		12	通話機能確認	各観測局、中継局と通話が行えることを確認する。					○		通話機能付きの場合のみ						
13	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○				13	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○								
14	空中線確認	外観の確認 空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。 給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		14	空中線確認	外観の確認 空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。 給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。						
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器(または通過形電力計)				VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器(または通過形電力計)							
15	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				15	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○								
16	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		16	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持						
17	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		17	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え						

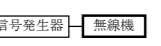
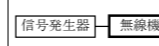




電池交換は別途とする。

電子媒体での管理に移行したため削除

電池交換は別途とする。

電子媒体での管理に移行したため削除

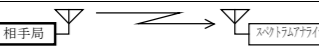

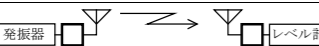
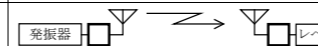
電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠	
「個別点検」 7-3-6 テレメータ中継局装置(災害対策タイプ1:新スプリアス規格準拠)(V-V中継) 2/2											「個別点検」 7-3-6 テレメータ中継局装置(災害対策タイプ1:新スプリアス規格準拠)(V-V中継) 2/2												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考		No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月								12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、SQを同レベルに調整する必要がある。		6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、SQを同レベルに調整する必要がある。	
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器			7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器				
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。		8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。			
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。 (疑似故障を含む)					○				9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。 (疑似故障を含む)					○					
10	遠隔切替部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。					○				10	遠隔切替部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。					○					
11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その動作が正常であることを確認する。					○				11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その動作が正常であることを確認する。					○					
12	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○				12	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○					
13	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		13	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。			
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○					給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○					
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器(または通過形電力計)				VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器(または通過形電力計)				
14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○					
15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持			
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		16	図書類 ・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え			

電子媒体での管理に移行したため削除

電子媒体での管理に移行したため削除

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠
「個別点検」 7-3-8 テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ1:新スプリアス規格準拠) 2/2											「個別点検」 7-3-8 テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ1:新スプリアス規格準拠) 2/2											
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月
6	受信入力電力確認	 相手局 → スプリアス 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		6	受信入力電力確認	 相手局 → スプリアス 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		
7	区間S/Nの確認	 発振器 → レベル計 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。		7	区間S/Nの確認	 発振器 → レベル計 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。		
8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作の確認を行う。					○				8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作の確認を行う。					○				
9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、 対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		
10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		
11	空中線確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		11	空中線確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○					給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○				
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）				VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）			
12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				
13	水位計または雨量計等の確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。 （水位は量水標と比較する。） A/D変換器の動作を確認する。 000～999の各桁を10ステップ確認する。					○				13	水位計または雨量計等の確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。 （水位は量水標と比較する。） A/D変換器の動作を確認する。 000～999の各桁を10ステップ確認する。					○				
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え		15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え		
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○			予備品類の保管状態・数量等を確認する。							○					
「個別点検」 7-4-1 テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ2) 2/2											「個別点検」 7-4-1 テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ2) 2/2											
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月



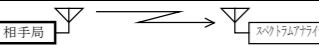

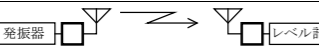

電池交換は別途とする。

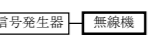

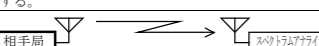
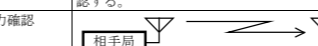
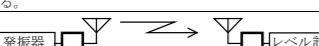
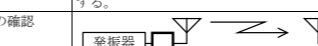
電子媒体での管理に移行したため削除

電池交換は別途とする。

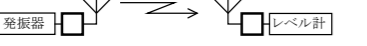
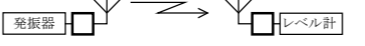
電子媒体での管理に移行したため削除

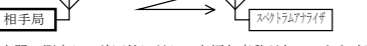
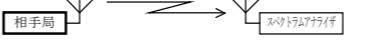
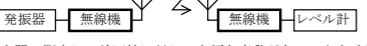
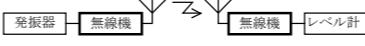
電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠
「個別点検」 7-4-2 テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2) (V-V中継) 2/2												「個別点検」 7-4-2 テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2) (V-V中継) 2/2												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月	
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、S/Qを同レベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、S/Qを同レベルに調整する必要がある。	電子媒体での管理に移行したため削除		
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器			7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器					
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。		8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。				
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動代替制御等の動作が正常であることを確認する。（疑似故障を含む）					○				9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動代替制御等の動作が正常であることを確認する。（疑似故障を含む）					○						
10	遠隔切替部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。					○				10	遠隔切替部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。					○						
11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その動作が正常であることを確認する。					○				11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その動作が正常であることを確認する。					○						
12	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○				12	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○						
13	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状態を目視確認する。					○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		13	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状態を目視確認する。					○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。				
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○					給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○						
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）				VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）					
14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○						
15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持				
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		16	図書類 ・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え				

「個別点検」 7-4-3 テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2) (μ-V中継) 2/2												「個別点検」 7-4-3 テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2) (μ-V中継) 2/2												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月	
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、S/Qを同レベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、S/Qを同レベルに調整する必要がある。	電子媒体での管理に移行したため削除		
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器			7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器					
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。		8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。				
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動代替制御等の動作が正常であることを確認する。（疑似故障を含む）					○				9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動代替制御等の動作が正常であることを確認する。（疑似故障を含む）					○						
10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。					○				10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。					○						
11	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○				11	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○						
12	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状態を目視確認する。					○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		12	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状態を目視確認する。					○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。				
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○					給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○						
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）				VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）					
13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○						
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持				
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		15	図書類 ・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え				

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版														新 朱書き修正														改定主旨・根拠		
「個別点検」 7-4-4 テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ2) 2/2														「個別点検」 7-4-4 テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ2) 2/2																
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考									
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月						6 ヶ 月	12 ヶ 月					
7	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルず感度、受信感度の確認を行う。	7	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルず感度、受信感度の確認を行う。									
8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作の確認をする。									8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作の確認をする。																	
9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、 対象となるものは交換 する。						○	周囲環境を考慮した機能維持										
10	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		10	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握										
11	空中線確認 外観の確認 給電線の確認 VSWR確認	空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。						○	空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		11	空中線確認 外観の確認 給電線の確認 VSWR確認	空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。						○	空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。										
		ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。											○	定在波測定器(または通過形電力計)																
		反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。											○																	
12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。						○		12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。						○												
13	水位計または雨量計等の確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。 (水位は量水標と比較する。) A/D変換器の動作を確認する。 000~999の各桁を10ステップ確認する。						○		13	水位計または雨量計等の確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。 (水位は量水標と比較する。) A/D変換器の動作を確認する。 000~999の各桁を10ステップ確認する。						○												
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持										
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。							○	障害時の備え		15	図書類 予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						○	障害時の備え									
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。							○																					

「個別点検」 7-4-5 テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ2:新スプリアス規格準拠) 2/2														「個別点検」 7-4-5 テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ2:新スプリアス規格準拠) 2/2																
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考									
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月						6 ヶ 月	12 ヶ 月					
8	受信入力電力確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。						○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		8	受信入力電力確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。						○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握								
9	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。							低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルず感度、受信感度の確認を行う。		9	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。						○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルず感度、受信感度の確認を行う。								
10	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。							○	周囲環境を考慮した機能維持		10	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、 対象となるものは交換 する。						○	周囲環境を考慮した機能維持									
11	システム機能の確認	全局観測制御確認	手動で全局観測制御を行い、全ての観測局から応答信号が正常に返送されることを確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		11	システム機能の確認	全局観測制御確認	手動で全局観測制御を行い、全ての観測局から応答信号が正常に返送されることを確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握								
		個別観測制御確認	手動で個別観測制御を行い、観測局からの応答信号を確認する。																											
		プリンタ制御	全局観測や個別観測により正常に印字記録を行うことを確認する。						○																					
		中継局制御	手動で中継局の起動/停止制御及び送信機の切り替え制御を行い、動作が正常であることを確認する。 また、応答信号が正常に返送されることを確認する。						○																					
		その他	呼出時間間隔の変更が行えることを確認する。						○																					
12	受信データの確認	手動で個別観測制御を行い、収集したデータとセンサとのデータの照合を行う。						○		12	受信データの確認	手動で個別観測制御を行い、収集したデータとセンサとのデータの照合を行う。						○												
13	通話機能確認	各観測局、中継局と通話が行えることを確認する。						○	通話機能付きのみ		13	通話機能確認	各観測局、中継局と通話が行えることを確認する。						○	通話機能付きのみ										
14	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。						○		14	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。						○												
15	空中線確認 外観の確認 給電線の確認 VSWR確認	空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。							○	空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		15	空中線確認 外観の確認 給電線の確認 VSWR確認	空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。						○	空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。									
		ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。							○																					
		反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。							○																					
16	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。						○		16	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。						○												
17	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		17	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持										
18	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。							○	障害時の備え		18	図書類 予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						○	障害時の備え									
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。							○																					



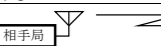
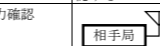
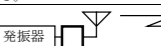
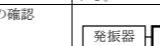
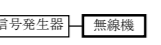

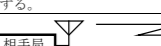


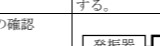
電池交換は別途とする。

電子媒体での管理に移行したため削除

電池交換は別途とする。

電子媒体での管理に移行したため削除

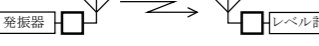
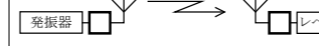
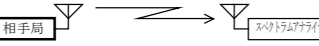

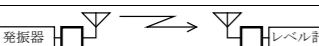
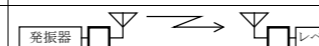
電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠
「個別点検」 7-4-6 テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2:新スプリアス規格準拠) (V-V中継) 2/2											「個別点検」 7-4-6 テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2:新スプリアス規格準拠) (V-V中継) 2/2											
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>				○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、S/Qを同レベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>				○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、S/Qを同レベルに調整する必要がある。			
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器			7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器					
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				○	低周波発振器、レベル計		S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。	8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				○	低周波発振器、レベル計			S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。		
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。（疑似故障を含む）				○				9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。（疑似故障を含む）				○						
10	遠隔切替部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。				○				10	遠隔切替部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。				○						
11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その動作が正常であることを確認する。				○				11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その動作が正常であることを確認する。				○						
12	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。				○				12	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。				○						
13	空中線確認	<p>外観の確認 空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。</p> <p>給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。</p> <p>VSWR確認 反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。</p>				○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		13	空中線確認	<p>外観の確認 空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。</p> <p>給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。</p> <p>VSWR確認 反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。</p>				○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。				
14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。				○				14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。				○						
15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。				○		周囲環境を考慮した機能維持		15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。				○		周囲環境を考慮した機能維持				
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。				○		障害時の備え		16	図書類 ・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。				○		障害時の備え				
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>				○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、S/Qを同レベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>				○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、S/Qを同レベルに調整する必要がある。			
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器			7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器					
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				○	低周波発振器、レベル計		S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。	8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				○	低周波発振器、レベル計			S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。		
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。（疑似故障を含む）				○				9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。（疑似故障を含む）				○						
10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。				○				10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。				○						
11	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。				○				11	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。				○						
12	空中線確認	<p>外観の確認 空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。</p> <p>給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。</p> <p>VSWR確認 反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。</p>				○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		12	空中線確認	<p>外観の確認 空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。</p> <p>給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。</p> <p>VSWR確認 反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。</p>				○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。				
13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。				○				13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。				○						
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。				○		周囲環境を考慮した機能維持		14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。				○		周囲環境を考慮した機能維持				
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。				○		障害時の備え		15	図書類 ・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。				○		障害時の備え				

電子媒体での管理に移行したため削除

電子媒体での管理に移行したため削除

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠		
「個別点検」 7-4-8 テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ2:新スプリアス規格準拠) 2/2												「個別点検」 7-4-8 テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ2:新スプリアス規格準拠) 2/2												電池交換は別途とする。		
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法		点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法		点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
7	区間S/Nの確認			毎	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	7	区間S/Nの確認			毎	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	低周波発振器、レベル計		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。
8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作の確認をする。							○			8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作の確認をする。							○					
9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。							○		周囲環境を考慮した機能維持		9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、 対象となるものは交換 する。							○			周囲環境を考慮した機能維持	
10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。							○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。							○			装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
11	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状態を目視確認する。							○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	11	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状態を目視確認する。							○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。			
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○		ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。				給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。							○			
		VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○	定在波測定器（または通過形電力計）				VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。							○	定在波測定器（または通過形電力計）			
12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。							○			12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。							○					
13	水位計または雨量計等の確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。 （水位は量水標と比較する。） A/D変換器の動作を確認する。 000～999の各桁を10ステップ確認する。							○			13	水位計または雨量計等の確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。 （水位は量水標と比較する。） A/D変換器の動作を確認する。 000～999の各桁を10ステップ確認する。							○					
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。							○		周囲環境を考慮した機能維持	14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。							○		周囲環境を考慮した機能維持			
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。							○		障害時の備え	15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。							○		障害時の備え			
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。							○					予備品類の保管状態・数量等を確認する。		予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○			電子媒体での管理に移行したため削除	
「個別点検」 7-5-1 テレメータ監視局装置 (自律型)												「個別点検」 7-5-1 テレメータ監視局装置 (自律型)													電池交換は別途とする。	
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法		点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法		点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。							○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。							○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		
2	各部電圧・電流確認	各部の電圧/電流を自蔵計器またはテスタ等により測定する。							※	○ 自蔵計器またはテスタ		2	各部電圧・電流確認	各部の電圧/電流を自蔵計器またはテスタ等により測定する。							※	○ 自蔵計器またはテスタ				
3	受信入力電力確認								※	○ スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	※無線のみ対象	3	受信入力電力確認								※	○ スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	※無線のみ対象			
4	区間S/Nの確認								※	○ 低周波発振器、レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	4	区間S/Nの確認								※	○ 低周波発振器、レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。			
5	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。							○		周囲環境を考慮した機能維持	5	電池の交換確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、 対象となるものは交換 する。							○		周囲環境を考慮した機能維持			
6	システム機能の確認	観測データ現況表示画面にて、全ての観測局から送信信号を正常に受信することを確認する。							※	○	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	6	システム機能の確認	観測データ現況表示画面にて、全ての観測局から送信信号を正常に受信することを確認する。							※	○	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握			
		システム監視画面にて、観測局や中継局との通信状況や中継状態、上位装置との通信状態を確認する。							※	○				システム監視画面にて、観測局や中継局との通信状況や中継状態、上位装置との通信状態を確認する。							※	○				
		時刻またはGPSで時刻が日本標準時刻に合っていることを確認する。							※	○				時刻またはGPSで時刻が日本標準時刻に合っていることを確認する。							※	○				
7	受信データの確認	収集したデータとセンサとのデータの照合を行う。							※	○		7	受信データの確認	収集したデータとセンサとのデータの照合を行う。							※	○				
8	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。							※		※無線のみ対象	8	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。							※		※無線のみ対象			
9	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状態を目視確認する。							○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	9	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状態を目視確認する。							○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。			
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○		ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。				給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。							○			
10	GPSアンテナ確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等を確認する。							○		GPSアンテナを取り付けた場合のみ	10	GPSアンテナ確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等を確認する。							○		GPSアンテナを取り付けた場合のみ			
11	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。							○			11	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。							○					
12	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。							※	○	周囲環境を考慮した機能維持	12	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。							※	○	周囲環境を考慮した機能維持			
13	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。							○		障害時の備え	13	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。							○		障害時の備え			
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。							○					予備品類の保管状態・数量等を確認する。		予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		電子媒体での管理に移行したため削除		

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠	
「個別点検」 7-5-2 テレメータ中継局装置（自律型）（V-V中継：新スプリアス規格準拠） 3/3													「個別点検」 7-5-2 テレメータ中継局装置（自律型）（V-V中継：新スプリアス規格準拠） 3/3													電子媒体での管理に移行したため削除	
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考						
			毎 日	1 月	2 月	3 月	6 月							12 月	毎 日	1 月	2 月	3 月				6 月	12 月				
17	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					※	○		周囲環境を考慮した機能維持		17	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						※	○		周囲環境を考慮した機能維持				
18	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え		18	図書類・予備品等の確認 予備品類の保管状態・数量等を確認する。	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。								○		障害時の備え			
「個別点検」 7-5-3 テレメータ中継局装置（自律型）（V-μおよびV-I中継）													「個別点検」 7-5-3 テレメータ中継局装置（自律型）（V-μおよびV-I中継）													電子媒体での管理に移行したため削除	
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考						
			毎 日	1 月	2 月	3 月	6 月							12 月	毎 日	1 月	2 月	3 月				6 月	12 月				
1	各部電圧・電流確認	各部の電圧／電流を自蔵計器またはテスタ等により測定する。					※	○	自蔵計器またはテスタ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	各部電圧・電流確認	各部の電圧／電流を自蔵計器またはテスタ等により測定する。						※	○	自蔵計器またはテスタ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握				
2	スケルチ感度確認	信号発生器 → 無線機 標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。						※	○	標準信号発生器	※無線のみ対象 2台構成の場合、S/Qをレベルに調整する必要がある。		2	スケルチ感度確認	信号発生器 → 無線機 標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。							※	○	標準信号発生器	※無線のみ対象 2台構成の場合、S/Qをレベルに調整する必要がある。		
3	受信入力電力確認	相手局 → スワッチメータ 前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。						※	○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	※無線のみ対象		3	受信入力電力確認	相手局 → スワッチメータ 前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。							※	○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	※無線のみ対象		
4	区間S/Nの確認	発振器 → レベル計 前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。						※	○	低周波発振器、レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。		4	区間S/Nの確認	発振器 → レベル計 前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。								※	○	低周波発振器、レベル計		※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。
5	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。（疑似故障を含む）						※	○		※無線のみ対象		5	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。（疑似故障を含む）								※	○			※無線のみ対象
6	外部出力部動作確認	中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。						※	○		※無線のみ対象 V-μ中継のみ対象		6	外部出力部動作確認	中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。								※	○			※無線のみ対象 V-μ中継のみ対象
7	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。						※	○		※無線のみ対象		7	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。								※	○			※無線のみ対象
8	空中線確認 外観の確認 給電線の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地脚部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。							○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		8	空中線確認 外観の確認 給電線の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地脚部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。								○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		
9	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。							○				9	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。								○				
10	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						※	○		周囲環境を考慮した機能維持		10	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。								※	○			周囲環境を考慮した機能維持
11	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。							○		障害時の備え		11	図書類・予備品等の確認 予備品類の保管状態・数量等を確認する。	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。								○		障害時の備え		

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

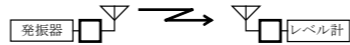
旧 令和7年版

「個別点検」 7-5-4 テレメータ観測局装置（自律型：新スプリウス規格準拠） 2/2

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月				
6	区間S/Nの確認	 前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					※	○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スワッチ感度、受信感度の確認を行う。
7	GPS装置受信確認	GPS装置が受信していることをLED等の表示で確認する。						○			
8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作試験をする。					※	○			
9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。						○		周囲環境を考慮した機能維持	
10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					※	○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象
11	空中線確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。						○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○			
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○	定在波測定器（または通過形電力計）		
12	GPSアンテナ確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等を確認する。						○			
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○			
13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。						○			
14	水位計または雨量計等のデータの確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。（水位は量水標と比較する。）					※	○			
		A/D変換器の動作を確認する。 000～999の各桁を10ステップ確認。					※	○			
15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					※	○		周囲環境を考慮した機能維持	
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						○		障害時の備え	
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○			

新 朱書き修正

「個別点検」 7-5-4 テレメータ観測局装置（自律型：新スプリウス規格準拠） 2/2

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月				
6	区間S/Nの確認	 前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					※	○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スワッチ感度、受信感度の確認を行う。
7	GPS装置受信確認	GPS装置が受信していることをLED等の表示で確認する。						○			
8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作試験をする。						※	○		
9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、 対象となるものは交換する。						○		周囲環境を考慮した機能維持	電池交換は別途とする。
10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					※	○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象
11	空中線確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。						○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○			
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○	定在波測定器（または通過形電力計）		
12	GPSアンテナ確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等を確認する。						○			
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○			
13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。						○			
14	水位計または雨量計等のデータの確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。（水位は量水標と比較する。）						※	○		
		A/D変換器の動作を確認する。 000～999の各桁を10ステップ確認。						※	○		
15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						※	○	周囲環境を考慮した機能維持	
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。							○	障害時の備え	電子媒体での管理に移行したため削除
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。							○		

「個別点検」 8-1 蓄積同報装置

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月			
1	通信記録の確認	通信量、未着信量等の把握をする。						○	ジャーナルプリンタ	・装置の正常動作の維持 ・標準値（規定値）との照合 ・測定結果の変化傾向の把握
2	受信チャンネルの動作確認	受信チャンネルの半数以上を同時に使用し動作を確認する。						○		
3	送信チャンネルの動作確認	送信チャンネルの半数以上を同時に使用し動作を確認する。						○		
4	信号レベル確認	送信チャンネル及び受信チャンネルの信号レベルの測定を行い確認する。						○	レベル計	
5	消耗品の補充等	消耗品が必要な場合は補充する。						○		
6	接続部の確認	コネクタ、プラグイン及び端子等の緩みの確認をする。						○		
7	機器本体の清掃等	エアフィルタの清掃、機器内外面の清掃をする。						○		周囲環境を考慮した機能維持
8	図書類、予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						○		障害時の備え
		予備品類の保管状況・数量等を確認する。						○		

「個別点検」 8-1 蓄積同報装置 ~~削除~~

改定主旨・根拠

電池交換は別途とする。



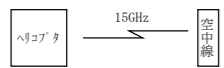
電子媒体での管理に移行したため削除

削除

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版											新 朱書き修正			改定主旨・根拠
「個別点検」 9-1 画像受信用固定型（ヘリテレ用）											「個別点検」 9-1 画像受信用固定型（ヘリテレ用） 削除			削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考				
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月						
1	テストによる確認	チェック端子で各部の電圧を確認する。						○	テスト	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	標準値±10%			
2	駆動部の確認	タイミングベルトを確認する。						○						
3	角度検出機構注油	シンクロギア一部に注油を行う。						○						
4	伝達機構注油	減速機の排油と注油を行う。 駆動ギア一部へ注油を行う。						○						
5	グリスニップルに注油	ベアリング、オイルシールへ注油を行う。						○						
6	シリカゲルの交換	シリカゲルの水分吸収状態を確認し交換する。						○						
7	動作状況の確認	空中線駆動時の発音、におい等に異常がないか確認する。						○						
8	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						○						
9	機器本体の清掃等	錆、塗装、ボルト類の緩み等の確認及び機器本体外面を清掃する。 機器据付状態を確認する。						○		周囲環境を考慮した機能維持				
10	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え				
「個別点検」 9-2 空中線駆動装置（ヘリテレ用）											「個別点検」 9-2 空中線駆動装置 削除			削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考				
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月						
1	表示の確認	アラーム表示の有無を確認する。		○						装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握				
2	自蔵計器またはテストによる確認	各部の電圧を自蔵計器またはチェック端子で確認する。						○	自蔵計器またはテスト	自蔵計器の中心色範囲内または標準値±5%。 制御処理装置で操作を行う。				
3	水平駆動の確認	水平駆動速度をマニュアル動作により、4度/秒以上の速度で駆動できることを確認する。 回転速度が等速度である（回転ムラがない）ことを角度表示にて目視確認する。 駆動電流値をサーボ増幅部電流メータで確認する。						○	ストップウォッチ					
4	垂直駆動の確認	垂直駆動速度をマニュアル動作により、2度/秒以上の速度で駆動できることを確認する。 回転速度が等速度である（回転ムラがない）ことを角度表示にて目視確認する。 駆動電流値をサーボ増幅部電流メータで確認する。						○	ストップウォッチ					
5	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						○						
6	機器本体の清掃等	フロア用エアフィルタ及び機器外面を清掃する。 機器本体の内外面を清掃する。 機器据え付け状態を確認する。						○		周囲環境を考慮した機能維持				
7	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え				

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版											新 朱書き修正			改定主旨・根拠
「個別点検」 9-3 制御処理装置（ヘリテレ用）（1/2）											「個別点検」 9-3 制御処理装置（ヘリテレ用）（1/2） 削除			削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考				
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月					12ヶ月		
1	表示の確認	アラーム表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認					
2	自蔵計器またはテストによる確認	各部の電圧を自蔵計器またはチェック端子で測定する。					○	自蔵計器またはテスト	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	自蔵計器の中心色範囲内または標準値±5%				
3	スイッチ等の機能確認	各スイッチによる操作及び表示器が正常に動作することを確認する。												
4	警報動作確認	警報出力機能からの警報出力を強制的に出力させ、外部監視装置（リモコン等）で監視状態が表示されることを確認する。								警報出力機能のある局のみの実施とする。				
5	映像電波捕捉の確認	ヘリコプタから送信される映像電波到来方向に対して、映像受信空中線を上下左右4方向からそれぞれ向けて、捕捉できることを確認する。 空中線を手動操作でヘリコプタ方向へ向け、映像電波の受信ができ、モニタテレビに映像が表示されアナウンス音声が開聞こえることを確認する。 							映像電波による捕捉機能の確認					
6	映像電波自動捕捉機能の確認	ヘリコプタから送信されるデータ伝送用無線のGPS情報等を受信し、自動的に映像電波の周波数を検出し捕捉できることを確認する。 自動捕捉を入れた後、ヘリコプタからGPS情報を送信してもらい、自動的に空中線がヘリコプタ方向へ回転し映像電波を受信、モニタテレビに映像が表示されることを確認する。 							GPS情報等による映像自動捕捉機能の確認					
「個別点検」 9-3 制御処理装置（ヘリテレ用）（2/2）											「個別点検」 9-3 制御処理装置（ヘリテレ用）（2/2） 削除			削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考				
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月					12ヶ月		
7	映像電波自動追尾機能の確認	映像電波を捕捉した状態で自動追尾をいにし、自動追尾できることを確認する。 映像電波を受信した状態で自動追尾を入れ、空中線がヘリコプタの移動する方向へ回転し映像を追尾することを確認する。 							映像電波による自動機能の確認					
8	監視制御機能の確認	監視制御局で受信基地局設備の監視制御機能を確認する。							監視制御局の受信基地局設備監視制御機能の確認					
9	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。							装置の正常動作の確認					
10	機器本体の清掃等	ブロー用エアフィルタ及び機器外面を清掃する。							周囲環境を考慮した機能維持					
		機器本体の内外面を清掃する。 機器撥え付け状態を確認する。												
11	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。							障害時の備え					
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。												

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版													新 朱書き修正			改定主旨・根拠
「個別点検」 9-4 連絡用無線装置（ヘリテレ用）													「個別点検」 9-4 連絡用無線装置（ヘリテレ用） 削除			削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考						
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月								
1	送信出力確認	電力計により測定し、定格電力±10%以内であることを確認する。						○	電力計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握						
2	最大周波数偏移確認	直線検波器等により測定し、基準値以内であることを確認する。 測定箇所は1 KHz、3 KHzとする。 基準値：±2.5KHz						○	FM直線検波器 低周波発信器							
3	送信周波数確認	周波数計により測定し、基準値以内であることを確認する。 基準値：±3×10 ⁻⁶						○	周波数計							
4	スプリアス発射強度確認	電界強度測定器によりnf ₀ 、1/2nf ₀ 、(n-2)f ₀ 、(n-1)f ₀ 、(n+1)f ₀ 、(n+2)f ₀ 、2nf ₀ 、3nf ₀ を測定し、基準値以内であることを確認する。 基準値：2.5μW以下、						○	電界強度測定器							
5	受信感度確認	無線機テストにて12dB SINAD法により確認する。基準値：+3dB μV以下						○	無線機テスト							
6	空中線 外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。							○							
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。							○							
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。							○		定在波測定器（または通過形電力計）					
7	内線通話	構内内線電話機から送信制御可能なことを確認する。						○								
8	テストによる確認	チェック端子により各部の電圧を測定する						○	テスト				標準値±5%			
9	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						○								
10	機器本体の清掃等	機器の取付状態を確認する。						○		周囲環境を考慮した機能維持	空中線含む					
		機器本体の内外面を清掃する。						○								
11	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						○		障害時の備え						
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○								
「個別点検」 9-5 データ伝送用無線装置（ヘリテレ用）													「個別点検」 9-5 データ伝送用無線装置（ヘリテレ用） 削除			削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考						
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月								
1	ヘリコプタ情報受信	GPS試験器からのヘリコプタ情報を無線機テスト経由にて入力し、自動回転制御することを確認する。						○	無線機テスト GPS試験器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握						
2	テストによる確認	チェック端子により各部の電圧を測定する						○	テスト				標準値±5%			
3	空中線 外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。							○							
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。							○							
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。							○		定在波測定器（または通過形電力計）					
4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						○								
5	機器本体の清掃等	機器の取付状態を確認する。						○			周囲環境を考慮した機能維持	空中線含む				
		機器本体の内外面を清掃する。						○								
6	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						○			障害時の備え					
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○								

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版											新 朱書き修正		改定主旨・根拠
「個別点検」 9-6 監視制御モニタ装置（ヘリテレ用）											「個別点検」 9-6 監視制御モニタ装置（ヘリテレ用） 削除		削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月					12ヶ月	
1	表示の確認	アラーム表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	標準値±5%			
2	テストによる確認	チェック端子により各部の電圧を測定する。					○ テスタ						
3	スイッチ等の機能確認	各スイッチによる操作及びアラーム表示が正常に動作することを確認する。					○						
4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。					○						
5	機器本体の清掃等	ブロー用エアフィルタ及び機器外面を清掃する。 機器本体の内外面を清掃する。 機器据え付け状態を確認する。					○	周囲環境を考慮した機能維持					
6	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○	障害時の備え					
「個別点検」 9-7 受信用移動型（ヘリテレ用）											「個別点検」 9-7 受信用移動型（ヘリテレ用） 削除		削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月					12ヶ月	
1	空中線駆動部 伝達機構注油	駆動ギア一部位へ注油する。						○	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握				
2	空中線駆動部 動作状況の確認	動作時の回転むら、異常音等の有無を確認する。						○					
3	空中線駆動部 動作の確認	水平・垂直駆動速度を手動操作により水平4度/秒以上、垂直2度/秒以上の速度で駆動できることを確認する。						○ ストップウォッチ					
4	操作制御部 自蔵計器またはテスタによる確認	各部の電圧を自蔵計器で測定する。						○					
5	操作制御部 スイッチ等の機能確認	各スイッチによる操作及び表示器が正常に動作することを確認する。						○					
6	連絡用無線部 送信出力確認	電力計により測定し、定格電力±10%以内であることを確認する。						○ 電力計					
7	連絡用無線部 最大周波数偏移確認	直線検波器等により測定し、基準値以内であることを確認する。測定箇所は1KHz、3KHzとする。 基準値：±2.5kHz						○ FM直線検波器 低周波発信器					
8	連絡用無線部 送信周波数確認	周波数計により測定し、基準値以内であることを確認する。 基準値：±3×10 ⁻⁴						○ 周波数計					
9	連絡用無線部 スプリアス発射強度確認	電界強度測定器によりスプリアス発射強度を測定し、基準値以内であることを確認する。 基準値：2.5μW以下						○ 電界強度測定器					
10	VTR部	録画・再生動作が正常であることを確認する。						○					
11	交換接続部 内線通話	試験用電話機から送信制御可能なことを確認する。						○					
12	データ伝送用無線部 データ制御部 自動捕捉機能	試験用ヘリ情報を入力し、初期捕捉動作を確認する。						○					
13	自動追尾及び映像受信動作の確認	試験用15GHz帯信号を入力し、自動追尾動作および映像受信動作を確認する。						○					
14	機器本体の清掃等	錆、塗装、ボルト類の緩み等の確認及び機器本体外面を清掃する。 機器据付状態を確認する。						○			周囲環境を考慮した機能維持		
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○			障害時の備え		

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠		
「個別点検」 10-4-2 衛星通信装置（車載局端局装置）												「個別点検」 10-4-2 衛星通信装置（車載局端局装置）												電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考			
毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	毎日	1ヶ月				2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月										
1	装置機構及び空冷ファンの状態確認	端局装置・端末装置・収容架等の装置機構及び空冷ファンの状態の確認を行い、問題がないことを確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	装置機構及び空冷ファン の状態確認	端局装置・端末装置・収容架等の装置機構及び空冷ファン の状態の確認を行い、問題がないことを確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握				
2	エアフィルタの清掃	エアフィルタを清掃する。						○			2	エアフィルタの清掃	エアフィルタを清掃する。						○					
3	外観の確認	ケーブル類の変形、損傷、異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の有無を確認する。						○			3	外観の確認	ケーブル類の変形、損傷、異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の有無を確認する。						○					
4	ボルト類の確認	ボルト及びねじの緩み、脱落を目視、手締等で確認する。						○			4	ボルト類の確認	ボルト及びねじの緩み、脱落を目視、手締等で確認する。						○					
5	表示の確認	装置パネル表示等により障害表示の有無を目視確認する。						○			5	表示の確認	装置パネル表示等により障害表示の有無を目視確認する。						○					
6	送信出力電力確認	各変復調装置の出力にて32kbpsの設定でCW（連続波）を出力したときの送信出力電力を測定機により測定し、規格に入っていることを確認する。						○	スペクトラムアナライザ		6	送信出力電力確認	各変復調装置の出力にて32kbpsの設定でCW（連続波）を出力したときの送信出力電力を測定機により測定し、規格に入っていることを確認する。						○	スペクトラムアナライザ				
7	送信周波数確認	各変復調装置の出力にて32kbpsの設定でCW（連続波）を出力したときの送信周波数を測定機により測定し、規格に入っていることを確認する。						○	スペクトラムアナライザ		7	送信周波数確認	各変復調装置の出力にて32kbpsの設定でCW（連続波）を出力したときの送信周波数を測定機により測定し、規格に入っていることを確認する。						○	スペクトラムアナライザ				
8	受信電力確認	変復調装置の入力ケーブルにて測定器により測定を行い、受信電力が基準範囲以内であることを確認する。						○	スペクトラムアナライザ	周囲環境を考慮した機能維持	8	受信電力確認	変復調装置の入力ケーブルにて測定器により測定を行い、受信電力が基準範囲以内であることを確認する。						○	スペクトラムアナライザ	周囲環境を考慮した機能維持			
9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○			9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持			
10	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え	10	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え			
「個別点検」 10-4-3 衛星通信装置（可搬局装置）												「個別点検」 10-4-3 衛星通信装置（可搬局装置）												内面清掃は分解が伴うため削除 電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考			
毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	毎日	1ヶ月				2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月										
1	装置機構及び空冷ファン の状態確認	アンテナ装置・送受信装置・端局装置・取付架台・端末装置等の装置機構及び空冷ファン の状態の確認を行い、問題がないことを確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	装置機構及び空冷ファン の状態確認	アンテナ装置・送受信装置・端局装置・取付架台・端末装置等の装置機構及び空冷ファン の状態の確認を行い、問題がないことを確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握				
2	エアフィルタの清掃	エアフィルタを清掃する。						○			2	エアフィルタの清掃	エアフィルタを清掃する。						○					
3	外観の確認	アンテナ装置・送受信装置・端局装置・取付架台・端末装置・ケーブル類の変形、損傷、異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の有無を確認する。						○			3	外観の確認	アンテナ装置・送受信装置・端局装置・取付架台・端末装置・ケーブル類の変形、損傷、異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の有無を確認する。						○					
4	ボルト類の確認	ボルト及びねじの緩み、脱落を目視、手締等で確認する。						○			4	ボルト類の確認	ボルト及びねじの緩み、脱落を目視、手締等で確認する。						○					
5	表示の確認	装置パネルのLED表示等により障害表示の有無を目視確認する。						○			5	表示の確認	装置パネルのLED表示等により障害表示の有無を目視確認する。						○					
6	送信出力電力確認	送信電力規定点にモニタ端子を接続し、測定器により測定を行い、指定電力±50%以内であることを確認する。 または、 各変復調装置の出力にて32kbpsの設定でCW（連続波）を出力したときの送信出力電力を測定機により測定し、規格に入っていることを確認する。						○	電力計	送受信装置出力または、端局出力のどちらかで測定する。		6	送信出力電力確認	送信電力規定点にモニタ端子を接続し、測定器により測定を行い、指定電力±50%以内であることを確認する。 または、 各変復調装置の出力にて32kbpsの設定でCW（連続波）を出力したときの送信出力電力を測定機により測定し、規格に入っていることを確認する。						○	電力計	送受信装置出力または、端局出力のどちらかで測定する。		
7	送信周波数確認	送信電力規定点にモニタ端子を接続し、測定器により測定を行い、指定周波数±1kHz以内であることを確認する。 または、 各変復調装置の出力にて32kbpsの設定でCW（連続波）を出力したときの送信周波数を測定機により測定し、規格に入っていることを確認する。						○	周波数カウンタ	送受信装置出力または、端局出力のどちらかで測定する。		7	送信周波数確認	送信電力規定点にモニタ端子を接続し、測定器により測定を行い、指定周波数±1kHz以内であることを確認する。 または、 各変復調装置の出力にて32kbpsの設定でCW（連続波）を出力したときの送信周波数を測定機により測定し、規格に入っていることを確認する。						○	周波数カウンタ	送受信装置出力または、端局出力のどちらかで測定する。		
8	受信電力確認	変復調装置の入力ケーブル、またはモニタ端子にて測定器により測定を行い、受信電力が基準範囲以内であることを確認する。						○	スペクトラムアナライザ		8	受信電力確認	変復調装置の入力ケーブル、またはモニタ端子にて測定器により測定を行い、受信電力が基準範囲以内であることを確認する。						○	スペクトラムアナライザ				
9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持	9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持			
10	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え	10	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え			

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠		
「個別点検」 10-4-4 衛星通信装置（固定局アンテナ装置）														「個別点検」 10-4-4 衛星通信装置（固定局アンテナ装置）														電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考							
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月					
1	外観の確認	部材の変形、損傷、溶接部の異常等を点検し、表面の塗装剥離、発錆、風化程度等の確認をする。						○	装置の正常動作の確認 定期的な保全作業による装置の維持		1	外観の確認	部材の変形、損傷、溶接部の異常等を点検し、表面の塗装剥離、発錆、風化程度等の確認をする。						○	装置の正常動作の確認 定期的な保全作業による装置の維持								
2	ボルト類の確認	ボルトの弛み、脱落を目視、手締等で確認する。						○			2	ボルト類の確認	ボルトの弛み、脱落を目視、手締等で確認する。						○									
3	軸受部および駆動機構部へのグリース供給脂	AZ軸受部及びBEL軸受部へグリースを給脂する。						○			3	軸受部および駆動機構部へのグリース供給脂	AZ軸受部及びBEL軸受部へグリースを給脂する。						○									
4	駆動機構部の確認	ネジ軸部及びジャバラ部の確認をする。						○			4	駆動機構部の確認	ネジ軸部及びジャバラ部の確認をする。						○									
5	ホーンカバーの確認	目視点検によりホーンカバーに破損のないことを確認する。						○			5	ホーンカバーの確認	目視点検によりホーンカバーに破損のないことを確認する。						○									
6	雨滴除去装置動作確認	雨滴除去装置が正常に動作するか確認する。						○			6	雨滴除去装置動作確認	雨滴除去装置が正常に動作するか確認する。						○									
7	融雪制御部の確認	検出部について目視による確認を行い、必要に応じて清掃を行う。また、テストにてヒータ配線端子台の抵抗値を測定して標準値以内であることを確認する（判定は装置取扱説明書の内容に従う）						○	本省には融雪装置の装備なし		7	融雪制御部の確認	検出部について目視による確認を行い、必要に応じて清掃を行う。また、テストにてヒータ配線端子台の抵抗値を測定して標準値以内であることを確認する（判定は装置取扱説明書の内容に従う）						○	本省には融雪装置の装備なし								
8	接続部の確認	導波管及び接続部の状態を確認する。						○			8	接続部の確認	導波管及び接続部の状態を確認する。						○									
9	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え		9	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え								
「個別点検」 10-4-5 衛星通信装置（固定局送受信装置）														「個別点検」 10-4-5 衛星通信装置（固定局送受信装置）														
No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考							
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月					
1	表示の確認	装置パネル表示等により障害表示の有無を目視確認する。	○						装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	大電力増幅部のフィルタについては、1か月毎の運転監視員によるクリーン清掃を推奨	1	表示の確認	装置パネル表示等により障害表示の有無を目視確認する。	○						装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	大電力増幅部のフィルタについては、1か月毎の運転監視員によるクリーン清掃を推奨							
2	各部エアフィルタの清掃	各部エアフィルタの清掃をする。		○							2	各部エアフィルタの清掃	各部エアフィルタの清掃をする。		○													
3	乾燥空気充填盤の確認	乾燥空気充填盤の表示を確認し、必要に応じて乾燥剤の交換をする。						○			3	乾燥空気充填盤の確認	乾燥空気充填盤の表示を確認し、必要に応じて乾燥剤の交換をする。						○									
4	空調器の確認	屋外機のアース線の断線や外れ及び配管の外れ等がないか確認する。 また、屋内機のエアフィルタを清掃する。						○			4	空調器の確認	屋外機のアース線の断線や外れ及び配管の外れ等がないか確認する。 また、屋内機のエアフィルタを清掃する。						○									
5	切り替え機能の確認	監視制御盤からの操作により送信出力がアンテナ/ダミー1系/2系、に切り替わることを確認する。						○			5	切り替え機能の確認	監視制御盤からの操作により送信出力がアンテナ/ダミー1系/2系、に切り替わることを確認する。						○									
6	監視制御盤制御機能の確認	送受信装置監視制御盤からの操作により、電力増幅部のRF ON/OFF等が機能することを確認する。						○			6	監視制御盤制御機能の確認	送受信装置監視制御盤からの操作により、電力増幅部のRF ON/OFF等が機能することを確認する。						○									
7	送信出力の確認	送信モニタ出力にて測定器により測定を行い、指定電力±50%以内であることを確認する。						○	電力計		7	送信出力の確認	送信モニタ出力にて測定器により測定を行い、指定電力±50%以内であることを確認する。						○	電力計								
8	送信周波数の確認	送信モニタ出力にて測定器により測定を行い、指定周波数±1kHz以内であることを確認する。						○	周波数カウンタ	測定は無変調状態にて行うこと。 必要な場合は調整を行うこと。	8	送信周波数の確認	送信モニタ出力にて測定器により測定を行い、指定周波数±1kHz以内であることを確認する。						○	周波数カウンタ	測定は無変調状態にて行うこと。 必要な場合は調整を行うこと。							
9	送信局発周波数及び受信局発周波数の確認	周波数変換盤のモニタ出力にて、測定器により測定を行い、標準値±5×10 ⁻⁴ 以下であることを確認する。						○	周波数カウンタ	必要な場合は調整を行う。	9	送信局発周波数及び受信局発周波数の確認	周波数変換盤のモニタ出力にて、測定器により測定を行い、標準値±5×10 ⁻⁴ 以下であることを確認する。						○	周波数カウンタ	必要な場合は調整を行う。							
10	スプリアス放射強度の確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、平均電力が10W以下の送信設備では100μW以下、10W以上の場合基本周波数より50dB以下かつ100mW以下であることを確認する。						○	スペクトラムアナライザ	測定は無変調状態にて行うこと。	10	スプリアス放射強度の確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、平均電力が10W以下の送信設備では100μW以下、10W以上の場合基本周波数より50dB以下かつ100mW以下であることを確認する。						○	スペクトラムアナライザ	測定は無変調状態にて行うこと。							
11	システムレベルダイヤの確認	装置運用時の送信及び受信レベルダイヤに基づき、送信系と受信系の測定ポイントのレベルを確認する。						○	電力計、スペクトラムアナライザ		11	システムレベルダイヤの確認	装置運用時の送信及び受信レベルダイヤに基づき、送信系と受信系の測定ポイントのレベルを確認する。						○	電力計、スペクトラムアナライザ								
12	接続部の確認	装置パネル（ユニット）の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						○		シエルタ含む。	12	接続部の確認	装置パネル（ユニット）の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						○		シエルタ含む。							
13	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置外面の取り付け状態の確認をする。						○		周囲環境を考慮した機能維持	シエルタ含む。	13	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置外面の取り付け状態の確認をする。						○		周囲環境を考慮した機能維持	シエルタ含む。					
14	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え		14	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え								

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠		
「個別点検」 10-4-6 衛星通信装置 (固定局端局装置)														「個別点検」 10-4-6 衛星通信装置 (固定局端局装置)														電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考							
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月					
1	表示の確認	装置パネル表示等により障害表示の有無を目視確認する。	○						装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	表示の確認	装置パネル表示等により障害表示の有無を目視確認する。	○						装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		送信モニタ出力点の測定値に異常がある場合は、送信出力規定点にて測定、確認する。						
2	送信出力確認	モデムの出力について、伝送速度を32kbpsの設定速度について、各チャンネルにて送信モニタにて測定器により測定を行い、送信電力が標準値±20%以内であることを確認する。					○	電力計、スペクトラムアナライザ		2	送信出力確認	モデムの出力について、伝送速度を32kbpsの設定速度について、各チャンネルにて送信モニタにて測定器により測定を行い、送信電力が標準値±20%以内であることを確認する。					○	電力計、スペクトラムアナライザ		送信モニタ出力点の測定値に異常がある場合は、送信出力規定点にて測定、確認する。								
3	送信周波数確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、標準値±5×10 ⁻³ 以内であることを確認する。					○	周波数カウンタ		3	送信周波数確認	送信モニタ出力にて、測定器により測定を行い、標準値±5×10 ⁻³ 以内であることを確認する。					○	周波数カウンタ		測定は無変調状態にて行うこと。必要な場合は調整を行うこと。								
4	受信電力確認	受信モニタ出力にて測定器により測定を行い、CSC信号の受信電力が標準値±20%以内であることを確認する。					○	スペクトラムアナライザ		4	受信電力確認	受信モニタ出力にて測定器により測定を行い、CSC信号の受信電力が標準値±20%以内であることを確認する。					○	スペクトラムアナライザ										
5	接続部の確認	装置パネル(ユニット)の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。					○			5	接続部の確認	装置パネル(ユニット)の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。					○											
6	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置外面の取り付け状態の確認をする。					○		周囲環境を考慮した機能維持	6	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置外面の取り付け状態の確認をする。					○			周囲環境を考慮した機能維持								
7	ファンの動作確認	変復調装置のファンについて、正常に動作していることを目視にて確認する。					○		定期交換部品	7	ファンの動作確認	変復調装置のファンについて、正常に動作していることを目視にて確認する。					○			定期交換部品								
8	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え	8	図書類・予備品等の確認 図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○			障害時の備え									
「個別点検」 10-4-7 衛星通信装置 (固定局衛星通信端末装置)														「個別点検」 10-4-7 衛星通信装置 (固定局衛星通信端末装置)														電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考							
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月					
1	表示の確認	装置パネル表示等により障害表示の有無を目視確認する。	○						装置の正常動作の確認把握		1	表示の確認	装置パネル表示等により障害表示の有無を目視確認する。	○						装置の正常動作の確認把握								
2	装置状況の履歴の確認	監視制御装置の操作により、警報発生状況等、装置状況に関する履歴を確認する。					○		装置故障発生時は都度、履歴確認を行う。		2	装置状況の履歴の確認	監視制御装置の操作により、警報発生状況等、装置状況に関する履歴を確認する。					○		装置故障発生時は都度、履歴確認を行う。								
3	制御機能の確認	監視制御装置から、送受信装置のANT/DUMMYの切替等の制御ができることを確認する。					○				3	制御機能の確認	監視制御装置から、送受信装置のANT/DUMMYの切替等の制御ができることを確認する。					○										
4	監視機能の確認	監視制御装置から、送受信装置及び端末装置の状態監視ができることを確認する。					○				4	監視機能の確認	監視制御装置から、送受信装置及び端末装置の状態監視ができることを確認する。					○										
5	通信状況アクセス端末の機能確認	通信状況アクセス端末により、管制局に衛星回線経由でアクセスし、通信状況の閲覧ができることを確認する。					○				5	通信状況アクセス端末の機能確認	通信状況アクセス端末により、管制局に衛星回線経由でアクセスし、通信状況の閲覧ができることを確認する。					○										
6	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		6	図書類・予備品等の確認 図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え									

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠
「個別点検」 10-5 衛星通信装置 (固定局送受信装置：新スプリアス規格準拠)													「個別点検」 10-5 衛星通信装置 (固定局送受信装置：新スプリアス規格準拠)													
No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月			
1	表示の確認	装置パネル表示等により障害表示の有無を目視確認する。	○						装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	表示の確認	装置パネル表示等により障害表示の有無を目視確認する。	○						装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握						
2	各部エアフィルタの清掃	各部エアフィルタの清掃をする。		○					大電力増幅部のフィルタについては、1か月毎の運転監視員によるクリーナ清掃を推奨		2	各部エアフィルタの清掃	各部エアフィルタの清掃をする。		○					大電力増幅部のフィルタについては、1か月毎の運転監視員によるクリーナ清掃を推奨						
3	乾燥空気充填盤の確認	乾燥空気充填盤の表示を確認し、必要に応じて乾燥剤の交換をする。						○			3	乾燥空気充填盤の確認	乾燥空気充填盤の表示を確認し、必要に応じて乾燥剤の交換をする。						○							
4	空調器の確認	屋外機のアース線の断線や外れ及び配管の外れ等がないか確認する。 また、屋内機のエアフィルタを清掃する。						○			4	空調器の確認	屋外機のアース線の断線や外れ及び配管の外れ等がないか確認する。 また、屋内機のエアフィルタを清掃する。						○							
5	切り替え機能の確認	監視制御盤からの操作により送信出力がアンテナ/ダミー1系/2系、に切り替わることを確認する。						○			5	切り替え機能の確認	監視制御盤からの操作により送信出力がアンテナ/ダミー1系/2系、に切り替わることを確認する。						○							
6	監視制御盤制御機能の確認	送受信装置監視制御盤からの操作により、電力増幅部のRF ON/OFF等が機能することを確認する。						○			6	監視制御盤制御機能の確認	送受信装置監視制御盤からの操作により、電力増幅部のRF ON/OFF等が機能することを確認する。						○							
7	送信出力の確認	送信モニタ出力にて測定器により測定を行い、指定電力±50%以内であることを確認する。						○	電力計		7	送信出力の確認	送信モニタ出力にて測定器により測定を行い、指定電力±50%以内であることを確認する。						○	電力計						
8	送信周波数の確認	送信モニタ出力にて測定器により測定を行い、指定周波数±1kHz以内であることを確認する。						○	周波数カウンタ	測定は無変調状態にて行うこと。必要な場合は調整を行うこと。	8	送信周波数の確認	送信モニタ出力にて測定器により測定を行い、指定周波数±1kHz以内であることを確認する。						○	周波数カウンタ	測定は無変調状態にて行うこと。必要な場合は調整を行うこと。					
9	送信局発周波数及び受信局発周波数の確認	周波数変換盤のモニタ出力にて、測定器により測定を行い、標準値±5×10 ⁻⁸ 以下であることを確認する。						○	周波数カウンタ	必要な場合は調整を行う。	9	送信局発周波数及び受信局発周波数の確認	周波数変換盤のモニタ出力にて、測定器により測定を行い、標準値±5×10 ⁻⁸ 以下であることを確認する。						○	周波数カウンタ	必要な場合は調整を行う。					
10	不要輻射強度の確認	電界強度測定器により測定し、基準値内であることを確認する。 [帯域外領域（注1）] 4kHzの周波数帯域幅当たり 40log(2F/Bn+1)dBで求められる値と 13dBm/4kHzのうちいずれか小さい値以下 [スプリアス領域（注2）] 50W以下の場合：13dBm/4kHz以下						○	スペクトラムアナライザ	注1 無変調状態 注2 変調状態	10	不要輻射強度の確認	電界強度測定器により測定し、基準値内であることを確認する。 [帯域外領域（注1）] 4kHzの周波数帯域幅当たり 40log(2F/Bn+1)dBで求められる値と 13dBm/4kHzのうちいずれか小さい値以下 [スプリアス領域（注2）] 50W以下の場合：13dBm/4kHz以下						○	スペクトラムアナライザ	注1 無変調状態 注2 変調状態					
11	システムレベルダイヤの確認	装置運用時の送信及び受信レベルダイヤに基づき、送信系と受信系の測定ポイントのレベルを確認する。						○	電力計、スペクトラムアナライザ		11	システムレベルダイヤの確認	装置運用時の送信及び受信レベルダイヤに基づき、送信系と受信系の測定ポイントのレベルを確認する。						○	電力計、スペクトラムアナライザ						
12	接続部の確認	装置パネル（ユニット）の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						○		シエルタ含む。	12	接続部の確認	装置パネル（ユニット）の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						○		シエルタ含む。					
13	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置外面の取り付け状態の確認をする。						○		周囲環境を考慮した機能維持	シエルタ含む。	13	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置外面の取り付け状態の確認をする。						○		周囲環境を考慮した機能維持				
14	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え	14	図書類 予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。							○		障害時の備え				

「個別点検」 11-1 画像符号化装置												
No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考		
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月				12ヶ月	
1	音声の確認	基準信号により音声レベルの確認を行い、出力レベルが基準値の範囲内であることを確認する。						○	レベルメータ	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		
2	映像の確認	映像が正常に伝送されているか確認する。						○	モニタ			
3	装置の動作確認	通信モード等の設定変更を行い、操作パネルからの制御が確実に実施できることを確認する。						○				
4	FANの確認	制御部のFANが正常に回転しているか確認する。 また、FAN周辺が汚れている場合は清掃する。						○				
5	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。						○				
6	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取り付け状態の確認をする。						○		周囲環境を考慮した機能維持		
7	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。						○		障害時の備え		

「個別点検」 11-2 IPコーデック (IPエンコーダ、IPデコーダ)												
No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考		
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月				12ヶ月	
1	表示の確認	装置のLEDにより障害表示の有無を目視確認する。	○									
2	音声の確認	基準信号により音声レベルの確認を行い、出力レベルが基準値の範囲内であることを確認する。							○	レベルメータ		
3	映像の確認	映像が正常に伝送されているか確認する。							○	モニタ		
4	FANの確認	装置本体のFANが正常に回転しているか確認する。 また、FAN周辺が汚れている場合は、清掃する。							○			
5	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。							○			
6	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取り付け状態の確認をする。							○	周囲環境を考慮した機能維持		
7	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。							○	障害時の備え		

「個別点検」 11-2 IPコーデック (IPエンコーダ、IPデコーダ)												
No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考		
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月				12ヶ月	
1	表示の確認	装置のLEDにより障害表示の有無を目視確認する。	○									
2	音声の確認	基準信号により音声レベルの確認を行い、出力レベルが基準値の範囲内であることを確認する。							○	レベルメータ		
3	映像の確認	映像が正常に伝送されているか確認する。							○	モニタ		
4	FANの確認	装置本体のFANが正常に回転しているか確認する。 また、FAN周辺が汚れている場合は、清掃する。							○			
5	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。							○			
6	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置の取り付け状態の確認をする。							○	周囲環境を考慮した機能維持		
7	図書類 予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。							○	障害時の備え		

電子媒体での管理に移行したため削除

電子媒体での管理に移行したため削除

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠
12-1 直流電源装置(多重無線設備用(触媒栓付))													12-1 直流電源装置(多重無線設備用(触媒栓付))													電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月			
1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認	標準値(規定値)は試験成績を確認する。	1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認	標準値(規定値)は試験成績を確認する。					
2	環境の確認	運転環境(温度、湿度、埃、換気スペース、結露等)を五感及び温湿度計にて確認する。					○	温湿度計	周囲環境を考慮した機能維持	アルカリ用、鉛用の保守用具は混用しないこと。 ※印は3年点検時での実施内容とする。	2	環境の確認	運転環境(温度、湿度、埃、換気スペース、結露等)を五感及び温湿度計にて確認する。					○	温湿度計	周囲環境を考慮した機能維持	アルカリ用、鉛用の保守用具は混用しないこと。 ※印は3年点検時での実施内容とする。					
3	内部の確認	装置内の使用部品類を目視、触手、嗅覚、聴覚及び温度計で確認する。					○	放射温度計	装置の正常動作の確認		3	内部の確認	装置内の使用部品類を目視、触手、嗅覚、聴覚及び温度計で確認する。					○	放射温度計	装置の正常動作の確認						
4	絶縁抵抗の測定	交流入力、直流出力の絶縁抵抗を測定し、標準値以下であることを確認する。					※	絶縁抵抗計	標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		4	絶縁抵抗の測定	交流入力、直流出力の絶縁抵抗を測定し、標準値以下であることを確認する。					※	絶縁抵抗計	標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握						
5	使用状態の確認	計測表示について標準計器と比較し標準値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ			5	使用状態の確認	計測表示について標準計器と比較し標準値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ							
6	入出力特性の確認	入力(電圧、電流、周波数)、出力(電圧、電流)を測定し標準値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ			6	入出力特性の確認	入力(電圧、電流、周波数)、出力(電圧、電流)を測定し標準値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ							
7	蓄電池の確認	蓄電池の外観(電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食)を確認する。 蓄電池の液面を各セル毎に点検し、適正値にあることを確認する。なお、不足の場合は補水する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。なお、充電が必要な場合は均等充電をする。 蓄電池の比重及び液温をバイロットセル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。 なお、充電が必要な場合は均等充電をする。 蓄電池の触媒栓交換推奨時期及び蓄電池の交換推奨時期を確認する。					○				7	蓄電池の確認	蓄電池の外観(電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食)を確認する。 蓄電池の液面を各セル毎に点検し、適正値にあることを確認する。なお、不足の場合は補水する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。なお、充電が必要な場合は均等充電をする。 蓄電池の比重及び液温をバイロットセル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。 なお、充電が必要な場合は均等充電をする。 蓄電池の触媒栓交換推奨時期及び蓄電池の交換推奨時期を確認する。					○								
8	動作の確認	正常時における停止、運転、1号-2号切替の動作状態、表示、外部警報を確認する。 保護動作時における各故障動作時の状態、表示、外部警報を確認する。					※				8	動作の確認	正常時における停止、運転、1号-2号切替の動作状態、表示、外部警報を確認する。 保護動作時における各故障動作時の状態、表示、外部警報を確認する。					※								
9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持						
10	図書類、予備品等の確認	図書類が整理、保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		10	図書類 予備品等の確認	図書類が整理、保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え						

12-2 直流電源装置(多重無線設備用(MSE形等))													12-2 直流電源装置(多重無線設備用(MSE形等))													電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月			
1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認	標準値(規定値)は試験成績を確認する。	1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認	標準値(規定値)は試験成績を確認する。					
2	環境の確認	運転環境(温度、湿度、埃、換気スペース、結露等)を五感及び温湿度計にて確認する。					○	温湿度計	周囲環境を考慮した機能維持	※印は3年点検時での実施内容とする。	2	環境の確認	運転環境(温度、湿度、埃、換気スペース、結露等)を五感及び温湿度計にて確認する。					○	温湿度計	周囲環境を考慮した機能維持	※印は3年点検時での実施内容とする。					
3	内部の確認	装置内の使用部品類を目視、触手、嗅覚、聴覚及び温度計で確認する。					○	放射温度計	装置の正常動作の確認		3	内部の確認	装置内の使用部品類を目視、触手、嗅覚、聴覚及び温度計で確認する。					○	放射温度計	装置の正常動作の確認						
4	絶縁抵抗の測定	交流入力、直流出力の絶縁抵抗を測定し、標準値以下であることを確認する。					※	絶縁抵抗計	標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		4	絶縁抵抗の測定	交流入力、直流出力の絶縁抵抗を測定し、標準値以下であることを確認する。					※	絶縁抵抗計	標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握						
5	使用状態の確認	計測表示について標準計器と比較し標準値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ			5	使用状態の確認	計測表示について標準計器と比較し標準値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ							
6	入出力特性の確認	入力(電圧、電流、周波数)、出力(電圧、電流)を測定し標準値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ			6	入出力特性の確認	入力(電圧、電流、周波数)、出力(電圧、電流)を測定し標準値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ							
7	蓄電池の確認	蓄電池の外観(電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食)を確認する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。 蓄電池の内部抵抗を各セル毎に測定し確認する。 蓄電池の交換推奨時期を確認する。					○				7	蓄電池の確認	蓄電池の外観(電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食)を確認する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。 蓄電池の内部抵抗を各セル毎に測定し確認する。 蓄電池の交換推奨時期を確認する。					○								
8	動作の確認	正常時における停止、運転、1号-2号切替の動作状態、表示、外部警報を確認する。 保護動作時における各故障動作時の状態、表示、外部警報を確認する。					※				8	動作の確認	正常時における停止、運転、1号-2号切替の動作状態、表示、外部警報を確認する。 保護動作時における各故障動作時の状態、表示、外部警報を確認する。					※								
9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持						
10	図書類、予備品等の確認	図書類が整理、保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		10	図書類 予備品等の確認	図書類が整理、保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え						

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠		
1 2- 3 直流電源装置 (テレメータKR用 (触媒検付))													1 2- 3 直流電源装置 (テレメータKR用 (触媒検付))													電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月			
1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認	標準値(規定値)は試験成績を確認する。	1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認	標準値(規定値)は試験成績を確認する。					
2	環境の確認	運転環境(温度、湿度、埃、換気スペース、結露等)を五感及び温湿度計にて確認する。					○	温湿度計	周囲環境を考慮した機能維持	アルカリ用、鉛用の保守用具は混用しないこと。 ※印は3年点検時での実施内容とする。	2	環境の確認	運転環境(温度、湿度、埃、換気スペース、結露等)を五感及び温湿度計にて確認する。					○	温湿度計	周囲環境を考慮した機能維持	アルカリ用、鉛用の保守用具は混用しないこと。 ※印は3年点検時での実施内容とする。					
3	内部の確認	装置内の使用部品類を目視、触手、嗅覚、聴覚及び温度計で確認する。					○	放射温度計	装置の正常動作の確認		3	内部の確認	装置内の使用部品類を目視、触手、嗅覚、聴覚及び温度計で確認する。					○	放射温度計	装置の正常動作の確認						
4	絶縁抵抗の測定	交流入力、直流出力の絶縁抵抗を測定し、標準値以下であることを確認する。					※	絶縁抵抗計	標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		4	絶縁抵抗の測定	交流入力、直流出力の絶縁抵抗を測定し、標準値以下であることを確認する。					※	絶縁抵抗計	標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握						
5	使用状態の確認	計測表示について標準計器と比較し標準値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ			5	使用状態の確認	計測表示について標準計器と比較し標準値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ							
6	入出力特性の確認	入力(電圧、電流、周波数)、出力(電圧、電流)を測定し標準値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ			6	入出力特性の確認	入力(電圧、電流、周波数)、出力(電圧、電流)を測定し標準値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ							
7	蓄電池の確認	蓄電池の外観(電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食)を確認する。 蓄電池の液面を各セル毎に点検し、適正値にあることを確認する。なお、不足の場合は補水する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。なお、充電が必要な場合は均等充電をする。 蓄電池の比重及び液温をバイロットセル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。なお、充電が必要な場合は均等充電をする。 蓄電池の触媒交換推奨時期及び蓄電池の交換推奨時期を確認する。					○				7	蓄電池の確認	蓄電池の外観(電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食)を確認する。 蓄電池の液面を各セル毎に点検し、適正値にあることを確認する。なお、不足の場合は補水する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。なお、充電が必要な場合は均等充電をする。 蓄電池の比重及び液温をバイロットセル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。なお、充電が必要な場合は均等充電をする。 蓄電池の触媒交換推奨時期及び蓄電池の交換推奨時期を確認する。					○								
8	動作の確認	正常時における、運転、停止の動作状態、表示、外部警報を確認する。 保護動作時における各故障動作時の状態、表示、外部警報を確認する。					※				8	動作の確認	正常時における、運転、停止の動作状態、表示、外部警報を確認する。 保護動作時における各故障動作時の状態、表示、外部警報を確認する。					※								
9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持						
10	図書類、予備品等の確認	図書類が整理、保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		10	図書類 予備品等の確認 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え						
1 2- 4 直流電源装置 (テレメータKR用 (MSE形等))													1 2- 4 直流電源装置 (テレメータKR用 (MSE形等))													電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月			
1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認	標準値(規定値)は試験成績を確認する。 ※印は3年点検時での実施内容とする。	1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認	標準値(規定値)は試験成績を確認する。 ※印は3年点検時での実施内容とする。					
2	環境の確認	運転環境(温度、湿度、埃、換気スペース、結露等)を五感及び温湿度計にて確認する。					○	温湿度計	周囲環境を考慮した機能維持		2	環境の確認	運転環境(温度、湿度、埃、換気スペース、結露等)を五感及び温湿度計にて確認する。					○	温湿度計	周囲環境を考慮した機能維持						
3	内部の確認	装置内の使用部品類を目視、触手、嗅覚、聴覚及び温度計で確認する。					○	放射温度計	装置の正常動作の確認		3	内部の確認	装置内の使用部品類を目視、触手、嗅覚、聴覚及び温度計で確認する。					○	放射温度計	装置の正常動作の確認						
4	絶縁抵抗の測定	交流入力、直流出力の絶縁抵抗を測定し、標準値以下であることを確認する。					※	絶縁抵抗計	標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		4	絶縁抵抗の測定	交流入力、直流出力の絶縁抵抗を測定し、標準値以下であることを確認する。					※	絶縁抵抗計	標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握						
5	使用状態の確認	計測表示について標準計器と比較し標準値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ			5	使用状態の確認	計測表示について標準計器と比較し標準値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ							
6	入出力特性の確認	入力(電圧、電流、周波数)、出力(電圧、電流)を測定し標準値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ			6	入出力特性の確認	入力(電圧、電流、周波数)、出力(電圧、電流)を測定し標準値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ							
7	蓄電池の確認	蓄電池の外観(電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食)を確認する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。 蓄電池の内部抵抗を各セル毎に測定・確認する。 蓄電池の交換推奨時期を確認する。					○				7	蓄電池の確認	蓄電池の外観(電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食)を確認する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。 蓄電池の内部抵抗を各セル毎に測定・確認する。 蓄電池の交換推奨時期を確認する。					○								
8	動作の確認	正常時における、運転、停止の動作状態、表示、外部警報を確認する。 保護動作時における各故障動作時の状態、表示、外部警報を確認する。					※				8	動作の確認	正常時における、運転、停止の動作状態、表示、外部警報を確認する。 保護動作時における各故障動作時の状態、表示、外部警報を確認する。					※								
9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持						
10	図書類、予備品等の確認	図書類が整理、保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		10	図書類 予備品等の確認 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え						

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠			
12-5 直流電源装置 (テレメータB型用)												12-5 直流電源装置 (テレメータB型用)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考				
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月		
1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認	標準値（規定値）は試験成績書を確認する。 ※印は3年点検時での実施内容とする。	1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○							装置の正常動作の確認	標準値（規定値）は試験成績書を確認する。 ※印は3年点検時での実施内容とする。	電子媒体での管理に移行したため削除		
2	環境の確認	運転環境（温度、湿度、埃、換気スペース、結露等）を五感及び温湿度計にて確認する。					○	温湿度計	周囲環境を考慮した機能維持		2	環境の確認	運転環境（温度、湿度、埃、換気スペース、結露等）を五感及び温湿度計にて確認する。					○	温湿度計	周囲環境を考慮した機能維持					
3	内部の確認	装置内の使用部品類を目視、触手、嗅覚、聴覚及び温度計で確認する。						○	放射温度計	装置の正常動作の確認	3	内部の確認	装置内の使用部品類を目視、触手、嗅覚、聴覚及び温度計で確認する。					○	放射温度計	装置の正常動作の確認					
4	絶縁抵抗の測定	交流入力、直流出力の絶縁抵抗を測定し、標準値以下であることを確認する。						※	絶縁抵抗計	標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	4	絶縁抵抗の測定	交流入力、直流出力の絶縁抵抗を測定し、標準値以下であることを確認する。					※	絶縁抵抗計	標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握					
5	使用状態の確認	計測表示について標準計器と比較し標準値以内であることを確認する。						※	デジタルマルチメータ		5	使用状態の確認	計測表示について標準計器と比較し標準値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ						
6	入出力特性の確認	入力（電圧、電流、周波数）、出力（電圧、電流）を測定し標準値以内であることを確認する。						※	デジタルマルチメータ		6	入出力特性の確認	入力（電圧、電流、周波数）、出力（電圧、電流）を測定し標準値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ						
7	蓄電池の確認	蓄電池の外観（電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食）を確認する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。 蓄電池の交換推奨時期を確認する。						○			7	蓄電池の確認	蓄電池の外観（電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食）を確認する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。 蓄電池の交換推奨時期を確認する。					○							
8	動作の確認	正常時における、運転、停止の動作状態、表示、外部警報を確認する。 保護動作時における各故障動作時の状態、表示、外部警報を確認する。						※			8	動作の確認	正常時における、運転、停止の動作状態、表示、外部警報を確認する。 保護動作時における各故障動作時の状態、表示、外部警報を確認する。					※							
9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持	9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○			周囲環境を考慮した機能維持				
10	図書類、予備品等の確認	図書類が整理、保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え	10	図書類 、予備品等の確認	図書類が整理、保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○			障害時の備え				
「個別点検」 12-6 太陽電池 (テレメータ用)												「個別点検」 12-6 太陽電池 (テレメータ用) (触媒検付)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考				
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月		
1	各部電圧電流測定	太陽電池出力電圧、電流、負荷電圧、電流、蓄電池電圧を測定し、基準値以内であることを確認する。						○	自蔵計器またはテスト	装置の正常動作の確認	1	各部電圧電流測定	太陽電池出力電圧、電流、負荷電圧、電流、蓄電池電圧を測定し、基準値以内であることを確認する。						○	自蔵計器またはテスト	装置の正常動作の確認	標準値（規定値）は試験成績書を確認する。	直流電源装置と同様に触媒検付と MSE 型等で分ける。		
2	蓄電池の確認	蓄電池の液面を各セル毎に点検し、適正值にあることを確認する。 なお、不足の場合は補水する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、基準値以内であることを確認する。 蓄電池の比重及び液温をパイロットセル毎に測定し、基準値以内であることを確認する。						○	テスト	標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	2	蓄電池の確認	蓄電池の液面を各セル毎に点検し、適正值にあることを確認する。 なお、不足の場合は補水する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、基準値以内であることを確認する。 蓄電池の比重及び液温をパイロットセル毎に測定し、基準値以内であることを確認する。						○	テスト	標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	メンテナンスフリーの蓄電池 (MSE等) は除く。 アルカリ用、鉛用の保守用器具は混用しないこと。			
3	取付状況の確認	取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 太陽電池の直射日光を遮蔽する支障木の有無を確認する。						○			3	取付状況の確認	取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 太陽電池の直射日光を遮蔽する支障木の有無を確認する。						○						
4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						○			4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						○						
5	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持	5	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持				
6	図書類、予備品等の確認	図書類が整理、保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え	6	図書類 、予備品等の確認	図書類が整理、保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○			障害時の備え			
「個別点検」 12-7 太陽電池 (MSE型等) 追加												「個別点検」 12-7 太陽電池 (MSE型等) 追加													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考				
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月		12 ヶ 月	
1	各部電圧電流測定	太陽電池出力電圧、電流、負荷電圧、電流、蓄電池電圧を測定し、基準値以内であることを確認する。							○	自蔵計器またはテスト	装置の正常動作の確認	1	各部電圧電流測定	太陽電池出力電圧、電流、負荷電圧、電流、蓄電池電圧を測定し、基準値以内であることを確認する。						○	自蔵計器またはテスト	装置の正常動作の確認		標準値（規定値）は試験成績書を確認する。	追加
2	蓄電池の確認	蓄電池の外観（電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食）を確認する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。 蓄電池の内部抵抗を各セル毎に測定・確認する。 蓄電池の交換推奨時期を確認する。							○	デジタルマルチメータ		2	蓄電池の確認	蓄電池の外観（電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食）を確認する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。 蓄電池の内部抵抗を各セル毎に測定・確認する。 蓄電池の交換推奨時期を確認する。						○	インピーダンス計				
3	取付状況の確認	取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 太陽電池の直射日光を遮蔽する支障木の有無を確認する。							○			3	取付状況の確認	取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 太陽電池の直射日光を遮蔽する支障木の有無を確認する。						○					
4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。							○			4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						○					
5	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。							○		周囲環境を考慮した機能維持	5	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持			
6	予備品等の確認	予備品類の保管状態・数量等を確認する。							○		障害時の備え	6	予備品等の確認	予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え			

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠
1 2 - 7 直流電源装置 (交換機用 (触媒検付))												1 2 - 8 直流電源装置 (交換機用 (触媒検付))												電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認	標準値(規定値)は試験成績書を確認する。	1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認	標準値(規定値)は試験成績書を確認する。			
2	環境の確認	運転環境(温度、湿度、埃、換気スペース、結露等)を五感及び温湿度計にて確認する。					○	温湿度計	周囲環境を考慮した機能維持	アルカリ用、鉛用の保守用器具は混用しないこと。 ※印は3年点検時での実施内容とする。	2	環境の確認	運転環境(温度、湿度、埃、換気スペース、結露等)を五感及び温湿度計にて確認する。					○	温湿度計	周囲環境を考慮した機能維持	アルカリ用、鉛用の保守用器具は混用しないこと。 ※印は3年点検時での実施内容とする。			
3	内部の確認	装置内の使用部品類を目視、触手、嗅覚、聴覚及び温度計で確認する。						○	放射温度計	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	3	内部の確認	装置内の使用部品類を目視、触手、嗅覚、聴覚及び温度計で確認する。					○	放射温度計	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	※印は3年点検時での実施内容とする。			
4	絶縁抵抗の測定	交流入力、直流出力の絶縁抵抗を測定し、標準値以下であることを確認する。						※	絶縁抵抗計		4	絶縁抵抗の測定	交流入力、直流出力の絶縁抵抗を測定し、標準値以下であることを確認する。					※	絶縁抵抗計					
5	使用状態の確認	計測表示について標準計器と比較し標準値以内であることを確認する。							※	デジタルマルチメータ		5	使用状態の確認	計測表示について標準計器と比較し標準値以内であることを確認する。						※	デジタルマルチメータ			
6	入出力特性の確認	入力(電圧、電流、周波数)、出力(電圧、電流)を測定し標準値以内であることを確認する。							※	デジタルマルチメータ		6	入出力特性の確認	入力(電圧、電流、周波数)、出力(電圧、電流)を測定し標準値以内であることを確認する。						※	デジタルマルチメータ			
7	蓄電池の確認	蓄電池の外観(電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食)を確認する。 蓄電池の液面を各セル毎に点検し、適正値にあることを確認する。不足の場合は補水する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。 なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。 蓄電池の比重及び液温をバイロットセル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。 蓄電池の触媒検交換推奨時期及び蓄電池の交換推奨時期を確認する。						○			7	蓄電池の確認	蓄電池の外観(電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食)を確認する。 蓄電池の液面を各セル毎に点検し、適正値にあることを確認する。不足の場合は補水する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。 なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。 蓄電池の比重及び液温をバイロットセル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。 蓄電池の触媒検交換推奨時期及び蓄電池の交換推奨時期を確認する。						○					
8	動作の確認	正常時における、運転、停止の動作状態、表示、外部警報を確認する。 保護動作時における各故障動作時の状態、表示、外部警報を確認する。							※		8	動作の確認	正常時における、運転、停止の動作状態、表示、外部警報を確認する。 保護動作時における各故障動作時の状態、表示、外部警報を確認する。							※				
9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持				
10	図書類、予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え		10	図書類 、予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え				
1 2 - 8 直流電源装置 (交換機用 (MSE形等))												1 2 - 9 直流電源装置 (交換機用 (MSE形等))												電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認	標準値(規定値)は試験成績書を確認する。 ※印は3年点検時での実施内容とする。	1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認	標準値(規定値)は試験成績書を確認する。 ※印は3年点検時での実施内容とする。			
2	環境の確認	運転環境(温度、湿度、埃、換気スペース、結露等)を五感及び温湿度計にて確認する。						○	温湿度計	周囲環境を考慮した機能維持	2	環境の確認	運転環境(温度、湿度、埃、換気スペース、結露等)を五感及び温湿度計にて確認する。						○	温湿度計	周囲環境を考慮した機能維持			
3	内部の確認	装置内の使用部品類を目視、触手、嗅覚、聴覚及び温度計で確認する。						○	放射温度計	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	3	内部の確認	装置内の使用部品類を目視、触手、嗅覚、聴覚及び温度計で確認する。						○	放射温度計	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握			
4	絶縁抵抗の測定	交流入力、直流出力の絶縁抵抗を測定し、標準値以下であることを確認する。						※	絶縁抵抗計		4	絶縁抵抗の測定	交流入力、直流出力の絶縁抵抗を測定し、標準値以下であることを確認する。						※	絶縁抵抗計				
5	使用状態の確認	計測表示について標準計器と比較し標準値以内であることを確認する。							※	デジタルマルチメータ		5	使用状態の確認	計測表示について標準計器と比較し標準値以内であることを確認する。						※	デジタルマルチメータ			
6	入出力特性の確認	入力(電圧、電流、周波数)、出力(電圧、電流)を測定し標準値以内であることを確認する。							※	デジタルマルチメータ		6	入出力特性の確認	入力(電圧、電流、周波数)、出力(電圧、電流)を測定し標準値以内であることを確認する。						※	デジタルマルチメータ			
7	蓄電池の確認	蓄電池の外観(電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食)を確認する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。 蓄電池の内部抵抗を各セル毎に測定し確認する。 蓄電池の交換推奨時期を確認する。						○			7	蓄電池の確認	蓄電池の外観(電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食)を確認する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。 蓄電池の内部抵抗を各セル毎に測定し確認する。 蓄電池の交換推奨時期を確認する。						○					
8	動作の確認	正常時における、運転、停止の動作状態、表示、外部警報を確認する。 保護動作時における各故障動作時の状態、表示、外部警報を確認する。							※		8	動作の確認	正常時における、運転、停止の動作状態、表示、外部警報を確認する。 保護動作時における各故障動作時の状態、表示、外部警報を確認する。							※				
9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持				
10	図書類、予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え		10	図書類 、予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え				

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠
12-9 直流電源装置(48V通信設備用)												12-10 直流電源装置(48V通信設備用)												電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月	
1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認	標準値(規定値)は試験成績書を確認する。	1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認	標準値(規定値)は試験成績書を確認する。			
2	環境の確認	運転環境(温度、湿度、埃、換気スペース、結露等)を五感及び温湿度計にて確認する。					○	温湿度計	周囲環境を考慮した機能維持	※印は3年点検時での実施内容とする。	2	環境の確認	運転環境(温度、湿度、埃、換気スペース、結露等)を五感及び温湿度計にて確認する。					○	温湿度計	周囲環境を考慮した機能維持	※印は3年点検時での実施内容とする。			
3	内部の確認	装置内の使用部品類を目視、触手、嗅覚、聴覚及び温度計で確認する。					○	放射温度計	装置の正常動作の確認		3	内部の確認	装置内の使用部品類を目視、触手、嗅覚、聴覚及び温度計で確認する。					○	放射温度計	装置の正常動作の確認				
4	絶縁抵抗の測定	交流入力、直流出力の絶縁抵抗を測定し、標準値以下であることを確認する。					※	絶縁抵抗計	標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		4	絶縁抵抗の測定	交流入力、直流出力の絶縁抵抗を測定し、標準値以下であることを確認する。					※	絶縁抵抗計	標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握				
5	使用状態の確認	計測表示について標準計器と比較し標準値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ			5	使用状態の確認	計測表示について標準計器と比較し標準値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ					
6	入出力特性の確認	入力(電圧、電流、周波数)、出力(電圧、電流)、ユニット出力電圧を測定し、規定値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ			6	入出力特性の確認	入力(電圧、電流、周波数)、出力(電圧、電流)、ユニット出力電圧を測定し、規定値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ					
7	蓄電池の確認	蓄電池の外観(電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食)を確認する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。 蓄電池の内部抵抗を各セル毎に測定し確認する。 蓄電池の交換推奨時期を確認する。					○				7	蓄電池の確認	蓄電池の外観(電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食)を確認する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。 蓄電池の内部抵抗を各セル毎に測定し確認する。 蓄電池の交換推奨時期を確認する。					○						
8	動作の確認	正常時における、運転、停止の動作状態、表示、外部警報を確認する。 保護動作時における各故障動作時の状態、表示、外部警報を確認する。					※				8	動作の確認	正常時における、運転、停止の動作状態、表示、外部警報を確認する。 保護動作時における各故障動作時の状態、表示、外部警報を確認する。					※						
9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持				
10	図書類、予備品等の確認	図書類が整理、保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		10	図書類、予備品等の確認 予備品類の保管状態・数量等を確認する。	図書類が整理、保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え				
12-10 直流電源装置(48V通信設備用(AF型))												12-11 直流電源装置(48V通信設備用(AF型))												電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月	
1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認	標準値(規定値)は試験成績書を確認する。	1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認	標準値(規定値)は試験成績書を確認する。			
2	環境の確認	運転環境(温度、湿度、埃、換気スペース、結露等)を五感及び温湿度計にて確認する。					○	温湿度計	周囲環境を考慮した機能維持	※印は3年点検時での実施内容とする。	2	環境の確認	運転環境(温度、湿度、埃、換気スペース、結露等)を五感及び温湿度計にて確認する。					○	温湿度計	周囲環境を考慮した機能維持	※印は3年点検時での実施内容とする。			
3	内部の確認	装置内の使用部品類を目視、触手、嗅覚、聴覚及び温度計で確認する。					○	放射温度計	装置の正常動作の確認		3	内部の確認	装置内の使用部品類を目視、触手、嗅覚、聴覚及び温度計で確認する。					○	放射温度計	装置の正常動作の確認				
4	絶縁抵抗の測定	交流入力、直流出力の絶縁抵抗を測定し、標準値以下であることを確認する。					※	絶縁抵抗計	標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		4	絶縁抵抗の測定	交流入力、直流出力の絶縁抵抗を測定し、標準値以下であることを確認する。					※	絶縁抵抗計	標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握				
5	使用状態の確認	計測表示について標準計器と比較し標準値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ			5	使用状態の確認	計測表示について標準計器と比較し標準値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ					
6	入出力特性の確認	入力(電圧、電流、周波数)、出力(電圧、電流)、ユニット出力電圧を測定し、規定値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ			6	入出力特性の確認	入力(電圧、電流、周波数)、出力(電圧、電流)、ユニット出力電圧を測定し、規定値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ					
7	蓄電池の確認	蓄電池の外観(電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食)を確認する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。 蓄電池の内部抵抗を各セル毎に測定し確認する。 蓄電池の交換推奨時期を確認する。					○				7	蓄電池の確認	蓄電池の外観(電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食)を確認する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。 蓄電池の内部抵抗を各セル毎に測定し確認する。 蓄電池の交換推奨時期を確認する。					○						
8	動作の確認	欠相時及び正常時における、運転、停止の動作状態、表示、外部警報を確認する。なお、欠相試験は検出をオープンとする模擬試験とする。 保護動作時における各故障動作時の状態、表示、外部警報を確認する。					※				8	動作の確認	欠相時及び正常時における、運転、停止の動作状態、表示、外部警報を確認する。なお、欠相試験は検出をオープンとする模擬試験とする。 保護動作時における各故障動作時の状態、表示、外部警報を確認する。					※						
9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持				
10	図書類、予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		10	図書類、予備品等の確認 予備品類の保管状態・数量等を確認する。	図書類が整理、保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え				

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠				
13-1 無停電電源装置 (触媒検付)													13-1 無停電電源装置 (触媒検付)													電子媒体での管理に移行したため削除		
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考							
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月					
1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認	標準値(規定値)は試験成績書を確認する。	1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認	標準値(規定値)は試験成績書を確認する。							
2	環境の確認	運転環境(温度、湿度、埃、換気スペース、結露等)を五感及び温湿度計にて確認する。					○	温湿度計	周囲環境を考慮した機能維持	※印は3年点検時での実施内容とする。	2	環境の確認	運転環境(温度、湿度、埃、換気スペース、結露等)を五感及び温湿度計にて確認する。					○	温湿度計	周囲環境を考慮した機能維持								
3	内部の確認	装置内の使用部品類を目視、触手、嗅覚、聴覚及び温度計で確認する。					○	放射温度計	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		3	内部の確認	装置内の使用部品類を目視、触手、嗅覚、聴覚及び温度計で確認する。					○	放射温度計	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握								
4	絶縁抵抗の測定	交流入力、直流、交流出力の絶縁抵抗を測定し、標準値以下であることを確認する。						※	絶縁抵抗計			4	絶縁抵抗の測定	交流入力、直流、交流出力の絶縁抵抗を測定し、標準値以下であることを確認する。					※	絶縁抵抗計								
5	設定値の確認	制御電源電圧、出力電圧異常検出設定値を測定し、標準値内であることを確認する。						※	デジタルマルチメータ			5	設定値の確認	制御電源電圧、出力電圧異常検出設定値を測定し、標準値内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ								
6	使用状態の確認	計測表示について標準計器と比較し標準値以内であることを確認する。 運転時間及びアラーム記録を確認する。						※	デジタルマルチメータ			6	使用状態の確認	計測表示について標準計器と比較し標準値以内であることを確認する。 運転時間及びアラーム記録を確認する。					※	デジタルマルチメータ								
7	入出力特性の確認	入力(電圧、電流、周波数)、直流(電圧、電流)、出力(電圧、電流、周波数)、直送(電圧、電流)を測定し、標準値以内であることを確認する。						※	デジタルマルチメータ			7	入出力特性の確認	入力(電圧、電流、周波数)、直流(電圧、電流)、出力(電圧、電流、周波数)、直送(電圧、電流)を測定し、標準値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ								
8	蓄電池の確認	蓄電池の外観(電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食)を確認する。 蓄電池の液面を各セル毎に測定し、適正値であることを確認する。不足の場合は補水する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。なお、充電が必要な場合は、均等充電を行う。 蓄電池の比重及び液温をパイロットセル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。 なお、充電が必要な場合は、均等充電を行う。 蓄電池の触媒交換推奨時期及び蓄電池の交換推奨時期を確認する。					○					8	蓄電池の確認	蓄電池の外観(電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食)を確認する。 蓄電池の液面を各セル毎に測定し、適正値であることを確認する。不足の場合は補水する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。なお、充電が必要な場合は、均等充電を行う。 蓄電池の比重及び液温をパイロットセル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。 なお、充電が必要な場合は、均等充電を行う。 蓄電池の触媒交換推奨時期及び蓄電池の交換推奨時期を確認する。					○									
9	動作の確認	正常時における、運転、停止、出力切替の動作状態、表示、外部警報を確認する。 出力切替における動作状態を記録、測定し、規定値内であることを確認する。 保護動作時における各故障動作時の状態、表示、外部警報を確認する。						※				9	動作の確認	正常時における、運転、停止、出力切替の動作状態、表示、外部警報を確認する。 出力切替における動作状態を記録、測定し、規定値内であることを確認する。 保護動作時における各故障動作時の状態、表示、外部警報を確認する。					※									
10	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持			10	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持							
11	図書類、予備品等の確認	図書類が整理、保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え			11	図書類 、予備品等の確認	図書類が整理、保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え							
13-2 無停電電源装置 (MS E形等)													13-2 無停電電源装置 (MS E形等)														電子媒体での管理に移行したため削除	
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要		備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考						
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月								12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月				
1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認		標準値(規定値)は試験成績書を確認する。	1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認	標準値(規定値)は試験成績書を確認する。						
2	環境の確認	運転環境(温度、湿度、埃、換気スペース、結露等)を五感及び温湿度計にて確認する。					○	温湿度計	周囲環境を考慮した機能維持		※印は3年点検時での実施内容とする。	2	環境の確認	運転環境(温度、湿度、埃、換気スペース、結露等)を五感及び温湿度計にて確認する。					○	温湿度計	周囲環境を考慮した機能維持							
3	内部の確認	装置内の使用部品類を目視、触手、嗅覚、聴覚及び温度計で確認する。					○	放射温度計	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握			3	内部の確認	装置内の使用部品類を目視、触手、嗅覚、聴覚及び温度計で確認する。					○	放射温度計	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握							
4	絶縁抵抗の測定	交流入力、直流、交流出力の絶縁抵抗を測定し、標準値以下であることを確認する。						※	絶縁抵抗計			4	絶縁抵抗の測定	交流入力、直流、交流出力の絶縁抵抗を測定し、標準値以下であることを確認する。					※	絶縁抵抗計								
5	設定値の確認	制御電源電圧、出力電圧異常検出設定値を測定し、標準値内であることを確認する。						※	デジタルマルチメータ			5	設定値の確認	制御電源電圧、出力電圧異常検出設定値を測定し、標準値内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ								
6	使用状態の確認	計測表示について標準計器と比較し標準値以内であることを確認する。 運転時間及びアラーム記録を確認する。						※	デジタルマルチメータ			6	使用状態の確認	計測表示について標準計器と比較し標準値以内であることを確認する。 運転時間及びアラーム記録を確認する。					※	デジタルマルチメータ								
7	入出力特性の確認	入力(電圧、電流、周波数)、直流(電圧、電流)、出力(電圧、電流、周波数)、直送(電圧、電流)を測定し、標準値以内であることを確認する。						※	デジタルマルチメータ			7	入出力特性の確認	入力(電圧、電流、周波数)、直流(電圧、電流)、出力(電圧、電流、周波数)、直送(電圧、電流)を測定し、標準値以内であることを確認する。					※	デジタルマルチメータ								
8	蓄電池の確認	蓄電池の外観(電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食)を確認する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。 蓄電池の内部抵抗を各セル毎に測定し、標準値以下であることを確認する。 蓄電池の交換推奨時期を確認する。					○					8	蓄電池の確認	蓄電池の外観(電槽の温度、欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食)を確認する。 蓄電池電圧を各セル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。 蓄電池の内部抵抗を各セル毎に測定し、標準値以下であることを確認する。 蓄電池の交換推奨時期を確認する。					○									
9	動作の確認	正常時における、運転、停止、出力切替の動作状態、表示、外部警報を確認する。 出力切替における動作状態を記録、測定し、規定値内であることを確認する。 保護動作時における各故障動作時の状態、表示、外部警報を確認する。						※				9	動作の確認	正常時における、運転、停止、出力切替の動作状態、表示、外部警報を確認する。 出力切替における動作状態を記録、測定し、規定値内であることを確認する。 保護動作時における各故障動作時の状態、表示、外部警報を確認する。					※									
10	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持			10	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持							
11	図書類、予備品等の確認	図書類が整理、保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え			11	図書類 、予備品等の確認	図書類が整理、保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え							

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠				
13-3 無停電電源装置 (汎用小容量UPS 20kVA以下)														13-3 無停電電源装置 (汎用小容量UPS 20kVA以下)														電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考							
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月					
1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○						装置の正常動作の確認	取扱説明書を確認する。	1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。	○							装置の正常動作の確認	取扱説明書を確認する。						
2	蓄電池の確認	蓄電池交換推奨時期を確認する。									2	蓄電池の確認	蓄電池交換推奨時期を確認する。															
3	ファンの確認	ファンの動作を確認する。									3	ファンの確認	ファンの動作を確認する。															
4	機器本体の清掃等	機器本体の外面の清掃及び機器取付け状態を確認する。							周囲環境を考慮した機能維持		4	機器本体の清掃等	機器本体の外面の清掃及び機器取付け状態を確認する。								周囲環境を考慮した機能維持							
5	図書類、予備品等の確認	図書類が整理、保管されていることを確認する。 予備品類の保管状況、数量等を確認する。							障害時の備え		5	図書類 予備品等の確認	図書類が整理、保管されていることを確認する。 予備品類の保管状況、数量等を確認する。								障害時の備え							
「個別点検」 14-1 カメラ設備 (カメラ装置・機側装置)														「個別点検」 14-1 カメラ設備 (カメラ装置・機側装置)														機側装置が無い場合でも、避雷器や接続部の確認も行うことから、「機側装置」の表現を変更
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考							
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月					
1	外観の確認	ボール、据付架台を含む機器全体の塗装、錆、ボルト類の緩みを確認する。 発電機を有する場合は、残油量を確認する。							周囲環境を考慮した機能維持		1	外観の確認	ボール、据付架台を含む機器全体の塗装、錆、ボルト類の緩みを確認する。 発電機を有する場合は、残油量を確認する。								周囲環境を考慮した機能維持							
2	電源電圧等の確認	チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。						テスタ	装置の正常動作の確認、維持標準値(規定値)との照合測定結果の変化傾向の把握		2	電源電圧等の確認	チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。						テスタ	装置の正常動作の確認、維持標準値(規定値)との照合測定結果の変化傾向の把握								
3	カメラ装置の確認 ・カメラケースの確認	ワイバの動作及び消耗程度を確認し、交換時期を確認する。 ガラス面の異物付着の確認及び除去、清掃をする。							装置の正常動作の維持 周囲環境を考慮した機能維持		3	カメラ装置の確認 ・カメラケースの確認	ワイバの動作及び消耗程度を確認し、交換時期を確認する。 ガラス面の異物付着の確認及び除去、清掃をする。							装置の正常動作の維持 周囲環境を考慮した機能維持								
	・旋回装置の確認	上・下・左・右の動作がスムーズに行えること及び回転動作時の異常音の有無を確認する。							装置の正常動作の維持	旋回式カメラ設備に適用		・旋回装置の確認	上・下・左・右の動作がスムーズに行えること及び回転動作時の異常音の有無を確認する。							装置の正常動作の維持	旋回式カメラ設備に適用							
	・接続部の確認	ケーブル破損、端末処理の不具合、接栓の緩み、ネジの締め付け等を確認する。										・接続部の確認	ケーブル破損、端末処理の不具合、接栓の緩み、ネジの締め付け等を確認する。															
	・機器本体の清掃等	機器本体の取付状態の確認及び清掃を行う。								周囲環境を考慮した機能維持		・機器本体の清掃等	機器本体の取付状態の確認及び清掃を行う。								周囲環境を考慮した機能維持							
4	機側装置の確認 ・避雷器の確認	各端子等に緩みがないことを確認する。							装置の正常動作の維持		4	機側装置 CCTV収容架の確認 ・避雷器の確認	各端子等に緩みがないことを確認する。							装置の正常動作の維持								
	・接続部の確認	ケーブル破損、端末処理の不具合、接栓の緩み、ネジの締め付け等を確認する。								・接続部の確認		ケーブル破損、端末処理の不具合、接栓の緩み、ネジの締め付け等を確認する。																
	・機器本体の清掃等	機器本体の取付状態の確認及び清掃をする。							周囲環境を考慮した機能維持			・機器本体の清掃等	機器本体の取付状態の確認及び清掃をする。							周囲環境を考慮した機能維持								
5	図書類、予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品の保管状態・数量等を確認する(カメラ装置を含む)。							障害時の備え		5	図書類 予備品等の確認	図書類が整理、保管されていることを確認する。 予備品の保管状態・数量等を確認する(カメラ装置を含む)。							障害時の備え								

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠
「個別点検」 1.4-2 監視制御設備 (CCTV制御装置・操作器)													「個別点検」 1.4-2 監視制御設備 (CCTV制御装置・操作器)													HDDレコーダの確認へ変更
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月			
1	スイッチ等の機能確認	キーボードの動作を確認する。 ・スペースキー、キヤラクタ、ファンクションキー、割り込みキー、その他制御キーの確認。 ・ライトペンまたはマウスの動作確認。	○						装置の正常動作の確認、維持標準値(規定値)との照合測定結果の変化傾向の把握		1	スイッチ等の機能確認	キーボードの動作を確認する。 ・スペースキー、キヤラクタ、ファンクションキー、割り込みキー、その他制御キーの確認。 ・ライトペンまたはマウスの動作確認。	○						装置の正常動作の確認、維持標準値(規定値)との照合測定結果の変化傾向の把握						
2	電源電圧等の確認	チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。					○	テスト		2	電源電圧等の確認	チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。					○	テスト								
3	外観の確認	据付架台を含む機器全体の塗装、錆、ボルト類の緩みを確認する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		3	外観の確認	据付架台を含む機器全体の塗装、錆、ボルト類の緩みを確認する。				○			周囲環境を考慮した機能維持						
4	CCTV制御装置の確認 ・ビデオレコーダ部の確認 ・制御部の確認 ・消耗品等の確認 ・避雷器の確認 ・接続部の確認 ・機器本体の清掃等	カセットの出入、録画、再生、早送り、巻戻し、一時停止等の動作及び動作中のモータ音異常の有無を確認し、消耗品品の交換時期を確認する。 保守点検対象品の確認を行う。(バックアップ電池、FANなど) 停復電時の機能確認として、自動起動処理が正常に行われていること確認する。 メンテナンス操作などの機能確認およびログ状態の確認をする。 機器本体及び各部のユニットなどの消耗品品の状態を確認する。 各端子等に緩みがないことを確認する。 ケーブル破損、端末処理の不具合、接線の緩み、ネジの締め付け等を確認する。 機器本体の取付状態の確認及び清掃をする。					○		装置の正常動作の維持		4	CCTV制御装置の確認 ・ビデオレコーダ部の確認 ・制御部の確認 ・消耗品等の確認 ・避雷器の確認 ・接続部の確認 ・機器本体の清掃等	カセットの出入 録画、再生、早送り、巻戻し、一時停止等の動作及び動作中のモータ音異常の有無を確認し、消耗品品の交換時期を確認する。 ハードディスクの稼働状況を確認する。 保守点検対象品の確認を行う。(バックアップ電池、FANなど) 停復電時の機能確認として、自動起動処理が正常に行われていること確認する。 メンテナンス操作などの機能確認およびログ状態の確認をする。 機器本体及び各部のユニットなどの消耗品品の状態を確認する。 各端子等に緩みがないことを確認する。 ケーブル破損、端末処理の不具合、接線の緩み、ネジの締め付け等を確認する。 機器本体の取付状態の確認及び清掃をする。					○		装置の正常動作の維持						
5	操作器の確認 ・モニタの確認 ・操作器(CRT)の確認 ・接続部の確認 ・機器本体の清掃等 ・モニタ(液晶ディスプレイ)の確認	カラーバー信号を入力し、同期のかかり具合、外部調整動作、ブラウン管の劣化度合い、色の再現性等を確認して、消耗品品の交換時期を確認する。 モニタの外表面及び内面の清掃をする。 PCの画面表示を行い、同期のかかり具合、ブラウン管の劣化度合い、色の再現性等を確認して、消耗品品の交換時期を確認する。 ケーブル破損、端末処理の不具合、接線の緩み、ネジの締め付け等を確認する。 機器本体の取付状態の確認及び清掃をする。 輝度、色純度、画面位置サイズ調整、色ずれの確認をする。					○	標準信号発生器	装置の正常動作の維持	CRTモニタのみに適用	5	操作器の確認 ・モニタの確認 ・操作器(CRT)の確認 ・接続部の確認 ・機器本体の清掃等 ・モニタ(液晶ディスプレイ)の確認	カラーバー信号を入力し、同期のかかり具合、外部調整動作、ブラウン管の劣化度合い、色の再現性等を確認して、消耗品品の交換時期を確認する。 モニタの外表面及び内面の清掃をする。 PCの画面表示を行い、同期のかかり具合、ブラウン管の劣化度合い、色の再現性等を確認して、消耗品品の交換時期を確認する。 ケーブル破損、端末処理の不具合、接線の緩み、ネジの締め付け等を確認する。 機器本体の取付状態の確認及び清掃をする。 輝度、色純度、画面位置サイズ調整、色ずれの確認をする。					○	標準信号発生器	装置の正常動作の維持	CRTモニタのみに適用					
6	図書類、予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		6	図書類、予備品等の確認 予備品の保管状態・数量等を確認する。					○			障害時の備え						

「個別点検」 1.5-1 テレビ放送波受信アンテナ部													「個別点検」 1.5-1 テレビ放送波受信アンテナ部													電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月			
1	外観の確認	アンテナ・混合器・増幅器・アンテナマスト・取付ベースの変形、損傷及び異常な発錆、腐蝕の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。					○		装置の正常動作の確認標準値(規格値)との照合測定結果の変化傾向の把握		1	外観の確認	アンテナ・混合器・増幅器・アンテナマスト・取付ベースの変形、損傷及び異常な発錆、腐蝕の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。					○		装置の正常動作の確認標準値(規格値)との照合測定結果の変化傾向の把握						
2	モニタレベルの確認	増幅器のRF出力レベルが基準値内で出力されているか全チャンネルについて前回測定データとの比較をする。					○	レベルチェッカまたはスペクトラムアナライザ	増幅器はアンテナ部または盤内に設けられている。また、ヘッドエンド装置内に収容されている場合もある。		2	モニタレベルの確認	増幅器のRF出力レベルが基準値内で出力されているか全チャンネルについて前回測定データとの比較をする。					○	レベルチェッカまたはスペクトラムアナライザ	増幅器はアンテナ部または盤内に設けられている。また、ヘッドエンド装置内に収容されている場合もある。						
3	接続部の確認	アンテナ、混合器、増幅器の接続部の状態を確認する。 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。					○				3	接続部の確認	アンテナ、混合器、増幅器の接続部の状態を確認する。 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。					○								
4	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。					○		障害時の備え		4	図書類、予備品等の確認 取扱説明書、試験成績書の保管状況及び予備品等の数量を確認する。						○		障害時の備え						

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠
「個別点検」 15-2 テレビ共聴装置（ヘッドエンド装置）													「個別点検」 15-2 テレビ共聴装置（ヘッドエンド装置）													電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月			
1	モニターレベルの確認	ヘッドエンド装置内の各機器（シグナルプロセッサ・TV変調器・出力増幅器等）のRF出力レベルが基準値内で出力されているか、前回測定データとの比較を行い確認する。						レベルチェッカまたはスペクトラムアナライザ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	モニターレベルの確認	ヘッドエンド装置内の各機器（シグナルプロセッサ・TV変調器・出力増幅器等）のRF出力レベルが基準値内で出力されているか、前回測定データとの比較を行い確認する。							レベルチェッカまたはスペクトラムアナライザ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握					
2	モニター光レベルの確認	ヘッドエンド装置内の光送信機の光出力レベルが基準値内で出力されているか前回測定データとの比較を行い確認する。測定の際は、光送信機に設けられているテストポイントにテストを接続し、測定値(mW)より、光出力レベル(dB)に換算し確認する。なお、テストポイントが設けられていない場合には、光パワーメータを使用し確認する。						テストまたは光パワーメータ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		2	モニター光レベルの確認	ヘッドエンド装置内の光送信機の光出力レベルが基準値内で出力されているか前回測定データとの比較を行い確認する。測定の際は、光送信機に設けられているテストポイントにテストを接続し、測定値(mW)より、光出力レベル(dB)に換算し確認する。なお、テストポイントが設けられていない場合には、光パワーメータを使用し確認する。							テストまたは光パワーメータ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	テレビ共聴装置に用いられる光送信機では一般的に予備系が設けられていないため、光パワーメータによる測定を実施した場合、その期間停波するため、テストによる測定を推奨する。				
3	端末コンバータ遠隔制御の確認	制御用パソコンより、端末コンバータの動作状況に異常が無いことを確認する。									3	端末コンバータ遠隔制御の確認	制御用パソコンより、端末コンバータの動作状況に異常が無いことを確認する。													
4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。									4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。													
5	機器本体の清掃等	機器本体の外面を清掃する。							周囲環境を考慮した機能維持		5	機器本体の清掃等	機器本体の外面を清掃する。									周囲環境を考慮した機能維持				
6	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び装置予備品等の数量を確認する。							障害時の備え		6	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び装置予備品等の数量を確認する。										障害時の備え			
「個別点検」 15-3 テレビ共聴装置（共聴伝送路）													「個別点検」 15-3 テレビ共聴装置（共聴伝送路）													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月			
1	外観の確認	建物内壁面盤に収容されている増幅器・分配器類、壁面に取付けられているTV端子の変形、損傷及び異常な発熱、腐食の確認を行い、取付ネジ部の緩み、脱落を確認する。							装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	外観の確認	建物内壁面盤に収容されている増幅器・分配器類、壁面に取付けられているTV端子の変形、損傷及び異常な発熱、腐食の確認を行い、取付ネジ部の緩み、脱落を確認する。									装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握				
2	モニターレベルの確認	増幅器のRF出力レベルが基準値内で出力されているか、前回測定データとの比較を行い確認する。						レベルチェッカまたはスペクトラムアナライザ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		2	モニターレベルの確認	増幅器のRF出力レベルが基準値内で出力されているか、前回測定データとの比較を行い確認する。							レベルチェッカまたはスペクトラムアナライザ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	テレビに端末コンバータ（CATVチューナ等）が接続されている場合には、端末コンバータを介した画質の確認を行う。				
3	TV端子レベルの確認	TV端子のRF出力レベルが基準値内で出力されているか、前回測定データとの比較を行い確認する。また、テレビを使用して画質の確認をする。						レベルチェッカまたはスペクトラムアナライザ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		3	TV端子レベルの確認	TV端子のRF出力レベルが基準値内で出力されているか、前回測定データとの比較を行い確認する。また、テレビを使用して画質の確認をする。							レベルチェッカまたはスペクトラムアナライザ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	テレビに端末コンバータ（CATVチューナ等）が接続されている場合には、端末コンバータを介した画質の確認を行う。				
4	接続部の確認	建物内壁面盤に収容されている増幅器・分配器類の接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。									4	接続部の確認	建物内壁面盤に収容されている増幅器・分配器類の接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。									周囲環境を考慮した機能維持				
5	機器本体の清掃等	機器本体の外面を清掃する。							周囲環境を考慮した機能維持		5	機器本体の清掃等	機器本体の外面を清掃する。									周囲環境を考慮した機能維持				
6	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び装置予備品等の数量を確認する。							障害時の備え		6	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び装置予備品等の数量を確認する。									障害時の備え				
「個別点検」 15-4 テレビ共聴装置（光受信機、光中継部）													「個別点検」 15-4 テレビ共聴装置（光受信機、光中継部）													電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月			
1	モニター光レベル確認	光受信機の光出力レベルが基準値内で入力されているか前回測定データとの比較を行い確認する。測定の際は、光受信機に設けられているテストポイントにテストを接続し、測定値(mW)より、光入力レベル(dB)に換算する。なお、テストポイントが設けられていない場合には、光パワーメータを使用し確認する。						テストまたは光パワーメータ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	テレビ共聴装置に用いられる光受信機では一般的に予備系が設けられていないため、光パワーメータによる測定を実施した場合、その期間停波するため、テストによる測定を推奨する。	1	モニター光レベル確認	光受信機の光出力レベルが基準値内で入力されているか前回測定データとの比較を行い確認する。測定の際は、光受信機に設けられているテストポイントにテストを接続し、測定値(mW)より、光入力レベル(dB)に換算する。なお、テストポイントが設けられていない場合には、光パワーメータを使用し確認する。							テストまたは光パワーメータ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	テレビ共聴装置に用いられる光受信機では一般的に予備系が設けられていないため、光パワーメータによる測定を実施した場合、その期間停波するため、テストによる測定を推奨する。				
2	モニターレベル確認	光受信機のRF出力レベルが基準値内で出力されているか前回測定データとの比較を行い確認する。						レベルチェッカまたはスペクトラムアナライザ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		2	モニターレベル確認	光受信機のRF出力レベルが基準値内で出力されているか前回測定データとの比較を行い確認する。							レベルチェッカまたはスペクトラムアナライザ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握					
3	光中継部モニター光レベル確認	光中継部の光入力レベルが基準値内であるか前回測定データとの比較を行い確認する。測定の際は、光中継部に設けられているテストポイントにテストを接続し、測定値(mW)より、光出力レベル(dB)に換算する。なお、テストポイントが設けられていない場合には、光パワーメータを使用し確認する。						テストまたは光パワーメータ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	テレビ共聴装置に用いられる光中継部では一般的に予備系が設けられていないため、光パワーメータによる測定を実施した場合、その期間停波するため、テストによる測定を推奨する。	3	光中継部モニター光レベル確認	光中継部の光入力レベルが基準値内であるか前回測定データとの比較を行い確認する。測定の際は、光中継部に設けられているテストポイントにテストを接続し、測定値(mW)より、光出力レベル(dB)に換算する。なお、テストポイントが設けられていない場合には、光パワーメータを使用し確認する。							テストまたは光パワーメータ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	テレビ共聴装置に用いられる光中継部では一般的に予備系が設けられていないため、光パワーメータによる測定を実施した場合、その期間停波するため、テストによる測定を推奨する。				
4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。									4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。										周囲環境を考慮した機能維持			
5	機器本体の清掃等	機器本体の外面を清掃する。							周囲環境を考慮した機能維持		5	機器本体の清掃等	機器本体の外面を清掃する。									周囲環境を考慮した機能維持				
6	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び装置予備品等の数量を確認する。							障害時の備え		6	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書の保管状況及び装置予備品等の数量を確認する。									障害時の備え				

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠
「個別点検」 16-1 電子型交換装置 (1/2)											「個別点検」 16-1 電子型交換装置 (1/2)											
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				
1	システム状態確認	システム運転に必要な状態及び環境状況の良否を下記により確認する。 (1) 各種冷却ファンの確認 ファンの動作を目視確認する。 また、ファン回転時の異常音有無の確認をする。 (2) 時刻表示確認及び調整 時刻を目視確認する。 (デジタル電話機、中継台等の表示を確認する) (3) 表示確認 システム運転状態表示(ランプ)により正常性を目視により確認する。 (4) 各種パッケージのアラーム確認 各種パッケージのアラーム表示を目視により確認する。(交換機の扉を開けて確認する。)	○						装置の正常動作の確認 周囲環境を考慮した機能維持		1	システム状態確認	システム運転に必要な状態及び環境状況の良否を下記により確認する。 (1) 各種冷却ファンの確認 ファンの動作を目視確認する。 また、ファン回転時の異常音有無の確認をする。 (2) 時刻表示確認及び調整 時刻を目視確認する。 (デジタル電話機、中継台等の表示を確認する) (3) 表示確認 システム運転状態表示(ランプ)により正常性を目視により確認する。 (4) 各種パッケージのアラーム確認 各種パッケージのアラーム表示を目視により確認する。(交換機の扉を開けて確認する。)	○						装置の正常動作の確認 周囲環境を考慮した機能維持		
2	内線電話機の確認	動作状態及び外観確認をする。					○		装置の正常動作の確認	通常運用で使用していない電話機を対象。(災害室の電話機等)	2	内線電話機の確認	動作状態及び外観確認をする。					○		装置の正常動作の確認	通常運用で使用していない電話機を対象。(災害室の電話機等)	
3	フロッピーディスク装置の確認	フロッピーディスク装置に付着したほこり、磁気ヘッドに固着した磁気粉ほこりを取除き清掃をする。					○				→	フロッピーディスク装置の確認	フロッピーディスク装置に付着したほこり、磁気ヘッドに固着した磁気粉ほこりを取除き清掃をする。					○				
4	フィルタ確認	フィルタに付着しているほこりを取除き清掃をする。					○		周囲環境を考慮した機能維持		3	フィルタ確認	フィルタに付着しているほこりを取除き清掃をする。					○		周囲環境を考慮した機能維持		
5	配線盤確認	配線盤のジャンパ端子の配線、ハンダ付等の状況を目視により確認する。					○				4	配線盤確認	配線盤のジャンパ端子の配線、ハンダ付等の状況を目視により確認する。					○				
6	世代管理 (局データ管理)	運転ファイルの世代管理(2世代)として保存してあるか確認する。					○		障害時の備え		5	世代管理 (局データ管理)	運転ファイルの世代管理(2世代)として保存してあるか確認する。					○		障害時の備え		
7	保守コンソール確認	保守コンソールを下記により確認する。 1. 本体及び周辺機器の清掃及び塵等の付着がないことを確認する。 2. 自己診断テスト 3. プリンタ動作テスト } 正常に動作すること。 4. 総合動作テスト					○	クリーニングソフト、確認プログラムの保守コンソールプログラム	障害時の備え 装置の正常動作の確認		6	保守コンソール確認	保守コンソールを下記により確認する。 1. 本体及び周辺機器の清掃及び塵等の付着がないことを確認する。 2. 自己診断テスト 3. プリンタ動作テスト(プリンタ設置時の場合) } 正常に動作すること。 4. 総合動作テスト					○	クリーニングソフト、確認プログラムの保守コンソールプログラム	障害時の備え 装置の正常動作の確認		
8	時計装置の確認	装置の時刻が正常であることを確認する。					○		装置時刻の正常性維持		7	時計装置の確認	装置の時刻が正常であることを確認する。					○		装置時刻の正常性維持		
「個別点検」 16-1 電子型交換装置 (2/2)											「個別点検」 16-1 電子型交換装置 (2/2)											
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				
9	自公接続、公自接続の確認	・自公接続の確認 任意の自局収容の電話機から該当自局自動交換装置の自公接続用公衆番号に局線発信し、公自接続可能またはトキを聴取後、他事務所のトル番号をPB信号にてダイヤルし、RBT聴取または通話により良否の確認をする。 ・自公接続の確認(他局との連携が必要) 他局の任意の電話機から該当自動交換装置の自公接続用トル番号(8X+0+公衆番号または7XX+0+公衆番号)に内線発信し、自公接続を行う。公衆網からのRBT聴取または通話により良否の確認をする。					○		自動交換装置が提供する自公接続、公自接続の設定及び正常性の確保/維持		9	自公接続、公自接続の確認	・自公接続の確認 任意の自局収容の電話機から該当自局自動交換装置の自公接続用公衆番号に局線発信し、公自接続可能またはトキを聴取後、他事務所のトル番号をPB信号にてダイヤルし、RBT聴取または通話により良否の確認をする。 ・自公接続の確認(他局との連携が必要) 他局の任意の電話機から該当自動交換装置の自公接続用トル番号(8X+0+公衆番号または7XX+0+公衆番号)に内線発信し、自公接続を行う。公衆網からのRBT聴取または通話により良否の確認をする。					○		自動交換装置が提供する自公接続、公自接続の設定及び正常性の確保/維持		
10	機器本体の清掃等	交換機の架内、架外に付着しているほこりを取除き清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		10	機器本体の清掃等	交換機の架内、架外に付着しているほこりを取除き清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		
11	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書及び予備品が保管されていることを確認する。 また、内線ダイヤルクラスリスト、外線ダイヤルインリスト、ルートアドバンス設定リスト等の図書と現状設定データの照合及び修正をする。					○		障害時の備え 装置の設定データ確認/修正 正常動作の維持		11	図書類・予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書及び予備品が保管されていることを確認する。 また、内線ダイヤルクラスリスト、外線ダイヤルインリスト、ルートアドバンス設定リスト等の図書と現状設定データの照合及び修正をする。					○		障害時の備え 装置の設定データ確認/修正 正常動作の維持		
「個別点検」 16-2 簡易型交換装置											「個別点検」 16-2 簡易型交換装置											
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				
1	運用確認	発着信通話試験 内線、私設線、局線の通話状態を聴話にて良否を確認する。 各種信号音確認 各種信号音を聴話にて良否を確認する。	○						装置の正常動作の確認 周囲環境を考慮した機能維持		1	運用確認	発着信通話試験 内線、私設線、局線の通話状態を聴話にて良否を確認する。 各種信号音確認 各種信号音を聴話にて良否を確認する。	○						装置の正常動作の確認 周囲環境を考慮した機能維持		
2	接続機能試験	局線、私設線、内線の発着信動作及び電源断の場合の発着信動作の確認をする。					○		装置の正常動作の確認		2	接続機能試験	局線、私設線、内線の発着信動作及び電源断の場合の発着信動作の確認をする。					○		装置の正常動作の確認		
3	動作状態の確認	可聴、可視による各種信号音、表示状態の確認をする。					○				3	動作状態の確認	可聴、可視による各種信号音、表示状態の確認をする。					○				
4	線路及び電話機確認	ケーブル、コネクタ等の確認及び動作状態を確認する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		4	線路及び電話機確認	ケーブル、コネクタ等の確認及び動作状態を確認する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		
5	機器本体の清掃等	各端子、接続部の確認及び筐体、架内の清掃をする。					○				5	機器本体の清掃等	各端子、接続部の確認及び筐体、架内の清掃をする。					○				
6	図書類、予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書及び予備品が保管されていることを確認する。					○		障害時の備え		6	図書類、予備品等の確認	取扱説明書、試験成績書及び予備品が保管されていることを確認する。					○		障害時の備え		

FDはないため削除

電子媒体での管理に移行したため削除

電子媒体での管理に移行したため削除

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠
「個別点検」 1.6-3-1 VoIP交換装置 (IP電話交換装置)													「個別点検」 1.6-3-1 VoIP交換装置 (IP電話交換装置)													
No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月			
1	表示等の確認	異常表示の有無を目視にて確認する。ネットワーク監視装置にて、機器の障害表示の有無を確認する。通話・接続品質に異常がないか確認する。	○						装置の正常動作の確認		1	表示等の確認	異常表示の有無を目視にて確認する。ネットワーク監視装置にて、機器の障害表示の有無を確認する。通話・接続品質に異常がないか確認する。	○						装置の正常動作の確認						
2	電圧等の確認	チェック端子等により各部の電圧を確認する。					※	電圧計、デジタルマルチメータ	装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	必要とする装置のみ実施する。	2	電圧等の確認	チェック端子等により各部の電圧を確認する。					※	電圧計、デジタルマルチメータ	装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	必要とする装置のみ実施する。					
3	内線電話機端末の確認	ネットワーク上で監視できていない端末について点検を行う。pingによる端末の接続確認、動作状態、機能確認及び外観確認をする。							装置の正常動作の確認		3	内線電話機端末の確認	ネットワーク上で監視できていない端末について点検を行う。pingによる端末の接続確認、動作状態、機能確認及び外観確認をする。					○		装置の正常動作の確認						
4	配線盤の確認	配線盤のジャンパ端子の配線、ハンダ付等の状況を目視により確認する。							周辺環境を考慮した機能維持		4	配線盤の確認	配線盤のジャンパ端子の配線、ハンダ付等の状況を目視により確認する。					○		周辺環境を考慮した機能維持						
5	保守機能確認	リモート操作による障害情報の収集、設定情報の確認、ログの外部出力							装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握		5	保守機能確認	リモート操作による障害情報の収集、設定情報の確認、ログの外部出力					○		装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握						
6	世代管理 (局データ管理)	運転ファイルの世代管理 (2世代) として保存してあるか確認する。							障害時の備え		6	世代管理 (局データ管理)	運転ファイルの世代管理 (2世代) として保存してあるか確認する。					○		障害時の備え						
7	事務所認証サーバの動作確認	コアL2SWの上位局ポートのLANを抜き、交換機の動作を確認							装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握		7	事務所認証サーバの動作確認	コアL2SWの上位局ポートのLANを抜き、交換機の動作を確認					○		装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握						
8	事務所ローカルバックアップ装置の動作確認	コアL2SWの上位局ポートのLANを抜き、交換機の動作を確認									8	事務所ローカルバックアップ装置の動作確認	コアL2SWの上位局ポートのLANを抜き、交換機の動作を確認					○								
9	接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等を点検し、緩み等がないことを確認する。									9	接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等を点検し、緩み等がないことを確認する。					○								
10	機器本体の清掃等	機器清掃 ファン、フィルタ清掃 機器据付確認							周辺環境を考慮した機能維持		10	機器本体の清掃等	機器清掃 ファン、フィルタ清掃 機器据付確認					○		周辺環境を考慮した機能維持						
11	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていること及び予備品類の保管状態、数量等を確認する。							障害時の備え 装置の設定データ確認/修正 正常動作の維持		11	図書類 予備品等の確認	図書類が整理・保管されていること及び 予備品類の保管状態、数量等を確認する。					○		障害時の備え 装置の設定データ確認/修正 正常動作の維持						

「個別点検」 1.7-1 鉄塔・反射板													「個別点検」 1.7-1 鉄塔・反射板													
No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月			
1	外観の確認	部材の変形、損傷、溶接部の異常等を点検し、表面の塗装剥離、発錆、風化程度等の確認をする。							施設の安全性、正常性の確認及び維持		1	外観の確認	部材の変形、損傷、溶接部の異常等を点検し、表面の塗装剥離、発錆、風化程度等の確認をする。							施設の安全性、正常性の確認及び維持						
2	ボルト類の確認	ボルトの緩み、脱落を目視、手締等で確認点検する。								50%/年とし、2カ年で完了する。	2	ボルト類の確認	ボルトの緩み、脱落を目視、手締等で確認点検する。								50%/年とし、2カ年で完了する。					
3	避雷設備の確認	突針の脱落、緩み、導線の切断等を点検し、接地端子への接続を確認する。									3	避雷設備の確認	突針の脱落、緩み、導線の切断等を点検し、接地端子への接続を確認する。													
4	基礎の確認	コンクリートの風化、沈下、変位等を目視により確認する。									4	基礎の確認	コンクリートの風化、沈下、変位等を目視により確認する。													
5	安全設備の確認	墜落防止、塔昇防止装置の設置状況の確認をする。また、塔上の不要残留物 (工具、器具等) がないことを確認する。									5	安全設備の確認	墜落防止、塔昇防止装置の設置状況の確認をする。また、塔上の不要残留物 (工具、器具等) がないことを確認する。													
6	敷地状況の確認	フェンスの傾斜、損壊、敷地内及び造成部等の状況確認をする。							周辺環境を考慮した機能維持		6	敷地状況の確認	フェンスの傾斜、損壊、敷地内及び造成部等の状況確認をする。						○	周辺環境を考慮した機能維持						
7	敷地内の清掃	敷地内の整理、清掃をする。									7	敷地内の清掃	敷地内の整理、清掃をする。						○							
8	図書類・予備品等の確認	図書類及び予備品 (昇降器具含む) が整理、保管されていることを確認する。							修理、障害時の備え	事務所、中継局等へ保管	8	図書類 予備品等の確認	図書類及び 予備品 (昇降器具含む) が整理、保管されていることを確認する。						○	修理、障害時の備え	事務所、中継局等へ保管					

電子媒体での管理に移行したため削除

電子媒体での管理に移行したため削除

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠
「個別点検」 18-3 A形、B形字幕・透光式表示機												「個別点検」 18-3 A形、B形字幕・透光式表示機												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	表示板表示部の確認	表示部を確認し、不点の表示ランプは交換する。交換後正常であることを再確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	表示板表示部の確認	表示部を確認し、不点の表示ランプは交換する。交換後正常であることを再確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握				
2	電源電圧等の確認	チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。						○	テスト		2	電源電圧等の確認	チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。						○	テスト				
3	送受信信号出力確認	送受信信号の送信レベル、受信レベル、最低受信感度及び送信周波数を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。 送信レベル -15dBm~0dBm 受信レベル -35dBm~0dBm						○	レベル計、周波数カウンタ、発信器		3	送受信信号出力確認	送受信信号の送信レベル、受信レベル、最低受信感度及び送信周波数を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。 送信レベル -15dBm~0dBm 受信レベル -35dBm~0dBm						○	レベル計、周波数カウンタ、発信器				
4	字幕機構の確認	マイクロスイッチ及び字幕の状態を手動操作で正常に動作することを確認する。						○			4	字幕機構の確認	マイクロスイッチ及び字幕の状態を手動操作で正常に動作することを確認する。						○					
5	蓄電池の確認	蓄電池電圧及び充電電圧を測定し、標準値以内であることを確認する。 標準値以外であれば充電電圧を調整する。また蓄電池の内部抵抗を測定し、初期値と比較する。						○	テスト バッテリーハイテスタ		5	蓄電池の確認	蓄電池電圧及び充電電圧を測定し、標準値以内であることを確認する。 標準値以外であれば充電電圧を調整する。また蓄電池の内部抵抗を測定し、初期値と比較する。						○	テスト バッテリーハイテスタ				
6	見え方確認	表示機前方から表示情報が判読できるか確認する。						○			6	見え方確認	表示機前方から表示情報が判読できるか確認する。						○		樹木の伐採等は別途指示を受ける。			
7	動作確認	機側操作盤から表示項目を起動し、表示板が正常に動作することを確認する。						○			7	動作確認	機側操作盤から表示項目を起動し、表示板が正常に動作することを確認する。						○					
	調光確認	表示部の自動と手動による調光動作が正常に動作することを確認する。						○				調光確認	表示部の自動と手動による調光動作が正常に動作することを確認する。						○					
8	据え付け状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		8	据え付け状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。						○	周囲環境を考慮した機能維持				
9	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。						○			9	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。						○					
10	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。 発電機を有する場合は、残油量を確認する。						○			10	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。 発電機を有する場合は、残油量を確認する。						○					
11	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え		11	図書類 ・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え	電子媒体での管理に移行したため削除			

「個別点検」 18-4 HL1~5形表示機												「個別点検」 18-4 HL1~5 HL、NHL、HLM形表示機												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	表示板の表示部の確認	表示部を確認し、不良の表示素子は交換する。交換後正常であることを再確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	表示板の表示部の確認	表示部を確認し、不良の表示素子は交換する。交換後正常であることを再確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握				
2	電源電圧等の確認	チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。						○	テスト		2	電源電圧等の確認	チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。						○	テスト				
3	送受信信号出力確認	送受信信号の送信レベル、受信レベル、最低受信感度及び送信周波数を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。 送信レベル -15dBm~0dBm 受信レベル -35dBm~0dBm						○	レベル計、周波数カウンタ、発信器		3	送受信信号出力確認	送受信信号の送信レベル、受信レベル、最低受信感度及び送信周波数を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。 送信レベル -15dBm~0dBm 受信レベル -35dBm~0dBm						○	レベル計、周波数カウンタ、発信器				
4	光送受信レベルの確認(注1)	発光レベル・受光レベルを測定し、基準値内であることを確認する。						○	光テスト		4	光送受信レベルの確認(注1)	発光レベル・受光レベルを測定し、基準値内であることを確認する。						○	光テスト				
5	蓄電池の確認	蓄電池電圧及び充電電圧を測定し、標準値以内であることを確認する。 標準値以外であれば充電電圧を調整する。また蓄電池の内部抵抗を測定し、初期値と比較する。						○	テスト バッテリーハイテスタ		5	蓄電池の確認	蓄電池電圧及び充電電圧を測定し、標準値以内であることを確認する。 標準値以外であれば充電電圧を調整する。また蓄電池の内部抵抗を測定し、初期値と比較する。						○	テスト バッテリーハイテスタ				
6	見え方確認	表示機前方から表示情報が判読できるか確認する。						○			6	見え方確認	表示機前方から表示情報が判読できるか確認する。						○		樹木の伐採等は別途指示を受ける。			
7	動作確認	機側操作盤から表示項目を起動し、表示板が正常に動作することを確認する。						○			7	動作確認	機側操作盤から表示項目を起動し、表示板が正常に動作することを確認する。						○					
	調光確認	表示部の自動と手動による調光動作が正常に動作することを確認する。						○				調光確認	表示部の自動と手動による調光動作が正常に動作することを確認する。						○					
8	据え付け状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		8	据え付け状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。						○	周囲環境を考慮した機能維持				
9	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。						○			9	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。						○					
10	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。 発電機を有する場合は、残油量を確認する。						○			10	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。 発電機を有する場合は、残油量を確認する。						○					
11	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え		11	図書類 ・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え	電子媒体での管理に移行したため削除			

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠
「個別点検」 19-3 道路トンネル非常用装置(受信制御機)												「個別点検」 19-3 道路トンネル非常用装置(受信制御機)												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要等	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要等	備考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月	
1	表示部の確認	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。	○						装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	表示部の確認	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。	○						装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		原則として調整しない。調整する時は調整前の数値を記録すること。		
2	電源電圧等の確認	チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。 定格電圧±10%以内					○	テスタ			2	電源電圧等の確認	チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。 定格電圧±10%以内					○	テスタ					
3	送受信信号出力の確認	送受信信号の送信レベル、受信レベル、最低受信感度及び送信周波数を測定し、基準値以内であることを確認する。 基準値以外であれば調整する。 送信レベル -15dBm~0dBm 受信レベル -35dBm~0dBm					○	レベル計、周波数カウンタ、発信器			3	送受信信号出力の確認	送受信信号の送信レベル、受信レベル、最低受信感度及び送信周波数を測定し、基準値以内であることを確認する。 基準値以外であれば調整する。 送信レベル -15dBm~0dBm 受信レベル -35dBm~0dBm					○	レベル計、周波数カウンタ、発信器					
4	対モニタ盤 送信電流の確認	送信電流を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば基準値に調整する。 電流 20mA以下 線間電圧 100V以下 対地電圧 50V以下					○	テスタ			4	対モニタ盤 送信電流の確認	送信電流を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば基準値に調整する。 電流 20mA以下 線間電圧 100V以下 対地電圧 50V以下					○	テスタ					
5	蓄電池の確認	蓄電池電圧をセル毎に点検し、標準値以内であることを確認する。なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。 蓄電池の液面をセル毎に点検し、適性値であることを確認する。なお、不足の場合は補水する。 蓄電池の比重及び液温をパイロットセル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。 蓄電池の内部インピーダンスをセル毎に測定し確認する。					○	テスタ	メンテナンスフリーの蓄電池(MSE等)は均等充電不要。標準値は試験成績書を確認する メンテナンスフリーの蓄電池(MSE等)は除く。 メンテナンスフリーの蓄電池(MSE等)は除く。 メンテナンスフリーの蓄電池(MSE等)のみ確認する。		5	蓄電池の確認	蓄電池電圧をセル毎に点検し、標準値以内であることを確認する。なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。 蓄電池の液面をセル毎に点検し、適性値であることを確認する。なお、不足の場合は補水する。 蓄電池の比重及び液温をパイロットセル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。 蓄電池の内部インピーダンスをセル毎に測定し確認する。					○	テスタ	メンテナンスフリーの蓄電池(MSE等)は均等充電不要。標準値は試験成績書を確認する メンテナンスフリーの蓄電池(MSE等)は除く。 メンテナンスフリーの蓄電池(MSE等)は除く。 メンテナンスフリーの蓄電池(MSE等)のみ確認する。				
6	動作の確認	受信制御機から制御して、表示板、サイレン及び注意灯が正常に動作することを確認する。 回線断、機器故障、ヒューズ断等の故障表示試験を行い、正常に監視できることを確認する。 受信制御装置と制御装置間で通話試験を行い、雑音及び漏話が通話に支障ないことを確認する。 転送機能 モニタ盤への転送機能が正常であることを確認する。					○				6	動作の確認	受信制御機から制御して、表示板、サイレン及び注意灯が正常に動作することを確認する。 回線断、機器故障、ヒューズ断等の故障表示試験を行い、正常に監視できることを確認する。 受信制御装置と制御装置間で通話試験を行い、雑音及び漏話が通話に支障ないことを確認する。 転送機能 モニタ盤への転送機能が正常であることを確認する。					○						
7	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。					○				7	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。					○						
8	据付状態の確認	据え付け状態を点検し、緩み等がないことを確認する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		8	据付状態の確認	据え付け状態を点検し、緩み等がないことを確認する。					○						
9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○				9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○						
10	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え	受信制御機に接続されている各トンネル関係も含む。	10	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え	受信制御機に接続されている各トンネル関係も含む。			
「個別点検」 19-7 押ボタン式通報装置												「個別点検」 19-7 押ボタン式通報装置												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要等	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要等	備考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月	
1	表示灯の確認	表示ランプを点灯し、球切れの場合交換する。交換後正常であることを再確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	表示灯の確認	表示ランプを点灯し、球切れの場合交換する。交換後正常であることを再確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		原則として調整しない。調整する時は調整前の数値を記録すること。		
2	電源電圧等の確認	チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。 定格電圧±10%以内					○	テスタ			2	電源電圧等の確認	チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。 定格電圧±10%以内					○	テスタ					
3	絶縁抵抗の確認	回路ごとに絶縁抵抗を測定し、基準値以内であることを確認する。 絶縁抵抗：1.5MΩ以上					○	絶縁抵抗計(250Vメガー)			3	絶縁抵抗の確認	回路ごとに絶縁抵抗を測定し、基準値以内であることを確認する。 絶縁抵抗：1.5MΩ以上					○	絶縁抵抗計(250Vメガー)					
4	フレキシガラスの破損等の確認	フレキシガラスの破損、変改、脱落等の有無を確認する。					○				4	フレキシガラス保護樹脂板 の破損等の確認	フレキシガラス保護樹脂板 の破損、変改、脱落等の有無を確認する。					○						
5	消火器の確認	消火器本体、安全栓、ホース等の外観を確認する。					○				5	消火器の確認	消火器本体、安全栓、ホース等の外観を確認する。					○						
6	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。					○				6	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。					○						
7	据付状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。					○				7	据付状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。					○						
8	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		8	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○						

電子媒体での管理に移行したため削除

標準機器仕様書(令和3年3月)に記載のスイッチの材質仕様と整合

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠		
「個別点検」 19- 10 火災受信盤														「個別点検」 19- 10 火災受信盤														電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要等	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要等	備 考							
			毎 日	1 月	2 月	3 月	6 月							12 月	毎 日	1 月	2 月	3 月				6 月	12 月					
1	表示部の確認	ランプ試験で表示部の断線、球切れ状況を確認する。球切れの場合は交換する。交換後正常であることを再確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	表示部の確認	ランプ試験で表示部の断線、球切れ状況を確認する。球切れの場合は交換する。交換後正常であることを再確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握								
2	電源電圧等の確認	ヒューズの断線状況の確認及びチェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。 定格電圧±10%以内					○	テスタ		2	電源電圧等の確認	ヒューズの断線状況の確認及びチェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。 定格電圧±10%以内					○	テスタ										
3	動作の確認 機側操作 故障表示動作	外部信号遮断が正しく動作することを確認する。 検知器故障、盤故障等の故障表示試験を行い、正常であることを確認する。					○		注1	3	動作の確認 機側操作 故障表示動作	外部信号遮断が正しく動作することを確認する。 検知器故障、盤故障等の故障表示試験を行い、正常であることを確認する。					○											
4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。					○			4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。					○											
5	据付け状態の確認	据付け状態、緩み等がないことを確認する。					○			5	据付け状態の確認	据付け状態、緩み等がないことを確認する。					○											
6	機器本体の清掃等	機器等の内外面を清掃し、各部の汚れ、錆、ケーブル状態、ケーブル被覆に有害な損傷が無いかを確認する。					○		周辺環境を考慮した機能維持	6	機器本体の清掃等	機器等の内外面を清掃し、各部の汚れ、錆、ケーブル状態、ケーブル被覆に有害な損傷が無いかを確認する。					○											
7	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え	7	図書類・予備品等の確認 図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○												
「個別点検」 20- 1 通停止装置 (制御機・表示板・遮断機)														「個別点検」 20- 1 通停止装置 (制御機・表示板・遮断機)														電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考							
			毎 日	1 月	2 月	3 月	6 月							12 月	毎 日	1 月	2 月	3 月				6 月	12 月					
1	制御機の表示灯確認	表示ランプを点灯し、球切れの場合交換する。交換後正常であることを再確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	制御機の表示灯確認	表示ランプを点灯し、球切れの場合交換する。交換後正常であることを再確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握								
2	電源電圧等の確認	チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。					○	テスタ		2	電源電圧等の確認	チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。					○	テスタ										
3	表示板の表示部確認	表示部及び投光器を確認し、不点の表示ランプは交換する。交換後正常であることを再確認する。					○			3	表示板の表示部確認	表示部及び投光器を確認し、不点の表示ランプは交換する。交換後正常であることを再確認する。					○											
4	字幕機構の確認	マイクロスイッチ及び字幕の状態を手動操作で確認し、正常に動作することを確認する。					○			4	字幕機構の確認	マイクロスイッチ及び字幕の状態を手動操作で確認し、正常に動作することを確認する。					○											
5	遮断機構の確認	遮断棒及びシャープペン等の破損状態を確認し、破損のないことを確認する。もし破損箇所があれば予備品と交換し、交換後正常動作することを確認する。					○			5	遮断機構の確認	遮断棒及びシャープペン等の破損状態を確認し、破損のないことを確認する。もし破損箇所があれば予備品と交換し、交換後正常動作することを確認する。					○											
6	昇降装置の確認	モータ、トルクリミッタ、歯車部及びリミットスイッチの動作を手動操作で行い、正常であることを確認する。					○			6	昇降装置の確認	モータ、トルクリミッタ、歯車部及びリミットスイッチの動作を手動操作で行い、正常であることを確認する。					○											
7	見え方確認	表示機前方から表示情報が判読できるか確認する。					○		樹木の伐採等は別途指示を受ける。	7	見え方確認	表示機前方から表示情報が判読できるか確認する。					○											
8	動作の確認	制御操作で遮断機を起動し、遮断機、表示板及び点滅灯が正常に動作することを確認する。					○			8	動作の確認	制御操作で遮断機を起動し、遮断機、表示板及び点滅灯が正常に動作することを確認する。					○											
9	据え付け状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。					○		周辺環境を考慮した機能維持	9	据え付け状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。					○											
10	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。					○			10	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。					○											
11	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○			11	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○											
12	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え	12	図書類・予備品等の確認 図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○												
「個別点検」 21- 1 ラジオ再放送装置 (2/2)														「個別点検」 21- 1 ラジオ再放送装置 (2/2)														電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考							
			毎 日	1 月	2 月	3 月	6 月							12 月	毎 日	1 月	2 月	3 月				6 月	12 月					
10	空中線確認 外観の確認	トンネル内送信空中線、受信空中線・取付金具及び空中線柱本体の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落がないことを確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		10	空中線確認 外観の確認	トンネル内送信空中線、受信空中線・取付金具及び空中線柱本体の変形、損傷及び発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落がないことを確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。							
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○					給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○										
	VSWR確認	反射波を測定し、トンネル内送信空中線との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）				VSWR確認	反射波を測定し、トンネル内送信空中線との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）									
11	接続部の確認	コネクタの接続状態を確認する。					○			11	接続部の確認	コネクタの接続状態を確認する。					○											
12	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周辺環境を考慮した機能維持	12	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○											
13	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え	13	図書類・予備品等の確認 図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○												

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠		
「個別点検」 21- 2 路側放送装置 (2/2)														「個別点検」 21- 2 路側放送装置 (2/2)														電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考							
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月					
10	空中線確認 外観の確認 給電線の確認 VSWR確認	送信空中線及び受信空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落のないことを確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		10	空中線確認 外観の確認 給電線の確認 VSWR確認	送信空中線及び受信空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落のないことを確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握								
		ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。											○	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。									○					
		反射波を測定し、送信空中線との整合を確認する。											○		定在波測定器（または通過形電力計）									○				
11	接続部の確認	コネクタの接続状態を確認する。						○			11	接続部の確認	コネクタの接続状態を確認する。						○									
12	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		12	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持								
13	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						○	障害時の備え		13	図書類 ・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						○	障害時の備え								
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。											○	予備品類の保管状態・数量等を確認する。								○						
「個別点検」 21- 3 路側放送装置 (新スプリアス規格準拠) (2/2)														「個別点検」 21- 3 路側放送装置 (新スプリアス規格準拠) (2/2)														電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考							
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月					
10	空中線確認 外観の確認 給電線の確認 VSWR確認	送信空中線及び受信空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落のないことを確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		10	空中線確認 外観の確認 給電線の確認 VSWR確認	送信空中線及び受信空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落のないことを確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握								
		ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。											○	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。									○					
		反射波を測定し、送信空中線との整合を確認する。											○		定在波測定器（または通過形電力計）									○				
11	接続部の確認	コネクタの接続状態を確認する。						○			11	接続部の確認	コネクタの接続状態を確認する。						○									
12	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		12	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持								
13	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						○	障害時の備え		13	図書類 ・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						○	障害時の備え								
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。											○	予備品類の保管状態・数量等を確認する。								○						
「個別点検」 22- 1 雨量計														「個別点検」 22- 1 雨量計														表現の修正
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考							
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月					
1	時計の確認	記録と現在時刻が合っているか確認し、ずれていたら調整する。							装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	専用記録器 打点式記録計	1	時計の確認	記録と現在時刻が合っているか確認し、ずれていたら調整する。							装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	専用記録器 打点式記録計							
2	各可動部の確認	目視により可動部の動作状況を確認する。 異常音がある場合は注油する。							装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	専用記録器 打点式記録計	2	各可動部の確認	目視により可動部の動作状況を確認する。 異常音がある場合は注油する。							装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	専用記録器 打点式記録計							
3	パルス積算の確認	記録計または変換器入力にパルス（短絡）を入れ、積算の確認をする。 ・100パルス与えて積算ミスがないこと及び同時にパルス出力も確認する。 0.5mm/1Pは50mm 1mm/1Pは100mm								専用記録計および変換器	3	パルス積算の確認	記録計または変換器入力にパルス（短絡）を入れ、積算の確認をする。 ・100パルス与えて積算ミスがないこと及び同時にパルス出力も確認する。 0.5mm/1Pは50mm 1mm/1Pは100mm								専用記録計および変換器							
4	パルス出力確認	転倒マスを転倒させパルス（接点）が正常に出力されるか確認する。このとき軽く動作すること。						テスト	A/Dコンバータ付きの場合。		4	パルス出力確認	転倒マスを転倒させパルス（接点）が正常に出力されるか確認する。このとき軽く動作すること。						テスト	A/Dコンバータ付きの場合。								
5	BCD出力の確認	A/Dコンバータの表示と出力値が合っていることを確認をする。						テストまたはBCDチェッカ			5	BCD出力の確認	A/Dコンバータの表示と出力値が合っていることを確認をする。						テストまたはBCDチェッカ									
6	雨量マスによる精度の確認	20mmの雨量マスにより発信器に点滴し記録値を確認する。						雨量マス20mm	センサの点検で行う		6	雨量マスによる精度の確認	20mm の雨量マスに20mmの水をより発信器に点滴し記録値を確認する。						雨量マス20mm	センサの点検で行う								
7	自記記録計等の確認	自記記録計等は、インクの補充、記録紙の交換をする。									7	自記記録計等の確認	自記記録計等は、インクの補充、記録紙の交換をする。															
8	発信器の清浄	発信器内部の清浄 口水器（ロード）にたまった砂や埃を取り除く。							周囲環境を考慮した機能維持		8	発信器の清浄	発信器内部の清浄 口水器（ロード）にたまった砂や埃を取り除く。							周囲環境を考慮した機能維持								
9	ヒータの確認	ヒータの導通を確認する。 20Ω～30Ω						テスト	ヒータ付きの場合でパイプヒータ。 ヒータ付きの場合。 ・アレスタ付きの場合は、アレスタをはずして実施する。		9	ヒータの確認	ヒータの導通を確認する。 20Ω～30Ω						テスト	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	ヒータ付きの場合でパイプヒータ。 ヒータ付きの場合。 ・アレスタ付きの場合は、アレスタをはずして実施する。							
10	絶縁抵抗確認	ヒータ用AC100V端子とアース間の絶縁抵抗を確認する。 10MΩ以上						絶縁抵抗計 (500Vメガー)			10	絶縁抵抗確認	ヒータ用AC100V端子とアース間の絶縁抵抗を確認する。 10MΩ以上						絶縁抵抗計 (500Vメガー)									
11	検定有効期限の確認	検定の有効期限を確認する。							気象業務法における検定期間の確認		11	検定有効期限の確認	検定の有効期限を確認する。							気象業務法における検定期間の確認								

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠
「個別点検」 2.2-3 水位計（水晶式）												「個別点検」 2.2-3 水位計（水晶式）												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考			
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	取付状況	センサの設置状態を確認する。							装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	取付状況	センサの設置状態を確認する。							装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握				
2	接続端子部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。									2	接続端子部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。											
3	カートリッジペン 注油 疑似入力試験	目視、交換。									3	カートリッジペン 注油 疑似入力試験	目視、交換。											
		目視、駆動部。											目視、駆動部。											
		1～5V入力						基準電圧発生器					1～5V入力						基準電圧発生器					
4	動作確認	変換器の設定内容を確認する。								4	動作確認	変換器の設定内容を確認する。												
5	D、O出力	D、Oチェックにより動作を確認する。								5	D、O出力	D、Oチェックにより動作を確認する。												
6	比較試験	現水位と機器の水位の比較し確認する。						量水板、手測水位計			6	比較試験	現水位と機器の水位の比較し確認する。						量水板、手測水位計		違いがある場合は調整する。			
7	機器本体の清掃等	計器板の清掃をする。							周囲環境を考慮した機能維持		7	機器本体の清掃等	計器板の清掃をする。							周囲環境を考慮した機能維持				
8	図書類・予備品等の確認	図書・予備品類の整理、数量等を確認する。							障害時の備え		8	図書類 ・予備品等の確認	図書 ・予備品類の整理、数量等を確認する。							障害時の備え				

「個別点検」 2.2-4 音波水位計												「個別点検」 2.2-4 音波水位計												改定主旨・根拠
「個別点検」 2.2-4 音波水位計												「個別点検」 2.2-4 音波水位計												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考			
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	電源電圧の確認	電源部入出力電圧を確認する。						テスタ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	出力は電圧測定端子のある場合のみ	1	電源電圧の確認	電源部入出力電圧を確認する。						テスタ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	出力は電圧測定端子のある場合のみ			
2	センサ取付状況確認	センサの設置状態（結露及び錆等）を確認する。									2	センサ取付状況確認	センサの設置状態（結露及び錆等）を確認する。											
3	ケーブル接続状況確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。									3	ケーブル接続状況確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。											
4	カートリッジペン 記録計 疑似入力試験	目視、交換									4	カートリッジペン 記録計 疑似入力試験	目視、交換											
		1～10V入力						装置テストSW等による					1～10V入力						装置テストSW等による					
5	動作確認	センサ感度、マーカ波形、水面波形を確認する。						オシロスコープ			5	動作確認	センサ感度、マーカ波形、水面波形を確認する。						オシロスコープ					
6	D、O出力	D、Oチェックにより動作を確認する。						テスタ			6	D、O出力	D、Oチェックにより動作を確認する。						テスタ					
7	比較試験	現水位と機器の水位の比較し確認する。						量水板、手測水位計			7	比較試験	現水位と機器の水位の比較し確認する。						量水板、手測水位計					
8	外観確認及び清掃	保護管等の破損、音波管内部の清浄、音波管にたまった砂・土や蜘蛛の巣等を取り除く。							周囲環境を考慮した機能維持		8	外観確認及び清掃	保護管等の破損、音波管内部の清浄、音波管にたまった砂・土や蜘蛛の巣等を取り除く。							周囲環境を考慮した機能維持				
9	機器本体の清掃等	機器本体等の内外面を清掃する。									9	機器本体の清掃等	機器本体等の内外面を清掃する。											
10	図書類・予備品等の確認	図書・予備品類の整理、数量等を確認する。							障害時の備え		10	図書類 ・予備品等の確認	図書 ・予備品類の整理、数量等を確認する。							障害時の備え				

「個別点検」 2.2-5 超音波積雪深計												「個別点検」 2.2-5 超音波積雪深計												改定主旨・根拠
「個別点検」 2.2-5 超音波積雪深計												「個別点検」 2.2-5 超音波積雪深計												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考			
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	電源電圧の確認	電源部入出力電圧を確認する。						テスタ	装置の正常動作の確認。 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	電源電圧の確認	電源部入出力電圧を確認する。						テスタ	装置の正常動作の確認。 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握				
2	超音波送受器動作確認	超音波送受器の入力波形を確認する。 ・送信波形を確認する。 ・受信波形を確認する。						オシロスコープ			2	超音波送受器動作確認	超音波送受器の入力波形を確認する。 ・送信波形を確認する。 ・受信波形を確認する。						オシロスコープ					
3	温度センサ動作確認	温度センサの動作確認をする。 ・通気ファン電源を確認する。 ・通気ファン電流を確認する。						テスタ			3	温度センサ動作確認	温度センサの動作確認をする。 ・通気ファン電源を確認する。 ・通気ファン電流を確認する。						テスタ					
4	処理部の動作確認	処理部の動作確認をする。 ・送受器、温度センサの設置高さの確認をする。 ・送受信波形の確認をする。						オシロスコープ スケール			4	処理部の動作確認	処理部の動作確認をする。 ・送受器、温度センサの設置高さの確認をする。 ・送受信波形の確認をする。						オシロスコープ スケール					
5	気象検定の確認	気象検定の有効期間を確認する。									5	気象検定の確認	気象検定の有効期間を確認する。											
6	外部出力確認	模擬積雪（発砲スチロール300×300程度等）により積雪深の測定及びテレメータ出力を確認する。 ・模擬積雪により表示値を確認する。 ・テレメータ出力信号を確認する。						模擬板及びテスタ			6	外部出力確認	模擬積雪（発砲スチロール300×300程度等）により積雪深の測定及びテレメータ出力を確認する。 ・模擬積雪により表示値を確認する。 ・テレメータ出力信号を確認する。						模擬板及びテスタ					
7	据え付け状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。							周囲環境を考慮した機能維持		7	据え付け状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。							周囲環境を考慮した機能維持				
8	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。									8	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。											
9	機器本体の清掃等	機器等の内外面を清掃する。									9	機器本体の清掃等	機器等の内外面を清掃する。											
10	図書類・予備品等の確認	図書類の整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。							障害時の備え		10	図書類 ・予備品等の確認	図書類の整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。							障害時の備え				

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠			
「個別点検」 2.2-6 光波積雪深計														「個別点検」 2.2-6 光波積雪深計														電子媒体での管理に移行したため削除	
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考								
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月						
1	測定面積状態の確認	測定面上にゴミ、汚れ等がないよう確認をする。						○	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	測定面積状態の確認	測定面上にゴミ、汚れ等がないよう確認をする。						○	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握									
2	測定点(ポイント)の確認	ポイント確認用マーカー(可視光レーザー)を使用して、測定板中心付近にレーザー光が点灯していることを確認する。						○		レーザポイントマーカー	2	測定点(ポイント)の確認	ポイント確認用マーカー(可視光レーザー)を使用して、測定板中心付近にレーザー光が点灯していることを確認する。						○		レーザポイントマーカー								
3	センサ取付角度の確認	角度測定計を用いセンサ取付角度がズレていないかを確認する。						○		傾斜計	3	センサ取付角度の確認	角度測定計を用いセンサ取付角度がズレていないかを確認する。						○		傾斜計								
4	電源・電圧値の確認	変換器側のターミナル位置で規定値の±10%以内						○		テスタ	4	電源・電圧値の確認	変換器側のターミナル位置で規定値の±10%以内						○		テスタ								
5	光量の確認	テスト用測定板及び測定面を計測したとき、積雪深、傾斜距離、反射光量、センサ内部温度を測定し記録する。前回の記録値と比較して光量値が60以上あることを確認する。						○		テスト用測定板(白面及び黒面)	5	光量の確認	テスト用測定板及び測定面を計測したとき、積雪深、傾斜距離、反射光量、センサ内部温度を測定し記録する。前回の記録値と比較して光量値が60以上あることを確認する。						○		テスト用測定板(白面及び黒面)								
6	外部出力の確認	雪のある場合は、雪を積んで積雪深値の出力を確認する。 ・測定板により表示値を確認する。 ・テレメータ出力信号を確認する。						○		テスト用測定板及びテスタ	6	外部出力の確認	雪のある場合は、雪を積んで積雪深値の出力を確認する。 ・測定板により表示値を確認する。 ・テレメータ出力信号を確認する。						○		テスト用測定板及びテスタ								
7	据え付け状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。						○		周囲環境を考慮した機能維持	7	据え付け状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。						○		周囲環境を考慮した機能維持								
8	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。						○			8	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。						○										
9	機器本体の清掃等	機器等の内外面を清掃すること。						○			9	機器本体の清掃等	機器等の内外面を清掃すること。						○										
10	図書類・予備品等の確認	図書類の整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え	10	図書類・予備品等の確認 予備品類の保管状態・数量等を確認する。	図書類の整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え								
「個別点検」 2.2-7 風向風速計														「個別点検」 2.2-7 風向風速計															電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考								
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月						
1	方位の確認	発信器を各方位に合わせ、記録及び出力値、可動部の動作状況の確認をする。 0~540°/0~1V 他						○	方位盤、デジタルポルトメータ	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	1	方位の確認	発信器を各方位に合わせ、記録及び出力値、可動部の動作状況の確認をする。 0~540°/0~1V 他						○	方位盤、デジタルポルトメータ	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	瞬間値に切り替わること。							
2	風速の確認	発信器に回転を与え、記録及び出力値の可動部の動作状況を確認する。 0~60m/s/0~1V 他 10m/s以下0.5m/s以内 10m/s以上5%以内						○	回転計、デジタルポルトメータ		2	風速の確認	発信器に回転を与え、記録及び出力値の可動部の動作状況を確認する。 0~60m/s/0~1V 他 10m/s以下0.5m/s以内 10m/s以上5%以内						○	回転計、デジタルポルトメータ		風速の確認は、点検時の風速で行うものとする。 零点確認は、発信器のプロペラを固定すれば可能。 しかし瞬間値に切り替わること。							
3	時計の確認	記録と現在時刻が合っているか確認し、ずれていたら調整する。						○			3	時計の確認	記録と現在時刻が合っているか確認し、ずれていたら調整する。						○			専用記録計、打点またはペン式記録計の場合。							
4	インクの確認	ペンの詰まりやインクのかすれ等の確認をする ・詰まっている場合は清掃をする。 ・かすれや、薄くなっている場合はインクの補充をする。						※			4	インクの確認	ペンの詰まりやインクのかすれ等の確認をする ・詰まっている場合は清掃をする。 ・かすれや、薄くなっている場合はインクの補充をする。						※			※は、必要に応じて点検を実施する。							
5	可動部の確認	目視により可動部の動作状況を確認する。異常がある場合は注油する。						○			5	可動部の確認	目視により可動部の動作状況を確認する。異常がある場合は注油する。						○										
6	モータの確認	異常音または異常に熱くなっているか確認する。						○			6	モータの確認	異常音または異常に熱くなっているか確認する。						○										
7	記録値の確認	記録計の入力に規定電圧を印可し、記録値を確認する。						○	電圧発生器		7	記録値の確認	記録計の入力に規定電圧を印可し、記録値を確認する。						○	電圧発生器									
8	検定有効期限の確認	検定の有効期限を確認する。						○	気象業務法における検定期間の確認		8	検定有効期限の確認	検定の有効期限を確認する。						○	気象業務法における検定期間の確認									
9	据え付け状態の確認	据え付け状態を確認し、緩み等がないことを確認する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		9	据え付け状態の確認	据え付け状態を確認し、緩み等がないことを確認する。						○	周囲環境を考慮した機能維持									
10	接続部の確認	端子及びコネクタの接続状況を確認し、緩んでいる部分は締めなおす。						○			10	接続部の確認	端子及びコネクタの接続状況を確認し、緩んでいる部分は締めなおす。						○										
11	機器本体の清掃等	機器等の内外面を清掃する。						○		11	機器本体の清掃等	機器等の内外面を清掃する。						○											
12	図書類・予備品等の確認	図書類の整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え	12	図書類・予備品等の確認 予備品類の保管状態・数量等を確認する。	図書類の整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え										

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠		
「個別点検」 2-2-8 温度計 (白金抵抗体)													「個別点検」 2-2-8 温度計 (白金抵抗体)													電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月			
1	時計の確認	記録と現在時刻が合っているか確認し、ずれていたら調整する。						○	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	時計機能がある場合。 (打点またはペン式記録計)	1	時計の確認	記録と現在時刻が合っているか確認し、ずれていたら調整する。						○	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	時計機能がある場合。 (打点またはペン式記録計)					
2	可動部の確認	目視により可動部の動作状況を確認する。 異常音がある場合は注油する。						○	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	打点またはペン式記録計	2	可動部の確認	目視により可動部の動作状況を確認する。 異常音がある場合は注油する。						○	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	打点またはペン式記録計					
3	通過シエルタファン の確認	異常音または異常に熱くなっていないか確認する。						○		通過シエルタ方式の場合。	3	通過シエルタファン の確認	異常音または異常に熱くなっていないか確認する。						○		通過シエルタ方式の場合。					
4	記録値の確認	記録計の入力に規定電圧を印可し、記録値を確認する。						○		電圧発生器	打点またはペン式記録計	4	記録値の確認	記録計の入力に規定電圧を印可し、記録値を確認する。							○	電圧発生器	打点またはペン式記録計			
5	温度計との確認	アスマン温度計による実測値と記録値を比較し確認する。 ±0.5℃以内						○	アスマン温度計		5	温度計との確認	アスマン温度計による実測値と記録値を比較し確認する。 ±0.5℃以内						○	アスマン温度計						
6	検定有効期限の確認	検定の有効期限を確認する。						○	気象業務法における検定期間の 確認 周囲環境を考慮した機能維持		6	検定有効期限の確認	検定の有効期限を確認する。						○	気象業務法における検定期間の 確認 周囲環境を考慮した機能維持						
7	据え付け状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。						○			7	据え付け状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。						○							
8	接続部の確認	端子の接続状況を確認し、緩んでいる部分は締めなおす。						○			8	接続部の確認	端子の接続状況を確認し、緩んでいる部分は締めなおす。						○							
9	機器本体の清掃等	機器等の内外面を清掃すること。						○			9	機器本体の清掃等	機器等の内外面を清掃すること。						○							
10	図書類・予備品等の確認	図書類の整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え		10	図書類・予備品等の確認 図書類の整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え							
「個別点検」 2-2-9 埋設路面温度計 (白金抵抗体)													「個別点検」 2-2-9 埋設路面温度計 (白金抵抗体)													電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月			
1	時計の確認	記録と現在時刻が合っているか確認し、ずれていたら調整する。						○	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	時計機能がある場合。 (打点またはペン式記録計)	1	時計の確認	記録と現在時刻が合っているか確認し、ずれていたら調整する。						○	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	時計機能がある場合。 (打点またはペン式記録計)					
2	各可動部の確認	目視により可動部の動作状況を確認する。 異常音がある場合は注油する。						○	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	打点またはペン式記録計	2	各可動部の確認	目視により可動部の動作状況を確認する。 異常音がある場合は注油する。						○	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	打点またはペン式記録計					
3	予備抵抗体の確認	予備抵抗体感部の抵抗値を測定する。 100~120Ω						○		テスタ	発信器ダブル感部の場合。	3	予備抵抗体の確認	予備抵抗体感部の抵抗値を測定する。 100~120Ω							○	テスタ	発信器ダブル感部の場合。			
4	記録値の確認	記録計の入力に規定電圧を印可し、記録値を確認する。						○		電圧発生器	打点またはペン式記録計	4	記録値の確認	記録計の入力に規定電圧を印可し、記録値を確認する。							○	電圧発生器	打点またはペン式記録計			
5	据え付け状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		5	据え付け状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。						○	周囲環境を考慮した機能維持						
6	接続部の確認	端子の接続状況を確認し、緩んでいる部分は締めなおす。						○			6	接続部の確認	端子の接続状況を確認し、緩んでいる部分は締めなおす。						○							
7	図書類・予備品等の確認	図書類の整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え		7	図書類・予備品等の確認 図書類の整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え							
「個別点検」 2-2-10 路面凍結検知装置													「個別点検」 2-2-10 路面凍結検知装置													電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月			
1	電源電圧の確認	電源部入出力電圧を確認する。						○	テスタ	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握。	1	電源電圧の確認	電源部入出力電圧を確認する。						○	テスタ						
2	気温計の動作確認	気温計の動作確認をする。 ・通気ファン電源を確認する。 ・通気ファン電流を確認する。 ・計測温度を基準温度計と比較し確認する。						○	テスタ、アスマン温度計(基準温度計)		2	気温計の動作確認	気温計の動作確認をする。 ・通気ファン電源を確認する。 ・通気ファン電流を確認する。 ・計測温度を基準温度計と比較し確認する。						○	テスタ、アスマン温度計(基準温度計)						
3	路温計の動作確認	路温計の動作確認をする。 ・基準黒体炉、氷または基準路温計等を用いて路温の確認をする。						○	基準黒体炉、氷、基準路温計等		3	路温計の動作確認	路温計の動作確認をする。 ・基準黒体炉、氷または基準路温計等を用いて路温の確認をする。						○	基準黒体炉、氷、基準路温計等						
4	水分計の動作確認	水分計の動作確認をする。 ・模擬路盤により、水分検出状況を確認する。 ・路面に水を散布し、水分検出状況を確認する。						○	模擬路盤、水		4	水分計の動作確認	水分計の動作確認をする。 ・模擬路盤により、水分検出状況を確認する。 ・路面に水を散布し、水分検出状況を確認する。						○	模擬路盤、水						
5	処理部の動作確認	処理部の動作確認をする。 ・気温設定基準値の確認をする。 ・路温設定基準値の確認をする。 ・水分設定基準値の確認をする。 ・タイマ設定基準値の確認をする。						○	テスタ		5	処理部の動作確認	処理部の動作確認をする。 ・気温設定基準値の確認をする。 ・路温設定基準値の確認をする。 ・水分設定基準値の確認をする。 ・タイマ設定基準値の確認をする。						○	テスタ						
6	外部出力の確認	模擬データ入力による動作を確認する。 ・表示部の表示値を確認する。 ・テレメータ出力信号を確認する。						○	基準抵抗器、基準電圧発生器、模擬路盤		6	外部出力の確認	模擬データ入力による動作を確認する。 ・表示部の表示値を確認する。 ・テレメータ出力信号を確認する。						○	基準抵抗器、基準電圧発生器、模擬路盤						
7	据え付け状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。						○			7	据え付け状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。						○							
8	接続部の確認	端子の接続状況を確認し、緩んでいる部分は締めなおす。						○			8	接続部の確認	端子の接続状況を確認し、緩んでいる部分は締めなおす。						○							
9	機器本体の清掃等	機器等の内外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		9	機器本体の清掃等	機器等の内外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持						
10	図書類・予備品等の確認	図書類の整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え。			10	図書類・予備品等の確認 図書類の整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	障害時の備え。						

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠			
「個別点検」 2.3-1 避雷トランス（低圧用）													「個別点検」 2.3-1 避雷トランス（低圧用）													電子媒体での管理に移行したため削除	
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考						
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月				
1	避雷素子の確認	破損、変色、発熱等を確認し、劣化した素子は交換する。					○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	避雷素子には種々のものがある ので、劣化及び交換の判断は説明書 を参照すること。 避雷素子は取り外して測定する。	1	避雷素子の確認	破損、変色、発熱等を確認し、劣化した素子は交換する。					○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	避雷素子には種々のものがある ので、劣化及び交換の判断は説明書 を参照すること。 避雷素子は取り外して測定する。						
2	絶縁抵抗の確認	一次、二次端子をそれぞれ一括し、一次と接地間、二次と接地間及び一次と二次間を500V絶縁抵抗計で測定し100MΩ以上であることを確認する。					○	絶縁抵抗計 (500Vメガー)			2	絶縁抵抗の確認	一次、二次端子をそれぞれ一括し、一次と接地間、二次と接地間及び一次と二次間を500V絶縁抵抗計で測定し100MΩ以上であることを確認する。					○	絶縁抵抗計 (500Vメガー)								
3	接続部の確認	接続ケーブル、端子等の接続状態を確認する。					○			3	接続部の確認	接続ケーブル、端子等の接続状態を確認する。					○										
4	機器本体の清掃等	機器本体の外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		4	機器本体の清掃等	機器本体の外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持							
5	図書類・予備品等の確認	図書類が整理保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		5	図書類・予備品等の確認	図書類が整理保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え							
「個別点検」 2.4-1 処理装置（入出力コンソール、通信制御装置含む）（ダム管理用制御処理装置、レーダ雨（雷）量計システム、地震情報システム）													「個別点検」 2.4-1 処理装置（入出力コンソール、通信制御装置含む）（ダム管理用制御処理装置、レーダ雨（雷）量計システム、地震情報システム）														電池交換は別途とする。
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考						
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月				
1	電圧等の確認	チェック端子等により各部電圧等の測定を行い、基準値内にあることを確認し、必要があれば調整する。					○	電圧計、デジタルマルチメータ	装置の正常動作の確認、維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	電圧等の確認	チェック端子等により各部電圧等の測定を行い、基準値内にあることを確認し、必要があれば調整する。					○	電圧計、デジタルマルチメータ	装置の正常動作の確認、維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握							
2	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○			2	電池の交換確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、 対象となるものは交換 する。					○										
3	自動再起動の動作確認	停電復旧後、自動的にシステムが再起動することを確認する。					○			3	自動再起動の動作確認	停電復旧後、自動的にシステムが再起動することを確認する。					○										
4	入出力コンソール部の動作確認	キーボードの動作確認及び表示を確認する。 ディスプレイ部の輝度、画面位置サイズなどの確認をする。 プリンタ部の動作を確認する。 オフラインで文字を印字し、文字乱れの有無確認、紙送り動作、リボン送り動作の確認をする。					○		必要とする装置のみ。		4	入出力コンソール部の動作確認	キーボードの動作確認及び表示を確認する。 ディスプレイ部の輝度、画面位置サイズなどの確認をする。 プリンタ部の動作を確認する。 オフラインで文字を印字し、文字乱れの有無確認、紙送り動作、リボン送り動作の確認をする。					○		必要とする装置のみ。							
5	動作確認	処理装置のテストプログラムによる動作を確認する。					○				5	動作確認	処理装置のテストプログラムによる動作を確認する。					○									
6	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。					○				6	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。					○									
7	機器本体の清掃等	機器内外面の清掃をする。 エアフィルタを取り外し目づまりの点検及び清掃をする。 筐体ファンの確認及び清掃をする。 冷却ファンの動作確認、清掃及び注油をする。 機器据付け状態を確認する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		7	機器本体の清掃等	機器内外面の清掃をする。 エアフィルタを取り外し目づまりの点検及び清掃をする。 筐体ファンの確認及び清掃をする。 冷却ファンの動作確認、清掃及び注油をする。 機器据付け状態を確認する。					○		周囲環境を考慮した機能維持							

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠
「個別点検」 2.4-3 端末装置 (ワークステーション、パーソナルコンピュータ)												「個別点検」 2.4-3 端末装置 (ワークステーション、パーソナルコンピュータ)												電池交換は別途とする。 システムの停止ができない場合は、外面清掃にとどめる。
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	電圧等の確認	チェック端子等により各部の電圧を確認する。						電圧計、デジタルマルチメータ	装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	電圧等の確認	チェック端子等により各部の電圧を確認する。						電圧計、デジタルマルチメータ	装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握				
2	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。							必要とする装置のみ。		2	電池の 交換確認	バックアップ電池の交換周期を確認 ←対象となるものは交換する。							装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	必要とする装置のみ。			
3	ハードディスクの確認	稼働時間、不良セクタの有無を確認する。									3	ハードディスクの確認	稼働時間、不良セクタの有無を確認する。											
4	動作確認	アプリケーションプログラムを動作させ、表示、キーボード入力、マウスの動作、LANによるデータの送受信機能等、総合動作を確認する。									4	動作確認	アプリケーションプログラムを動作させ、表示、キーボード入力、マウスの動作、LANによるデータの送受信機能等、総合動作を確認する。											
5	接続部の確認	コネクタ、プラグイン等の緩み及びヒューズの緩みを確認する。									5	接続部の確認	コネクタ、プラグイン等の緩み及びヒューズの緩みを確認する。											
6	イベントログ (Windows 付属機能) の確認	OS機能のイベントログ (システム及びアプリケーション) を確認し、ハード異常やOS異常の兆候や発生を示すログが無いことを確認する							OSがWindowsの場合		6	イベントログ (Windows 付属機能) の確認	OS機能のイベントログ (システム及びアプリケーション) を確認し、ハード異常やOS異常の兆候や発生を示すログが無いことを確認する							OSがWindowsの場合				
7	機器本体の清掃等	筐体内部の点検及び清掃をする。							周囲環境を考慮した機能維持		7	機器本体の清掃等	筐体 内部 の点検及び清掃をする。							周囲環境を考慮した機能維持				
		ファンの点検及び清掃をする。											ファンの点検及び清掃をする。											
		F/Dドライブヘッドのクリーニングをする。											F/Dドライブヘッドのクリーニングをする。											
		ディスプレイ部の清掃をする。											ディスプレイ部の清掃をする。											
		ディスプレイ画面の清掃をする。											ディスプレイ画面の清掃をする。											
		キーボードの点検及び清掃をする。											キーボードの点検及び清掃をする。											
		マウスの点検及び清掃をする。											マウスの点検及び清掃をする。											
		異常音、異常温度の確認をする。											異常音、異常温度の確認をする。											
		ランプの点灯状態を確認する。											ランプの点灯状態を確認する。											
		摩耗部品の交換をする。											摩耗部品の交換をする。											
		据付状態を確認する。											据付状態を確認する。											
「個別点検」 2.4-4 端末装置 (LAN [ブリッジ・ルータ])												「個別点検」 2.4-4 端末装置 (LAN [ブリッジ・ルータ])												電池交換は別途とする。
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。							装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	電池の 交換確認	バックアップ電池の交換周期を確認 ←対象となるものは交換する。							装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握				
2	接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等を点検し、緩み等のないことを確認する。									2	接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等を点検し、緩み等のないことを確認する。											
3	機器本体の清掃等	機器本体外面の清掃をする。 ファン、フィルタの清掃をする。 機器据付状態を確認する。							周囲環境を考慮した機能維持		3	機器本体の清掃等	機器本体外面の清掃をする。 ファン、フィルタの清掃をする。 機器据付状態を確認する。							周囲環境を考慮した機能維持				
「個別点検」 2.4-5 サーバ (ファイルサーバ、プリンタサーバその他)												「個別点検」 2.4-5 サーバ (ファイルサーバ、プリンタサーバその他)												電池交換は別途とする。
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	電圧等の確認	チェック端子等により電源電圧等を確認する。						電圧計、デジタルマルチメータ	装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	電圧等の確認	チェック端子等により電源電圧等を確認する。						電圧計、デジタルマルチメータ	装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	必要とする装置のみ。			
2	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し対象となるものは交換する。									2	電池の 交換確認	バックアップ電池の交換周期を確認 ←対象となるものは交換する。											
3	CRT表示部の確認	輝度及び色彩等を点検し異常の無いことを確認する。									3	CRT モニタ・ディスプレイ表示部の確認	輝度及び色彩等を点検し異常の無いことを確認する。											
4	ハードディスクの確認	稼働時間、不良セクタの有無を確認する。									4	ハードディスクの確認	稼働時間、不良セクタの有無を確認する。											
5	停・復電時の機能確認	無停電電源装置との連動により停電検出、停電検出時のデータセーブ処理等が正常に行われることを確認する。 復電時の自動起動処理が正常に行われることを確認する。 フェイル保護機能、バックアップ機能等を確認する。									5	停・復電時の機能確認	無停電電源装置との連動により停電検出、停電検出時のデータセーブ処理等が正常に行われることを確認する。 復電時の自動起動処理が正常に行われることを確認する。 フェイル保護機能、バックアップ機能等を確認する。											
6	動作確認	テストプログラム等によりサーバとしての動作を確認する。									6	動作確認	テストプログラム等によりサーバとしての動作を確認する。											
7	イベントログ (Windows 付属機能) の確認	OS機能のイベントログ (システム及びアプリケーション) を確認し、ハード異常やOS異常の兆候や発生を示すログが無いことを確認する							OSがWindowsの場合		7	イベントログ (Windows 付属機能) の確認	OS機能のイベントログ (システム及びアプリケーション) を確認し、ハード異常やOS異常の兆候や発生を示すログが無いことを確認する							OSがWindowsの場合				
8	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態、プラグインの緩み等を確認する。									8	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態、プラグインの緩み等を確認する。											
9	機器本体の清掃等	機器本体外面の清掃をする。 キーボード、マウス等の確認及び清掃をする。 ファン、フィルタを清掃する。 機器据付状態を確認する。							周囲環境を考慮した機能維持		9	機器本体の清掃等	機器本体外面の清掃をする。 キーボード、マウス等の確認及び清掃をする。 ファン、フィルタを清掃する。 機器据付状態を確認する。							周囲環境を考慮した機能維持				

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠		
「個別点検」 2.4-1.1 時計装置													「個別点検」 2.4-1.1 時計装置													電池交換は別途とする。
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考					
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月			
1	電圧等の確認	自蔵計器またはチェック端子等により各電圧を確認する。						○ 電圧計、デジタルマルチメータ	装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	電圧等の確認	自蔵計器またはチェック端子等により各電圧を確認する。						○ 電圧計、デジタルマルチメータ	装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握						
2	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。						○			2	電池の交換確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、 対象となるものは交換 する。						○							
3	時刻の確認	親時計と子時計の時刻が、標準時計と合っていることを確認する。						○			3	時刻の確認	親時計と子時計の時刻が、標準時計と合っていることを確認する。						○							
4	接続部の確認	FM放送受信状況が、正常であることを確認する。 ケーブル、コネクタ、端子等を点検し、緩み等のないことを確認する。						○			4	接続部の確認	FM放送受信状況が、正常であることを確認する。 ケーブル、コネクタ、端子等を点検し、緩み等のないことを確認する。						○							
5	機器本体の清掃等	機器本体外面の清掃をする。 ファン、フィルタの清掃をする。 機器据付状態、緩み等のないことを確認する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		5	機器本体の清掃等	機器本体外面の清掃をする。 ファン、フィルタの清掃をする。 機器据付状態、緩み等のないことを確認する。						○	周囲環境を考慮した機能維持						
「個別点検」 2.5-1 河川情報システム (通信制御装置/その他サーバ)													「個別点検」 2.5-1 河川情報システム (通信制御装置/その他サーバ)													電池交換は別途とする。 システムの停止ができない場合は、外面清掃にとどめる。 電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考					
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月			
1	データの確認	観測したデータ内容を確認する。	○						装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	データの確認	観測したデータ内容を確認する。						○	装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握						
2	定数等の確認	各種の定数(演算定数・判定用定数等)が正しい値であることを定数系を用いて確認する。						○			2	定数等の確認	各種の定数(演算定数・判定用定数等)が正しい値であることを定数系を用いて確認する。						○							
3	オフライン動作の確認	体制入力や観測局の保守・閉局等のオフライン動作が正常に機能することを確認する。						○			3	オフライン動作の確認	体制入力や観測局の保守・閉局等のオフライン動作が正常に機能することを確認する。						○							
4	スイッチ機能の確認	各スイッチ操作が正常に機能することを確認する。						○			4	スイッチ機能の確認	各スイッチ操作が正常に機能することを確認する。						○							
5	電圧等の測定	チェック端子等で各部電圧等を測定し、標準値以内であることを確認する。						○ 電圧計、デジタルマルチメータ	インターフェース（電圧）を含む。 必要とする装置のみ。		5	電圧等の測定	チェック端子等で各部電圧等を測定し、標準値以内であることを確認する。						○ 電圧計、デジタルマルチメータ	インターフェース（電圧）を含む。 必要とする装置のみ。						
6	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。						○			6	電池の交換確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、 対象となるものは交換 する。						○							
7	レベル測定	送受信レベルを測定し、標準値以内であることを確認する。						○ レベル計	必要とする装置のみ		7	レベル測定	送受信レベルを測定し、標準値以内であることを確認する。						○ レベル計	必要とする装置のみ						
9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。 据付状態、緩み等のないことを確認する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。 据付状態、緩み等のないことを確認する。						○	周囲環境を考慮した機能維持						
10	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていること及び予備品類の保管状態、数量等を確認する。						○	障害時の備え		10	図書類 予備品等の確認	図書類が整理・保管されていること 及び予備品類の保管状態、数量等を確認する。						○	障害時の備え						
「個別点検」 2.5-3 統一河川情報システム サーバ													「個別点検」 2.5-3 統一河川情報システム サーバ													電池交換は別途とする。 システムの停止ができない場合は、外面清掃にとどめる。 電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考					
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月			
1	データの確認	観測したデータ内容を確認する。	○						装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	データの確認	観測したデータ内容を確認する。						○	装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握						
2	定数等の確認	各種の定数(演算定数・判定用定数等)が正しい値であることを定数系を用いて確認する。						○			2	定数等の確認	各種の定数(演算定数・判定用定数等)が正しい値であることを定数系を用いて確認する。						○							
3	オフライン動作の確認	体制入力や観測局の保守・閉局等のオフライン動作が正常に機能することを確認する。						○			3	オフライン動作の確認	体制入力や観測局の保守・閉局等のオフライン動作が正常に機能することを確認する。						○							
4	運用管理系の状態確認	運用管理系の画面から統一河川情報システムの全体動作の状況を確認する。						○			4	運用管理系の状態確認	運用管理系の画面から統一河川情報システムの全体動作の状況を確認する。						○							
5	電圧等の測定	チェック端子等で各部電圧等を測定し、標準値以内であることを確認する。						○ 電圧計、デジタルマルチメータ	インターフェース（電圧）を含む。 必要とする装置のみ。		5	電圧等の測定	チェック端子等で各部電圧等を測定し、標準値以内であることを確認する。						○ 電圧計、デジタルマルチメータ	インターフェース（電圧）を含む。 必要とする装置のみ。						
6	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。						○			6	電池の交換確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、 対象となるものは交換 する。						○							
8	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。 据付状態、緩み等のないことを確認する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		8	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。 据付状態、緩み等のないことを確認する。						○	周囲環境を考慮した機能維持						
9	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていること及び予備品類の保管状態、数量等を確認する。						○	障害時の備え		9	図書類 予備品等の確認	図書類が整理・保管されていること 及び予備品類の保管状態、数量等を確認する。						○	障害時の備え						

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠	
「個別点検」 25-4 統一河川情報システム 負荷分散装置													「個別点検」 25-4 統一河川情報システム 負荷分散装置													脱字 システムの停止ができない場合は、外面清掃にとどめる。	
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考						
1	負荷分散状態の確認	負荷分散装置のログから設定された内容で負荷分散をしていることを確認する。	毎	1	2	3	6	12		装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	負荷分散状態の確認	負荷分散装置のログから設定された内容で負荷分散をしていることを確認する。	毎	1	2	3	6	12		装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握					
2	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。 据付状態、緩み等のないことを確認する。							○	周囲環境を考慮した機能維持		2	機器本体の清掃等	機器本体の 内外面 を清掃する。 据付状態、緩み等のないことを確認する。							○	周囲環境を考慮した機能維持					
「個別点検」 26-1 道路情報システム (通信制御装置/処理装置)													「個別点検」 26-1 道路情報システム (通信制御装置/処理装置)														電池交換は別途とする。 システムの停止ができない場合は、外面清掃にとどめる。 電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考						
1	データ内容の確認	入力されるデータが欠測していないか確認する。	○							装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	データ内容の確認	入力されるデータが欠測していないか確認する。	○							装置の正常動作の確認、維持標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握					
2	登録制御機能の確認	道路情報表示装置等の語句、パターン等の入力、登録機能の確認をする。 道路情報表示装置等の表示制御機能を点検し、制御結果を確認する。 工事・規制・体制・雪情報等の入力、登録機能の確認をする。							○			2	登録制御機能の確認	道路情報表示装置等の語句、パターン等の入力、登録機能の確認をする。 道路情報表示装置等の表示制御機能を点検し、制御結果を確認する。 工事・規制・体制・雪情報等の入力、登録機能の確認をする。							○						
3	出力機能の確認	プリンタ等への記録内容と表示盤等への表示内容、CRTディスプレイ及びワークステーションの表示内容を確認する。							○			3	出力機能の確認	プリンタ等への記録内容と表示盤等への表示内容、CRTディスプレイ及びワークステーションの表示内容を確認する。							○						
4	数値等の確認	各種の定数（演算定数、判定用定数等）が正しい値であることを確認する。							○			4	数値等の確認	各種の定数（演算定数、判定用定数等）が正しい値であることを確認する。							○						
5	警報動作の確認	警報判定機能が正常であることを確認する。							○			5	警報動作の確認	警報判定機能が正常であることを確認する。							○						
6	システム復旧機能の確認	電源障害復旧時のシステム復旧機能が正常であることを確認する。 運用系装置の障害時に待機系装置に切り替わりシステム動作が継続できることを確認する。							○			6	システム復旧機能の確認	電源障害復旧時のシステム復旧機能が正常であることを確認する。 運用系装置の障害時に待機系装置に切り替わりシステム動作が継続できることを確認する。							○						
7	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。							○	必要とする装置のみ。		7	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、 対象となるものは交換 する。							○	必要とする装置のみ。					
8	接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等を点検し、緩み等のないことを確認する。							○			8	接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等を点検し、緩み等のないことを確認する。							○						
9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。 据付状態、緩み等のないことを確認する。							○	周囲環境を考慮した機能維持		9	機器本体の清掃等	機器本体の 内外面 を清掃する。 据付状態、緩み等のないことを確認する。							○	周囲環境を考慮した機能維持					
10	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていること及び予備品類の保管状態、数量等を確認する。 ソフトウェア媒体の最新版が保管されていることを確認する。							○	障害時の備え		10	図書類 ・予備品等の確認	図書類 が整理・保管されていること及び予備品類の保管状態、数量等を確認する。 ソフトウェア媒体の最新版が保管されていることを確認する。							○	障害時の備え					
「個別点検」 27-8 収集処理装置 (レーダ局) (入出力コンソール含む)													「個別点検」 27-8 収集処理装置 (レーダ局) (入出力コンソール含む)													電池交換は別途とする。	
No	点検項目	点検内容及び判定基準等	点検周期					使用測定器等	点検目的等	備考	No	点検項目	点検内容及び判定基準等	点検周期					使用測定器等	点検目的等	備考						
1	操作部スイッチ機能の確認	各スイッチ類による機能の確認をする。							○	装置正常動作の維持		1	操作部スイッチ機能の確認	各スイッチ類による機能の確認をする。							○	装置正常動作の維持					
2	電圧等の確認	チェック端子により各部電圧等の測定を行い標準値内であることを確認する。 標準値 AC入力電圧±3% DC出力電圧±10%							○	電圧計、デジタルマルチメータ 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握		2	電圧等の確認	チェック端子により各部電圧等の測定を行い標準値内であることを確認する。 標準値 AC入力電圧±3% DC出力電圧±10%							○	電圧計、デジタルマルチメータ 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握					
3	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。							○	装置正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	必要となる装置のみ。	3	電池の 交換確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、 対象となるものは交換 する。							○	装置正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	必要となる装置のみ。				
4	自動再起動の動作確認	停電復旧後、自動的にシステムが再起動することを確認する。							○		必要となる装置のみ。	4	自動再起動の動作確認	停電復旧後、自動的にシステムが再起動することを確認する。							○		必要となる装置のみ。				
5	入出力コンソール部の動作確認	キーボードの動作確認及び表示の確認をする。 ディスプレイ部の輝度、画面位置サイズなどの確認をする。							○			5	入出力コンソール部の動作確認	キーボードの動作確認及び表示の確認をする。 ディスプレイ部の輝度、画面位置サイズなどの確認をする。							○		必要となる装置のみ。				
6	テストプログラムによる動作確認	プリンタ部の動作確認、オフラインで全文字印字し、文字乱れの有無確認、紙送り動作、リボン送り動作の確認をする。 テストプログラムにより動作が正常であることを確認する。							○			6	テストプログラムによる動作確認	プリンタ部の動作確認、オフラインで全文字印字し、文字乱れの有無確認、紙送り動作、リボン送り動作の確認をする。 テストプログラムにより動作が正常であることを確認する。							○						
7	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。							○			7	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。							○						
8	機器本体の清掃等	ファンモジュールの確認及び清掃をする。 機器本体の内外面を清掃する。 機器据付状態の確認をする。							○	周囲環境を考慮した機能維持		8	機器本体の清掃等	ファンモジュールの確認及び清掃をする。 機器本体の内外面を清掃する。 機器据付状態の確認をする。							○	周囲環境を考慮した機能維持					

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠		
「個別点検」 27-15 解析処理装置・データ記録装置												「個別点検」 27-15 解析処理装置・データ記録装置												電子媒体での管理に移行したため削除
No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	パラメータ等の確認	レーダ雨(雪)量計で使用する演算パラメータの確認をする。					○		装置正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	パラメータ等の確認	レーダ雨(雪)量計で使用する演算パラメータの確認をする。					○		装置正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	必要とする装置のみ。			
2	電圧等の確認	チェック端子により各部電圧等の測定を行い標準値内にあることを確認する。					○	電圧計、デジタルマルチメータ		2	電圧等の確認	チェック端子により各部電圧等の測定を行い標準値内にあることを確認する。					○	電圧計、デジタルマルチメータ		装置正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	必要とする装置のみ。			
3	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態プラグインの緩み等を確認する。					○			3	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態プラグインの緩み等を確認する。					○							
4	機器本体の清掃等	筐体内部の確認及び清掃をする。 ファン、フィルタの清掃をする。 ディスプレイ画面の清掃をする。 キーボードの確認及び清掃をする。 マウスの確認及び清掃をする。 異常音、異常温度の確認をする。 磨耗部品の交換をする。 機器据付状態の確認をする。					○		周囲環境を考慮した機能維持		4	機器本体の清掃等	筐体内部の確認及び清掃をする。 ファン、フィルタの清掃をする。 ディスプレイ画面の清掃をする。 キーボードの確認及び清掃をする。 マウスの確認及び清掃をする。 異常音、異常温度の確認をする。 磨耗部品の交換をする。 機器据付状態の確認をする。					○		周囲環境を考慮した機能維持				
5	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていること及び予備品類の保管状態、数量等を確認する。					○		障害時の備え		5	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていること及び予備品類の保管状態、数量等を確認する。					○		障害時の備え				
「個別点検」 28-1 地震情報システム (集配信制御装置 (本局設備))												「個別点検」 28-1 地震情報システム (集配信制御装置 (本局設備))												電子媒体での管理に移行したため削除
No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	画面表示の確認	サーバ監視用モニターで、異常表示の有無を確認する。		○					装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	画面表示の確認	サーバ監視用モニターで、異常表示の有無を確認する。		○					装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握				
2	各部電圧・電流確認	各部の入力電圧を自蔵計器またはテスタ等により確認する。					○	自蔵計器またはテスタ		2	各部電圧・電流確認	各部の入力電圧を自蔵計器またはテスタ等により確認する。					○	自蔵計器またはテスタ		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握				
3	入出力ケーブルの確認	各ケーブルに損傷が無く、確実に接続されていることを確認する。					○			3	入出力ケーブルの確認	各ケーブルに損傷が無く、確実に接続されていることを確認する。					○							
4	時計の確認	時計の進み遅れを確認し、ずれている場合は校正する。					○			4	時計の確認	時計の進み遅れを確認し、ずれている場合は校正する。					○							
5	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		5	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持				
6	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		6	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え				
「個別点検」 28-2 地震情報システム (通信制御装置 (事務所設備))												「個別点検」 28-2 地震情報システム (通信制御装置 (事務所設備))												電子媒体での管理に移行したため削除
No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	各部電圧・電流確認	各部の電圧/電流を自蔵計器またはテスタ等により確認する。					○	自蔵計器またはテスタ	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	各部電圧・電流確認	各部の電圧/電流を自蔵計器またはテスタ等により確認する。					○	自蔵計器またはテスタ	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握				
2	モデム入出力信号レベルの確認	多重及びNTTの各回線と接続されているモデムの入出力信号レベルを測定し、標準値±2dBを越えている場合は1dB以内に調整する。					○			2	モデム入出力信号レベルの確認	多重及びNTTの各回線と接続されているモデムの入出力信号レベルを測定し、標準値±2dBを越えている場合は1dB以内に調整する。					○							
3	メンテナンスパネルの画面表示の確認	表示メニューに従い、各表示画面が全て正しく表示されることを確認する。					○			3	メンテナンスパネルの画面表示の確認	表示メニューに従い、各表示画面が全て正しく表示されることを確認する。					○							
4	全局観測動作の確認	事務所から各強震計測装置に対して呼出し試験を行い、事務所管内の全強震計測装置(観測局)と通信制御装置の通信が正常に行えることを確認する。					○			4	全局観測動作の確認	事務所から各強震計測装置に対して呼出し試験を行い、事務所管内の全強震計測装置(観測局)と通信制御装置の通信が正常に行えることを確認する。					○							
5	入出力ケーブルの確認	各ケーブルに損傷が無く、確実に接続されていることを確認する。					○			5	入出力ケーブルの確認	各ケーブルに損傷が無く、確実に接続されていることを確認する。					○							
6	時計の確認	時計の進み遅れを確認し、ずれている場合は校正する。					○			6	時計の確認	時計の進み遅れを確認し、ずれている場合は校正する。					○							
7	機器本体の清掃等	各機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		7	機器本体の清掃等	各機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持				
8	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		8	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え				

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠
「個別点検」 28-3 強震計測装置 2/2													「個別点検」 28-3 強震計測装置 2/2													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月			
21	処理器の避雷器確認	ガスアレスタ及びダイオードに損傷や焼け焦げが無いことを確認する。					○		装置の正常動作の(確認、確保)維持		21	処理器の避雷器確認	ガスアレスタ及びダイオードに損傷や焼け焦げが無いことを確認する。					○		装置の正常動作の(確認、確保)維持						
22	処理器の自己診断機能確認	表示器への表示内容からセンサーの状態及び他の自己診断機能が正常であることを確認する。					○		標準値(規格値)との照合測定結果の変化傾向の把握		22	処理器の自己診断機能確認	表示器への表示内容からセンサーの状態及び他の自己診断機能が正常であることを確認する。					○		標準値(規格値)との照合測定結果の変化傾向の把握						
23	外部出力部及びモデム等の動作確認	外部出力部及びモデムが正常に動作していることを確認する。					○	レベル計			23	外部出力部及びモデム等の動作確認	外部出力部及びモデムが正常に動作していることを確認する。					○	レベル計							
24	電池電源の確認	電池電源電圧が充電していない状態で12V以上あることを確認する。					○	電圧計			24	電池電源の確認	電池電源電圧が充電していない状態で12V以上あることを確認する。					○	電圧計							
25	総合評価	収集したノイズ波形記録から観測点におけるノイズの振幅レベル及びスペクトル構造を解析する。 収集したセルフテスト波形記録の詳細から矩形波校正入力に対するセンサーの応答を解析する。 地震波形記録の解析から波形記録の質を評価する。 収集した常時ノイズ、突発的ノイズ、地震波形の振幅レベル及び性質を解析し評価する。 突発的ノイズの振幅及び傾度を解析し評価する。								*:データ解析時に実施する		25	総合評価	収集したノイズ波形記録から観測点におけるノイズの振幅レベル及びスペクトル構造を解析する。 収集したセルフテスト波形記録の詳細から矩形波校正入力に対するセンサーの応答を解析する。 地震波形記録の解析から波形記録の質を評価する。 収集した常時ノイズ、突発的ノイズ、地震波形の振幅レベル及び性質を解析し評価する。 突発的ノイズの振幅及び傾度を解析し評価する。									*:データ解析時に実施する			
26	機器本体の清掃等	センサー及び処理器の清掃をする。					○		周囲環境を考慮した機能維持		26	機器本体の清掃等	センサー及び処理器の清掃をする。					○		周囲環境を考慮した機能維持						
27	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		27	図書類 ・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え						

「個別点検」 29-1 ダム情報処理装置、ダム放流設備制御装置													「個別点検」 29-1 ダム情報処理装置、ダム放流設備制御装置													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月			
1	CPU使用率の点検	ステータスマニタソフト等により、CPU使用率を前回点検時データと比較し、極端な変化の有無を点検する。					○		システムに発生する可能性がある障害の未然防止のための点検である。	測定可能な装置のみ実施	1	CPU使用率の点検	ステータスマニタソフト等により、CPU使用率を前回点検時データと比較し、極端な変化の有無を点検する。					○		システムに発生する可能性がある障害の未然防止のための点検である。	測定可能な装置のみ実施					
2	ネットワークの点検	OA-LANについて、システムに残っているログ情報の確認やLANアナライザでダムコン内ネットワークの負荷を測定し、ネットワークの異常の有無や負荷状況が適切かどうかを点検する。(通常は10%程度以下)					○		システムに発生する可能性がある障害の未然防止のための点検である。	OA-LANネットワークがあるダム・堰のみ実施	2	ネットワークの点検	OA-LANについて、システムに残っているログ情報の確認やLANアナライザでダムコン内ネットワークの負荷を測定し、ネットワークの異常の有無や負荷状況が適切かどうかを点検する。(通常は10%程度以下)					○		システムに発生する可能性がある障害の未然防止のための点検である。	OA-LANネットワークがあるダム・堰のみ実施					
3	メモリー使用量の点検	ステータスマニタソフト等により、メモリー使用量を確認し、前回点検時データと比較して、メモリーが異常に使用されていないかどうかを点検する。(メモリーリークの有無)					○		システムに発生する可能性がある障害の未然防止のための点検である。	測定可能な装置のみ実施	3	メモリー使用量の点検	ステータスマニタソフト等により、メモリー使用量を確認し、前回点検時データと比較して、メモリーが異常に使用されていないかどうかを点検する。(メモリーリークの有無)					○		システムに発生する可能性がある障害の未然防止のための点検である。	測定可能な装置のみ実施					
4	図書類・予備品等の確認	整理・保管されていること及び予備品等の保管状態、数量等を確認する。					○		障害時の備え		4	図書類 ・予備品等の確認	整理・保管されていること及び予備品等の保管状態、数量等を確認する。					○		障害時の備え						

「個別点検」 30-2 受変電設備(継電器類共通事項(誘導形)) 2/2													「個別点検」 30-2 受変電設備(継電器類共通事項(誘導形)) 2/2													
No	確認事項の概要	作業実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月			
5	過電圧地絡継電器の性能確認	最小動作電圧測定 整定タップにて、継電器の円板が動き始め、動作完了するまでの最小動作値を測定し確認する。 動作時間測定 整定タップにて、タップ値の120、150、200%の電圧を入力したとき、動作時間を測定し確認する。					○	リレーテスタ	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合測定結果の変化傾向の把握		5	過電圧地絡継電器の性能確認	最小動作電圧測定 整定タップにて、継電器の円板が動き始め、動作完了するまでの最小動作値を測定し確認する。 動作時間測定 整定タップにて、タップ値の120、150、200%の電圧を入力したとき、動作時間を測定し確認する。					○	リレーテスタ	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合測定結果の変化傾向の把握						
6	方向地絡継電器の性能確認	クリーピング試験 電圧要素に定格電圧の110%を印加して、継電器不動作を確認する。 最小動作電流測定 ZCTと組合せ、電圧コイルに定格電圧の30、50、100%を印加したときの最小動作電流を測定し確認する。電圧と電流は同相にて行う。 位相特性測定 ZCTと組合せ、定格電圧における動作電流の1000%の電流を通過し、進み位相、遅れ位相の動作点位相を測定し確認する。					○				6	方向地絡継電器の性能確認	クリーピング試験 電圧要素に定格電圧の110%を印加して、継電器不動作を確認する。 最小動作電流測定 ZCTと組合せ、電圧コイルに定格電圧の30、50、100%を印加したときの最小動作電流を測定し確認する。電圧と電流は同相にて行う。 位相特性測定 ZCTと組合せ、定格電圧における動作電流の1000%の電流を通過し、進み位相、遅れ位相の動作点位相を測定し確認する。					○								
7	各種保護継電器の協調確認	現地検査成績書と現地整定値を照合する。					○				7	各種保護継電器の協調確認	現地検査成績書と現地整定値を照合する。					○								

電子媒体での管理に移行したため削除

電子媒体での管理に移行したため削除

脱字

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠
「個別点検」 36-1 ロードヒーティング											「個別点検」 36-1 ロードヒーティング											誤字
No	確認事項の概要	作業実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月						毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	操作、機能の確認	計器、表示灯、操作機構の確認をする。 配電盤 発錆、腐蝕、損傷、塗装の剥離、扉の開閉等の確認をする。 警報装置、保護装置の回路試験を行い、異常がないことを確認する。 盤構成器具の変色、配線端子符号の脱落、異常過熱等の確認をする。 絶縁抵抗測定。 主回路-大地間を500V絶縁抵抗計により測定し、5MΩ以上であることを確認する。 計器用変成器 外部点検（汚損、腐食、過熱、異音、ヒューズの異常、接地線接続部）を行い、異常がないことを確認する。 電磁接触器 接点の摩耗、溶損等及び操作機構の確認をする。 機器外箱の接地状態の確認をする。 漏電遮断器 操作機構の確認をする。 テストボタンによるトリップ試験を行い、異常がないことを確認する。 開閉試験を行い、異常がないことを確認する。 発熱線の絶縁抵抗測定。 主回路-大地間を500V絶縁抵抗計により測定し、0.2MΩ以上であることを確認する。						絶縁抵抗計 (500V メガー)	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	操作、機能の確認	計器、表示灯、操作機構の確認をする。 配電盤 発錆、腐蝕、損傷、塗装の剥離、扉の開閉等の確認をする。 警報装置、保護装置の回路試験を行い、異常がないことを確認する。 盤構成器具の変色、配線端子符号の脱落、異常過熱等の確認をする。 絶縁抵抗測定。 主回路-大地間を500V絶縁抵抗計により測定し、5MΩ以上であることを確認する。 計器用変成器 外部点検（汚損、腐食、過熱、異音、ヒューズの異常、接地線接続部）を行い、異常がないことを確認する。 電磁接触器 接点の摩耗、溶損等及び操作機構の確認をする。 機器外箱の接地状態の確認をする。 漏電遮断器 操作機構の確認をする。 テストボタンによるトリップ試験を行い、異常がないことを確認する。 開閉試験を行い、異常がないことを確認する。 発熱線の絶縁抵抗測定。 主回路-大地間を500V絶縁抵抗計により測定し、0.2MΩ以上であることを確認する。						絶縁抵抗計 (500V メガー)	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		
2	機能を維持するための確認	各部の増締め 締付け部、取付ボルト及び接続部の緩みを増締めする。 機器各部の内外面の清掃する。							周囲環境を考慮した機能維持		2	機能を維持するための確認	各部の増締め 締付け部、取付ボルト及び接続部の緩みを増締めする。 機器各部の内外面の清掃する。							周囲環境を考慮した機能維持		
3	図書類・予備品等の確認	図書類の保管状況及び予備品等の数量を確認する。							障害時の備え		3	図書類・予備品等の確認	図書類の保管状況及び予備品等の数量を確認する。							障害時の備え		
「個別点検」 37-3 発動発電機（ディーゼル）〔直流電源盤〕											「個別点検」 37-3 発動発電機（ディーゼル）〔直流電源盤〕											電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月						毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	性能、機能の確認	整流器交流入力電圧、出力電圧、電流、負荷電圧電流、蓄電池電圧を測定し確認する。 蓄電池、セル毎の電圧、電解液比重を測定し確認する。 浮動充電、均等充電自動切替試験を行い確認する。 保護回路、警報回路の動作試験を行い確認する。 蓄電池の交換推奨時期を確認する。 蓄電池の内部抵抗を各セル毎に測定し、標準値以下であることを確認する。						テスト、比重計	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	消防適用品は6ヶ月とする。	1	性能、機能の確認	整流器交流入力電圧、出力電圧、電流、負荷電圧電流、蓄電池電圧を測定し確認する。 蓄電池、セル毎の電圧、電解液比重を測定し確認する。 浮動充電、均等充電自動切替試験を行い確認する。 保護回路、警報回路の動作試験を行い確認する。 蓄電池の交換推奨時期を確認する。 蓄電池の内部抵抗を各セル毎に測定し、標準値以下であることを確認する。						テスト、比重計	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	消防適用品は6ヶ月とする。 MSE、HSE以外	
2	機能を維持するための確認	整流器、蓄電池清掃をする。							周囲環境を考慮した機能維持		2	機能を維持するための確認	整流器、蓄電池清掃をする。								周囲環境を考慮した機能維持	
「個別点検」 37-3 発動発電機（ディーゼル）〔直流電源盤〕											「個別点検」 37-3 発動発電機（ディーゼル）〔直流電源盤〕											脱字 電気通信施設点検業務標準歩掛（案）備考欄の記載とあわせ「MSE,HSE以外」の追記
No	確認事項の概要	作業実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月						毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	性能、機能の確認	整流器交流入力電圧、出力電圧、電流、負荷電圧電流、蓄電池電圧を測定し確認する。 蓄電池、セル毎の電圧、電解液比重を測定し確認する。 浮動充電、均等充電自動切替試験を行い確認する。 保護回路、警報回路の動作試験を行い確認する。 蓄電池の交換推奨時期を確認する。 蓄電池の内部抵抗を各セル毎に測定し、標準値以下であることを確認する。						テスト、比重計	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	消防適用品は6ヶ月とする。	1	性能、機能の確認	整流器交流入力電圧、出力電圧、電流、負荷電圧電流、蓄電池電圧を測定し確認する。 蓄電池、セル毎の電圧、電解液比重を測定し確認する。 浮動充電、均等充電自動切替試験を行い確認する。 保護回路、警報回路の動作試験を行い確認する。 蓄電池の交換推奨時期を確認する。 蓄電池の内部抵抗を各セル毎に測定し、標準値以下であることを確認する。						テスト、比重計	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	消防適用品は6ヶ月とする。 MSE、HSE以外	
2	機能を維持するための確認	整流器、蓄電池清掃をする。							周囲環境を考慮した機能維持		2	機能を維持するための確認	整流器、蓄電池清掃をする。								周囲環境を考慮した機能維持	

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版														新 朱書き修正														改定主旨・根拠
「個別点検」 38-1 地下タンク設備 1/2														「個別点検」 38-1 地下タンク設備 1/2														
No	点検項目	点検内容及び判断基準等		点検周期					使用測定器等	点検の目的等		備	No	点検項目	点検内容及び判断基準等		点検周期					使用測定器等	点検の目的等		備			
		毎	1	2	3	6	12								毎	1	2	3	6	12								
		日	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月								日	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月								
1	外観、機能の確認	上部スラブ	亀裂、崩没、不同沈下の有無							○		周囲環境を考慮した機能維持		1	外観、機能の確認	上部スラブ	亀裂、崩没、不同沈下の有無							○		周囲環境を考慮した機能維持		
			固定状況の適否							○						固定状況の適否							○					
		通気管	腐食、損傷の有無							○					通気管	腐食、損傷の有無							○					
			引火防止網の脱落、目づまり等の有無							○						引火防止網の脱落、目づまり等の有無							○					
		液量自動表示装置	損傷の有無							○					液量自動表示装置	損傷の有無							○					
			作動状況及び指示の適否							○						作動状況及び指示の適否							○					
		計量口	蓋の閉鎖状況							○					計量口	蓋の閉鎖状況							○					
			変形、損傷の有無							○						変形、損傷の有無							○					
		漏洩検査管	変形、損傷、土砂等の堆積の有無							○					漏洩検査管	変形、損傷、土砂等の堆積の有無							○					
		漏洩検知装置(二重殻タンク)	損傷の有無							○					漏洩検知装置(二重殻タンク)	損傷の有無							○					
			警報装置の機能の適否							○						警報装置の機能の適否							○					
		注入口	変形、損傷の有無							○					注入口	変形、損傷の有無							○					
			接地電極損傷の有無							○						接地電極損傷の有無							○					
		注入ピット	亀裂、損傷、滯油、滯水、土砂等の堆積の有無							○					注入ピット	亀裂、損傷、滯油、滯水、土砂等の堆積の有無							○					
		配管	漏洩の有無							○					配管	漏洩の有無							○					
			変形、損傷の有無							○						変形、損傷の有無							○					
			塗装状況及び腐食の有無							○						塗装状況及び腐食の有無							○					
			固定の適否							○						固定の適否							○					
		バルブ	亀裂、損傷、滯油、滯水、土砂等の堆積の有無							○					バルブ	亀裂、損傷、滯油、滯水、土砂等の堆積の有無							○					
			漏洩、損傷の有無							○						漏洩、損傷の有無							○					
			開閉機能の適否							○						開閉機能の適否							○					
		囲い、床、たためます、油分離装置	亀裂、損傷の有無							○					囲い、床、たためます、油分離装置	亀裂、損傷の有無							○					
			滯油、滯水、土砂等の堆積の有無							○						滯油、滯水、土砂等の堆積の有無							○					
		標識、掲示板	取付状況、記載事項の適否及び損傷、汚損の有無							○					標識、掲示板	取付状況、記載事項の適否及び損傷、汚損の有無							○					
		消火器	位置、設置数、外観的機能の適否							○					消火器	位置、設置数、外観的機能の適否							○					
2	接地抵抗測定	注入口	D種 100Ω以下であることを確認する。							○	接地抵抗計	接地抵抗値の確認		2	接地抵抗測定	注入口	D種 100Ω以下であることを確認する。							○	接地抵抗計	接地抵抗値の確認		
「個別点検」 39-1 太陽電池アレイ (10kW)														「個別点検」 39-1 太陽電池アレイ (10kW以下)														
No	確認事項の概要	作業実施範囲、具体的方法		点検周期					使用測定器等	点検目的の概要		備	考	No	確認事項の概要	作業実施範囲、具体的方法		点検周期					使用測定器等	点検目的の概要		備	考	
		毎	1	2	3	6	12								毎	1	2	3	6	12								
		日	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月								日	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月								
1	外観、機能の確認	モジュールの汚れ、損傷、変色の有無を確認する。							○		装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握			1	外観、機能の確認	モジュールの汚れ、損傷、変色の有無を確認する。							○		装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握			
		アレイの枠や架台の変形、錆、損傷及び架台へのモジュール取付部の緩みの有無を確認する。							○							アレイの枠や架台の変形、錆、損傷及び架台へのモジュール取付部の緩みの有無を確認する。							○					
		外部配線の損傷の有無を確認する。							○							外部配線の損傷の有無を確認する。							○					
		接地線の断線、損傷の有無及び接地端子に緩みがないかを確認する。また、端子締付け部の締め付け状況を確認する。							○							接地線の断線、損傷の有無及び接地端子に緩みがないかを確認する。また、端子締付け部の締め付け状況を確認する。							○					
2	性能の確認	主回路の絶縁抵抗の測定 モジュールの出力端子を短絡し、同端子と枠または接地端子間を絶縁抵抗計にて測定し、100MΩ以上であることを確認する。							○	絶縁抵抗計 (500V メガー)				2	性能の確認	主回路の絶縁抵抗の測定 モジュールの出力端子を短絡し、同端子と枠または接地端子間を絶縁抵抗計にて測定し、100MΩ以上であることを確認する。							○	絶縁抵抗計 (500V メガー)				
		開放電圧の測定を行い、アレイ開放電圧と各ストリング開放電圧が大きくばらついていないかを確認する。 過去の測定記録と照合し、異常の有無を確認する。							○	DC 500V電圧計						開放電圧の測定を行い、アレイ開放電圧と各ストリング開放電圧が大きくばらついていないかを確認する。 過去の測定記録と照合し、異常の有無を確認する。							○	DC 500V電圧計				

消防法による(年2回)

「以下」追記

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠
「個別点検」 39-2 太陽光発電設備（接続箱（10kW））											「個別点検」 39-2 太陽光発電設備（接続箱（10kW以下））											「以下」追記
No	確認事項の概要	作業実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月														
1	外観、機能の確認	外箱の腐食、損傷及び据付ボルト等の緩みの有無について確認する。緩みがあれば締め付ける。 外部配線の損傷の有無及び接続端子の緩みを確認する。緩みのある場合は締め付ける。 接地線の断線、損傷及び接地端子の緩み及び端子締付け部の状況を確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	外観、機能の確認	外箱の腐食、損傷及び据付ボルト等の緩みの有無について確認する。緩みがあれば締め付ける。 外部配線の損傷の有無及び接続端子の緩みを確認する。緩みのある場合は締め付ける。 接地線の断線、損傷及び接地端子の緩み及び端子締付け部の状況を確認する。							○	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	性能の確認	回路の絶縁抵抗500V絶縁抵抗計で測定し、1MΩ以上であることを確認する。 開放電圧の測定を行い、アレイ開放電圧と各ストリング開放電圧が大きくばらついていないかを確認する。						○	絶縁抵抗計 (500V メガー)	各系列間の開放電圧を測定し、ラツキが15V以下であること	2	性能の確認	回路の絶縁抵抗500Vを絶縁抵抗計で測定し、1MΩ以上であることを確認する。 開放電圧の測定を行い、アレイ開放電圧と各ストリング開放電圧が大きくばらついていないかを確認する。							○	絶縁抵抗計 (500V メガー)	各系列間の開放電圧を測定し、ラツキが15V以下であること
「個別点検」 39-3 太陽光発電設備（パワーコンディショナ（10kW））											「個別点検」 39-3 太陽光発電設備（パワーコンディショナ（10kW以下））											「以下」追記
No	確認事項の概要	作業実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月														
1	外観、性能の確認	外箱の腐食、損傷及び据付ボルト等の緩みの有無について確認する。緩みがあれば締め付ける。 配線の損傷の有無及び接続端子の緩みを確認する。緩みがあれば締め付ける。 接地線の断線、損傷、接地端子の緩み、端子締付け状況を確認する。 動作時の異音、異臭の有無を確認する。 換気口フィルタの汚れ、目詰り等を確認し、汚れ等がある場合は清掃する。 正常に発電していることを指示計器または表示により確認する。 運転・停止等の状態表示を確認する。 発電電力・積算電力量等の表示値を確認する。 なお、天候等事情により運転が不可能な場合は停止のみの確認としても良いものとする。						○	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	外観、性能の確認	外箱の腐食、損傷及び据付ボルト等の緩みの有無について確認する。緩みがあれば締め付ける。 配線の損傷の有無及び接続端子の緩みを確認する。緩みがあれば締め付ける。 接地線の断線、損傷、接地端子の緩み、端子締付け状況を確認する。 動作時の異音、異臭の有無を確認する。 換気口フィルタの汚れ、目詰り等を確認し、汚れ等がある場合は清掃する。 正常に発電していることを指示計器または表示により確認する。 運転・停止等の状態表示を確認する。 発電電力・積算電力量等の表示値を確認する。 なお、天候等事情により運転が不可能な場合は停止のみの確認としても良いものとする。							○	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	絶縁耐力及び機能の確認	主回路及び制御回路の絶縁抵抗を500V絶縁抵抗計で測定し、1MΩ以上であることを確認する。 インバータ内部保護機能試験を実施し、機能確認試験で正常であることを確認する。 系統連系保護継電器試験を実施し、装置の解列や故障表示などが正常に動作することを確認する。 投入ロック試験を実施し、商用電源が停止状態の時、太陽光発電設備と商用電源の並列接続用開閉器が投入できないことを確認する。また、商用電源を復活させて、所要時間後に自動始動、並列運転することを確認する。						○	絶縁抵抗計 (500Vメガー)		2	絶縁耐力及び機能の確認	主回路及び制御回路の絶縁抵抗を500V絶縁抵抗計で測定し、1MΩ以上であることを確認する。 インバータ内部保護機能試験を実施し、機能確認試験で正常であることを確認する。 系統連系保護継電器試験を実施し、装置の解列や故障表示などが正常に動作することを確認する。 投入ロック試験を実施し、商用電源が停止状態の時、太陽光発電設備と商用電源の並列接続用開閉器が投入できないことを確認する。また、商用電源を復活させて、所要時間後に自動始動、並列運転することを確認する。							○	絶縁抵抗計 (500Vメガー)	

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠						
「個別点検」 4 1 - 1 環境点検 (観測所局舎・中継所局舎等)													「個別点検」 4 1 - 1 環境点検 (観測所局舎・中継所局舎等)																			
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考											
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月									
1	局舎屋外における外観確認	局舎及び基礎部の破損、発錆、塗装の剥離、変形の有無を確認する。 壁面等雨漏れ、ひび割れ及び塗装の剥離等の異常がないか確認する。 屋根、屋上防水面の処置に異常はないか、雨漏りがないか確認する。 フェンスの破損箇所、施錠装置、発錆、塗装の剥離、基礎部の異常はないか確認する。 標識板に異常はないか確認する。 周囲の他施設が伝搬路に影響を及ぼさないか確認する。 敷地内及び周辺の地滑りはないか確認する。 出入口の施錠の状態、扉開情報（警報出力）は正常であるか確認する。 保守用道路等の法面崩壊や路面崩落、落石等の危険箇所はないか確認する。			※	※	○		局舎の経年変化、風風雪、地震、飛来物等による劣化または、損傷による当該設備への影響等を確認する。		1	局舎屋外における外観確認	局舎及び基礎部の破損、発錆、塗装の剥離、変形の有無を確認する。 壁面等雨漏れ、ひび割れ及び塗装の剥離等の異常がないか確認する。 屋根、屋上防水面の処置に異常はないか、雨漏りがないか確認する。 フェンスの破損箇所、施錠装置、発錆、塗装の剥離、基礎部の異常はないか確認する。 標識板に異常はないか確認する。 周囲の他施設が伝搬路に影響を及ぼさないか確認する。 敷地内及び周辺の地滑りはないか確認する。 出入口の施錠の状態、扉開情報（警報出力）は正常であるか確認する。 保守用道路等の法面崩壊や路面崩落、落石等の危険箇所はないか確認する。			※	※	○		局舎の経年変化、風風雪、地震、飛来物等による劣化または、損傷による当該設備への影響等を確認する。												
2	局舎屋内における外観確認	棚・キャビネット、測定器等の固定、耐震対策は十分であるか確認する。 天井部、壁面部等からの雨漏りまたはその痕跡等がないか確認する。 蛍光灯（照明器具）の破損、劣化、不点状態を確認する。 蜂、蛇、ねずみ等の小動物が侵入する恐れはないか確認する。 電気及び火気を使用する場所において、消火器（CO2、粉末）の設置状態の確認及び有効期限の確認をする。 無線局においては、免許状等の掲示状況の確認をする。 増設負荷設備等への適正配線、適正分岐（分電盤等）の確認をする。 トイレの状況、炊事場の水回りの確認をする。			※	※	○		局舎の経年変化、風風雪、地震、飛来物等による劣化または、損傷による当該設備への影響等を確認する。		2	局舎屋内における外観確認	棚・キャビネット、測定器等の固定、耐震対策は十分であるか確認する。 天井部、壁面部等からの雨漏りまたはその痕跡等がないか確認する。 蛍光灯（照明器具）の破損、劣化、不点状態を確認する。 蜂、蛇、ねずみ等の小動物が侵入する恐れはないか確認する。 電気及び火気を使用する場所において、消火器（CO2、粉末）の設置状態の確認及び有効期限の確認をする。 無線局においては、免許状等の掲示状況の確認をする。 増設負荷設備等への適正配線、適正分岐（分電盤等）の確認をする。 トイレの状況、炊事場の水回りの確認をする。			※	※	○		局舎の経年変化、風風雪、地震、飛来物等による劣化または、損傷による当該設備への影響等を確認する。												
3	局舎内外の清掃	排水溝やルーフドレンを点検し、状況により清掃をする。 局舎内及び敷地内の整理、整頓及び清掃をする。					※	○	環境の整備を行い、事故の発生を未然に防止する。		3	局舎内外の清掃	排水溝やルーフドレンを点検し、状況により清掃をする。 局舎内及び敷地内の整理、整頓及び清掃をする。					※	○	環境の整備を行い、事故の発生を未然に防止する。												
「個別点検」 4 1 - 2 環境点検 (受変電設備建屋)													「個別点検」 4 1 - 2 環境点検 (受変電設備建屋)																			
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考											
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月									
1	建屋屋外における外観確認	局舎及び基礎部の破損、発錆、塗装の剥離、変形の有無を確認する。 壁面等雨漏れ、ひび割れ及び塗装の剥離等の異常がないか確認する。 屋根、屋上防水面の処置に異常はないか、雨漏りがないか確認する。 フェンスの破損箇所、施錠装置、発錆、塗装の剥離、基礎部の異常はないか確認する。 出入口の施錠の状態、扉開情報（警報出力）は正常であるか確認する。			※	※	○		室外環境を考慮した、設備の健全性維持		1	建屋屋外における外観確認	局舎及び基礎部の破損、発錆、塗装の剥離、変形の有無を確認する。 壁面等雨漏れ、ひび割れ及び塗装の剥離等の異常がないか確認する。 屋根、屋上防水面の処置に異常はないか、雨漏りがないか確認する。 フェンスの破損箇所、施錠装置、発錆、塗装の剥離、基礎部の異常はないか確認する。 出入口の施錠の状態、扉開情報（警報出力）は正常であるか確認する。			※	※	○		室外環境を考慮した、設備の健全性維持												
2	建屋屋内における外観確認	天井部、壁面部等からの雨漏りまたはその痕跡等がないか確認する。 蛍光灯（照明器具）の破損、劣化、不点状態を確認する。 棚・キャビネット、測定器等の固定、耐震対策は十分であるか確認する。 電気及び火気を使用する場所において、消火器（CO2、粉末）の設置状態の確認及び有効期限の確認をする。 蜂、蛇、ねずみ等の小動物が侵入する恐れはないか確認する。 点検通路が確保（障害物等により遮蔽されていないこと）されていることを確認する。			※	※	○		室内環境を考慮した、設備の健全性維持		2	建屋屋内における外観確認	天井部、壁面部等からの雨漏りまたはその痕跡等がないか確認する。 蛍光灯（照明器具）の破損、劣化、不点状態を確認する。 棚・キャビネット、測定器等の固定、耐震対策は十分であるか確認する。 電気及び火気を使用する場所において、消火器（CO2、粉末）の設置状態の確認及び有効期限の確認をする。 蜂、蛇、ねずみ等の小動物が侵入する恐れはないか確認する。 点検通路が確保（障害物等により遮蔽されていないこと）されていることを確認する。			※	※	○		室内環境を考慮した、設備の健全性維持												
3	建屋内の清掃	局舎内及び敷地内の整理、整頓及び清掃をする。					※	○			3	建屋内の清掃	局舎内及び敷地内の整理、整頓及び清掃をする。					※	○													

消防法による(年2回)
無線局の免許状等のデジ
タル化に伴い削除

消防法による(年2回)

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠
「個別点検」41-3 環境点検 (空調設備)													「個別点検」41-3 環境点検 (空調設備)													「自動復帰確認」追加 備考欄の追記
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月			
1	機器の状態確認	機器の取付け状況を確認する。 装置本体の加熱、異音、振動、異臭の有無を確認する。 電磁閉閉器類の加熱、異音を確認する。			※	※	○		装置の正常動作を維持し、通信・情報機器等の適正な運用を図る。		1	機器の状態確認	機器の取付け状況を確認する。 装置本体の加熱、異音、振動、異臭の有無を確認する。 電磁閉閉器類の加熱、異音を確認する。			※	※	○		装置の正常動作を維持し、通信・情報機器等の適正な運用を図る。						
2	室内温度の設定及び確認	局舎屋内の温度確認 (観測機器に与える温度 (高・低) の確認) 及びサーモスタット等温度設定を確認する。			※	※	○		室内温度を管理し、機器の正常な機能の維持を図る。		2	室内温度の設定及び確認	局舎屋内の温度確認 (観測機器に与える温度 (高・低) の確認) 及びサーモスタット等温度設定を確認する。			※	※	○		室内温度を管理し、機器の正常な機能の維持を図る。						
3	絶縁抵抗測定及び接地抵抗測定	絶縁抵抗及び接地抵抗を測定し基準値内であることを確認する。					○	絶縁抵抗計 (500Vメガー) 接地抵抗計	基準値内であることを確認する。		3	自動復帰確認	停電から復電した際、正常に動作が復帰するか確認する。					○								
4	接続部の確認	接続ケーブル、端子等の接続状態を確認する。					○		接続の緩み、損傷を早期に見・復旧させる。		4	絶縁抵抗測定及び接地抵抗測定	絶縁抵抗及び接地抵抗を測定し基準値内であることを確認する。					○	絶縁抵抗計 (500Vメガー) 接地抵抗計	基準値内であることを確認する。	分電盤の点検で負荷絶縁及びE家用電気設備で接地抵抗を測定している箇所は省略可					
5	清掃等	機器及び周囲の清掃をする。					○		清掃を行うと共に環境整備を図る。		5	接続部の確認	接続ケーブル、端子等の接続状態を確認する。					○		接続の緩み、損傷を早期に見・復旧させる。						
6	清掃等	機器及び周囲の清掃をする。					○		清掃を行うと共に環境整備を図る。		6	清掃等	機器及び周囲の清掃をする。					○		清掃を行うと共に環境整備を図る。						

「個別点検」42-1 国土交通省公共ブロードバンド移動通信システム													「個別点検」42-1 国土交通省公共ブロードバンド移動通信システム													電子媒体での管理に移行したため削除
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月			
1	電源電圧の確認	自蔵の計器またはテスタにより測定する。					○	テスタ	装置の正常動作の確認 許容値との照合	安定化電源装置およびバッテリー型電源装置を含む。	1	電源電圧の確認	自蔵の計器またはテスタにより測定する。					○	テスタ	装置の正常動作の確認 許容値との照合	安定化電源装置およびバッテリー型電源装置を含む。					
2	送信出力確認	定格電源電圧で送信部出力端子において送信電力を測定し、指定出力±50%以内であることを確認する。					○	高周波電力計 保守用PC			2	送信出力確認	定格電源電圧で送信部出力端子において送信電力を測定し、指定出力±50%以内であることを確認する。					○	高周波電力計 保守用PC							
3	送信周波数確認	周波数計により測定し基準値 (±5×10 ⁻⁶) 以内であることを確認する。					○	周波数カウンタ 保守用PC			3	送信周波数確認	周波数計により測定し基準値 (±5×10 ⁻⁶) 以内であることを確認する。					○	周波数カウンタ 保守用PC							
4	スプリアス発射または不要発射強度の許容値	スペクトラムアナライザ等で測定し、下記の値であることを確認する。 9kHzを越え 3GHz以下 25μW 以下 ただし、160MHzを越え 215MHz以下は 1μW 以下					○	スペクトラムアナライザ 保守用PC			4	スプリアス発射または不要発射強度の許容値	スペクトラムアナライザ等で測定し、下記の値であることを確認する。 9kHzを越え 3GHz以下 25μW 以下 ただし、160MHzを越え 215MHz以下は 1μW 以下					○	スペクトラムアナライザ 保守用PC							
5	隣接チャネル漏洩電力 (BW: 4.8MHz)	搬送波から下記の離調をし、帯域内に輻射される電力が搬送波電力に対して許容値以下であることを確認する。 許容値 5MHz離調 (±2.4MHz帯域内) -21dBc以下 かつ 10MHz離調 (±2.4MHz帯域内) -41dbc以下					○	スペクトラムアナライザ 保守用PC			5	隣接チャネル漏洩電力 (BW: 4.8MHz)	搬送波から下記の離調をし、帯域内に輻射される電力が搬送波電力に対して許容値以下であることを確認する。 許容値 5MHz離調 (±2.4MHz帯域内) -21dBc以下 かつ 10MHz離調 (±2.4MHz帯域内) -41dbc以下					○	スペクトラムアナライザ 保守用PC							
6	占有周波数帯域幅	許容占有帯域幅以内 (4.9MHz) 以下であることを確認する。					○	スペクトラムアナライザ 保守用PC			6	占有周波数帯域幅	許容占有帯域幅以内 (4.9MHz) 以下であることを確認する。					○	スペクトラムアナライザ 保守用PC							
7	空中線確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。					○				7	空中線確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。					○								
8	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。安定化電源装置およびバッテリー型電源装置を含む。					○				8	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。安定化電源装置およびバッテリー型電源装置を含む。					○								
9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。安定化電源装置およびバッテリー型電源装置を含む。					○		周囲環境を考慮した機能維持		9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。安定化電源装置およびバッテリー型電源装置を含む。					○		周囲環境を考慮した機能維持						
10	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		10	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え						

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠
「個別点検」 43-1 ITSスポット (RSU)													「個別点検」 43-1 ITSスポット (RSU)													
No	確認事項の内容	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の内容	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月			
1	伝搬路の見直し確認	伝搬路の見直し確認する。							○	周囲環境を考慮した機能維持		1	伝搬路の見直し確認	伝搬路の見直し確認する。							○	周囲環境を考慮した機能維持				
2	外観確認	【空中線】 空中線・取付金具の変形、取付方向損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 【筐体・支柱】 筐体、ポール、据付架台を含む機器全体の破損、変形、塗装、錆、ボルト類の緩みの有無を確認する							○	目視による無線部の確認		2	外観確認	【空中線】 空中線・取付金具の変形、取付方向損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 【筐体・支柱】 筐体、ポール、据付架台を含む機器全体の破損、変形、塗装、錆、ボルト類の緩みの有無を確認する							○	目視による無線部の確認				
3	動作確認	状態表示、LEDの確認する。							○	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		3	動作確認	状態表示、LEDの確認する。							○	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握				
4	各部電圧確認	各部の電圧を自蔵計器またはテスタ等により測定する。							○	自蔵計器またはテスタ		4	各部電圧確認	各部の電圧を自蔵計器またはテスタ等により測定する。							○	自蔵計器またはテスタ				
5	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。							○	ケーブルの緩み等の装置内接続の把握		5	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。							○	ケーブルの緩み等の装置内接続の把握				
6	避雷素子の確認	破損、変色、発熱等を確認し、劣化した素子は交換する。							○	素子の破損等の確認	主たる装置に含む	6	避雷素子の確認	破損、変色、発熱等を確認し、劣化した素子は交換する。							○	素子の破損等の確認	主たる装置に含む			
7	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。 据付状態、緩み等のないことを確認する。							○	周囲環境を考慮した機能維持		7	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。 据付状態、緩み等のないことを確認する。							○	周囲環境を考慮した機能維持				
8	電界強度確認	サービスエリア内の定点における電界強度が設置当時及び前回データと大差ないことを確認するとともに、規定値を満足していることを確認する。 (規定値：+60dBm (eirp))							○	スペクトラムアナライザまたは (ITSスポット) 電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		8	電界強度確認	サービスエリア内の定点における電界強度が設置当時及び前回データと大差ないことを確認するとともに、規定値を満足していることを確認する。 (規定値：+60dBm (eirp))							○	スペクトラムアナライザまたは (ITSスポット) 電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		
9	送信周波数確認	運用波（測定時は無変調状態）において、周波数が、規定値内にあるかを確認する。 (指定周波数の±5PPM以内)							○	スペクトラムアナライザまたは (ITSスポット) 電界強度測定器		9	送信周波数確認	運用波（測定時は無変調状態）において、周波数が、規定値内にあるかを確認する。 (指定周波数の±5PPM以内) 保守用パソコンを接続するなどし、定数設定画面にて確認する。							○	スペクトラムアナライザまたは (ITSスポット) 電界強度測定器				

「個別点検」 44-1-1 ヘリサット架 (基地局)													「個別点検」 44-1-1 ヘリサット架 (基地局)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月	12ヶ月			
1	ヘリサット制御装置の機能確認	各スイッチによる操作及び表示器が正常に動作することを確認する。							○	装置の正常動作の確認		1	ヘリサット制御装置の機能確認	各スイッチによる操作及び表示器が正常に動作することを確認する。							○	装置の正常動作の確認				
2	地上用変復調装置の確認	映像・音声 が正常に受信できていることを確認する。							○		2	地上用変復調装置の確認	映像・音声 が正常に受信できていることを確認する。							○						
3	映像復号装置の確認	映像の復元状態を確認する。							○		3	映像復号装置の確認	映像の復元状態を確認する。							○						
4	音声マトリクススイッチの確認	各スイッチによる切替が正常に動作することを確認する。							○		4	音声マトリクススイッチの確認	各スイッチによる切替が正常に動作することを確認する。							○						
5	自動応答装置の確認	国交省統合網からの電話応答が正常に行われることを確認する。							○		5	自動応答装置の確認	国交省統合網からの電話応答が正常に行われることを確認する。							○						
6	MPEG2/H.264デュアルエンコーダの確認	両モード符号圧縮が正常に行われることを確認する。							○		6	MPEG2/H.264デュアルエンコーダの確認	両モード符号圧縮が正常に行われることを確認する。							○						
7	アップコンバータの確認	スキャンレートの変換が正常に行われていることを確認する。							○		7	アップコンバータの確認	スキャンレートの変換が正常に行われていることを確認する。							○						
8	デジタル/アナログ変換器の確認	A/D変換機能が正常に行われていることを確認する。							○		8	デジタル/アナログ変換器の確認	A/D変換機能が正常に行われていることを確認する。							○						
9	タイトルジェネレータの確認	タイトルが画面に挿入されることを確認する。							○		9	タイトルジェネレータの確認	タイトルが画面に挿入されることを確認する。							○						
10	接続部の確認	コネクタ、プラグイン等の緩み及びヒューズの緩みを確認する。							○		10	接続部の確認	コネクタ、プラグイン等の緩み及びヒューズの緩みを確認する。							○						
11	FANの点検	FANが正常に回転しているかを確認する。 また、FAN周辺が汚れている場合は清掃する。							○		11	FANの点検	FANが正常に回転しているかを確認する。 また、FAN周辺が汚れている場合は清掃する。							○						
12	バッテリーの確認	内蔵バッテリーを確認し、必要に応じて交換する。							○		12	バッテリーの確認	内蔵バッテリーを確認し、必要に応じて交換する。							○						
13	機器本体の清掃	機器本体の内外面を清掃する。							○		13	機器本体の清掃	機器本体の内外面を清掃する。							○	周辺環境を考慮した機能維持		但し、内部清掃のための解体は行わない。			
14	図書・予備品等の確認	基地局設備全体の図書類が整理・保管されていること及び予備品類の保管状態、数量等を確認する。							○		14	図書・予備品等の確認	基地局設備全体の図書類が整理・保管されていること及び予備品類の保管状態、数量等を確認する。							○	電子媒体での管理に移行したため削除					

設置状態により、実測定が不可能なため、定数設定にて確認

電子媒体での管理に移行したため削除

電気通信施設点検基準(案) 新旧対照表

旧 令和7年版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠
「個別点検」 44-2-1 無線伝送部・空中線 (機上局)													「個別点検」 44-2-1 無線伝送部・空中線 (機上局)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月			
1	外観確認	ケーブル類の変形、損傷、異常な発熱、腐食、塗装の剥離状態等の有無を確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	外観確認	ケーブル類の変形、損傷、異常な発熱、腐食、塗装の剥離状態等の有無を確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握						
2	ボルト類の確認	ボルト及びねじの緩み、脱落を目視、手締等で確認する。						○			2	ボルト類の確認	ボルト及びねじの緩み、脱落を目視、手締等で確認する。						○							
3	空中線機構及び外部機能確認	アンテナ装置・アンテナ制御装置・アンテナ駆動装置・送受信装置の装置機構及び空冷ファンの状態の確認を行い、問題がないことを確認する。						○			3	空中線機構及び外部機能確認	アンテナ装置・アンテナ制御装置・アンテナ駆動装置・送受信装置の装置機構及び空冷ファンの状態の確認を行い、問題がないことを確認する。						○							
4	送信出力電力確認	MODEMから大電力増幅装置の入力をレベルメータで確認し、大電力増幅装置の利得及び出力が規定値であることを確認し、交差偏波識別度が規定となっていることを確認する。						○	レベル計 空中線電力計		4	送信出力電力確認	MODEMから大電力増幅装置の入力をレベルメータで確認し、大電力増幅装置の利得及び出力が規定値であることを確認し、交差偏波識別度が規定となっていることを確認する。						○	レベル計 空中線電力計	交差偏波識別度は飛行点検時に実施					
5	送信周波数確認	無変調波をスペクトラムアナライザにより測定し、周波数が基準値内であることを確認する。						○	スペクトラムアナライザ		5	送信周波数確認	無変調波をスペクトラムアナライザにより測定し、周波数が基準値内であることを確認する。						○	スペクトラムアナライザ	不要波及び占有周波数帯域幅測定含む					
6	受信機能の確認	実通話により明瞭度、雑音等の問題が無いことを確認する。						○			6	受信機能の確認	実通話により明瞭度、雑音等の問題が無いことを確認する。						○							
7	機器本体等の清掃	機器本体の内外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		7	機器本体等の清掃	機器本体の内外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持						
8	図書類の確認	機上局設備全体の図書類が整理・保管されていることを確認する。						○	障害時の備え		8	図書類の確認	機上局設備全体の図書類が整理・保管されていることを確認する。						○	障害時の備え						
「個別点検」 45-1-6 処理装置(受信/信号処理装置※、データ変換装置、データ蓄積装置) (Xバンドレーダ局)													「個別点検」 45-1-6 処理装置(受信/信号処理装置※、データ変換装置、データ蓄積装置) (Xバンドレーダ局)													
No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					仕様測定器	点検目的の概要	備考	No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					仕様測定器	点検目的の概要	備考					
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月	12 ヶ 月			
1	操作部スイッチ機能の確認	各スイッチ類による機能の確認をする。						○	装置の正常動作の維持		1	操作部スイッチ機能の確認	各スイッチ類による機能の確認をする。						○	装置の正常動作の維持						
2	電圧等の確認	チェック端子により各部電圧等の測定を行い標準値内であることを確認する。 標準値 AC入力電圧±3% DC出力電圧±10%						○	電圧計、デジタルマルチメータ 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握		2	電圧等の確認	チェック端子により各部電圧等の測定を行い標準値内であることを確認する。 標準値 AC入力電圧±3% DC出力電圧±10%						○	電圧計、デジタルマルチメータ 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握						
3	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。						○	装置の正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	必要となる装置のみ。	3	電池の交換確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、 対象となるものは交換する。 対象となるものは交換する。						○	装置の正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	必要となる装置のみ。					
4	自動再起動の動作確認	停電復旧後、自動的にシステムが再起動することを確認する。						○			4	自動再起動の動作確認	停電復旧後、自動的にシステムが再起動することを確認する。						○							
5	予備機等の設定確認	現用機と予備機の設定情報が同じか確認する。						○		該当設備がある場合は、点検を実施	5	予備機等の設定確認	現用機と予備機の設定情報が同じか確認する。						○		該当設備がある場合は、点検を実施					
6	入出力コンソール部の動作確認	キーボードの動作確認及び表示の確認をする。 ディスプレイ部の輝度、画面位置サイズなどの確認をする。						○		必要となる装置のみ。	6	入出力コンソール部の動作確認	キーボードの動作確認及び表示の確認をする。 ディスプレイ部の輝度、画面位置サイズなどの確認をする。						○		必要となる装置のみ。					
7	ハードディスクの動作確認	ハードディスクアクセスランプの目視確認とOS異常ログの確認を行う。						○			7	ハードディスクの動作確認	ハードディスクアクセスランプの目視確認とOS異常ログの確認を行う。						○							
8	テストプログラムによる動作確認	テストプログラムにより動作が正常であることを確認する。						○			8	テストプログラムによる動作確認	テストプログラムにより動作が正常であることを確認する。						○							
9	パラメーターファイルのバックアップ	全てのパラメーターデータのバックアップを取得する。						○			9	パラメーターファイルのバックアップ	全てのパラメーターデータのバックアップを取得する。						○							
10	制御機能の確認	制御信号により各装置の制御が正しく行われることを確認する。						○			10	制御機能の確認	制御信号により各装置の制御が正しく行われることを確認する。						○							
11	監視機能の確認	各装置からの状態等ステータス情報が正しく表示できることを確認する。						○			11	監視機能の確認	各装置からの状態等ステータス情報が正しく表示できることを確認する。						○							
12	時刻の確認	時計表示が時報と合致していることを確認する。						○			12	時刻の確認	時計表示が時報と合致していることを確認する。						○							
13	記録データの確認	記録されているデータの種別・期間を確認し正しく記録されていることを確認する。						○			13	記録データの確認	記録されているデータの種別・期間を確認し正しく記録されていることを確認する。						○							
14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。						○			14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。						○							
15	機器本体の清掃等	ファンモジュールの確認及び清掃をする。 機器本体の内外面を清掃する。 機器据付状態の確認をする。						○	周囲環境を考慮した機能維持		15	機器本体の清掃等	ファンモジュールの確認及び清掃をする。 機器本体の内外面を清掃する。 機器据付状態の確認をする。						○	周囲環境を考慮した機能維持						

電子媒体での管理に移行したため削除

電池交換は別途とする。

